

鹿兒島県史料

名越時敏史料十

解題

一

今年度は、昨年度発行『名越時敏史料九』の後半に収録した名越時敏（以下、時敏）の書写物である「群書合輯」（以下、「合輯」）一から四に続く五から十六を『名越時敏史料十』として刊行する。

大部の冊数であるため、所収された内容は多岐にわたるが、大別すれば、1 伊地知季安・季通父子の著作、2 朝鮮出兵・関ヶ原関係、3 江戸関係、4 寺院・神社関係、5 武術関係、6 藩内関係、7 日記・記録、8 封建道徳、9 海外情報、10 明治以降の史料、となる。

所収されている史料中最も新しい年記は、「合輯」十三中の「天保初年万留」にある明治二十二年である。時敏は明治十四年六月十六日に死去しているので「合輯」の編集には別人の手が加わっていることは明らかであるが、それが誰であるかは不明である。

また、「合輯」全体に共通することであるが、時敏が書写する史料を誰からどのようにして借用したかなどは記されていないものが多い。しかし、「合輯」によってしか知られない事実も多々あり、貴重な史料群であることは確かである。

二

以下、大別した内容について若干触れる。

1 ここには『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集』に既に収録された考証・考察が多く含まれ

ており、時敏が伊地知季安の著作を重視していたことが分かる。本冊には同書に収録されなかった分を収録する。

(1) 「加藤清正之鎧由来之事」 加藤清正の鎌鎧を島津家久が入手したことについて、姑息な手を使って入手したとの逸話と、家久が朝鮮へ召し連れられた面高連長坊の日記をあげている。(2) 「異風口大石火矢之事」 豊後より持ち帰った「異風口大石火矢」についての考察である。これは佐土原藩主島津忠徹が兵具所の道具を拝覧するので、道具の由緒・口碑等についての考察を命ぜられたことに応えたものである。(3) 「陰陽之御太刀之詛」は、源頼朝より拝領した陰陽の太刀について記し、それに関連して、「桜田御成之節被進候御太刀拵之儀同」で、寛永七年、家久より公方へ献上の女龍・男龍を細工した太刀、中国の宝剣干将・莫邪について触れている。(4) 「曾小河地名之唱同」 佐土原藩主に同行した曾小川氏の尋ねに対して、曾小をソコと読むことについて述べた考証である。(5) 「木脇刑部左衛門祐春聞書・木脇賀左衛門祐盛聞書」 木脇祐春・祐盛の聞書と木脇関係の史料を載せている(以上、五)。(6) 「御文書裏打之事」 先年、宝鑑・巻物として整理した以外の御文書を裏打ちし、その卷子化を元禄十六年にすることになるが、通常の勤め時間の四ツ八ツでは埒が明かないとして、早朝より晩までの勤めの賄すなわち超過勤務手当を要求し許可された。しかしその後、整理はなされず多数の放置文書があったため、安政元年、古御文書取調掛に伊地知季安等が任命され、そこで行われた整理について記している(八)。(7) 「天保初年万留」 この一点のみ伊地知季通が記したものである。季通は自ら、少年の時世間の珍事類を筆記した雑書があると云っており、その中から天保三から六年の分を、明治二十二年に写している(十三)。(8) 「信証院様御事蹟参考」 鹿児島で最初の黄檗宗寺院寿国寺の実質的創建者である島津綱貴の側室江田氏について、綱貴との出会い、父・兄弟等に触れ、江田氏の生前の名が「梅かへ」であることを考証する(十六)。

2 (1) 「濃州関ヶ原御陣場案内口上覚書」 関ヶ原合戦の陣配り・小早川秀秋の動きなどを、関ヶ原通行の大名に説明するため作られたものを桑原惣次郎が写したものである。(2) 「忠恒様御感状」 文化八年、公儀への系図

差し出しが命ぜられたが、それまで明記がなかった家久の家督年を「島津家正統系図」の家督年とは異なり慶長四年であるとした。また、遠祖の貞久・氏久・元久の誕生年も確定した。(3)「大山稲助覚書」中世の佐々木定綱に繋がる大山稲介家についての記録であり、最後に、寛永五年、零落した稲介が救済を求める「御侘」がある(以上、六)。

3 (1)「徳川幕府年中行事」江戸城で行われる年間行事と作法・手続きを記したものである。関連史料としては十二にある「公辺諸御礼定」がある。(2)「諸伝聞書幕府辺之事」①大岡忠相が算術の名人の野田文蔵を召し出し御勘定役とする時の逸話である。②飯田町の儒者三輪執斎の門人となった田所町名主が町奉行所より褒美を受けたことによる影響と執斎および倅について記す。(1)及び①②共に、宝暦八年筆禍事件により処刑された馬場文耕著「当時珍説秘要録」からの書写である。なお、江戸城へ宮家・御三家・老中その他の登城の仕方や、細川重賢の家臣稲津弥右衛門・堀平太左衛門および松山藩主の家臣への慈愛に関する逸話は何からの書写であるか不明である。③養子・仮養子の具体的説明および家督振る舞いの変遷について記す。(3)「稲葉石見侯堀田筑前侯を刺殺之論」殿中刃傷の記録と、貞享元年若年寄稲葉正休が大老堀田正俊を殿中で刺殺したことを課題とする、寛政五年造士館で行われた試業の山本伝蔵以下八人の答案である(以上、九)。

4 (1)「御先祖以来廟堂要覧」島津家先祖に関わる御牌・廟所などのある四十の寺について由緒を含めた記録である。(2)「御廟所調」廃仏毀釈後における寺に付属していた墓地の名称一覧であり、得能通古による明治七年の著作である。(3)「大龍寺由緒書」家久が鹿兒島城へ移る前まで居城とした内城の跡を寺とし、大中(貴久)と龍伯(義久)の一字ずつを採り大龍寺と名付け、南浦文之が住職となった寺の由緒書である。(4)「弘化四年丁未九月廿一日於妙谷寺御施餓鬼被仰付候一件」義久建立の伊敷妙谷寺は弘化四年修補することになった。それに併せ、同年が慶長三年の泗川の戦いから二百五十年に当たるため行われた敵味方戦死者の施餓鬼供養について記す。

最初は義弘の御牌を安置する妙円寺で行う筈が、辺土の地で不便であるとして、妙谷寺へ変更となった。拝礼を許される戦死者子孫の氏名、施餓鬼実施の状況が分かる。(5)「御記録方神社調」文久二年十月二十五日、御記録方添役黒田清綱などにより作成された鹿兒島神(正八幡)以下、祠を含め四十六社についての机上による由緒調べである。これについて、黒田等は「御領国中之神社由緒、古史・旧記ニ拠り由緒之大略五段ニ取調差上申候、尤、祠宇之大小、社地之変遷、口碑伝来之次第等、私共現在其地見分不仕事ニ而、前文古書之面ニ符合仕居候哉否之儀者詳ニ難相知御座候」と記している。(6)「神社由緒并御進納物調」「御寄付相濟候神社」十一社の名前、二十九社の「諸神社縁起大概」が添えられている。(7)「大根占川上大明神・大始良岩戸大明神禁忌事件」大根占川上大明神・大始良岩戸大明神に關わる地域の禁忌の内容とその処置についての史料である(以上、十)。

5 (1)「重尚丈名矢」東郷重尚・重張の弓射の逸話を列挙する。(2)「白尾家鎗術伝来由緒書」寛政二年、白尾家に伝来する大島流鎗術について、誰から伝授されたか・代々の師範となる先祖名・流儀について上様の取り扱いと流儀の規模・師匠家に取り立てられた年月日と仰せ渡した家老衆及び取次の用人名を呈出するよう、記録所より命ぜられたことに対する白尾登五右衛門の回答書である。(3)「鈴木弥藤次話留」重豪の御供目付を勤め、天明七年鹿兒島へ居を移した関口新心流柔術の達人鈴木藤賢について、門人の但馬仲兵衛が種々の話を後世の門人に伝えるために記したものである。(4)「武術流祖録抄」兵学・馬術・刀術・槍術・薙刀・小具足捕手柔術・炮術のそれぞれの流派の祖についての簡略な記述である(以上、十一)。

6 (1)「市来次左衛門 御城御座之間記」朝貢のため鹿兒島に来た琉球王子が座敷拝見の時、応対した目付市来次左衛門が王子より頼まれ、城の各間の絵の意味について書き与えたものである。宝永三年に再建される鹿兒島城の諸間の絵を描いた彩色絵師名が付記される。ここで省略されている御対面所と獅子間・波之間については『鹿兒島県史料 薩摩藩法令史料集六』にあるが、この史料の最後には「斯文ハ造士館助教兼御記録奉行市来次右衛門

政(空)□カ斉興公ニ奉リタル者ナリト云」とある(五)。(2)「琉人立之諸事件」慶長十五年、家久が琉球王を連れて江戸城へ登城し將軍などへ拜謁したのを皮切りに(九)、以後、將軍の代替わり毎に藩主は琉球使節を伴い登城することになった。寛延元年、藩主宗信の時の賀慶使について、前例を踏まえた準備・計画・実施の状況を具体的に知ることができ、『鹿児島史料 旧記雜録追録五』三〇五号などの記述を補う史料である。(3)「諸郷地頭付安永比」安永頃と推定される諸郷の地頭および大口・出水・高岡の地頭代の一覧である。狩夫人数が記され、就任年も一部には付けられている。(4)「継豊公御代御縁類之御大名様方御由緒調」延享二年時の五代藩主継豊の縁戚関係を記す。(5)「九州御大名衆御方々様方江御通融二付御由緒等之覚」延享元年、島津氏と九州諸大名との関わりと関係の深淺について記す。(6)「元服之家々連名」直元服を許される家の一覧である(以上、十二)。(7)義久期、南蛮人による喜入の無開地借用の申し出の話、および山川衆中の山伏鯨島円成坊がキリシタン宗の邪術を实地に示し、以後キリシタン宗は制禁されたとの逸話を「旧伝集」から書写したものである(十三)。(8)「御儉約掛久保平内左衛門吟味書」文化六年一月、儉約掛に任じられた郡奉行久保之正(以下、久保)が、財政が極めて困窮しているため規定に触れることであっても申し上げるように命ぜられたことに対する上申書である。産物代金の九割ほどが借財の利払いであるという困窮しきった財政打開のため、藩主斉宣は樺山久言・秩父季保等を家老に据え、徹底した改善策を採ろうとしたが、重豪の逆鱗に触れ潰された(「文化朋党事件」)。再び藩政介助をはじめた重豪により儉約策提出を命ぜられたのである。重豪期の儉約策は、儉約と領内の疲れにならないことを両立させるという二律背反するものであった。久保への指示も「下々江迷惑筋不相成様可逐吟味」と、重豪期の儉約方針と同一である。このため、久保は、財政の根本である「量入制出」の基本に返り、産物料で取り続きができるよう所帯の大根を据えなくては財政改善は難しい。それなしに産物の物買い入れなどをすれば、一時は凌げるが将来の支障となるとして、領内の現状を踏まえた改善策を種々提示している。「諸郷榮劣調」と合わせ見るべきものであ

る(十四)。(9)「蒲生谷口旧記」 肝付氏との対立から慶長十八年に至る動向と、蒲生氏を退けた後、蒲生城本丸鬼門に立てられた祈願所仏生寺に関する事項を核にして、その他、天正十四年、島津の旗本となる肥後表五ヶ国の大名小名の氏名、蒲生氏落去後の歴代地頭名、蒲生へ召し移された者の氏名、関ヶ原敗退後義弘の供をした者の氏名など種々の史料が整理されないまま載せられている(十六)。

7 (1)「橋口市郎右衛門所持之古日記」 小根占町橋市郎右衛門所有の文禄五年から元和三年に至る日記の抜粋である。これには鹿児島城の御楼門は慶長十七年に柱立てが行われた、と今迄知られていなかった記述等がある。

(2)「島津中務日記」「島津久憑日帳抜書」 明暦二年三・四月の島津久茂の江戸日記である。寛永二十年閉鎖を命ぜられた山ヶ野金山は明暦二年六月再開発が許されるが、その直前の江戸の動きが知られる。また、三月九日の記事からは薩摩焼が贈答用として活躍していたことも知られる。さらに、二十日以降には質人である証人交代についての記事が散見され、交代の基準などが知られる。このように、この日記により江戸藩邸の動きが知られ、江戸詰の仕事内容も垣間見ることができる。明暦三年十月の書状案文でも江戸の状況が窺える。久茂子の島津新八郎(後、甲斐久武)の万治元年十月から閏十二月までの日記、万治二年七月から十月までの日帳・案文帳、万治三年七月から十二月までの日記によっても鹿児島島の動きを知ることができる(以上、十三)。

8 (1)「久保氏駿台雑話正成篇之弁」 「薩州士風伝」の著者である久保之英が、寛延三年に刊行された室鳩巢(直清)晩年の随筆教訓書である「駿台雑話」を読み、楠木正成は「功名科中ノ人」とあることは義理を失したものであるとして、天明七年に反論したものである。(2)「竹迫藤四郎宿許状」 竹迫藤四郎が子大四郎に送った書状である。祖母への孝養・文武の修業・武器類の手入れ・礼法などについて具体例を挙げて説いている。また、衣類などの物好きを禁じ、金銀米銭衣服の善悪や男女の善悪、食物・呑物等の話はしない。さらに、武士の家に生まれた女の心得る事柄をも列挙する。大四郎へも、幼少からよく教育し、その学びが癖になるようにならなければ、

成長しても立派な武士にはなれないと結んでいる。封建道徳の教科書ともなるものである（以上、十四）。

9時敏も海外情報により外国を知る必要を感じたのであろうか。十五には、①フランス海軍とオランダ・イギリス連合海軍が戦ったカープ、ラ、ハラグユエ海戦、②清国によるカシユガル征伐の次第、③「船舶新編」巻一から巻四の目録、④弘化三年浦賀へアメリカ船渡来および幕府の対応などの次第、⑤別段風説として、オランダ、オランダ領東インド、イギリス領インド、中国、イギリス、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フランス、ドイツ、スペイン、ポルトガル、イタリア、トルコ、ギリシャ、ロシア、アメリカ州の状況や動き、中国・東インドへの備えとするヨーロッパ海軍・アメリカ海軍の船号・旗記・筒数・船長名およびオランダ海軍の船号・種類・船長の名と官名の一覧、などを入手し所載する。

三

10明治以降の史料では、二年十一月十九日、政府が長崎県へ命じ摘発した切支丹信者を九州・中国・四国の諸藩へ分散居住させることにした一件の史料（十五）があるが、ここでは、西南戦争時に出した島津久光（以下、久光）の建言書に注目し、西郷隆盛（以下、西郷）との関係等について検討することにする。

明治以降の史料において注目されるのが、「西南戦争」の戦いの最中における久光建言書に、ある意味での西郷を擁護・救済する意向、すなわち擁護論が見られることである。

久光が国事に乗り出すに当たり、大久保利通（以下、大久保）等の要請により、文久二年二月、大島に配流されていた西郷は赦され帰還し、徒目付島預庭方兼役に復帰した。

西郷は、久光出府の事情を聞き、久光が藩主でもなく、そのため他藩主との交際もない「じごろ」（田舎者）であり、西郷が絶対視した島津斉彬と比較すれば、才腕力量において劣っていると考えていたと指摘されていること

はよく知られるところである。

久光出府をしぶしぶ承知した西郷は先発し、肥・筑の形勢を視察し、下関で久光の到着を待つように命ぜられたが、下関で京阪での義兵の動きがあることを知り、それを統制・鎮撫しようと久光の命に背いて行動していた。下関についた久光は、西郷の無断上京を知り、また、西郷が諸浪士と結託して暴挙に組みしているとの誤った情報にも接した。西郷の行動に激怒した久光は、西郷を処罰することにし、六月、帰藩させると徳之島に配流し、さらに沖永良部島へ遷した。

しかし、国事に乗り出した久光の公武合体論は躰きを見せ、尊皇論へ変化する流動的状況になってきた。この難局に対応し、事態打開をはかるには西郷の力が必要となり、元治元年正月頃より召還の動きが有志の間に出てきており、久光に西郷の赦免を懇願した。久光は西郷に対して釈然としない気持ちがあったと云われているが、結局は赦免を許した（『鹿児島県史』（以下、『県史』）第三巻）。鹿児島に着くなりすぐさま上京を命ぜられ、軍賦役に任ぜられた。

以後、薩摩藩の軍事面のトップとして戊辰戦争を指導し、明治維新を実現させる立役者となったことは周知するところである。

久光と西郷との個人的なわだかまりが解けないままであったとしても、幕末までは久光が絶対的上位者であり、事の決定にはすべて久光の裁断が必要であった。

この状況が戊辰戦争後一変する。

藩政面では、下級士族を中心とする戊辰戦争凱旋兵士団の藩政改革要求・門閥打破運動のように、久光抜きで事を運ぶようになってきた。その動きの背後には西郷がいると久光はみており、西郷への不満・反発は強かった。これは、薩摩藩兵を率いて東征軍に参加せよとの勅許を得ていた忠義が、西郷の進言により参加を中止させられたこ

とに続く西郷への不満であつた。

また、維新政府の要人となる大久保も、版籍奉還では久光に対し十分な説明もしておらず、廢藩置県では全く事前連絡もないまま斷行されたことにより久光の不满・反発を買うことになった。これらのことにより、久光は西郷個人・藩政に対してだけではなく、大久保を通して政府への不信を持つようになった、と芳即正氏は指摘している（『鹿兒島県史料 玉里島津家史料』（以下、『玉里』）六解題）。

この薩摩藩の状況の変化について、久光は、これは鹿兒島だけに留まらず朝廷にも波及するとして、つぎのように述べている。

初賊乱ノ平ク長土薩三藩士ノ力許多ナリ、故ニ薩兵士等休暇ヲ賜テ帰藩スルヤ、戦捷ノ余威ニ募リ衆人ヲ蔑視シ、或ハ人家ニ闖入シ、或ハ分捕ト称シテ席上ノ器什ヲ掠奪毀傷シ、或ハ白日酒樽ヲ荷テ街道ニ放歌シ、或ハ恣ニ髪ヲ断チ洋服ヲ著テ公然徘徊シ、或ハ門地ヲ無用ノ贅物トシテ是ヲ廢スルノ議ヲ主張シ、暴行跋扈至ラザル所ナシ、主宰タル者目見ザルガ如ク、耳聽カザルガ如ク、其為ス所ニ任ス、意在テ然ルガ如シ、臣病牀ニ在テ如何トモスル能ハズ、唯切齒嘆息スルノミ、終ニ其形勢ヲ朝廷ニ及ボシ、衣冠ヲ廢シ、礼節ヲ壞リ、政教法令宮殿器服、悉ク洋風ニ模擬拘泥シ、風土人情ノ異同モ弁明セズ、孟浪蕪雜ノ極ニ至ル、長大息ヲナスベシ、是皆諸藩士ノ其旧主ヲ輕侮スル者ト臣カ旧家臣五六輩ノ主張スル処、其本ヲ推セバ臣ガ不肖ニシテ制圧スル能ハザルノ罪ナリ（『玉里』八一―二四四八）

すなわち、戦地から帰還した藩士が乱暴狼藉を働き、門地廢止を主張している。主宰する者はこれを放置し、彼等のなすがままにしているのは意図があつてのことである。久光は病牀にあつて何もすることができず、切齒嘆息するだけである。これらの動きは朝廷にまで及び、従来の制度・風習などすべてを洋風に替えようとしているが、それは諸藩士の旧主を侮蔑する者と久光の家臣である五、六人の主張するところであり、元を質せば自分が不肖で

彼等（西郷・大久保等）を制圧できなかつたためである。

このように、久光の西郷等への不満・怒りは強かつたにもかかわらず、西南戦争が勃発すると、西郷を擁護し、政府の処置を責めている。

西郷擁護については、十年二月十三日、大久保より鹿児島県庁への内達でも、「今般鹿児島県下騷擾ニ付テハ種々巷説モ有之候得共、右ハ全ク県下ノ私学校党過激少年輩ノ挙動ニ出候次第ニテ、元ヨリ旧藩主父子等ニ連及致候義無之、且西郷隆盛ハ過激少年ニ対シ大義名分ヲ以、屢説諭ニ尽力致候処、終ニ承服ニ不至、不得止身ヲ避ケ候」〔『玉里』八一―二七七四〕と、今回の件は私学校党過激の少年輩の挙動であり、西郷は大義名分を以て説諭に及んだが承服しなかつたため、やむを得ず身を避ける（預けるか）ことになったのだと、西郷は受動的参加であると擁護している。

久光へは、鹿児島県下の逆徒が熊本県において悖乱の挙動に及んだことにより、征討令を發し、二品親王有栖川熾仁を征討総督に任じ進發を命じたので、議官柳原前光を遣わし天皇の旨を諭させるので誠意をつくせ、との勅書が下された（『玉里』八一―二七七五）。

これに対し、久光は、奉答書である「見込上申手扣」〔『玉里』八一―二七七八〕を四月朔日に作成し、さらに久光の正使島津珍彦（旧重富領主・忠義三弟）・副使山本孫九郎、忠義の正使島津忠欽（旧今和泉領主・忠義四弟）・副使内田政風の四人を上京させ、久光奉答書について説明を尽くさせた（『玉里』八一―二七八二）。

久光奉答書を要約・補足して示すと、つぎの通りである。

①西郷等が政府へ訊問の筋があると称して多勢兵器を携えて出發したことは臣道を失しており、それ自体大きな罪であることは間違いない。しかし、内務卿大久保利通・大警視川路利良より中原尚雄等が内命を受け帰県し、離間工作、実は西郷暗殺を討議していることが發覚し、捕縛糾弾により得られた口供を大山県令が県下に告示した

が、その口供を政府は妄説と断定して布達している。これには大きな疑惑を持たざるをえない。なぜならば、數百里も離れた場所での事をすぐさま妄説と決めつければ、至理至平の処分でないことから、政府へ叛逆するとの罪には西郷も服さないであろう。鹿児島県人民は口供と云う確証により西郷暗殺計画があつたことを知っている。自分もこの口供などを正確な証拠であると信じている。

② 弾薬掠奪は中等の捕縛前であることは自分も保証する。しかし、その時西郷は大隅国高山辺りへの旅行中にこのことを聞き、大いに憤怒し、兇暴の挙動を譴責したことは県下人民のよく知るところである。その際に西郷暗殺のことが露頭し、これにより西郷は意を決して衆と訊問の事を議定したと言われている。

③ 西郷等が征韓論に敗れた後、職を辞して、政府の許可を得ずに帰県したことは臣礼を失しており、過ちは大きい。久光は佐賀の乱が起こった時、下向して西郷を説諭し、共に上京することの許しを得たが、西郷の辞職には条理があることを知り、あながち上京を促すことはしなかつた。政府はこのことを責めることはできない。もし、非職大将の任にある者を今になって責めるなら烏有に帰するからである。また、在県して恣に横行しても国憲に触れないならば、政府の威力であつても抑圧する権利はない。さらに、弾薬掠奪は壯士輩の兇暴により起こつたものであり、この一事により西郷が今度の行動に出たのではなく、他の理由によつていたのであるから、必ず別の鎮静の方法を工夫する必要がある。これは裁判で糾弾した上でなければ明確にすることができない。

④ 古今国家に反逆を図る者は多い。しかし、未然に露頭すれば、その主領のみを処分し、連判帳などがあつても、時の執権が大量ならば焼き捨て罪にしないことを美事としてきた。毛を吹いて疵を求めるのは小人である。これは事を執る者の度量の違いにより美悪が分かれるのであるから最も注意すべきことである。現在、外国が我が国を狙つており、昔の日本とは違う状況にあるから、種々思慮しなければ不測の事態が生じる恐れがある。と云つても国法をないものとするのではなく、これを処置するには政府の公明正大の処分しかない。

⑤政府に賢者・有能者が在職し、無偏無党の文武の官人が国家に尽くし衆を誘導するならば、外国から侵略される憂いもなく、万民は命令を遵奉して一揆強盜の難もあるはずがない。しかし、現在は各地に士族の反乱があり、今西郷党がある。また、百姓一揆も頻発する。外国からは嗤笑され、国内は疲弊し負債も多い。この根源は、人民が耐えがたい状況にあるためである。皆が無心になって省みれば、このことは明らかである。今度の布達は糾弾なく妄説と決めつけている。もし、妄説であると確認するとしても、再度の取調の上でなければ人民は信認しないであろう。そのためには、至急休戦令を総督府に下し、関係者を集め、公平な裁判によって事を処分する。ことが必要である。

すなわち、休戦した上で西郷の武力蜂起の発端となった事柄を公平に判断した上での処分決定を求めた。

久光・忠義両人の正使二人は、四月十六日、参内し天顔を拝した後、太政官大書記官中村弘毅へ会い、三条実美へ久光の書翰を託した。

さらに、勅使として久光に会い、久光から直話を聞いた柳原前光からは、休戦の儀は既に宸断が出たことなのでとても採用はないが、裁判の件は必ず実施される、との返答があった。

十五日の戦地からの電報では、既に諸路の官軍は熊本城へ連絡が取れ、賊方はどこへ遁走したか不明との状況にあった中でこの会合であった。

二十二日、侍従長高崎正風と話し合いがもたれ、高崎から、裁判の件は政府も既に着手しているが、休戦の件は征討となっている上は久光の建白は奏聞しがたいと内定した旨が伝えられた。

また、内閣の議定が変化したことについて、高崎より彼の考えがどのように伝えられた。

三条実美は、勅使として久光の意向を直接聞いた柳原前光から至極宜しき処置（休戦・裁判による解決ができれば）を聞かされ安心していたところ、二十日に木戸・大久保・伊藤・大隈が大坂から上京し評議した。その評議は

つぎのようなものであった。

是迄鹿児島ノ事ハ政府ノ取扱別途ニ出テ、何辺県ノ意ノ如クト曰フ、情態アリテ申サハ驕子ノ如キモノナリ、夫故へ今度ノ事モ自然ト引出シタルモノニテ、今此時ヲ過シテハ、孰レノ時カ彼レヲ御スルノ期アルヘケンヤ、玉石共ニ碎キ置クト申程ニ県力ヲ剝奪シ取扱フ外ナシ、故ニ此度ノ建言モ

勅意ニ背戻スル故、奏 聞難致旨ヲ被達、可然トノ事（『玉里』八一—二七八二）

すなわち、是までは鹿児島県については政府も特別扱いをしており、県の意向をそのまま認めるという状況にあった。云うならば、驕子（駄々っ子）への甘い取り扱いであった。それが今度のようなことを自然に引き出したのである。この時を見過ごしては鹿児島県を制御する時期はない。玉石共に碎き、国の統制から独立するような県力を剝奪し、他の県同様に取り扱う外はない。今度の建言も勅意に背きもとるものであるから、奏聞できないと伝えることは当然である、との方針が決定したのである。

このような決定がなされているため、高崎は休戦の件は取り下げてはどうか、と申し出た。これに対し、珍彦などは、建白人の権は見込みを忌諱なく申し上げることであつて、採択の有無は政府にある。征討のまま政府の云々明々白々な裁判を開いたとしても、事は偏言に帰して人心の固結が氷解することはなく、政府が手を打つことができないのは明白であるから先ず休戦を提案したのである。また、政府が内外切迫、天下の形勢を洞察して特別の恩恵を給うならば、これにより皇国の元気を保ち、外国の猖獗などを防ぎ、彼が嗤笑を止めさせると云う主意により出されたものであるが、西郷などの敗北が明らかになつた今、敢えて上申する必要もないが取り下げるといふは、としい。

その上、両公の建言は御至誠に出て、将来国家の憂いを見抜いた上でのものであるが、政府の方針は、後来の見据えはなく、悉く私意に出て、玉石共に圧伏する意向であり、両者の間は天と地ほどの違いがある。このような小

人の政府役人がいくら議論しても、それは論ずる価値もない。心ある者はこれを聞いたら鬨眉絶倒し政府の醜態を歎息し、後来の頼みがたきを憂い、人気は沈滅し、いよいよもめ事は多くなるのではないか、これでは政府の醜態を培養するようなものであるから、不採用であつても両公の意を穢すものでない、と言いつつ放った。

二十六日、三条太政大臣との会合で、西郷暗殺の件などは無根の妄説と布達したと、裁判開始の齟齬を尋ねたところ、三条よりは確乎たる答はなく、ただ、政府より暗殺を命じたことはないが、裁判実施はその後に決定した、など曖昧な答に終始した。裁判の手続きについては、既に鹿児島県令に巨細を達し、口供に関係した人物を護送するよう命じてあるとのことであつた。

また、「弾薬掠奪ハ捕縛人ノ前ナルハ臣等モ保証スル処ナリ」（『玉里』八一―二七七八）の部分で、三条は、今度の挙動について西郷が保証しているとの口ぶりであつたので、弾薬奪取が捕縛人の口供より先であれば、他日事を為す意図が顕然であり、捕縛人の口供が先であれば、この事件のため掠奪するのだと云う聊かの理由付けができる、と説明し、掠奪の時には西郷は不在で奪取の事実を知らなかつたのであり、捕縛人の口供が事の発端である、と強調した。

なお、明治三年には、上製銃薬十四万八〇〇〇斤余・中製銃薬四万五七〇〇〇斤余が鹿児島には保管されていた（十五「両御旗本」）。これら旧藩時代に製造された弾薬は陸軍省所管にはなつていたが、旧城下士等にとつては「旧主ノ手ニ成リタルモノタルヲ以テ、内外事アルノ際ハ巴カ有ト予テ見做シタル要品」（十五「内田政風氏記録ノ要目抜抄」）とあるように、陸軍省所有物ではなく、自分たちの所有物であるとの意識があつた、と云うのであり、これは鹿児島県が特別扱いされていたことの結果生じた意識であつたと云えよう。

山本孫九郎・内田政風は五月八日帰県し、桜島へ避難している両公へ首尾を報告した後、着任早々の県令岩村通俊と連絡を取り、政府との会談により公正な裁判が開かれることが確約されているので、捕縛人や中原高雄等の所

持した証拠となる物を取りまとめ県庁へ提出すれば、東京へ護送し、処置されることを西郷へ連絡するよう求めた。しかし、西郷との連絡は一切取れなかった（十五「御使節一件」）。

兎も角、久光の西南戦争に対する当初の理解は、「見込上申手扣」及び久光・忠義両人の使者の説明にあるように、西郷には直接・積極的な責任はなく、彼の行動には理があると理解していたことが分かる。それは久光・忠義より鹿児島県庁への通達に、「当県激烈之徒、於熊本県鎮兵ト意外ニ兵端ヲ開候」（『玉里』八一―二七八―ノ二）とあり、理のある西郷軍は支障なく熊本を通過できるものと考えていたと思惟されるのであり、両者間の戦闘開始は、久光にとつては「意外」であったのである。

では、捕縛人の口供を証拠として作成された大山綱良による布達を妄言と断定する政府布達は間違いであり、公正な裁判が開かれない限り政府は国民の信を失い、以後の統治に支障が生ずると久光が政府を責め、西郷の擁護をするのはなぜであろうか。

全てに公平でありたいとする久光の生真面目な性格が根底にあるのであろうが、西郷擁護論を表向きにして政府批判を深めていった背景には、彼の描く国家像に基づく建言十四ヶ条（『玉里』六一―一九三―ノ二）・質疑二十ヶ条（『玉里』七二―一〇六五）などが政府に取り上げられないことがある。

これらについては、『玉里』六の解題で芳即正氏が既に取り上げているので参照したいが、その建言等の項目を示すつぎの通りである。

明治五年六月天皇巡幸の節提出された建言十四ヶ条（読み下し）は、至尊御学問の事・国の本を立て紀綱を張る事・服制を定め容貌を厳にする事・學術を正す事・慎んで人才を択ぶ事・外国交際を謹み審らかに彼我の分を弁うべき事・貴賤の分を明らかにする事・利欲を遠ざけ節義を重んじ詐術を退け誠実を貴ぶ事・兵気を振興し軍律を正す事・厳に淫乱を禁じ男女の別を明らかにする事・言路を開く事・獄を慎み賞罰を正す事・租を軽くし斂を薄く

する事・詳らかに出納を量る事、である。

六年六月、朝廷への質疑二十ヶ条は、①先王ノ法服ヲ洋服ニ改ラル、事・②太陽曆ト称シテ西洋ノ正朔ヲ用ラル、事・③玉座ヲ奉始各省総テ洋風ニ模擬セラル、事・④各省ニ洋人ヲ雇ヒ彼ノ教示ヲ受ル事・⑤侍読其人ニ非ル事・⑥侍臣阿諛ノ輩多キ事・⑦兵卒ヲ君側ニ近クル事・⑧官員等驕奢淫佚ノ輩多キ事・⑨華族ノ遊蕩ヲ禁セラル、事・⑩学校ノ規則、洋風ヲ基本トセラル、事・⑪都下ノ禁令苛酷ニ過ル事・⑫擊劍ノ師ヲ命セラレサル事・⑬兵制總テ洋式ヲ用ヒラル、事・⑭不急ノ土木ヲ興シ、會計ノ欠乏ヲ顧ミサル事・⑮無用ノ官員増加スル事・⑯邪宗ノ蔓衍ヲ防カサル事・⑰外国人ト婚姻ヲ許サル事・⑱神祇官ヲ廢シ神仏混合シテ教部省トナサレ、彈正台・刑部省ヲ合シテ司法省ヲ置ル、事・⑲民部・大藏ノ二省ヲ合併セラル、事・⑳散髮脱刀ノ洋風ヲ重シテ、束髮帶刀ノ御国風ヲ賤メラル、事、である。

前者については、「方今之御政体ニ而は、御国運日ヲ追テ御衰弱、万古不易之皇統も共和政治之悪弊ニ被為陷、終ニハ洋夷之属国ト可被為成形勢、鏡ニ掛テ拝スル如ク、歎息流涕之外無御座候」と、建言の理由を、この政体では、日本国が瓦解するのは明らかであり、それを阻止するためであるとしている。

また、これを受け取った側の反応については、つぎにより知られる。

右は此度鹿兒島御巡幸之節、以德大寺宮内卿建言ニ相成、先以 (実則) 御前ニ被留候趣御答ニ相成候由、徳卿より承り、誠ニ愕然之次第ニ御座候、併御返答も甚六ヶ敷義と存候間、程能取計候心得ニ御座候、実ハ別紙之趣余り意外之趣意故、至極秘密ニ致居候処、此節承り候得は英人之新聞ニ出候由故、自然御聞ニも相成候ハ、御心得之為ニ写取御廻申候、尊公限御内覽可被下候、兼而御苦慮も有之候通之情実、いかニも遺憾ニ御座候、如此書類世間ニ流布致候得は、頗人心之疑惑とも可相成と困却仕候事御惣察可給候(『玉里』六一一九三二

ノ二)

建言は余りに意外の内容であり、返答も難しく極秘扱いにされていたのである。しかし、経緯は不明ながら英人の新聞に出てしまった。この書類が世間に流布すれば、人心の疑惑となると困却している、とあり、極秘のまま無視しなければならぬ建言とされていたのである。

後者は、『玉里』七二〇六五では「癸西六月」と年月があり、「右二十条、愚意疑惑氷解難仕二付、明白ノ御教諭ヲ承知仕度、不奉顧忌諱御尋申上候事」と、三条実美へ意見を求めている。

芳氏は先の解題で、「七年の上京後五月二十三日三条と岩倉に対し次の二十カ条に対して意見を求め、改良すべきは改良し廃止すべきは廃止することを提議した」と記し、三条等は、⑤・⑥・⑩・⑭・⑮については具体的に指摘があれば処置する、⑱・⑲は分割済みとし、他は困難と回答した、とも記している。

当時の日本の置かれた立場からすれば、政府にとっては近代日本確立のため洋風化は必須としていたのであるが、両建言等に見る通り、久光はそれを進める政府に徹底して反対している。それは先の両公使者が「朝意ハ後來ノ見据ナク、悉ク私意ニ出」「小人輩ノ奸私」「政府ノ醜体」（『玉里』八一―二七八二）などの言に見るように、久光には政府・役人への不信があり、このままでは日本の瓦解に繋がるとの思いがあった。

また、西郷も「當時の政府當局を無能弱體と觀、早晚來るべき外患を處理する力なし」（『県史』第三卷）と認識していたのであり、この点では久光と共通する面があった。

西南戦争の進行中に休戦・裁判を政府に認めさせ、西郷を初めとする人材（玉）救済をと主張したのも、洋風化反対と同根であったのである。

ところで、鹿児島県には、戦争開始直後の段階では「薩軍ノ勝七部、官軍ノ勝三部」（十五）「内田政風氏記録ノ要目抜抄」と世評されるような多数の優秀な私学校党と云われる武装集団があったことを、西郷は西南戦争勃発前どのように考えていたのであろうか。

二月十七日、西郷は大山綱良に対し「今日迄人數ヲ纏メ居リシ拙者ノ旨意ハ、何レ近年ノ内ニハ外患起ルベク、然ルニ日本當今ノ形勢ニテハ迎モ其防禦ヲ爲スコト能ハズト見込ニ付、其節ニ當テハ右兵隊ノ者ヲ以テ國難ニ報スル素志」と語ったというのである（『県史』第三卷）。

近代国家では政府の統制から外れた武装集団の存在が認められないのは云うまでもない。西郷にとっては大山に述べたような意図であったとしても、西南戦争が証明するように、結果としては叛逆のための武装集団になっていたのである。それにも関わらず、政府の統制から外れた武装集団の存在を当然のことと認識していたのなら、西郷には近代国家についての理解がなかったと云わざるをえない。

また、私学校党を最終的にはどのように扱おうと考えていたのか、このままの状態が永続すると考えていたのか、または最終段階を予想していなかったのか、西郷のその段階における理解・認識が問われる点である。

『西郷南州遺訓』「問答」の南州答の七に、「變事俄に到來し、動搖せず、從容其變に應ずるものは、事の起らざる今日に定まらずんばあるべからず。變起らば、只それに應ずるのみなり」とある。西郷は私学校が設立されてから弾薬掠奪が起るまでの、いわば平時に、もし變事が起こったらどのように対処すると定めていたのであろうか。弾薬掠奪の報に接した時の態度からはそれはなかったように思われるのである。

云うならば、政府の甘やかしの結果であるが、官軍とは別の武力集団があることに疑問を持つこともせず、近代国家についての理解を欠いた西郷は、久光と同様に「じごろ」であったと云えよう。

(安藤保)

例 言

一本書は、東京大学史料編纂所所蔵「群書合輯」を底本とし、『鹿兒島県史料 名越時敏史料十』として刊行するものである。

一本書の目次は、本文の文書題をもとに作成した。

一「群書合輯」の番号（五〇十六）は、東京大学史料編纂所の目録番号に従った。

一収載した文章を他の文書や写本などによって補充または校合する場合は、次のようにした。

ア 校合史料からの補充箇所は▽△で示した。

イ 補充や校合に使用した典拠史料の名称は以下の通りである。

（原本史料） 「加治木新納家文書」（鹿兒島県歴史・美術センター黎明館所蔵）

「見聞記」（都城島津邸所蔵）

「虎嘯輯録」（東京大学史料編纂所所蔵）

「御太祖以来廟堂要覧」（東京大学史料編纂所所蔵）

「大竜寺由緒書」（東京大学史料編纂所所蔵）

「白尾氏家譜」（鹿兒島県歴史・美術センター黎明館所蔵）

「新撰武術流祖録」（国文学研究資料館所蔵）

「山田有長雑集」（都城島津邸所蔵）

「久保之正上書」（東京大学史料編纂所所蔵）

〔駿台雜誌楠正成篇之弁〕（東京大学史料編纂所所蔵）

〔石室秘稿〕（国立国会図書館所蔵）

〔訳文雑書〕（鹿児島大学附属図書館所蔵）

〔別段風説書〕（早稲田大学図書館所蔵）

〔西藩旧文録〕（鹿児島大学附属図書館所蔵）

〔刊本史料〕

〔旧記雑録前編〕（『鹿児島県史料 旧記雑録前編』二）

〔旧記雑録後編〕（『鹿児島県史料 旧記雑録後編』一、三、五）

〔麿藩名勝考〕（『鹿児島県史料 麿藩名勝考』）

〔島津齊宣齊興公史料〕（『鹿児島県史料 島津齊宣齊興公史料』）

〔寛永軍徴〕（『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集』一）

〔諸郷地頭系図〕（『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 諸氏系譜』一）

〔諸旧記〕（『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集』四）

〔伊地知季安日記秘要〕（『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集』八）

〔地誌備考〕（『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 地誌備考』一）

〔旧史館調〕（『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 記録所史料』一）

〔大日本古文書〕幕末外國關係文書之十四

〔延喜式〕（『國史大系』交替式・弘仁式・延喜式）

〔日本三代実録〕（『國史大系』日本三代實録）

〔日本文徳天皇実録〕（『國史大系』日本後紀・續日本後紀・日本文徳天皇實録）

〔日本書紀〕（『國史大系』日本書紀前篇）

〔寛永十一年加治木衆中帳〕〔始良市誌史料〕五

〔当時珍説要秘録〕〔馬場文耕集〕

〔薩藩旧伝集〕〔新薩藩叢書〕一

〔輝北町郷土誌〕

〔西田少年讀物〕

〔本城家文書〕〔伊佐市郷土史誌史料集〕一

〔歴代寶案〕校訂本第十一冊

〔歴代寶案〕訳注本第十一冊

〔大日本維新史料〕第一編ノ二

〔野史臺維新史料叢書〕五

〔水戸藩史料〕上編坤・別記上

〔日本外交文書〕第二卷第三冊

一 刊行にあたって本文の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 字体は、一部を除き原則として常用漢字を用いた。

イ 平出・擡頭・闕字・割書および但書などは、底本の体裁に従い、闕字は一字分あげとした。

ウ 仮名は、底本の体裁に従った。変体仮名は仮名に改めたが、江・而・之・者・茂はそのまま用いた。

エ 文書・記事などの本文中には、適宜に読点「、」や並列点「・」を付した。

オ 原注は、底本の体裁に従って示したが、新たに付した注記は、「」で囲み原注と区別を行い、文意の通じ

ない箇所や文字は、「ママ」・「○○カ」などとした。

カ ルビは、底本にあるもののみを付した。但し、本文と重複するものについては適宜これを外した。

言

例

- キ 朱書は、「朱書」と注を付して朱書部分を「」で囲んだ。
- ク 貼紙は、右肩に「貼紙」と注を付し「」で囲んだ。
- ケ 文字の不明や欠失は、その箇所を□で囲んだ。また、判読不能な文字については■で示した。
- コ 頭注・貼紙の一部については、該当箇所に※を記し、関連箇所の本文後に適宜まとめた。
- サ 方言と思われるものは、原本忠実とした。

鹿児島県史料 名越時敏史料十 目次

群書合輯(五)

市来次左衛門 御城御座之間記	一
加藤清正被為進上候鎌鐘等之愚考	三
桜田御成之節被進候御太刀拵之儀同	九
曾小河地名之唱同	一〇
木脇刑部左衛門祐春聞書	一一
木脇賀左衛門祐盛聞書	一二
惟新様御草稿	一八
島津折烏帽子一件	一八
忠久公御母衣考	二四

群書合輯(六)

玄宅由緒書并高麗人覚書	二五
濃州関ヶ原御陣場案内口上覚書	二五
忠恒様御感状	二七
大山稲助覚書	二八
惟新公御意見状	三八

群書合輯(八)

御記録所之事	四〇
頭殿鎗流馬之事	四〇
国分正興寺仁王之事	四〇
師久公より伊久公江之御状	四〇
御文書裏打之事	四〇

群書合輯(九)

徳川幕府年中行事	四四
諸伝聞書幕府迎之事	五三
稲葉石見候堀田筑前候を刺殺之論	五八

群書合輯(十)

御先祖以来廟堂要覽	六七
御廟所調	七五
大龍寺由緒書	八一
弘化四年丁未九月廿一日於妙谷寺御施餓鬼被仰付候一件	八五
御記録方神社調	八九

目次

群書合輯(七)

.....	三九
-------	----

神社由緒并御進納物調	一〇四
大根占川上大明神・大始良岩戸大明神禁忌事件	一〇八

群書合輯(十一)

重尚丈名矢	一一三
白尾家鎗術伝来由緒書	一一八
鈴木弥藤次話留	一二三
武術流祖録抄	一三九
西藩儒林伝抄	一四八

群書合輯(十二)

琉人立之諸事件	一四九
公边諸御礼定	一七六
諸郷地頭付安永比	一七九
継豊公御代御縁類之御大名様方御由緒調	一八七
元服之家々連名	一九四

群書合輯(十三)

福昌寺年代記	一九七
天保初年万留	二〇〇
伊集院妙円寺出火之事	二〇二

橋口市郎右衛門所持之古日記	二〇二
---------------	-----

島津中務日記	二〇八
明曆二年丙申四月朔日至同廿九日島津中務久茂在江 戸中日帳拔書	二一八

明曆三年酉十月朔日同至廿九日迄中務久茂在江 戸中帳拔書	二二八
案文帳拔書	二二四
島津久憑日帳拔書	二三二
万治二丙子歳島津新八郎日帳拔書	二四三
万治三年子中務久茂案文帳拔書	二四七

群書合輯(十四)

御儉約掛久保平内左衛門吟味書	二四九
久保氏駿台雜話正成篇之弁	二五六
竹迫藤四郎宿許状	二六〇

群書合輯(十五)

天保比水戸軍役手当聞書	二六六
試策	二六七
大戸氏より来候書面之写	二六七
某氏ニ来候書面	二七〇
守国氏江来候手紙写	二七〇

長谷川より来翰	二七一
荷厄叟戦記翻訳本	二七二
喀什噶爾征伐之事清国ヨリ琉球ニ報知書	二七八
船砲新篇目録	二八〇
米国船浦賀入港之事聞合書	二八二
千八百五十五年頃外国風説書	二八八
井伊家新令 外に黒田嘉兵衛家之事	二九九
寺社奉行水野左近將監様江御家来塩谷甲蔵より上書	三〇〇
公卿方存慮	三〇四
浦上切支丹宗教徒取扱一件	三〇四
両御旗本	三〇八
久光公御建白書	三一一
御使節一件	三一一
群書合輯(十六)	
三位様御不例ニ付瑞聖寺江被為人との事ニ付御先例	
札	三一九
信証院様御事蹟参考	三二一
蒲生谷口旧記	三二八

〔表紙〕

群書合輯

目錄

- 一 市来次左衛門 御城御座之間記札合濟
- 一 加藤清正被為進上候鎌鎗等之愚考
- 一 桜田御成之節被進候御太刀拵之儀同
- 一 曾小河地名之唱同
- 一 鳥津折烏帽子一件
- 一 一忠久公御母衣考

御城御座之間記

〔薩摩藩法令史料集六〕一四九八号「御対面御床」〔所脱カ〕より
 「獅子間・波之間」の項まで同じ、本文略

梅之間

水仙之間

梅と水仙ハ自余の草花と者天地懸隔せし事ハ皆人の
 知りたる事にて、其余の草木ハ春夏の間は若芽のめ
 てたく萌出しも、木からし・霽の頃にもなれハ、い
 つとなく若やかなりし木の葉も、黄はミ落たる冬枯
 の〔稍にカ〕引、人の霜雪の中より花を開き香を飛したる体
 を写されて、人も此通りいかなる風にも少しもたは
〔かへて脱カ〕まむひとつの操立されハ彼草木にも劣るゆへ、兼て
 か様の草木を見ても、我も心を恥しめて身の守りを
 失はぬ様に、百の司を戒め玉ふ御心にて候、

鶴の間

椿の間

鶴ハ雲井に飛かふ仙鳥にて、此所ハ御座まします所
 に近けれハ、雲井も近き心にて鶴を写されたるにて
 候、椿ハ八千歳為春又ハ八千歳為秋とて、並ひなき

神仙の靈木にて人間にあるべきものならねと、此所者雲井も近く凡夫の往通ふへき地に非すとて、此靈椿のミそ花の咲きミちたる体を写させ給ふ御心にて候、

右件ハ、琉球国王義村王子(マ)して朝貢の使たりし時、御座敷拜見之砌、御目付市来次左衛門曲さに応対し、種々筆にもものして玉われかしとせちに願はれしかハ、毎間に其事を述しるしあたへらるゝとや、
〔木尾澄明迄なり〕
〔采書〕

此御城御座之間と云ハ、薩摩国鹿児島郡鹿児島に宮築ありし薩摩・大隅・日向諸県・琉球国を領知せられし島津家御居城之事にて、殿中の裝飾を委細に記したるなり、此城ハ慶長七年に改築なりしに、元禄九年子四月廿三日上町より火起り回禄に及ひしに、宝永三年土木之功を起し、翌四年七月竣功せし其殿舎なり、明治の御維新より熊本鎮台の分宮となりしか、同六年甲子十月十八日十二月七日焼失して灰燼となる、方今旧景の残れる擬宝珠の石橋を渡れハ楼門あり、入て右折し又左折し石階を昇れハ唐の御門、右ハ兵具方、

此門の舞鶴の彫刻ハ甚た絶妙なり、門を入て真向ふハ則ち高欄口なり、左に塀重門有、後世の子弟其普を知らんと欲する者ある時のために、老筆の拙劣を憚らす其由来を付記して写し置ものなり、

右御座之間記を写すに臨ミ、宝永三年丙戌三月六日柱亥七月四日、御造宮二付、御普請奉行種子田市兵衛・新宅成就榎打、御帳より拔萃して爰に付記す、
村田五右衛門の記帳より拔萃して爰に付記す、
一杉戸并大菊・大牡丹之絵
当所土
木村半蔵(採凸)

外ニ彩色絵師十人程相掛、
一杉之間・菊之間・鴨居上絵
踊土
宮路惣右衛門

一虎之間御床後并縁類・鴨居上絵
帖佐土
宮路惣右衛門
萩田伝兵衛(常徳)

一御対面所御上段并孝行之間絵
木村半蔵

一御対面所合天井并御下段・鴨居上・松之間・芍薬之間・菊之間・杉之間・虎之間・大番所・小番所其外

御対面所迄杉戸之繪

坂元養伯〔重賢〕

右繪者御対面所出来之節初養伯へ被仰付置候処に、
京都 近衛様御作事ニ付右御座繪養伯被召上候ニ付、
右通半藏書次致成就、

一 御対面所御床後より後縁涯并菊之間・杉之間・御広
間鴨居迄金磨、其外舞罷戸〔良カ〕など金磨、御対面所御
床後にひがき戸、虎之間脇杉戸などの類、此節の序
に出来候事、

一 御座之内、何の間と繪額にて相知候様にと、江戸よ
り絵御下し被遊、額に相調候事、

伊地知季安

一加藤清正被為進上候鎌鎧等之愚考

一 桜田御成之節被進候御太刀拵之儀同

一 曾小河地名之唱同

此節〔島津忠徹、佐土原藩主〕飛驒守様御兵具所御道具御拝覽ニ付、御由緒等

口碑迄二而御伝来之物茂有之、私考付之事共ハ無之
哉預御尋、誠ニ私式何共恐多儀御座候得共、おのつ
から実否之御吟味者御用捨茂被為在筈と奉存、案出
候ま、旧記等写集、乍急卒鳥渡愚按之趣茂書加、左
条ニ申上候、

一加藤清正之鎧由来之事

一加藤主計頭清正と〔家久〕中納言様と於唐島ニ鉄砲之賭を
被遊候、此方御負被遊候ハ、七島を清正江可被遣

之由候、清正被負候へ者彼方之手鎧片鎌之鎧を御取
可被遊由ニ而、此方より射手者伊勢兵部殿、角を立

射候得者星之内ニ当り申候、清正之方より射候得者
是茂同星之内へ当申候、又之時兵部殿又星を被射候

と也、彼方より矢先しれさるのよし申ニ付、兵部殿、
矢先ハ先之当り同然と被申候故、さらハとて堀見候

得者玉ニツ重り候と也、彼方より射候得者不中ニ付
手鎧御取可被成候処ニ、彼方鎧持、鎧を取遁申候を

此方之衆追付申候て、鎧の柄を切取申候、此方ニ
有之候処、先年御城焼失之刻右鎧焼候付、法性寺鍛

冶焼直し于今有之由也、兵部殿其時始ハニツ玉ニ而

射置、後ハすはなしニ而有之候由也、右之鍵者両か
まにて候処ニ折候而、清正之片鎌之鍵と名高為申由
也、かま別てきれ物にかけ引候得者能引きれ為申ニ
付、中納言様御執心ニ而御望被遊たる由候、

右通相見得、誰人書置候事ハ不存、御城回祿者元
祿九年子四月廿三日ニ而、法城寺者根元吉兵衛吉

次と申鍛冶、但馬法城寺弟子ニ而、肥後守法城寺
橘吉次と打、摂州大坂より被召下、右之比罷居候
由、其子吉国・其子国照・同弟国代、皆法城寺

ニ御坐候間、其内江燒直被仰付候半、然者御回祿
已後、口碑を右様書留為申ニ可有御坐、然処(家久)黄
門様朝鮮御陣江為被召列面高連長坊俊昌日記之内
ニ、清正より鎌鍵一本被為進上候事明白ニ相見得
候間、為御考、左ニ書拔申上候、

覚

於唐島廻渡書始

慶長二年

七月廿八日

右通書出し奥入之御日記御座候、此間略申候、

八月十三日

一 右之御陣所より南原之城近く御陣替候、但、半道有
之所都也、搦手ニ陣取候、日本之諸勢詰陣にて候、
一 風ハはへ、亥ノ刻より雨ニ罷成候、南原へ被成御返
留候、

此間略ス、

八月十五日

一 奥より唐人共若も可罷出敷と候て、右之御陣よりう
への山へ御陣替候、さやうニ候て、奥よりの為手当
薩摩衆・加藤衆一ツ当りニ御陣取候、但、全州之方
八月十九日

全州一 右之御陣所より六里御越被成候て、全州江御陣取候、

勿論日本之諸勢皆々陳取候、御打立寅之刻、御陳取
酉之刻、

此間略ス、

八月廿六日

一 全州へ御滞留候、晴天 一 上使ニ御見廻ニ御出候、

一 上使へ金二枚御遣候、 一 風ハにし、

一 加藤主計頭殿より鎌鍵一本御進上候、

(島津豊久)一 又七殿御越にて候、御寄合候、

八月廿七日

一晴、風ハ北、一黒田甲斐守殿・伊東民部太輔殿御見廻ニ御出候、

一御陳替之儀ニ付、小撰州へ本治兵御使ニ被參候、
黒田甲州へ、
一馬一ツ、但、ぶち御進上候、早馬也、

一加藤主計頭殿江鎌田守右衛門尉御使ニ被參候、右之鏈之御札にて候、

右通御日記ニ明白相見得居、尤、全州へ八九日御滞留も被遊候間、御陣中御慰ニ賭勝負為被遊茂口碑之通ニ可有御坐、但、於唐島と書記候、伝聞之誤ニ候半、何分ニ茂右様 黄門様奥入之御砌、慶長二年酉八月廿六日、於全州加藤主計頭殿より鎌鏈一本御進上有之、翌廿七日、加藤殿陣所江鎌田守右衛門尉御使ニ而右鏈之御札被仰進せ候事、現在御供仕候連長坊右之通書留置候上、世之口碑ニ茂申伝前文通聞書迄有之ニ付而者、弥以古来御申伝之通無疑茂御道具、此上之明驗有御座間敷と奉存候、

異風口大石火矢之事

一天文十年七月、大西波羅多伽兒人仏来釈古者等来ニ

豊後神宮浦ニ、始倡ニ天教一貽ルレニ鳥銃一、十二年八月、大洋杜瓦爾人牟羅叔西亜・吉利下駄孟太等来リ

大隅種子島一、亦伝ニ鉄砲一、島主左近時亮擇ニ其必利ニ於攻戰ニ始テフレガラ、十三年番舶又来、乃時亮

使下其臣神崎金兵衛尉清定遂伝ニ其製一、篠川小四郎受中其火薬上、是歳禰寝人池端弥次郎重尚与ニ蛮人一

戰ニ於港口一、中レ銃死レ之、豊後侯大友義鑑亦会ニ治工一、首広ニ其製一、伊予人河野氏益究ニ其精一、後

稍弘レ世、義鑑之子義鎮^{入道}特崇ニ天教一、天正四年蛮人奢侈惠留及伊魯滿等来ニ於豊後一貽ル大煩於宗麟一、

又義平都呂等来教ニ其製一、六年宗麟遣シ使往報ニ其^聘一、

※(頭注) 一神崎或作八板

右者、先年より私編集仕置候寛永軍徴之開卷ニ切支丹宗并鉄炮之入来候事共、^(竹山)中井か逸史またハ南浦文集共考合せ綴置候内、右之通天正四年、蛮人より大友宗麟江石火矢差贈候事相見得、同六年十一月、宗麟より多勢ニ而新納院高城ニ押寄せ、城

之地頭山田新助有信等及難儀候節、(義久)龍伯様御兄

弟御自將二而御駈付御切崩、高城より耳川迄追討、

被得御勝利候、已後城兵と御祝会之御、段々御咄

為有之事共、勝部兵右衛門聞書ニ左之通御坐候、

其次日ハ 太守の館江各参会有て、御三献過椀飯の

饌へ、着座の人々ニハ、兵庫頭(忠平カ、義弘)忠衡・左衛門大夫歳

久・中務太輔家久・右馬頭幸久・図書頭忠長・豊後

(守脱カ)久広・北郷(時久)入道一雲、末座伊集院右衛門大夫・平田

美濃守・村田越(経七)前守・喜入(季久)摂津守・鎌田尾張守、其

外宗徒の人々参会して酒盃数巡たれ者、殆歌舞にそ

及ける、已ニ御通りニなりけれハ家久根限ニ折下り、

此度籠城の人々召出す、山田新介・鎌田尾張守さし

寄御礼之由一々に伸らる、伊集院九郎酌に立て酒を

そ進ける云々、義久陣中より鉄砲責者いかにと仰

けれ者、山岸にあたる音ハ雨の降ること候得共、

城中之者共其覚悟堅く仕候得者(ミカク)慈に余り手負も候ハ

す、只野頸の近陣に右松平太助と申者大鉄砲を城の

真中にためらひ構へ置候程に、いかなる業か仕らんと

存候処、其日も不打、次日も不打、敵も慈も静な

る折節、未之刻はかりに動と打たれハ、大地振ひ動

櫓の構を打崩し倉の梁口打折て、囿の外廻なる大榎

にそ打留候、其より亦とも不仕候と申給へ者仕候の

人々、あやまちなきにそ御仕合なれと(吐カ)動し申さ

る、云々、

右通相見得、其節大友勢別而敗北ニ而耳川迄被為

追討、及六万人御討勝為被遊御合戦ニ御座候間、

定而右松等茂構置候成ニ打捨敗走仕候半、左候而、

右之大鉄砲一筒打候音大地振動と有之ニ而考合候

得者、前文天正四年蛮人奢侈惠留并伊魯滿等より

宗麟に差贈候大煩を、同六年十一月、右通高城野

頸に相構、其成ニ為捨置向共ニ而、此御方江御伝

来為相成二者無御座哉、尤、右通候得者於豊後茂

蛮人より手ニ入、僅三年目ニ相当、打方之鍛鍊も

いまた届兼候ゆへ、徒ニ構置候計ニ而日延相成、

乍恐一筒仕候筋ニ可有御坐、其後此御方江御格護

相成候而茂打方存候人無之、赤井金右衛門弟子川

崎大乘坊祐中ニ被仰付、寛保年間初而為打哉ニ承

覚、尤、称名墓志ニ茂年月書記御坐(衍カ)候無之、口碑

二も豊後陣より御持帰と承伝、旧記右様見当候計、

外二何茂見出し不申、大友家二蛮人為贈年間、旁

右御勝利と符合仕候故申上事御座候、

陰陽之御太刀之訳

右御太刀之事初而承申候、源氏重代膝丸之御太刀之

由候而、從 頼朝公 忠久公江御拝領被遊、其後小

十文字と被相改、又 頼朝公御太刀迎御拝領被遊候

を大十文字と被名付候事ハ、御重物之帳ニ見覚罷在

候、此御大小者格別之御宝刀ニて如何様外ニ為御持

御用ニ被為模擬候而、陰陽之御太刀と為被名付儀候

半哉、忠久公御下向ニ者御劍役人猿渡と旧記ニ有之、

永和元年八月 氏久公探題ニ御出仕之節、本田氏親

御太刀役と歎見覚候得共、陰陽之御太刀と申候謂れ

全考付無御座、其外古来御太刀為御持候事大抵左之

通、

〔行間書或人いへらく、衛府の太刀をハ仮名にゑふと書たる

を陽の太刀とおもひ、陰の太刀も偶配し陰陽の太刀

といふ事始りしならんとも語れり、〕

一文亀四年二月 御屋形様正宮御社參之旧記

御先うち

河上筑前守殿 供廻略ス、

松本新左衛門尉 弓うつほ

此間五人同断、略ス、

松本二郎四郎 やり

此間八人同断、

美坂二郎五郎 御うち刀

鍋太郎

塩二郎 御はき物

松本藤左衛門尉 御はかせ

若殿様御すわう・御小はかま、はしり衆御はかせ、

給黎助六殿

すわう小はかまふちはかり も、ぬき きやは

んくつはかれ候、同指かけ有、殿原六人、中間

七人之内ニやり二本・中太刀一・弓うつほ二人、

小者うち刀、房長太刀、

外ハ略ス、

一天文廿三年九月岩劍ニ御出陣之節左之通、

御大將軍若殿義久公

軍配者 伊集院大和守

御太刀役 本田弥六

御幡役(番九) 梶原新兵衛

御幡指 瀬戸口藤兵衛

一天正八年辰八月肥後水俣御陣立日記ニ左之通、

御手本道具

御太刀式人、内一人手替

御長刀一本兩人、内一人手替

御打刀式ツ三人、内一人手替

御野太刀式ツ三人、内一人手替

御手鑓式本三人、内一人手替

御弓付衆御うっほ三人、内一人手替

御そや箆三腰六人 外略ス、

右通相見得、皆共陰陽之御太刀と申者見当不申候、

左候得共、社参等ニ御太刀持御坐候事、古来之通例

候半、(享九)享祿二年九月喜入家三代島津撰津介忠譽之日

記茂、社参之時太刀ハ河俣助太郎ニ持せ候、三郎四

郎四代忠俊太刀ハ又七ニ持せ候なと有之候間、御代々

様御太刀持右通御坐候半、陰陽之御太刀と申訊ハ全

く考付無御座候、

一御兵具所ニ被写置御坐候由ニ而、貞享五辰八月十二

日、光久公より 綱貴公江被為讓候御重物之御目

録一通・御覚書三通、其比讚良善助方へ写置、世間

之本と同本ニて奥書計左之通、

右書付、御記録所より書写、銘々入日記を以雖入

付置、幾久為無紛失重々一紙ニ書載置者也、

兵具奉行 海江田外記

肥後主膳

伊地知(重徳)左右衛門

讚良善助

桂八左衛門

高崎四郎右衛門

白尾登五右衛門

元祿元年戊辰十一月朔日

右之左右衛門事、私高祖父ゆへ写置申候、当分御入

付箱茂右御帳面通ニ者被記置御坐候半と奉存候、

右之通誠ニ乍不束、昨夕致承知候三ヶ条直ニ打立

考しらへ候得共、急卒之事ニ而糺付不申殘心御座

候、乍然加藤清正鎌鎧之御由緒ハ、弥右之筋共ニ
者無御坐候哉、何も成合候やう宜被仰上、可成此
冊ハ御覽濟之上御返被下候やう、扣も不仕置候付

其向ニ御取計、万々奉頼候、以上、

戌九月廿三日

伊地知小十郎

土持岱助様

先日御内分御見せ候木上清左衛門書付ニ、桜田御
成之節、從 中納言様

公方様江御献上用之御太刀を木上掃部助江拵方被
仰付、一式籠之形を專細工仕、女籠・男籠ニ而陰
陽を被相究御献上相成候と申事ニ付、按出候儀候
坐候間、又如左御座候、

むかし晋の張華と雷煥と樓上ニ相登候時、紫色の氣
斗牛の間ニ相立居、雷煥打見て、是ハ宝剑の精天に
徹候ゆへ如此氣相立候と為申ニ付、頓而張華右之雷
煥を豊城の令と云官になして差遣候處、雷煥其鼎に
參着、無程獄(一音カ)の基より宝剑二本を掘出、乍二本銘彫

付、一ツ之名ハ龍泉と、一ツハ(大阿カ)大阿と有之候由、夫
より右之内一本ハ直ニ張華方江為差贈由候處、張華
取て入念劍文を能致目利候而、名高き干將と云宝剑
茂即是ニ而可有之と見受、就而者此劍計ニ有之間敷、
是と双居候莫邪も一所ニ社可有之処、なにしニ不相
見得哉、乍然天より自然と如此出来たる神劍ニ候得
者、自然と又一對ニ相合期茂可有之と返事為申遣由、
左候而、其後張華ハ誅せられ、右之干將在先茂不相
知、雷煥茂相果、其子雷華親讓之前文莫邪を相佩ひ
延平津と申所を罷渡折柄、不凶右之劍腰間より忽飛
出、延平の川底ニ落入候ニ付、直ニ水中を探尋候得
者、其長さ數丈茂可有之籠式疋為見付計、最前之劍
者終無之と申故事、晋書と歟申書ニ見得候由、且右
之莫邪と申ハ抑吳国之大夫名ニ而候處、其人為作劍
別而宝剑神物之故、劍之名茂莫邪と為名付由承及申
候、然者從 中納言様御献上之御太刀を、木上掃部
ニ專女籠・男籠之細工為被仰付者、前文干將・莫邪
之宝剑ニ籠ニ變化為仕古事より被思召出、右通被仰
付、陰陽被為究候故、其比より陰陽之御太刀などと為

被名付事共二者無御座哉、其以前為御持被遊候御太刀等之大概ハ、先日申上通二而、如此御名刀御坐候事不承覚付、寛永七年桜田御屋敷御成之記為念見合申候処、從 家久 家光公江御太刀一振黒一腰文字・御刀一腰左文・御脇差一腰貞宗、又 秀忠公江御太刀一振黒包平・御刀一腰貞宗・御脇指一腰貞宗 從 光久公 家光公江御太刀信国・御脇指正宗、又 秀忠公江者御太刀助宗・御刀国俊御進上と書付候物見当、陰陽之御太刀と申名者見当不申、女龍・男龍之御細工茂右之御拵二為有御座筈と乍存、御拵書ハ不相見得、不審難晴御坐候、全体如此御糺ハ御受持茂可有御坐二、御尋迎私式申上茂恐懼之至、極内分貴様迄申上候ま、不差障向御坐候ハ、先日之冊末へ御とち込被置、万一御吟味之端相成儀於有御坐者欣幸奉存候、何も宜奉頼候、以上、

戌九月廿八日

伊地知小十郎

土持岱助様

曾小河地名之唱考

神代には三州あたりを建日別タケヒワケといひ、景行帝の頃に至て熊襲クマシロ国とも襲国ソノ共云て火闌降命ホノノリノミコトの神胤等最盛イイトへて、阿多ミテカヒ御手養ミテカヒ・阿多ミテカヒ隼人・大隅隼人など別れて属類の多き事ハ代々の歴史に見へ、同十七年より日向ちう国号も始り、其後和銅〔大宝カ〕の始に其一国の日向を割て薩摩国を置れ、其以前より国号のやう唱へきたる阿多も其時は郡名と成り、同六年二又残れる日向を割て大隅国を置る、それより上古国号なりし襲ソもソ嚙オ吹オとかき郡名に遺れり、故に神代日向とある古跡ハ今多く薩隅に遺りて諸所に在り、凡郡郷の名ハ和銅・神亀の頃より二字づゝに定られ、一音の地名ハ殊二其韻ヒ、キを加へ必ず二字に書く例と成て、木の国を紀伊と伊の韻を加へ、薩摩の郡名に類エア娃エア、日向の郡名に觀トオ吹オ、大隅の郡名に嚙ソ吹オなど皆同し例にて、吹オといふ韻を添へ書く法と為けると也、然あれとも実の唱ハ上古の通り曾ソ於オも只曾ソと呼び、類エア娃エアも只江と呼び、紀伊も只紀とのミ唱来り、霧島の事を曾ソの峰、曾ソの山など、統紀等に書けるも、現在今日曾ソ於オを唱

へるも皆韻ヒ、キなく、只曾ソの郡と呼事共可併知也、其郡

内に隼人城てふ城趾今国分郷に遺り、又国造本紀に隼人同祖初小ソとあるも曾於ソと申しといへる説もあり、

又中古の旧書に小河院ヲカハノの内に上小河三十五町・下小河二十五町・曾小河十二町と見え、忠国公本田国

親に清水を賜ひたる事をハ、旧記にハ惣小川三十町にて清水を下さるゝとあり、左ありて今も国分郷の

村名に唱来るハ、上小川カミラガハ・下小川シモラと唱へるに、曾小川ソばかり今佐土原にて、曾小川ソとよめるは如何なる

証例にや、同院内の地名なるママへれハ、若し曾小川ソとよむ例ならば、上小川カミコ・下小川シモコとこそよむべきを、

古より土人ハ皆小川ヲと読きたる例に拠り考ふれハ、曾小川ソとよむそ近きに似たり、其上前文の通り小と

於ハ本と韻ヒ、キの助字より出たるにもすれハ、小ヲを省き只曾川ソカハとよむハ却て古証あるか如し、浅陋の愚按殊

に急卒の拙草至て不束なれハ、猶必ず博古に叩て質問し給へと、不悉、 戊戌九月廿七日

右通飛驒守様被召列為參曾小川氏ソの尋れしとて、ある人の乞によて書付遣候反古の写なり、外二右

御越被成前かと御先例御覽為被成、諸所条書を以

御願被為越候中に、芦原城見物之事と歎申ケ条何方共不相知、御手当向運ヒ兼候而、諸御坐方向々

より預尋問候義有之、清水城に芦原口と申見得候間、清水城之事ニ有相違問敷、一寸申出弥其通ニ

候事御坐候、是ハ扣留茂無之ゆへ書認置也、

〔朱書〕一祐秀ノ孫ニテ三石門祐為ノ子也、納石五門二八姫也、木脇刑部左衛門祐春聞書

一慶長五子九月十五日関ヶ原軍破候時、殿様者蕎麦畑ニ御座候、其時御腹可被遊候と被成御意候処、本

田源右衛門殿・伊勢平左衛門殿其外御側江罷居候衆御退被遊候様ニと被申上、敵大勢ニ而切懸申候時、

〔朱書〕一祐秀、愚祖父大勢之中懸人騎馬之敵を弔騎切落、殿様江御目二掛之時、扱々剛成者哉と御意被下候、左候而、

又懸人壹式騎切落、薩摩之今弁慶と名乗、無比類由御褒美ニ而候、又大勢追懸之處、後醍院喜兵衛殿〔朱書〕一宗重と

御跡閉目申候、喜兵衛殿被申候者、先々後之ことく罷帰、御側江參候得と被申候而御側江參候、喜兵衛

殿先掛付御側へ參被成候得ハ、殿様、木脇〔祐秀〕休作ハ何方へ罷在候哉と御意候時、喜兵衛殿より、只今此れ

へ參候由被申上候時、休作を御待被成候と御意候而、追付上之時御退被成候、左候而殿也、其時家康様御

陳之前御通之時分、島津兵庫頭罷通之由休作被申候、〔義弘〕

御下国ニ而常々御意被成候者、関ヶ原之御退口〔刻力〕之割

後醜院喜兵衛殿・木脇刑部左衛門〔祐秀〕、殿様之御名を

名乗申候、此者共功者ニ而左様名乗申候など、御意

節々被遊候を、五代平右衛門殿承候と咄ニ而候、

右、関ヶ原ニ而我等祖父右之様ニ敵を打、御目ニ懸

ケ申候時ニ而、後生之御供申上候と祖父咄被成候由、

根占清兵衛殿咄ニ而候、右者様子有之事ニ而候、

祐盛私云、右根占清兵衛殿者蒲生衆根占惣左衛門

殿と申人之先祖、此方親類迎祐盛式拾才計之比迄

出入有之候、

〔朱書〕
〔元禄中ニ当るならん、

○児玉筑後守利昌妻根占宗左エ門女トアリ、
木脇刑部左エ門祐秀母根占三河守女ト見ユ、

〔朱書〕「祐秀ノ嫡子ニテ納右殿様也」
木脇賀左衛門祐盛聞書

一木脇刑部左衛門祐秀殿御嫡男木脇三右衛門祐為殿、

二男木脇納右衛門祐辰殿、三男木脇作右衛門祐貞殿也、然処ニ納右衛門祐辰殿事、光久公御代御舎弟

島津兵庫殿江被召付置加治木ニ居住、兵庫殿江度々〔朱書〕「久朗」

諫言等敷儀を被申上候得ハ御承引無之、却而兵庫殿

思召ニ相違之事共有之ニ付、其通ニ御座候ハ、致切

腹可掛御目と御直ニ被申上、下宿故老功之衆被差寄、

祐辰殿を縁類波多氏所江相招、切腹被差止候得共、

曾而承引無之候処、光久公之御舎弟〔朱書〕「御組頭」〔朱書〕「重水」
寝右近殿、

其時之御名七郎殿、御年十七、態と從鹿兒島被駈付

同前ニ被成御止候得共、一度切腹と口ニ出シ候上者、

人々者如何様共可被成候、於納右衛門ハ不罷成由之

返答ニ而、夜更鶏茂鳴、人々言葉葉茂く候処ニ、兵

庫殿奥方之御親類蒲池新助殿、是も鹿兒島より態と

被差越居被相止人数ニ而候由、右新助殿より七郎様

と御申候得者、七郎殿御返答有之候処、納右衛門可

致切腹と申候を為可被差止是迄御越、私ニ茂御同前

之儀ニ御座候、段々被仰聞候得共承引不仕候得者、

心次第切腹仕二而社可有之候、人之切腹を為可被差止逢々御越、御止不得被成、此家を御出可被成と被思召上候哉と被申候得者、人之切腹を不得止此家を可出と者曾而不被思召由被仰候二付、老功之衆杯より、是ハ無勿体御事二而候、納右衛門何と被存候哉、あれほと迄之御言葉可申上様茂無之候間、切腹おもひ止り候様二と納右衛門を呵詰、其節之切腹被相止、其夜船より鹿兒島江被差越、懇志中之方江被罷居候段を 光久公達貴聞、興国寺江寺人被仰付置候、其後度々加治木江被召返候様二と兵庫殿御方より為及御訴訟候得共、其分二而被召置候処、終には正保四丁亥六月廿八日、谷山郷於脇田村切腹、年三十五、法名不積一刃居士、墳塋有同村、

一 右寺人六ヶ年之内祐辰殿懇意の衆中被申談、高式百石計被相求候模合被相催、祐辰殿江被遣筈之間、右模合祐春殿江可被遣候、祐辰殿二者追付切腹可被成候得ハ何之入用茂無之候得共、木脇之家を考、祐春殿江為可遣迄二懇意中江茂其趣二而一札申置候間、其通二可被成旨被仰候二付、祐春殿より御親父三右

衛門祐為殿、当分加治木二而候故可申上旨被仰候得者、三右衛門殿被為聞候ハ、埒明間敷候得共、又祐春殿被仰茂尤二候間、心次第二社可有之旨祐辰殿挨拶二付、祐為殿江祐春殿より御申候得者、納右衛門二諸人志之模合を中々受用難成事二候由被仰候二付、其趣祐春殿より納右衛門殿江被仰達候得ハ、此上者不及是非由二而、模合方諸書付等懇志中之方江早速被相返候由、

一 祐辰殿、六月廿八日新橋之下より物頭讚良善助殿・

兒玉四郎兵衛殿同船二而、脇田之様二被差越候由、

一 船中二而方々よりの提重相披キ、兒玉四郎兵衛殿若党酌を取、納右衛門殿盃二沢山二もり候得者、四郎兵衛殿、当役儀二而ケ様之場所江每度被為勤筈二候、こぼれ共いたし候得者手茂ふるひ候哉と脇方より申もの候、我等ハ手茂ふるはず、こぼしも不致候へハ其分二而候、向後氣を付候様二と納右衛門殿御申候由、

一 四郎兵衛殿と者、其節迄者近キ親類二而候、於脇田介錯之筈候処切腹之由、四郎兵衛殿之手を取、前二

引廻シ置、何やら耳二口を付物語有之、左候而切腹、胸を引わり可申と被成候得共、其段ハ不罷成事と自分ニ茂被仰、九刀と見候人茂有之、已上十一刀と申候由、

一首を延、さあくゝとこゑを被掛候節、納右衛門殿さらハと為申二才有之、人々あきれ居候処、能暇乞と右二才を譽為申由、

一 船ニ乗付候節讚良善助殿江向ひ、善助殿ハ度々科人をも被成御打候、此納右衛門を科人ニ被成候ハ、如何可有之哉と被仰候節、則善助殿より納右衛門殿之右之手を取而頂キ、それて杜おしいゝともの笑ニ而相濟候由、右之手を則被取候致方、是又功者之事と後々人々為申由、祐春殿御咄度々祐盛承之候、一 廿八日納右衛門殿切腹、翌六月廿九日興国寺住持守隆和尚但、十六才之小僧也人、是ハ前之市来仙左衛門殿伯父、後ハ吉田津友寺之住持なり小僧也人ニ而、大事之御寺ニ被預置候納右衛門江切腹被仰付、御無礼之由書置被致置出奔、日州細島・美々之津より乗船可有之と相見得候折節、前御家老被為勤候島津彈正殿御自筆之御状、家来成合城之助使ニ而被遣、

城之助より御帰被成候様ニと段々申候得共、帰国之儀不被罷成由稠敷被仰候処、左候得者且那より御供申可罷帰旨被申付候、詮不相立候間切腹いたし可懸御旨、所之もの共走続キ両方共二色々申宥、其上ニ而和尚茂彈正殿私領之内ニ被為返、後者伊敷之下屋敷江被差越、色々之諷有之興国寺江被立戻、半年計間有之福昌寺住持江被仰付候由也、

一 右之節彈正殿より被遣候御状、吉田津友寺之隠居隆丹老僧ニ被為成、木脇喜兵衛祐富方へ間々咄之参会共有之候ニ付、右御状を被貰請、当分祐盛文書箱之内ニ入付置也、

一 祐辰殿より兵庫殿江被申上候趣ハ、兵庫殿御懷諷有之、兵庫殿にも御対面も不被成由之趣ニ候得共、御家作茂一所ニ而御食焚所茂一ツニ打込ミ、廊下より引分ケ双方江差上体ニ而候得ハ、從鹿兒島之御疑茂可有之事ニ候間、小浜辺ニ御袋御移被成、流石御袋様之儀ニ候間、御身風など御煩之節ハ鹿兒島江茂被仰上置、為御看病御見廻被成候筋ニ有之度事ニ候、且又不意之物向キ有之候節ハ、御名代をも可被成御

勤御事ニ候得者、先加治木之衆〔婦服カ〕婦腹不仕候而不叶事

ニ候処ニ、老功之衆共幾日相詰候而茂被成御逢儀茂無之、為御氣入若キ衆・御茶道坊主など御相手ニ而御暮し被成候而ハ不宜事と存候由など之趣、毎々為被申上由候処ニ、畢竟鹿兒島之様ニ罷婦度所存共ニ而ハ無之候哉と、兵庫殿御疑之様ニ茂沙汰有之候処より、致切腹可懸御目と被申上候趣ニ而候由、是又祐春殿内々密々ニ御咄承置候、其比ハ別而他言等致間敷旨被仰置候へ共、已後ハ可取失事ニ候、此書付可致他見物ニ而茂無之候故書記置也、

一 納右衛門殿切腹之儀、祢寝七郎殿など御止被成候時ハ、祐盛亡父祐春様十七歳にて其座江御詰被為居候、納右衛門殿切腹之時者加治木へ被為居候由、其時ハ祐春様廿二歳ニ当ル、

一 納右衛門殿鹿兒島江被差越、光久公より興國寺へ寺人被仰付候ハ、寛永十九壬午之年ニ当ル、

一 右之通、木脇祐盛被書置一冊より抜書之、文政十一年子三月十八日、伊地知季安記之、

加治木衆中帳抜書

一 高五石

白坂十兵衛

右十兵衛儀、白坂之猶子違変仕、本之木脇納右衛

門江罷成、依科切腹被仰付候、白坂助六跡之儀者

相立筈御座候、

右帳面之衆、當時持留之知行ニ而、又八郎殿江被相〔島津忠則〕

付候、無足之衆江者又八郎殿より相応ニ知行可被下者也、

寛永十年癸酉十月廿二日

〔伊勢カ〕
伊地知兵部少輔印

猶以宗歌老より以書中被申入筈候、喜左衛門殿未病中ニて諸事ニ取紛候由、疎略之儀被免候様ニ拙者迄申遣候、

一 書申入候、然者我等類中兎玉筑後、於爰許病氣仕付罷歸申候処、未快然不被致候由、然処貴老御療治被下候段新四郎より申遣、仕合ニ存申候、折角入御精候而御療治被下候儀万々御頼入候、委細申入度候へ共、急便候間不能具候、恐惶謹言、

白十兵

正月八日

判

宛不相知也、

九月九日

久国五

新納右衛門佐様

北郷佐渡守様

人々御中

一書令啓候、島津兵庫頭殿内白坂納右衛門、加治木立退、興国寺江罷居候、薩州様御上洛前、我等何とぞ異見申召置候様二と国分丹後守を以被仰聞候間、新納刑部少輔殿と致談合、平田豊前守・児玉四郎兵衛・讚良善助を以色々申渡候得共、曾而承引不被申候、親類木脇喜兵衛入道杯も召寄、手をつくし被申候得共、縦重罪二被仰付候共、加治木江者参儀不罷成由被申切候、此由入御耳候処、今一往可申渡由被仰出候、従兵庫頭殿御船本江使被成進上被仰上候へ者、因幡守へ為被仰置由、鎌田源左衛門を以為被仰出由候、就其又々前之三使を以異見申候へ共無承引候、為御意申渡候上ニケ様二被申切候時ハ、もはや手も尽申候、此由御次而之刻御披露可被成事頼存候、恐惶謹言、

川上因幡守

不意水精山之御出離絶言語候、不慮之仕合驚候、彼一件、最初ニハ関国政候時分故我等も能存候、内々(ママ)申上候義ハ、木脇越前(祐利)と申たるもの昔ハ日州伊東之普代勇士ニ而候処、御当家属御幕下 貴久公三ケ国御掌候比より御家ニつかへ、其子伊賀、後ハ正徹(木脇祐貞)と申候、此子余多ニ而候、父子度々之軍忠不可計、別而正徹嫡子肥後国花の山之城義久公被攻落之後為被預之由候処、彼一郷起一揆、却而及籠城、終ニ致討死候、其弟民部(木脇祐卷)、歳久ニ被讓候処数度之働、終太閤公御下向之時不下、宮之城之科により歳久切腹被仰付候刻名誉之戦死仕、右之惣領之一男刑部左衛門(朱吉)、(祐秀)尉 義弘公へつかへ、石田逆乱之時分濃州関か原今(二)而脱力弁慶と名のり義弘をのけ候而、終ニ 惟新公慕御跡名誉之切腹前代未聞之仕合、於御家中無隠候、此納

右衛門事其^{〔朱書〕}二男二而、御舎弟兵庫殿へ從中^{〔家心〕}納言殿被

相付候、其一筋をも愚痴ニ存入候哉らん、何哉覽、

御諫之様成事を申上、無御同心由申候而短慮ニ加治

木を罷出之由候、志ハ不惡候へとも、兵庫殿之御意

二背ニおひてハ先一往可被召帰候哉など、御口能候

而、貴聞へ被人候、如此御心付候間、後年ニハ本復

可仕と我々も存候、如御存我等此六年已來国政不存

候へハ被仰聞儀も無之候処ニ、いか様ニ成立候哉、

是非^{〔久加〕}可被成御成敗由以兩使被仰入、北郷佐渡守

取次之由候、此三日以前粗承、川上因へも山田^{〔有榮〕}民へ

もか様ニ可成立事申含候ニ、其上ニ而急ニ罷成御家

源之持明様之御寺をも不憚被押懸、貴僧へハ其身切

腹可仕と申出、如此なと表裏之御口上無是非仕合と

かくも不得申候、只我等一人のミならず、奪叟死去

候へ共曹洞一門法ハ貴様御一人と奉尊候処ニ、曹洞

之仏法破滅之時至と申事候、水精山之御出離ハ無余

儀存候、門外御出候へハ理も法も乱候、扱我等乍恐

可申請候間、是非^{〔頭注〕}我等領分ニ一節被寄高駕候へ、

古來之御なしミ、僧出ニよらす古郷難忘ノ本文を御

みなくハ、がまんじやうしきとこそ可存候、此旨ひ

とへに可被成御同心旨為可申上、態彼成合城介いつ

くまでも參候へと申付候、恐惶不宣、

〔朱書〕正保四年丁亥 島津彈正

七月朔日 久慶判

〔朱書〕興國寺 守隆大和尚様拜上

〔朱書〕一欠 貴僧を 存候処ニ落

裏候、偏ニ 一欠 貴僧を 存候処ニ落

も門外、いつも同断ニ候、かねて御されこ

とにも被仰候つる、先々私かたへ御住候へ、不似

合申事ながら如此候、此上にもいつくへも御座候ハ

んと候ハ、此者かたより申置候へ、道ひろく候や

う仕進度と存候、それハ御しやうしきたるへきと

存候、將又不入事ながら申候、納右衛門臨終ハむか

し物かたりにも不承由申候、手つからむねを切り腹

をとをし候事、已上十一刀にても不死候つると申候、

むねこさき、ふくを取出シ見せたるなど聞及候、比

干にハ少異候と存候、手つからむねをわり候、乍去

諫て死セルハ同理歟、只幸と不幸とニテ浮世ハ送候

物と弥存候、不願不敷がよく候、門外一足御出候も
同前候ま、是非〱二後生之儀二付カ一言頼申候間、
私身之分ニ御越無事ニ奉待候〱、大膳も夜外しの
ひ候而氏瀬まで進候へ共、はや御立之由にて残多候
由申候、老母ハ一人のやう迷惑かり申候、我等も佐
州へ重く申入候つれとも不成候間、天然自然之御不
縁ニ候、乍重言私かたへ御越ママ生々可忝候、灯ママにて
病惱漸々振禿筆候、已上、

惟新様御草稿

〔旧記雑録 後編四〕一〇六三・一〇六四号に同じ、本
文略〕



島津折の烏帽子二付

島津折の烏帽子を南式三太と申者江被仰付、折候雛
形を拜見仕候処、縁もなく折も右折、殊にしま筋有
之、今様之京都折京極折カ二よほと似寄り申候、右者折烏帽

子の本意を失ひ候故、緒之出処なく鉤を打候てやう
〱かふり候様に相成候、式三太へ承候得者正數本
にてハ有之間敷、其証ハ、御能方の烏帽子など取寄
候のうへ吟味有之、鉤も打方有之候由、左候得ばい
よ〱正しき証有之間敷と奉存候、鉤を打候而用候
事近世のことにて、古代になき事に御座候、此節於
江戸島津折の烏帽子を用候様被仰出候段奉承知、難
有奉感服候、右二付万々一式三太折候雛形の本にて
御用相成候得ハ、残念之至乍恐奉存候、左候得は最
早仰出ニ相成候事を御用ひ、替ニ相成候儀者不容易
御事ニ奉存候得共、常々何事に寄らす、過ちハ幾度
も改めてこそ道之正數〔本書〕本ノママにも致るべく被仰聞候間、何
卒〔至るへくカ〕

忠久公初て御用ひ被遊候通之烏帽子御用不相成候て
ハ、古へに御復し被遊候御趣意名目のミにて、実は
右様の御品にてハ誠に残念之至奉存候而御申し上候
処、肖像并ニ雛形正説書付候て差上候様被仰聞申上
候、

島津折ハ文章家の烏帽子也、

忠久公ハ八文字民部太輔惟宗広言朝臣に御養はれ被遊候故、御元服之時惟宗家之烏帽子を折て奉り、それより御例として 御代々様御用被遊候故、島津折と奉称候由、其正敷証ハ、越後国岩船郷(岩船郡カ)島津江の郷四万津権現社藏惟宗広言朝臣肖像の服する処にして、折様并二緒の掛様少しもうたかひなきものに御座候、右を二通折候て差上申候、一ツハ肖像の儘、一ツハ現ニ用候雛形ニ御座候、緒ハ一寸またらを私小女二うたせ、染は江戸にて伝受之手染にて御座候間、よろしくハ無之候得共、只かた計ニ御座候、紫ハ平人ニハ不相応に御座候得共、雛形故用申候、篤と御覽之上御勘考可被下候、島津折に限り武田・小笠原・伊勢折等と違ひ候は、文武の分ち有之故に御坐候、右諸家之折はすへて武家之烏帽子、島津折の格別なるハ文章家の烏帽子にて、堂上方などの烏帽子とも本のまま、のニ御座候、実ニ尊ふへきもの、よし栗原氏も被申(信光)(同じき脱カ)候、武家の烏帽子ハ 如此、文章家ハ 如此なるを用候、故ニ 忠久公御出仕の時は、いつも衆人に御違ひ被遊候よしも承り伝へ申候、島津折の一条、

惣騎家也
江戸伊勢斧太郎殿并二京都烏帽子折家松本美作介其外諸所探索候得共、証とすへき折様正説無御座候、

実に正証と為すへきは広言朝臣肖像の服する処、返すくもうたかひなきものニ御座候、此節島津折の烏帽子を用候様被仰出、実に 忠久公御創業の古へに御返し被遊候御事、何共難有事ニ奉存候、右申上候通、正敷を御用不被遊候而ハ島津折の名計にて、実ハ京都折同様にて御趣意にも不相叶、至極歎息之至奉存候間、幾重にも御勘考奉願候、以上、

閏七月廿六日

木脇藤淵

江夏十郎様

別紙広言朝臣の肖像ハ、小田原北条家臣島津長徳軒子孫五島大和守殿越後国より被為取寄、浅草寺内梅園院にて谷文晁二うつさせ、讚よミ付方に栗原氏ニ参り候故、其時うつし置候段承り候、右肖像之烏帽子の緒は古画にてよく分り兼、白くみへ申候、是も当時相用候白黒の一寸またらにて可然と奉存候、緒の掛様常の烏帽子とちかひ、内より出して又内より顔ニ掛結び申候、烏帽子の後の方より出し候緒ハ、

髻へ釵にて留候ものと相見得申候、

左ニ申上候、

島津折烏帽子一頭

右者、

御行列御供方御用ニ而此節御出来相成候処、右折方御家折に悉皆致符合居候哉、いまた事不足様御疑惑茂被為在、折方の善悪吟味被仰付候間、篤と致穿鑿、不宜処者差廻候烏帽子江致張紙、別ニ絵図面も取仕立、其訳相記し、明細相分候様取計可被差越候、左候而、御自分被習受居候島津折烏帽子雛形折調、相付可被差越候、此旨御本箱入付ニ而相添申越候、以上、

十一月廿九日

豎山武兵衛

木脇啓四郎殿

追而被差登候節者、右御品ニ而拙者申越候趣を御趣法方江申出、同所より差登候様可被取計候、尤、吟味等致急埒候方ニ可有之候、以上、

御家折御烏帽子雛形并明証相記可差上旨被仰付、

一御烏帽子ハ文官の作様にして折様ハ源家の左折、尤、縁塗ニ御座候、緒ハ一寸班の折物ニ而掛様もと、ひに釵にて留、烏帽子の前後四ツ分位後の方へ縁の内より上に出し、真中より少々前の方にて一結び、又ひたひの上にて一結び、いき出しの両方縁の下へ通し顔の両脇江廻し、おとかひの下にて留申候、

但、当世の髪の結びやうに仕候得者、釵ハ不用候てもよろしく御座候、

一御烏帽子の明証ハ、越後国岩船郡島津江郷四万津権現社蔵八文字民部太輔惟宗広言朝臣之古画像の服シ候烏帽子ニ而御座候処、右肖像ハ小田原北条家臣島津長徳軒子孫五島大和殿越後より被取寄、浅草寺内梅園院ニ而画師文晁ニ写させ、讀所々はけ落、読兼候ニ付、栗原孫之丞方江よミ付呉候様被相頼候由、その節島津折の明証とすへき古画像、殊ニ伝来の折様と符合いたし候故うつし置たる段承申候、右本を借用仕、大山探賢江相頼、狩野探洲方にて写方為仕、段々吟味仕候処、鎌倉時代粟田口法眼等之画風有之

由申出候、且又譜の年月正史ニ符合仕候間、旁御見合としてしるし置申候、

一 御烏帽子の称美可仕訳ハ、武田・小笠原・伊勢其外諸家の烏帽子ハすへて武家の作様ニ御座候、武家の烏帽子ハ△如此なるを家々の例として、左へも右へも折て用候由御座候、御烏帽子ハ□如此文官の烏帽子を源家の左折にして御用ひ被遊候処、

忠久公御出仕之時ハ何方にても衆人に御違被遊候由、是文武の分ち御座候故と承り伝申候、諸家の烏帽子ハ其家々にてハ称美可仕候得とも、他家にてハ常の事にて何の珍重すへき訳も無之候、御家折ハ武家ニハ外ニなき文官の烏帽子にて只一つ、然も文武を兼たる御烏帽子にて、他家にても別而珍重仕り、殊ニ古実を存候者ハ猶更尊ひ申候由御座候、

一 此節御下ニ相成候烏帽子ハ縁無御座故、折端の留処無之、鉞を打候て緒を掛候ニ付、緒の掛様も出処を失ひ候故もと、ひへ付候、緒外にも白と紺と水引の様な緒、何の訳ともしれず出し候、段々探索仕候得とも明証無之候てハ分り兼申候、折烏帽子ニハ縁

あるものニ御座候、京都烏帽子折杉原美作介方より出し候烏帽子の品々書たる雲の通路と申折本御座候、其内ニ京極折と申烏帽子、御本之形と似寄申候、右伝来之内ニ鳥津折・新田折など品々有之候得とも、其家々の秘伝故、書しるさ、る由相見得申候ニ付、上京仕候者へ相頼、右形杉原氏へ相糺申候処、入門不致候てハ其故実伝受いたしかたき由申出候付、致方なく御家之雛形相頼為折候を一見仕候処、折様かくこふ不思議なる烏帽子にて、用ひらるへき品ニ無御座候、いかなる伝来にて折候哉、是も伝受不仕候而ハ分り兼ね申候、

一 御国の旧記も段々相糺申候得とも、御烏帽子の明証と可相成旧記糺付不申候、

立久公御像拜見仕候処、至極ふるび候て明細二分り兼申候得とも、中高き御烏帽子にて、御伝来の御烏帽子ニ似寄申候、

右之通伝来仕候雛形并絵図相添差上申候間、御都合宜敷奉頼候、以上、

正月

木脇藤淵

豎山武兵衛様

追而、御問合ニまかせ不審の処書しるし、御本へ張付置申候、



木脇藤淵殿

二白、当分不快ニ而引入罷在不行届、貴報御推覧可被下候、

安政二年卯七月廿九日、伊地知小十郎殿よりかりて写おくものなり、尤、一紙ハ豎山武兵衛殿江八月二日便より差上せ候事、

一代々御元服之事、三ヶ国の名門二名門ヲ各字トス存知之方有へく候条巨細ニ不及記籠、此儀ニ而ハ難述短筆子細ニ候、

御札致拜見候、愈御壮健被成御勤奉珍重候、然者先便 御沙汰ニ付、御家折之烏帽子之儀ニ付御問合申進候儀御座候処、此節便より雛形并ニ正証公御本之折様等巨細被申上、則入御覧候処、至極之御都合ニ御座候、右様御納得可給候、公私取交せ及御返詞候条、御用捨可被下候、恐惶謹言、

二月廿九日

豎山武兵衛

一左折之烏帽子之事、御当家御被官衆ハ何も可為右様候、但シ、河上道安・山田大年参会之時、此条之物沙汰候シ、御当家みぬひの菊とちをとかれ候上ハ、御被官衆ハ被入肩候人々皆左折を被着候てもくるしかるまじきにてなと、被申候ひき、又其家々折様共さたまり候す、(筋カ)る方家々の折之烏帽子を可被着候、其謂ハ、於九州ハ大友折之烏帽子として候、公方様の御前にてハ皆家々の烏帽子を被着候、追其法ハ島津殿御前ニ而も家々の折を可被着事尤ニ候なり、島津折と申候者、

御所折之烏帽子同折にて候、

右之通、新納五左衛門家の文書、近江守忠勝入道
栖嵐斎筆記ニ相見得候、河上道安ハ川上十郎左衛
門義久之道号にて、永正十八年七月十四日卒去、

忠勝ハ道安門人ニテ延徳三年生れ、三拾八才の時
道安卒去、其後天正十八年忠勝茂五拾九歳卒去、

古老之書留なり、
右之通、伊地知小十郎殿書拔れ候をかりてうつ
し置ものなり、時に卯八月二日、先度申上候時
御国之旧記一条も御烏帽子の事見当不申段申上
置候故、此節右の別紙豎山氏へ差出候、明証ニ
相成候書留之段申上候事、

祐尚

一 御札相達致拜見候、秋冷之節御座候処、愈御壯健被
成御勤仕奉恭悦候、然者

御家折御烏帽子の事御糺方被成候処、伊地知氏より
古書之内被見出候由ニ而御書写被遣、慥ニ差上置申

候、伊地知氏よりも同様申上越相成御内話奉伺候、

且又時候御尋被仰聞御紙表之趣辱仕合奉存候、追々
寒冷相催候間、折角御自愛專一存上候、貴報方如斯
御座候、此段得御意候、恐惶謹言、

九月廿二日

豎山武兵衛

木脇藤淵様

〔「斉彬公史料 第二卷」四七一号の一部に同じ、本文
略〕

右者、拙者現本八十年の兵火ニ烏有と相成居候処、
今般福島巖之介言、鍋倉林左衛門氏ニ而見当られ候
由ニて写被置候本を以て、明治廿五年十一月十四日
写終る、此書面ハ島津之御家ニ於数百年断絶せしを、
栗原先生之伝来ニ依て御再興相成、実ニ難有、御家
之在すかきりは御伝来相成候故、拙者生涯の出来事
故子々孫々に相伝ふものなり、

木脇祐業時に七拾六歳

○田知事公当太守様犬追物初テ御張興被遊候節、久光公未た重

富御屋敷江被為住候節參殿、本書之趣を以テ申上候
処、直様甲冑所江被仰付調達いたし、其節より御用
ひ相成、其後ハ御直元服之御家柄の衆より追々同所
江注文相成、作調用弁いたし候様相成候事、

〔「忠久公御母衣考」は「伊地知季安著作史料集七」「御
代々様御親輯考」に同じ、本文略〕

〔表紙〕

群書合輯

目錄

- 〔伊藤祐忠〕
一 玄宅由緒書并高麗入覚書
- 一 濃州関ヶ原御陣場案内口上覚書
- 〔家久〕
一 忠恒様御感状
- 〔幸綱〕
一 大山稻助覚書
- 〔義弘〕
一 惟新公御意見状

玄宅由緒書并高麗入覚書

〔旧記雜錄 追録一〕一〇五六号・「家わけ七」曾木文書
二二〇号に同じ、本文略〕

濃州関ヶ原御陣場案内口上覚書

一 慶長五庚子年九月十五日関ヶ原御合戦之訳、九月十四日家康様赤坂江御着陣之段大垣ヨリ見届ケ、十四日戌之刻ニ石田治部少輔殿・小西撰津守殿・浮田中納言殿・島津兵庫頭殿、南宮山之篝火目当ニ野口村〔正則〕通り関ヶ原江被打出、其段福島左衛門太夫殿ヨリ言上有リ、左衛門太夫殿ハ早速関ヶ原江仲仙道之道筋御越被成候、家康様夜明ケニ赤坂御立、野口村之西桃配街道左リニ御陣御居被成候、十五日之朝小雨ふり霧深く立、並居候者之具足之景色難見分程ニ有之候由、巳時比晴れ上リ軍始り申候、治部少輔殿ハ小関村之北国街道右之方ニ柵をふり、陳を居被申候、治部少シ先手ハ島左近〔清興〕三町程先江進て居候、一 御先手福島左衛門太夫殿、関ヶ原之町西之端ヨリ北

向ニ鉄炮打掛、治部少殿陳江被掛候、宇喜田殿・小西殿・島津殿ハ天満山ニ陳被居候、此衆江ハ細川越中守殿・加藤左馬介殿(嘉明)・井伊兵部殿(直政)・織田雅樂殿(有樂方・長益)街道ヨリ西北向ニ御掛リ、島津殿ハ治部少殿之手ニ軍始リ候ヨリ天満山ヨリ小関村江御出、治部少殿一所ニ御働被成、其時島津殿家来松脇三郎兵衛と下野殿と太刀打被成、松脇を御打被成候、其節左之御手少シ御手を負せられ候也、

一街道ヨリ南ハ藤堂佐渡守殿・京極修理殿・蜂須賀阿波守御人数と、戸田武藏守殿(勝成)・津田長門守殿(信成)・宇喜田殿其外人数と大関村ニ而戦始リ申候、

一本多中務殿ハ牧田村口之押へ、十九屋之池南西之方へ陳を被居、

一浅野左京太夫殿・池田三左衛門殿ハ南宮山之押へ、垂井・野上之間ニ御陣被居候、

一軍半比、筑前中納言殿(合図方)今色之のろしを上ると其儘松尾山より人数を下し、西之方之後江鉄炮を打掛ケ、大谷刑部殿・平塚因幡殿(為氏)・小川土佐殿人数と戦ひたり、大谷・平塚其場ニ而打死也、大谷ハ自害也、未

刻御勝軍也、治部少ハ江州草野江犬山江帰り退き被申候、小西ハ粕川江、宇喜田ハ近江路江被退、島津殿ハ伊勢路江御退き被成候、未之下一刻(八幡方)八番前ニ而首実檢被遊、其夜山中ニ御陳被遊候、

一竹中丹後守殿十五日之朝被仰渡候ハ、知行所之儀ニ候間、戦ひニ構はず地形之案内諸備江差図可致、并筑前中納言江合図之のろし能時分見合上ケ候様ニと被仰付、其通ニ被相働候、

一徳永法印殿(寿昌)・市橋下総殿(長勝)・横井殿御一統ハ南宮山江本之押へ、宇田村(金屋方)・々屋村之間ニ御陳被居候、

一大垣留守居ニハ福原右馬之助殿(長巻)・秋月長門殿(種次)・垣見和泉殿(家總)・木村惣左衛門殿(由信)・高橋九郎殿被居申候、是江西尾豊後守殿(光教)・津軽右京殿(為信)・水野六左衛門殿・中

村式部少輔殿・松平丹波守殿御向ひニ候、

一赤坂勝山御留守居、堀尾信濃守殿(忠氏)・筒井伊賀守殿御残し被遊候、

一一柳監物殿ハ長猪城ニ御陳ニ而、大垣責手之内ニ御加へ被成候、

一小西摂津守殿粕川ニ而生捕、丹波守殿ヨリ御上ケ被

成候、御褒美并撰津守殿差被申候光忠之刀被進候、

右者、岩手御屋敷御陣場日記を篤と承り届ケ、関

ヶ原諸御大名様御通行之節、此口上覚書を以御案

内仕候ニ付、手筋を以写置申候、別紙絵図ニ付候

者目錄ニ而、此案内記ニ而ハ無御坐候、以上、

桑原惣次郎

正文在伊集院伊膳家

〔旧記雜録 後編三〕 六六二号・「伊地知季安著作史料

集三」諸家系図」一〇七の九号に同じ、本文略〕

本文御書八上之慶長四年
二月廿四日ニ在之

忠恒公抱節〔伊集院久徳〕江為被下御書ニ付考合申儀有之、左之通、

文化八年未十二月

公義御用ニ付御系図御書上之節、

御代々様御家督之年月可被書記旨御案文ニ御座候処、

家久公御家督年鑑御讓御系図等ニ書記無之、全不相

知ニ付其通御書上相成、公辺之御成合如何可有之

哉、御内実之処を堀田豊前守様迄御内談被仰進候上
御書上、可然向ニ

〔重巻〕大御隠居様被 仰出候形行、木場次右衛門伺書ニ相

見得、此節古御文書取調方ニ付、系図・文書等段々

探索仕候処、慶長三戌十月朔日、泗川御勝利血祭之

式被為執行之砌、從

義弘公御太將之位を

忠恒公江被為讓候御事、其節

忠恒公御右之脇ニ御団〔扇脱力〕を持為相勤川上源三郎、後に

因幡守久国と改名ニ而、晩年直ニ著述為仕置朝鮮征

伐記追加之中ニ左之通、

義弘、吾可致軍配、忠恒江今日大將位を讓渡候、將

机ニ被懸候得と有処ニ、忠恒殊外辞退せられしを、

島津〔忠長〕図書頭・伊集院〔久徳〕下野入道、ケ様に大勝利之刻、

御大將位を被成御繼可目出度、不及御辞退儀ニ候と

て、将机ニ懸らせ申候云々、右之御時、從

義弘公者御家督茂既ニ被為讓候半と奉存候、左候而、

御帰朝、直ニ御上洛有之、慶長四年亥正月九日、於

伏見

忠恒公泗川御勝利之為 御褒美被任少將、御高五万

石御拝領被遊候砌、同十二日 義久公 義弘公

忠恒公御申請御振舞被差上、同二月廿日從 義久公

上原源右衛門二而、其以前天文中 貴久公御中興二

被為立候節、御持せ為被遊時雨之御旗を為御祝儀御

讓被為進、御国政共茂被為讓体之御事情此御書中二

相見得、上原系図二茂、源右衛門尚氏從

義久公 家久公江御家督御讓之時被付与御旗御使相

勤、御高五拾壹石拜領仕、就其時雨御旗之御虫干二

者子孫為罷出事共書記置、旁符合仕居、皆共証拠可

相成儀と奉存候、

一 右同時御書拵之節、

御遠祖様方御誕生之年月等茂御用有之、月日不詳と

御書上為相成由、其内二茂今般之調方二見当候儀左

之通、

上総介貞久公

文永六年己巳四月八日御誕生

陸奥守氏久公

嘉曆三年戊辰四月十一日御誕生

右 御両公共、都城之相馬氏古系図之中二記置

御座候、

陸奥守元久公

貞治二年癸卯五月廿日御誕生

右、仲翁禪師内集御祭文之中二被記置御座候、

右之通明驗有之事御座候得共、御譜中二是迄訂誤補

闕候向々 仰出無之故二茂御座候哉、式百余年之間

数多之先役共、毛頭所見無之二茂有御座間敷筈之事

候得共、御免許無之二者手茂難付処より湮滅之姿二

相成哉二可有御坐と奉存候、

佐々木氏御藏文書真筆ノ写

佐々木大山稻介幸綱家元祖并近代之祖軍忠之事

一 佐々木名字者從字多天皇七代之嫡領経方元祖也、

一 同一性、井伊・志賀等、同庶流京極・加治・野木・

隱岐・吉田・朽木・高島・万木・答致本ノマ・沢田・馬

淵・大山・佐保・伊佐・亀井・温治・尼子・佐渡・

田中・六角・太広・児島・磯部・高浜・永田・稻

留・範・真野・木村・伊庭・愛智・大原・駒井・上江・庭部・池田・高宮・西条・蒲生・坂田・広田・桐谷・黒田・堀・市原・野村等也、

少被召仕也、
義久公御筆初
和泉式部
あらさらん此世の外の
思ひ〔符カ〕いてに

一 建久二年亥五月、依近江国之住人佐々木太郎判官左衛門尉源定綱事、日吉社宮主殺害之罪名二山門衆徒

今一たひの

中為鎌倉江言上、任頼朝尊命二、佐々木定綱薩摩国

あふ事も哉

江被〔魁カ〕所遠流訖、同三年、於薩摩国額娃郡大山五十五

義久公

町定綱賄所二雖為居住、三四五ヶ年後蒙赦免ヲ、定

露なからおりてかさ、ん菊の花

綱之男子小太郎実定ヲ残置薩摩国二、上定綱鎌倉二

おひせぬ秋の久しかるへく

賜本領也、建久七年、頼朝尊御子忠久公薩摩国江依

一 大山〔小脱カ幸綱〕太郎十三歳、従大山三次六歳比、依無父 義久

御下向候二、小太郎実定者忠久公奉仕御側二、後〔二カ〕

公御憐愍、以兄弟共二御側被召仕、兄十五歳新藤卜

領大山五十五町号大山弥藤次下、至弥藤次子孫義

名ヲ被下、御腰物大小拝領候、大ハ二尺三寸、作谷

定・秀経二、奉始忠久公・忠時公代々子孫薩摩奉仕

山也、近代二一尺五寸ニ上ケ、代金一枚本阿弥付状

御屋形二也、於于今大山二佐々木屋敷跡有之家伝也、

取置也、小ハ九寸八分、有長光銘、元禄十三年見失

一 従佐々木定綱十五代孫大山織部祐経綱者、大山稻介

無之也、

幸綱・弟大山三次綱宗之祖父也、経綱者 日新忠良

一日州方ニテ依 義久公上意ニ、科人打手新藤二被仰

公御側被召仕、後伯圀貴久公御近習奉仕、其嫡大山

付、科人卜新藤切合候折角時科人足稻二引掛、科人

金藤〔次脱カ〕経実ハ 貴久公 義久公ニ奉仕也、其嫡大山稻

臥候所自新藤切殺申候、則新藤ヲ 義久公御前ニ被

介幸綱・二男大山三次綱宗ハ 龍伯義久公御側自幼

召出、稻介卜名ヲ被下候、其後稻介者 又市郎久保

公ニ、依義久公上意ニ被召付候、後為御心付高三十石阿多掃部御使以稲介ニ拜領仕候也、天正十八年間東奥陣入ニ稲介者 久保公御供仕立也、

以上、

磨上之中脇差致一覽候、波平と相見申候、金壹枚計之代可為相応存候、同名共ニも遂談合申候処ニ右通りニ御坐候、恐惶謹言、

極月九日

光通
押花

一文禄元年二月廿八日、又市郎久保公 惟新義弘公高麗入御出陣之時、大山稲介幸綱事生廿五歳ニテ御兵具奉行役被仰付、本多伴兵衛病故、田尻^{不明}兵衛卜相合御供仕渡^{不明} 由候、

一 於加徳島ニ白浜次郎九郎・伊地知七郎次郎御成敗ニ付、打手大山稲介ニ被仰付候、右之二人打某^(果カ)ニ負稲介深手疵、日数百廿日ハテニ掛居、疵半分調時分罷出候^{不明}者肝煎成御用ニテ、日本京伏見へ急之御使稲介ニ被仰付、日数廿日ニ閉目申候也、有津口船通御

^{不明}
物一枚也、

一 慶長元年、伊勢^(貞昌)兵部少御使以上意之趣稲介ニ被仰聞、依忠高三十石ニ門一ツ可被下旨ニテ、凶書頭忠長判有御状也、

〔旧記雜録 後編三〕四一号に同じ、本文略〕

以上、

大山稲介事、奥陳以来打統別而御奉公共申候間、知行三拾石と門壹ツ可被下由上意にて候間、其許にて其檢量有へく候、さてハ少分之儀候条、知行所など能候する在所を配分可然候、大山へも爰元にて右之通被仰聞候、為御存知、恐々謹言、

凶書頭

潤七月六日

忠長
押花

本田六右衛門殿

伊肥入道殿

御宿所

一 薩摩国江早御使、又大山稻介幸綱ニ被仰付、日數十

九日ニ閉目候、八木民部左衛門稻介同船ニテ如高麗

渡ニ加徳島ニ行掛者、〔廻ニカ〕ヲ脱カ島番船執卷、無船通用所、稻

介・民部二人數船之敵中切通負手疵、加徳薩摩御陣

ニ參上仕候、依忠ニ知行十石被下候、

比志島紀伊守国貞判・伊集院下野頭入道抱節判、

慶長二年二月二十九日 有御感状也、

今度此表兵船浮出通用難成故、他之手へ船一艘も無
渡海候処、各被抛身命被遂參陣候儀、深々被思召御
感候、依其忠節知行拾石可被宛行旨被 仰出候、仍
状如件、

比志島紀伊守

慶長二年二月廿九日

国貞押花

伊集院下野入道

抱節押花

大山稻助殿

別而目ニ立働由候也、

一 慶長二年十二月十八日、依忠節高拾斛大山稻介ニ被

下候、有凶書頭忠長判御書付也、

一 高麗奧赤国人ニ、大山稻介者薩摩太守御腰物持、御

側御供仕通候也、

一 於赤国泗川新城ニ、鮮南人二十万押掛候、敵三万八

千七百余薩摩御手御討捕之時分、幸綱一人目立辛勞

申候、大山三次敵之後二道不期野只一人走行、石橋渡

奥二人、三尺余太刀以敵數百人切臥ル、新納勘解

由・川上久右衛門・寺山四郎左衛門・白坂宗兵衛尉

杯、三次働ヲ見テ走続来テ供敵數百人切ル也、

切紙

高拾石比志島之内

已上、

圖書頭

慶長二 十二月十八日

忠長押花

大山稻介殿

一 高麗唐島番崩ニ大山稻介幸綱・大山三次綱〔宗脱カ〕兄弟共參、

一從泗川如日本御帰陣之時、於順天海上ニ番船數百艘
 出合働時、唐大船日本小船目下ニ塩焔壺ニ火ヲ入投
 入、舟人共ニ燒、押川強兵衛公近・大山三次綱宗ニ
 人ハ赤幕ノ関船ニ乗、敵船ニ押付鉄炮戰、別テ目ニ
 立候、戰之〔稠數カ〕稠補最中、味方船ニ立置一本杉目印遣頭〔鑓〕
 ヲ取、一本杉ヲ引拔取敵船ニ立ル故、大山稻介幸綱
 杯三四五人敵船ニ切乘別テ働、一本杉ヲ取返シ、稻
 介一本杉ヲ持海ニ飛入、御召ニ志シ働共不埒明海中
 居候ヲ、自敵方鉄炮・半弓以散々ニ稻介ヲ射候故、
 稻介身ニ立矢〔碎カ〕悴〔碎カ〕疵ハ不知數ヲ、其上身ヲ被燒、深
 手疵十七ヶ所負、海ニ浮居候故、自味方衆熊手杯ニ
 テ稻介ヲ御召船ニ引上ケ候故、稻介者一本杉鑓ヲ御
 召船ニ立、ハダカノ体ニテ帰朝仕候也、

加増目録

薩州日置之郡永吉村

原口屋敷

高四斛三斗

浮免

仏谷 下田八畦 九斗六升 伊豆守

馬庭 上田九畦二分 一石四斗五升七合 助五郎

小野 上田一反廿分 一石七斗六合七勺 助六

はたけ田 上田九畦十八分 一石五斗三升六合 織部左衛門

はしの前 上田一反四分 一石六斗二升一合三勺 助六

あひろ 下田五畦十八分 六斗七升二合 豊前守

うちせと 中田六畦廿八分 九斗七升六勺 与介

同所 上田二畦十八分 四斗一升六合 同人

石川 下田八畦 八斗 主馬

ほとけ谷 下田二畦廿分 三斗八升 伊豆守

惣合拾四石八斗壹升

此内四石八斗壹升者持留不足分返地也、

慶長六年

六月三日 御配当所

慶長四年 日州庄内陣起、大山稻介幸綱御供立候、

稻介者阿多長寿院与ニテ守田陣取ニ參、間之桓仕奇〔奇カ〕

一入目ニ立、辛勞申候也、志和知大手口乘ニ稻介弟〔弟カ〕

ヲセヲイヒシヲヌキ恩付、二之乗燒落シ申候、山之〔忍カ〕

口江人数被差向時、伊地知民部少輔・谷山次郎右衛

門・四位大藏・大山稻介以同心鑓合仕時、入口ニテ

敵一人稻介突臥申候、高城繩手口ニテ敵二人打候、

内一人者稻介討捕申候也、入来院又六殿御預之臥草

ニモ稻介參、別而辛勞仕候也、

一慶長五年、於高麗陣依忠節ニ重高五石、衆並ニ稻介

ニモ被下候也、

一同六年六月三日、高十五石、薩州日置郡内永吉村内

ニ被下候、同年依黃門家久公上意ニ、御側詰役大山

稻介幸綱ニ被仰付候、御奥表御側ニ夜白勤申候也、

一同七年七月二十六日、依忠節高十石、薩州指宿十九

町村内被下候也、

右高二十五石、知行為加増被宛行者也、御記当所印

鎌田出雲頭政近判・比志島紀伊守国貞判・樺山権左

衛門久高判・圖書頭忠長判、有御加増目錄二通也、

一同七年、庄内御帰陣直ニ御上洛、稻介御供仕、自夫

打統御上洛御供、稻介者御供仕也、

薩州指宿拾九町村之内

一ヶ所 源左衛門屋敷

高拾斛九升六合

右知行為加増被宛行者也、

慶長七年

七月廿六日

鎌田出雲守

政近花押

比志島紀伊守

国貞花押

久高

樺山権左衛門尉

圖書頭

忠長

大山稻介殿

一慶長十七年 黃門家久公御近習廻人数二十五人江、

稻介モ其内ニテ、依上意被仰渡者、今度大坂陣ニ御

供可被仰付候、何蓮シカモ高麗人以來打統、別而辛勞申

候、何ソ願事於有之者願可申上由ニテ、思々願被申

上、何蓮モ御達シ被下候、大山稻介一人者何ソ願事

無御座由申上候所ニ、衆並ニ稻介一人残ハ〔悪敷方〕惡補候、

何成共願可申上旨又々依仰渡候、從稻介、糸髮ニテ

甫茶洗髮數奇ニ御座候条御免可被下旨願申上候所ニ、

扱テ〔為替願申上由ニテ、則稻介幸綱ヲ御前ニ被

召出、赤紙之小ヨリ以甫茶洗髮ニイワセ、稻介一世

可為此分旨 上意候、其以後五節供ニ御屋形ニ甫茶

洗髮ニテ致上下着出仕為申儀者、世ニ無其隱事也、

一天正年間又八郎家久公シルケン被遊御打時、大山稻

介御手伝仕節、稻介拜領仕候小脇指一腰、

元祿四年於江戸ニ左中将光久公江、自佐々木新右衛

門貞綱曾祖父ニ右拜領之分ケ申上指上申候也、

覚

御脇指一腰冬広長九寸式分、
本阿弥光知付状有、

右刀、御方曾祖父大山稻助殿拜領之由申伝所持候処、

去年於江戸 中将光久公小脇指被遊御取候筈ニ付、

御屋敷中より數々上り候得共、不入御意、御方刀被

召上、代銀被成下候、我等御取次仕存知之前ニ候条、

証文如此ニ候、以上、

向井市之丞

元祿五年申正月十一日 友貞印

佐々木新右衛門殿

一慶長十九年九月九日、於 中納言家久公御前ニ 上

意ニ、大山稻介者佐々木庶流大山嫡領候条、本名

佐々木名乗可申候、当世直ニ御奉公申上ニ佐々木名

字無之候、今度佐々木名字被遊御立候、佐々木名字

者可為稻介一人候旨 上意ニテ、備前次光菖蒲造ニ

尺五寸拵之御腰物一腰、御手渡ニ拜領仕候、近代自

本阿弥光智代金三枚付状取置候也、刀者家之宝物故

代々子孫相続也、

先日見遣ニ被下候菖蒲造之御刀、能々見申候、次光

位之物と相見え申候、其御意得被成、御指可被成候、

唯今御使へ相渡申候、恐惶謹言、

三月二日

光知押花

御手紙致拜見候、先日者御出被成候得共、早々之仕

合御殘多奉存候、御刀之書狀為持被下、則調直し進之申候、次光之儀三枚代付候物ニ而候、御尋ニ候間、有増之儀申入候、以上、

三月十九日

本阿弥光知

佐々木新右衛門様

以手紙致啓上候、内々御物語申入置佐々木新右衛門刀一腰持せ申候、右刀者、薩摩守先祖 中納言家久公より新右衛門先祖ニ有子細拝領之刀ニ御座候、作位之御付狀御出可被下候、万々奉頼存候、以上、

二月九日

御腰物方役人

山元八郎右衛門印

本阿弥光智様まいる

留

一筆致啓上候、内々申入置私刀添狀当所山元八郎名ニ候条、私名ニ御調直可被下旨頼上置候処、早々御調被下忝奉存候、此兩種乍少分使印迄進入申候、扱又次光之刀者代金何程仕物御坐候哉、私為心得内々承置度存候、以上、

三月十九日

佐々木新右衛門

本阿弥光智様まいる

一元和六年九月十三日、中納言家久公大山稻介幸綱

居屋敷江被遊御光候時、(儀脱カ)御腰物一腰、但、関兼吉二

尺三寸有銘、代金二枚本阿弥有付狀、近代ニ取置也、

一御小袖一重・麻御上下一具拝領仕候、又御歌御筆色

紙短尺五枚・公家筆短尺十枚・濃茶碗一・棕栢葉絵

之小御盃一ツ被下置、其時御供御座詰之川上慰敗、(久間)

新納武藏守為舟・根占七郎重長・伊勢大隅貞豊・樺

山権左衛門久高、外二御近習廻人数自歌自筆短尺十

枚、自稻介取置也、

一寛永六年巳正月、為御心付高八十四斛、稻介幸綱代

上置四分一高、御使鎌田源左衛門政光ニテ稻介被下

候也、

一稻介幸綱一世漸々被下御心付高、依忠節被下候高、

依忠可被下旨御約束高迄総合高百九拾四斛、内高八

十石者高麗陣忠節被下候得共、現高者不申請、從稻

介代上ニ上置申候、幸綱者本地高三百石余之御奉公

為申上由也、

一稱介幸綱嫡子大山新藤勘右衛門実綱後号佐々木者、
左中将光久公御年若キ時分、御馬廻定御供方被仰付、
数ヶ年江戸ニ勤之、

寛永十四年、始御国入御供仕下向仕也、其嫡領同勘
右衛門綱通者、江戸・御国本相応之御奉公数十ヶ年
首尾好勤之也、

証文

関ノ兼吉刀一腰但、式尺三寸有銘自本阿弥代金二枚
有付状、

右之刀、依御扨ニ我等買取申候、依如件、以上、

正徳元年寅

八月十三日

磨師

池之上次郎右衛門印

佐々木新右衛門殿

十三夜

名月

家久

雨雲も名たゝる月の光哉

雨雲に月の名しるきこよひ哉

散さしといとし庭の桜はな

さかりをとハぬ色そうつろふ 家久

夕なきのかすむ汀に月落て

さなから浪の花の海原 家久

らうたくも君か千世をハ八千代とも

おもふは民のこゝろなりけり 為舟

もる袖も年にかはらて梅の花

ひらくる春をまたれこそすれ 久高

〔旧記雑録 後編五〕九六三号に同じ、本文略〕

〔旧記雑録 後編五〕九六四号に同じ、本文略〕

以上、

其後者絶音問私意之外候、仍其許上下共御無事之至
大慶候、随而我等手前ニ屏風一双召立候、押申度候
間、貴所手跡之義色^{本ノマ}大望候、每繁事察候へ共、透々
是非共頼存候、恐々謹言、

宝寿院

忠弘押

五月廿四日
伊勢兵部少輔殿

御宿所

乍恐堪忍難成二付御佗之条々

一先年 久保様高麗御渡海之刻、栗野迄御供被仰付〔破損〕

然候、御兵具役本田半兵衛尉殿御当被成候へ共、氣相悪候而御跡より被参由二而、当時御事闕二付、大口迄御兵具役被仰付可参之旨被仰聞候、左候へハ於大口秀堅老を以高麗へ直二御供可仕由 上意〔ママ〕殿老人之母二も暇乞不仕、上意おもく奉存候、御賦壹錢も不被下、高麗へ御供申上候事、

一於名護屋二御兵具役半兵衛尉殿へ相渡、則御馬之役被仰付候、然処二 惟新様 久保様御両殿様御事ハ

借船にて御渡海二付、我々事ハ御馬三疋立申候而、野添善兵衛殿と同前二御意二而御先ニ渡海仕候而、高麗奥陳迄夜白御奉公仕候、今二いづれも御存知之方御座候、其刻国分但馬守殿事ハ、御馬式疋ニ被相

添名護屋ニ被召還候故、今ニ諸方存知にて候、左候而、久保様御死去之砌御供申帰朝申候処二、無程従 惟新様又高麗へ罷渡候而、当 上様御馬役可仕旨被仰付、甕島へ二ヶ月も不罷居、高麗へ罷渡候事、

一から島よりかたく島へ御陳なをし之刻、又御馬役被

仰付 御奉公申上候中ニ、白浜次郎九郎殿・伊地知

七郎二郎殿御成敗にて候間、我々へも被仰付候、然

処二深手負申、百廿日はて二か、り漸仕立申候而罷

出候処二、 惟新様御かミ様へ御急用之御使被仰付

罷上り候而、爰元無別儀申閉目、又かたく二参候へ

ハ、聽而御国本へ廿日之〔破損〕御使被仰付候処二、

日数十九日二仕舞申、八木民部左衛門殿同船にて罷

渡候折節、番船かたく島を取まき一戦仕候時分、一

艘船にて兩人共ニ身体をなけうち番船之中を押通、

かたく島へ参候、其時も拙者事ハ深手負申候、上

様よりも忝御意にて候、各御存知之儀候事、

一其後から島番船崩御坐候而、直二奥入二御供仕、御

腰物持とをし、日夜御陳ニ詰申御奉公申上候、従其

そてん二御在番中ニかんなん人猛勢取かけ、敵三万

八千七百余にて申候、其時も居合にて候人衆なミニ

御奉公申候事、

一 御引陳之刻も、番船出〔合脱之〕より我々乗船番船二漕付、敵

船二切乗、十七ヶ所手負申、本船二乗申候処二、な

け火仕候故、船焼すてられ身体も被焼申候、其上は

たかに罷成御供申婦朝、既二高麗二九年御奉公申候、

就其御感状、其上知行被下候而御奉公申候処二、私

領之百姓、我等かたハ者を存知、夜之四ツ時過二拙

者居所二切入申候へハ、寄特二仕合申仕留申候、就

夫気狂申たる由にて知行屋敷被召上、于今寺領申、

当年三ヶ年隆盛院二堪忍仕候、誠二連々符悪者之故、

悪地耳持合申候、手前すりきりの儀候条、于今折角

二相極候、各様以御梗量此節被召直、身命相統候様

二偏二御両所様奉頼候、先日隆盛院公儀へ御侘被成

候由承候へハ、其刻拙者へ曾不承候故、御内証をも

不申上候、前々寺領被仰付刻御両所様御使被成候間、

乍憚書物を以申上候、定而隆盛院御侘可被申上候間、

可然様二御披露奉頼候、已上、

寛永五年十二月五日 佐々木稻介花押

仁礼右近将監様

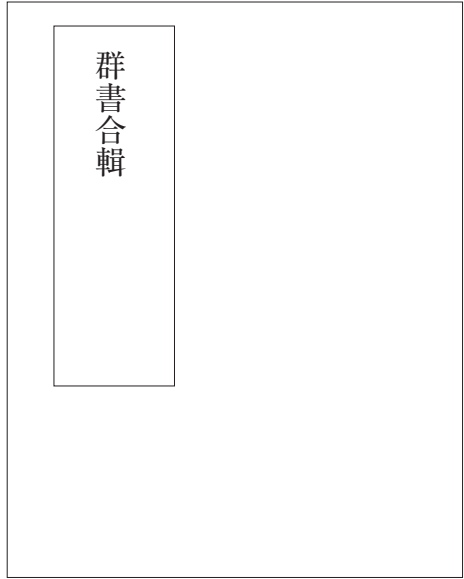
川上〔又四〕式部太輔様

参

〔「惟新公御意見状」は「旧記雑録 後編二二五〇二号・

「同 後編四」一〇四二号に同じ、本文略〕

〔伊地知季安著作史料集七〕琴月様御養子願之儀伊勢貞昌相勤候事件調〕と「同五」諸旧記文書一〕二一三の一号の元和十年二月十二日より十九日条に同じ、本文略〕



〔表紙〕

<p>一 御記録所之事</p> <p>一 國分正興寺仁王之事</p> <p>一 御文書裏打之事</p>	<p>一 頭殿鎗流馬之事</p> <p>一 師久公より伊久公江之御状</p>
---	--

群書合集

- 一 御記録所之事
- 一 頭殿鎗流馬之事
- 一 國分正興寺仁王之事
- 一 師久公より伊久公江之御状
- 一 御文書裏打之事

〔御記録所之事〕は「伊地知季安著作史料集五」「伊地知氏雜錄」二〇〜三五号に同じ、本文略

〔頭殿鎗流馬之事〕は「伊地知季安著作史料集五」「伊地知氏雜錄」三六の一〜三六の三号に同じ、本文略

〔國分正興寺仁王之事〕「師久公より伊久公江之御状」は「伊地知季安著作史料集八」「國分正興寺仁王齡岳様御真影一件愚考」に同じ、本文略

覚

大御番所ニ被召置候御文書、御家御肝要之御文書ニ而御座候、大分之儀ニ御座候故、右之内先專要之御文書計先年御宝鑑并卷物ニ被仰付、其外之御文書者有来候儘ニ而被召置候、右御文書之儀者御記録之内ニ写為被召載置正文ニ而、永

久御格護不被遊候而不叶物ニ而御座候処、只今之通

ニ而被召置候得者、次第ニ紙損申筈ニ御座候、右之内最早当分摺剥候而字見得兼候御文書茂有之事ニ候間、此節惣様裏打調、卷物ニ被仰付度奉存候、尤、

卷物之調様者、御文書之品ニより段々茂可有之と存候、其通ニ於被仰付者大分之御文書ニ而御座候条、

四ツ八ツ迄之勤ニ而者埒明申間敷候間、早朝より晚迄之勤ニ而御賄被仰付度存候、且又御記録所之内ニ

者右細工仕候座敷無御座候付、御文書之儀ニ候得者御細工所杯ニ而被仰付物ニ無御座候間、当座側ニ細工仕候座飯ニ被仰付度存候、以上、

御記録所

元禄十六年 (盛香) 肥後仁右衛門

未九月三日 (家年) 市来源右衛門

(國明) 田中五右衛門

(行間書) 本行、佐多豊前殿江市来源右衛門御直ニ入御内見候

処ニ、可申出之旨被仰付候故、肥後仁右衛門致持參、

村田平右衛門殿御取次ニ而申上候処ニ、御家老衆被

聞召上、申出之通不被仰付候而不叶事ニ候、急度被

成

御伺、其節何分ニも可被仰渡之由、平右衛門殿御取次ニ而承候事、

未九月三日

右、元禄十六年九月者 綱貴公御代ニ而、何様共為

被仰出事者未見当不申、翌宝永元年申九月於江戸御逝去、同年十月 吉貴公御家督御代茂被為替候故敷、

其後 御七代様之御間為何 御沙汰茂不被為在、勿論当座より奉伺候義共全所見無御座候処、右末年より百五拾弍年目安政元年寅正月十七日、(齊彬) 順聖院様御代、古御文書取調掛左之通被仰付候、

御記録奉行 (季安) 伊地知小十郎

(後徳) 町田孫一郎

御記録方添役

御記録方見習 (直監) 佐多佳八郎

御記録方見習

御記録方見習

一同二年卯九月廿九日、右調立候御文書別而夥敷、今

形二而者漸々文字摺剥茂可相増二付、於新御庫内裏

打方被仰付、同三年辰二月以来張物師共召仕候二付、

朝五ツ時より大鐘過又者暮迄茂相詰、太抵打方茂相

濟、年月等之前後茂調濟、御軸物御取仕立二付而者

御直御沙汰可被為在旨被 仰付置候故、同四年巳七

月段々奉伺置、当未二月迄者長詰茂不仕、奉待 御

沙汰居候得共、御取仕立振等得能彦左衛門御取次を

以被仰渡候間、裏打相濟候古御文書猶又取調申候処、

太抵左之通御坐候、

忠久公より貴久公迄日新公迄

一御文書九拾三通 内、三拾通者御家譜ニ茂未被召載

御文書御座候付、自是以下内書ニ脱と書記候件者、

皆々御記録二者同断脱漏相成居候御文書御座候、

外ニ立久公より貴久公迄六通脱、

義久公

一同五百四通 内、六拾九通脱

外ニ

三拾四通
拾八通
三通 脱

メ五拾五通

義弘公

一同四百三拾三通 内、百四拾通脱

外ニ

拾五通
三拾壹通
九通 脱

メ五拾五通

久保公

一同四通 内、式通脱

外ニ久保公・家久公

家久公
一同千四百八拾六通 内、百九拾八通脱 九通
式拾四通
八通

メ四拾壹通

光久公
一同千六百式通 内、式百九拾式通脱

右内書六行、メ七百四通脱 外書安永御仕立
御軸物
四行メ百五拾六通脱

一同九拾壹通 内、伊作家十八通、内、五通脱

惣合四千式百拾三通 内、七百三拾六通脱、
古御日記・諸軍記類
三口メ八百九拾三通脱

一御書物式拾五册 但、紙数壹丁宛ニシテ五百九拾六

通

一古御系図類五拾八通

三口メ四千八百六拾七通

右之内、御卷物ニ茂可被召成御文書四千式百拾三通

御座候、太抵之見賦左之通御坐候、

一御軸物百四拾壹卷 但、御文書三拾通一卷ニシテ

一同式百拾壹卷 但、式拾通宛一卷ニシテ

一同百六拾八卷 但、式拾五通宛一卷ニシテ

右通卷数相成筋御座候、然共御文書之内ニ而長短茂

格別相替、壹通ニ而一卷又者式三通ニ而一卷相成茂

可有御座、御手鑑茂右之内より撰取可申二付、大略

押並可申と存候、

一 前件元祿十六年未九月、先役共より裏打方被仰付度
申出候書付二者、御記録之内ニ写為被召載置御文書
之正文ニ而、永久ニ御格護不被遊候而不叶物と御座
候得共、此節現在調立候得者、御記録江者全未被召
載御文書、七百通余御文書箱之底ニ埋居為申姿ニ而、
先史田中抔さへ如此數多之脱漏御座候事者、不被心
付筋ニ被相考候次第御座候、況是迄之史官右通不被
召載御文書數百通御座候事共心付候人者、決而有之
間敷、旁以古御文書取調掛為被仰付 御賢慮之一筋
ニ而、七百余通者新規ニ出為申茂同然と奉存候、

群書合輯

目録

- 一 徳川幕府年中行事
- 一 諸伝聞書幕府辺之事
- 一 稲葉石見候堀田筑前候を刺殺之論

殿中行事〔年中脱カ〕

正月元日、殿中諸侯明六半時揃当番所、明六時熨斗目上下にて御番交代の事、

此日、御三家・御家門方・御連枝方・国主・城主の面々、御譜代衆・御旗本衆三千石以上以下、御目付〔御目見カ〕以上御役人御番衆迄、思ひくゝの装束にて拝礼、年首の賀申上候事、尤、席々におゐて御礼被為請候事、

在国の諸侯・太夫ハ使者を以、太刀目録にて年始の嘉儀を申而、御奏者番の家来御玄閑獅子の間まで罷出、彼使者に對面いたし候事、〔御目見之カ〕節、任官によつて御盃頂戴、御返盃の御家も有、御流頂戴の面々も有之事、

面々も有之事、

一同二日、御礼ハ元日に残り候衆中・大小名ともに罷出候事、尤、是ハ家々にハ寄不申、冬年大目付中より割合書付出て、込合不申様に元日・二日と相代り申候、尤、御家門・御連枝・御三家ハ聞之て元日の御礼也、且御役人二日御礼之儀ハ青銅壺貫文宛献上也、元日の役人御礼ハ献上ニ不及候事、

一同日、無位無官の大小名の嫡子御礼に罷出、拝賀奉り候事、

一同三日も元日・二日に余候面々御礼申上候事、右元日・弐日・三日殿中御番衆〔番所カ〕に不残、明六代り〔時脱カ〕鬨斗目上下着用の事、

一元日より七日迄、殿中何れ茂鬨斗目上下の事、一吹上へ被為成候折ふし、七種迄ハ鬨斗目上下のま、にて吹上へ御先番相通り候事、

一三日夜に入御、御謡初有之、四座の猿樂当番罷成候事、

但、観世太夫・十太夫ハ毎年罷出、金春太夫・宝生大夫・金剛太夫ハ代りく、其外右同断、

此夜〔家重〕公方様〔家造〕大納言様松の間・大広間江出御、上段に付せられ、御謡初の為御祝儀御譜代の面々不残

登城之事、御謡初ハ御譜代大名計登城といへとも、当時ハ外様ニも歴々おほく登城在之候、所謂

將軍家御縁に属候人々ハ、前田・島津・伊達家〔もカ〕を大形登城也、尤、御旗本の面々、布衣以上の御役人不

残出仕、諸侯より今晚暮時前、御盃台とて檢細工物献上也、家々ニ依て毎年同し様成もようなり、或ハ

鶴亀の細工・松竹の模様、前田家・伊達家制札の下

に薺の生し台の物献上也、去ハ將軍家大広間へ御出有之、御盃事〔初まるカ〕初日折から右御盃一々披露在之、御酌ハ毎年石川家・板倉家のミにて勤らる、なり、〔其時脱カ〕観

世太夫一人平伏して、御三家へ御盃事の時分、四海波をうたに是恒例也、御規式御後より御囃事〔子カ〕三番在之、右御囃子の内に段々御流頂戴有之、尤、兩人宛

出て是を頂戴也、御囃子濟比に將軍家大納言様召物せられ候御肩衣を取らせられ、観世太夫へ下し

給ふ、其節御着座の御三家を初め、国主・城主諸侯より布衣以上以下の御旗本まで、不残肩衣をとつて〔観世に与ふるなりカ〕脇〔脇に〕に置なり、

翌日観世太夫方へ御徒目付罷越、白銀にて公方様大納言様御肩衣を受取る、是に準て諸侯よ

りも思ひく使者を以目録にて肩衣を受取なり、此子細ハ、三代將軍家光公或正月二日の初夢に、

上下の御齒不残落させ給ふ御覧なされ、御氣二懸り給ひ、齒ハ齡とよせて、其齒落たるハ齡かたむくと〔ま脱カ〕

て、殊の外不興遊ハされけり、御側に在候ふ人々も何とも賀し申へき様なかりしに、折ふし観世左近御

謡初に罷出、此事を伝へ聞て大音に賀し謡けり、

落葉かくなるまで命なからへて、名をいつまでか
生の松、是も久しき名所かな、是もひさしき名将
かな、

と申上たり、是を殊之外御悦有て忽御機嫌直り、召
させられたる御上下の御肩衣を御手つから下し給ひ、
ミなく^(もカ)を遣し候様にとの給ひ、何れ茂肩衣をぬい
て觀世に与へしと、かつて此吉例にて今に右之通在
之也、此夜御謡初仕廻に三人の太夫へ時服頂戴有之、
鬘斗目の下に白綾、紗綾などの裏ハ紅まかひ或ハも
ミなり、此白綾の時服を着用、弓矢の立合等にて三
座の太夫連舞也、弓矢の立合済時に御流も濟て 入
御なり、諸侯退出^(路次脱カ)の御施走に、大手御門・桜田御
門・御番所前にて多く薪を積て大篝を焚、

此大篝をたく真木のたきさしを、かまとの下へ油^(置時は脱カ)
虫曾て不入^(不出カ)となり、依而油虫の多く出時ハ、まし
なひの為、右のたきさしを大手・桜田出対下座見^(出勤カ)
へたより貰ふとなり、

一四日・五日御礼御休日なり、依て多くハ初御鷹野、

此日被為成候事、

一六日ハ諸寺の僧坊・神主・祢宜・法印の類、法眼・^(法橋カ)
法印の医師方、御礼席々におゐて年頭拝賀の事、

此日長袴の御礼にて装着せず、御目見以上の御礼
也、所謂小普請改役・御作事下奉行、御鷹匠・御鳥
見、金座・銀座・朱座の類、町人の御礼、此日申上
候事、

一七日、七種の粥、朝六半時揃、元日・二日の通不残
出仕、鬘斗目・長袴なり、今日^(八日脱カ)の御礼五節句の被露^(最初カ)
なり、殿中明六ツ時御番所交代なり、

一八日より殿中常服平生の通、刻限明六ツ時御番所交
代、今日上野^(家廻) 嚴有院様御靈屋へ御名代として御老
中一人御参詣、尤、上野御先江御名代として御目付
一人、御徒目付二人、御小人目付四人、固として御
徒頭組十五人罷出、尤、例月御名代番右之通也、御
目付・御徒頭・御側付ハ例月共ニ鬘斗目上下也、平
徒ハ平日服紗上下、正月ハ御徒目付・平組共に鬘斗
目上下着用、

一^(九日脱カ)上野^(浄院カ、吉宗母) 浄院様御位牌所へ若年寄一人為御名代御参詣、

右御名代番ハ前書之通、

一十日、上野惣御靈屋江 御成、

大猷院様 嚴有院様 〔家光〕 常憲院様 〔綱吉〕 有徳院様、其外

証明院様・浄円院様・至心院様・保徳院様 〔家重〕 〔家治母〕 〔深カ、家重母〕

右上野 御成、例年朝五時の御供揃、尤、御装束也、

但、御駕籠にてハ御慰斗目・御長袴にて御成、御本

坊御装束所にてハ御慰斗目御召替、御将束にて被為

成、此日ハ先達て御轎を御先江〔置置申候カ〕參る、

御轎ハ御徒衆預りにて其朝吟味いたし、御襟を敷、

御伽羅焚立、御側衆御吟味之上、御駕籠頭江相渡、

先達而上野へ被遣御駕籠の者、白張烏帽子にて昇

之、

今日供奉の諸侯参して御装束所より御靈屋へ越、相

勤らる、

大手御門より上野黒門迄、御道固五組なり、是を五

番の御道番といふなり、筋違橋内須田町木戸際にて

通御之衆〔節カ〕町年寄三人、奈良屋・樽屋・喜多村罷出御

札申上る、

上野内固ハ、御成御門・中堂勅額御門・車坂の口・

屏風坂の口〔符カ〕ハ、御持御先手弓組・鉄砲組にて固め、

松原寺内下寺上御徒固、御靈屋の外ハ御徒固、内ハ

新御番の固なり、天晴嚴重の御事也、

御本坊の内、装束所の固め、ともに御徒なり、尤、

御徒頭、是ハ差添出勤の事、

御成之節

一 御城御駕籠二被為召 御本坊へ 一 注進

一 筋違御門より 同 一 注進

一 上野黒門より 同 一 注進

以上三注進

還御之節

一 上野二而御駕籠江被為召御本丸へ〔御女関脱カ〕 一 注進

一 筋違橋御門より 同 一 注進

一 神田橋御門より 同 一 注進

右者御供の御徒、一注進を兩人にて相勤也、

御成御供に出る道具の次第〔第カ〕

一 御召駕籠

是ハ、御下臥座一枚敷、天鷲絨御蒲団敷、又御

〔上臥カ〕下別座一枚敷者也、

一 御召替駕籠

是ハ、御下臥座一枚敷、天鷲絨御薄円、御上臥羅紗御雨覆を掛けて御召替駕籠二出る也、

一 急御雨覆御窓掛三枚入出之、

是ハ御召替也、(駕籠の雨覆カ)

一 御具挟箱(御具カ) 二ツ

御挟箱の内に御具入出す、御具ハ真紅の細工入(網に入カ)、紅縮緬の御服紗に包入出す、

一 御挟箱 二ツ

御挟箱の内、紅紫の大紐式筋、小紐四筋在之、

一 御箕箱 二ツ

内ニ服紗(羅紗カ)の御雨覆入出す、

一 御戸袋 一

一 御台傘 一本

一 御手傘 一本

一 御雨傘 一本

御傘ハ何れ茂黒羅紗袋二人、

一 虎皮抛鞘御鎗(投カ) (一本カ)

一 御直鎗 (一本カ)

右の通出、是ハ増上寺・上野ともに同じ、御鷹野(節カ)の衆も同断、但、御召駕籠御鷹野の節ハ野田駕籠といふを出すなり、

一 御腰物筒 御供番御徒持之、

但、御大小二腰

一 正月十一日、御具足御祝并連歌師御興行恒例也、此

日御三家・御連枝・御家門方、外様・御普代(以上脱カ)の大名代、芙蓉の間御役人、布衣以上以下、三千石以下(以上脱カ)の寄合、法眼・法印の医師登 城御礼の事、

今日御具足の餅御祝にて、御賄方にて右の鏡かさり餅をひらくなり、具足の餅ハ刃ものを不用、刃を立るといふをいむなり、弓の弦にて餅をこハすなり、
擬今日連歌を御興行、花の本の宗匠発句を仕る、
將軍家脇を御付ある、是御吉例なり、

(是は東照神君御治世に始ルカ)
東照神宮御治世の始年、長篠合戦の衆、武田氏御成

敗の砌、

(家懸)
神君御夢想に、

松枯て竹たくひなきあしたかな

といふを御覧なされけれハ、長篠御首途

織田信長公、

しろう八見へす卯の花〔垣根カ〕かさね

と脇を御付御出陳在之、御勝利を得給ふに依て、其翌年よりの御嘉例となりけるなり、

一十四日、御年越登城在之事、

一十五日、月並の御礼在之、諸侯出仕、熨斗目上下也、

一十七日、紅葉山御宮へ 御社參、殿中昨十六日夕方より服穢改之、諸侯装束にて七ツ時より紅葉山御宮へ供奉在之、御金藏前より蓮池御門、紅葉山御橋、

一の鳥井迄御行列也、〔列カ〕

公方様にハ御轅に被為召候、

御成還御御注進

一御轅ニ被為召

一蓮池御門より

一御橋より

以上三注進

一廿日、上野

有徳院様御靈屋江為御名代御老中一人御參詣、

一廿四日、増上寺惣御靈屋へ 御成、諸事上野御御成〔マカ〕

之通也、

御成注進

一御駕籠ニ被為召

一虎之御門より

一増上寺裏門より

還御注進

一御駕籠ニ被為召

一虎之御門より

一外桜田御門より

一上野増上寺御鷹野御成の衆〔節カ〕、御供立行列の次第

一扨御徒〔二人カ〕

扇子持

一二番扨御徒二人

一御馬先御徒二人

一御鼻馬口付二人

▽〔當時珍説要秘録より補〕御挾箱二つ二行

一御徒目付

御小人目付△

一御目付

一台傘

一御手傘

方丈江 一注進

同

同

〔行カ〕御本丸へ

一注進

同

同

一 御雨傘

一 御日傘

一 御徒御供番三拾人

一 御徒頭

一 御小十人頭

一 御目付

一 小十人組御供番

一 御書院番

一 御小姓組御供番

一 御長刀

一 御駕

一 虎皮拋鞘

一 御供鎗

一 鏢御鎗

一 御目付

一 御徒目付

一 御茶弁当

一 御腰物筒

一 御雨覆

与力四人

〔三行立カ〕

〔衍カ〕
三行立

〔小脱カ〕
御納戸御小姓・
〔半奥小姓・奥坊主
〔中カ〕

御側衆・
若御年寄衆

一本

御直鑓二本〔十文字一本脱カ〕

〔一本カ〕
十文字

〔衍カ〕
一本

御徒四人

一 御戸袋

一 御召替御駕籠

一 御徒押

一 御小人押

一 両御番押

一 廿八日、月並の御礼有之、

廿八日御礼ハ、正・二・四・十・十二月也、〔七カ〕

一 晦日、増上寺 〔家總・様脱カ〕有章院御靈屋へ為 御名代御老中一

人御参詣也、

一 御名代御番等前書に記通、正月中御式法右之通なり、

二月朔日

日光御鏡御頂戴より末卷に記ス、

殿中年中行事〔故実カ〕古実之事

一 二月朔日、御鏡頂戴、此日殿中諸侯〔服カ〕諸穢相改、鬨斗

目上下着也、御三家・御家門・御譜代大名・御旗本

面々、三千石以上の寄合、芙蓉の間御役人布衣以上

の人々、席々において御鏡頂戴之也、將軍家御頂戴

畢而諸侯く下さる、是日光東照宮江年始に備へ

奉りし御鏡餅、

旧冬御春屋にて出来、江戸より日光へ参り候而備置所の御鏡なり、御鏡餅ハ三州米拾六表を一ツにして輪形にし、日光の御鏡とするなり、究之二月朔日也、日光准后宮様御登城にて

公方様・大納言様御頂戴、夫より諸候方初頂戴被仰付、その残りを御目付中御徒目付指添し、紅葉山へもたせ御宮御供所之井戸の中へ納候御古実なり、

一二月十五日、月並御礼あり、

一毎月上野増上寺御名代、前書之通也、

十日、上野常憲院様

十四日、増上寺文^{〔昭カ、家宣〕}章院様

廿日、上野有徳院様

晦日、^{〔増上寺カ〕}同有章院様

右之外、大猷公 厳有公御忌日^{〔ハカ〕}へ御名代無之、

一毎月十七日、紅葉山御宮へ御名代あり、

一三月初日、阿蘭陀人毎年登城也、天井の間に罷出、

頓而御白書院にて御目見、^{〔毎脱カ〕}年献上物有、

一三日巳^{〔上脱カ〕}の御礼、殿中諸侯方初熨斗目上下、

一公家衆参向、御対顔之衆并御馳走、御能、^{〔御返答カ〕}勤勅答御暇之衆、^{〔筋カ〕}殿中衣服右同断、

一十五日、月並御礼、

一四月初日、殿中袷熨斗目上下、今日より五月四日迄袷着用也、

一十五日、月並御礼、

一十七日、紅葉山御社参、

今日装束御懐^{〔懐カ〕}にて御規式の御成也、昨十六日申之刻より殿中服袷改御大切の御成、^{〔なりカ〕}奉^{〔十七日供脱カ〕}之諸候有之、御供

方熨斗目上下也、

^{〔脱カ〕}五月朔日、月並御礼無之、

一五日、端午之為御祝儀御礼、同日より染帷子上下着用也、

^{〔同月カ〕}一四月晦日も増上寺 有章院様御霊屋江御参詣、

一五月八日、 厳有院様御霊屋江御参詣、

一同十七日、紅葉山御宮并惣御霊屋へ御参詣、御宮廻り御番服袷改、

一正五九月共に紅葉山御宮并惣御霊屋へ御参詣、

一六月初日、月並之御礼有之、染帷子上下、

一 今日、前田家より氷室の雪氷献せらる、

一 十五日、山王御祭礼、吹上朝鮮馬場上覽所江被為成、〔入カ〕

祭礼上覽之節、吹上御庭御先番として御書院番・御

小姓、〔組番脱カ〕小十人御組共に当番所より相廻候事、

一 此日山王祭礼神輿押として、御徒江組御指図被成候

事、是神輿への御馳走也、茅場町旅所より山王御宮

まで右御徒神輿を警固致し、神輿無御恙被為人候段、

御本丸江三注進あり、

一 茅場町出輿御注進

御本丸御玄関江

一 日比谷御門より同断

右同所へ

一 山王一鳥居より同断

右同所へ

右三注進也、此御徒帷子上下二而勤、

一 六月十六日、嘉祥の御祝儀として御譜代の諸候・小

名共に登城、此日御餅菓子面々頂載あり、此御祝儀

の起り、足利天下の節嘉祥年中に在る也、〔始カ〕

一 廿日、上野

有徳院様御霊屋へ 公方様御参詣、

大納言様か紅葉山の有徳院様御霊屋へ御成、

一 晦日、名越の祓として御本丸・西御丸、〔より脱カ〕

上々様御召の御小袖を品川海中へ一ツ宛流し捨申候
事、

是ハ、御徒目付二人・御小人目付出船して、右之

御服類海中へ流し捨、是を御祓と古実にするなり、

獵舟とも悉いて、右御服を海中より奪、手にて引

きり取、〔引 ちきりカ〕其かまひなし、

一 七月朔日、月並の御礼あり、

一 七日、七夕御礼在、江戸の諸候・御旗本不残登城、

白帷子、

一 十四日、紅葉山惣御霊屋へ御参詣、

大納言にも御参詣、

一 十四日より十五日まで、上野・増上寺御霊屋へ不残

御徒十人宛、与力一人・御徒頭一人、盆御番として

染帷子上下二而出勤、御灯笼の灯付迄、二天門より

御拝殿まで勤番なり、

一 八月朔日、頼母の御祝儀、白帷子上下着御礼、

一 十五日、月並御礼、夜に入、御月見の御祝儀大奥に

て有之、表而者是なし、

一 九月朔日、月並御礼、同日より殿中服紗袷着用、

一九日、重陽の御祝儀御礼有之、同日より殿中服紗小袖着用、足袋八十日より左記候事、
(はきか)

一八日・十七日・廿日此三ヶ日の内、紅葉山御宮并惣

御霊屋へ御参詣、大納言様にも御参詣也、

一十四日、増上寺清揚院様御霊屋へ御名代御老中一人
(徳川綱重)

参詣なり、

一十月朔日、月並御礼、

一同月玄猪の御祝儀、夜六半時諸侯并小名登城、於殿

中玄猪の御餅頂載之事、

一亥刻前退出、大手・桜田にて篝火事、御謡(初之節脱カ)之通なり、

一十四日、増上寺 文照院様御霊屋へ御参詣、

一十一月朔日、月次の御礼、

一十五日、同断、

一十二月朔日、同断、

一十三日、御煤払の御祝儀、表向御構なし、衣服平日

之通、御煤払の御徒目付尉斗目着用出勤なり、

一十五日、月並の御礼、

一廿八日、御年越、諸大名・小名登城、尉斗目上下、

一節分の日、夕七時過御年男御老中方、登城之比より

殿中尉斗目上下着用の取扱也、

大岡越前守算術達人を吟味被致候事

大岡越前守奉行たりし時、色々の上手を糺明(給ふカ)し時、其比算術の達人なりし野田文蔵とて公儀へ召

出され御勘定役被仰付たり、此文蔵越前呼出され、

其方算術の上手之由承およふ所也、予か望所の割物

を今某か前二而いたし見せられよと有けれハ、野田

ハ、如何なる六ヶ敷事を申付らるゝと存居たりしに、

大岡申され(けカ)そるハ、百の物を二ツに割候へハ幾ツに

成候、割て見せられよとのこと也、文蔵我をはかり

みる事と思ひけれハ、百を二ツにわれは五十に成も

疑なし物にて答へ濟へけれとも、野田ハ爰そとおも

ひ、然らハ十露盤を御かし被下候へと申、近習のも

の十露盤を持参しけれハ、野田越前の前にて、被仰

付候百の物を二ツに割候得者如斯と取を玉(百カ)ひとつに

おき、目やすを二ツと置いて、二と一を呼て二二天作

ノ五と相成候得共、先われ申候、然者百を二ツに致

し五十ツ、に成候と申けれハ、大岡手を折て、(拍カ)誠に
文蔵算術の上手也、そらはん算用之事ハ、うかつそ
そふに而ハ何の用ゆもたらず、纒の事にも丁寧をつ
くされずしてハ心元なし、依之某百を二ツに割候得
と申候ハ、其時其身事うそふひてしれたる事にて、
併百を二ツにして五十ツ、にて候なて言葉ヲ答せれ
ハ、公儀の御入用の勘定にハ龜相たるべしと存、右
之通に相尋候処に、さすか丁寧致かた感人候褒美せ
られ、夫より召出され候、支配勘定となりしか、近
年御目見被仰付、地方算用の随一と呼ばれたり、寔に
大岡の達人を吟味せられし事、ふしきの智謀と其比
評しける、

三輪執(齋カ)兼(齋カ)学問に名高き事

飯田町に三輪執兼と云儒者有之、素読等を広ク指事(指南カ)
しけり、御納戸・御小姓・御側の御旗本方江多く出
入して問語(富貴カ)の男也、江戸田所町名主三輪か門人(田中平蔵脱カ)とな
りけれハ、翌日町奉行所より右名主平蔵を呼出しの
給ひけるハ、其方三輪か門弟に成て学問精出し候由

相聞へ候、町内のたはねをもするものにハきとくの
心掛にてより、何れ奥向にても其沙汰なる故に呼出
し褒美する也逆て、その言葉の御褒美に預りけり、
此事を聞およふ人々、三輪か門人になれハ如此の仕
合ありとて、江戸中のゑせもの共、執兼弟子となり、
弥勝手富貴にして京堀川の学業へ移り、世忤二人有、
惣領者小浜平右エ門殿、但御徒五人組にて相勤、三
輪為之丞といふなり、次男ハ日本橋白木屋彦太郎か
方江養子にゆきしか早世、為之丞か一子を白木屋江
遣し、今の彦太郎也、三輪執齋か嫡孫也、

諸家に仮養子と云事有、此故に其訳の古実、公儀の
御掟を記す、仙台騒動記に有之、番代と後見との品
大きにわかる事を知る人今は更になし、軍書講釈す
る輩ハ勿論、左様の公辺の一議なれば夢にも知らて、
是を講する事なし、誠に不屈の講師かな、一笑する
に足らず、今又此論仮養子の事は、公儀御古実の儀
をか、すハ読者と知らず、兼今時講師の雑談のをし
へならんと爰に顕し置也、能々弁へし、凡諸大名年

〔十脱カ〕五迄ハ養子願は不叶事也、子細ハ、五十迄ハ実子出生すへきを、公儀にも待せ給ふ事也、故に養子願は五拾より以上二而可仕事、武家諸法度の御定也、五拾以上二而養子願被致れハ不心懸に相成候、若五拾以上二而養子願被致すして、病氣付危きに望んで養子願する人ハ不忠の臣と相成申候、是を危急の養子とて御側禁〔制カ〕二而、第一是武家諸法度の一ケ条也、危急の養子願に其人の家督へ障り有之事御掟なり、上杉家三拾万石を半知拾五万石になされるハ、常憲公の御代、危急の養子願二付てなり、是能人の知る処也、是ハ五拾以上の大名の不心懸不忠といましめ給ふ也、五拾以上の人一子無之ハ養子願相濟ハ、次在所御暇の節ハ自分存寄の者一族の内に而仮養子、自筆にて名書付、封して御用留の御老中江出し置之事、明年參勤之節、其封印の儘にて御老中より御返し受取申候、万一在所二而病死之節ハ、江戸にて御老中其預りの書付封印を切、心当養子の名を披見して家督を其書付の者に被仰渡候となり、若誤て違候へハ以之外大切の事也、依之封印にて預置給ふ、名

書の人を是非共に養子に願事也、ケ様の事故にして、戸村十太夫ハ左兵衛督急死之砌、家督相統評定して、左兵衛督御用番御老中へ被出置候封印名書、家中二而知る人無之故、江戸奥方江伺申さんと云しこそ道理甚しき事也、然れハ左兵衛督当年在所御暇之節、御用番堀田相模守殿江封印二而被相渡候書付二而、壹岐守嫡子求馬をか、れし也、又血筋にて相馬をか、れし也、其実を知る人なし、是大事の場所なると念入しハ古実者の戸村か心得尤なり、後にそおもひかへしけり、

一 去程に佐竹〔義和〕右京太夫秋田家督相統二付、家督振廻とて一家之諸候縁者の小名迄、兼約して饗応善美を尽さんと催されけり、抑国主・准国主の面々家督の振舞二ハ、御老中・若年寄衆中を一人ツ、招請し給ふ旧例也、

一 台徳院様御世より此事始る也、是を御老中招請と唱へ、至而重き事に申習ハせしそかし、理成かな、

一 東照宮天下をしろしめし給ひ、其後諸候の中国主の歴々家督被仰付候時は、其家督振舞二付 東照宮御

自身被為入給ひ、御懇意被遊けり、しかれハ其頃ハ將軍家被遊 御成けるとかや、打続て 台徳院様ニハ右之通り成りしか、此御代中比より 將軍家御成之事ハ相止候而、御老中 御名代として其振舞之席につらなり給ふと也、然者家督振舞の御老中招請ハ、將軍家御名代なれハいと尊敬ハ尤され可有事そかし、其饗応の品、家々之信階(マツ)に依て其かわり有之事也、假令ハ国主侍従以上ハ能興行有之て目出度筋也、其以下の国主ハ舞囃子なり、佐竹杯ハ能興行有之て目出度筋也、縷打上ケと年頭し、ら熨斗め格別の事ハ世挙て知る所也、此度親の家督振舞ニ不相変、四座の猿楽を招き能興行有て、此時招請に參らるゝ御老中堀田相模守・若年寄板倉佐渡守也、扱も当日の有様、道筋見星注進之者を一町毎に出し置、御老中御出宅、只今何方江御駕籠相見へ候段、用人・物頭・番頭・留守居・大目付多く出て求之、其度毎に主人江申聞ル事也、是ハ何れの招請迎も如斯に致事当代の御法也、爰を以て見聞迄候へし、 將軍家御成にひとしき事也、扱て屋敷の所迄御越の注進有之時茂、

親自自身式台の下迄罷出、平伏して老中へ御直忝段挨拶致し、諸士一同ニ平伏して茂親案内して座敷江通し參らする、尤、 公儀御役人諸奉行取持に相頼、奥坊主衆、法眼・法印の御医師を挨拶に頼置事例也、此事大名一世の晴れ事なれハ、其前座敷普請等茂美を尽し、飾物等尤入念、善美を尽す事此上もあるへからず、斯て老中座に着給ふ時、右京太夫一家諸大名二席に相弁事遠慮して次の間に列す、此時ふきの台と云物を用人テやく敷持出ル是ハ鳥台也、御老中・若年寄の前へ持出て差置事なり、右ふきの台を持出ると一所ニ、能役者共舞台へ翁三番叟の面箱を持出る事長短なしに、一時二出る事は古実也、老中饗応の規式也、俗閑に知る人なけれハ、予すいきやうに爰に記す、読人味はへて外江引合て見るへし、此時老中の膳部三汁十三菜なり、是究める例也、准国主離殿ニても自引出物を被致事旧例也、此衆(筋力)若年寄衆・御老中衆同席にあらず、間を隔る也、御膳置て後四座の猿楽江床机御免と有て能初る也、是甚く古実とする所也、

扱て爰に去ふきの台の事、毎年正月三日殿中御謡初

の衆秋田家より献上之御盃台者ふきの台也、松を以〔節カ〕細工せし島台也、芋の葉を造りものならず、其葉露の如くなれハ誤てふきの台と云、しかれともふき〔ハカ〕八富〔ハカ〕貴なりとて目出度其名を改す、実は露にあらす芋の葉也、芋の能子を生し仇子のなき物なれハ、子孫多からん事を祝していもの台也とかや、今尤世の中にて露の台と云て、多く婚礼の席へ島台とする事なり、尤いと目出度物成へし、既に源氏物語妻戸の削花と云ハ、今上皇帝女御の許江始て入らせられ給ふ時、女御の御座の間の入口飾る花也、女御入口なれハ妻戸と申也、其飾り花は里芋のかさり物也、夫を皇帝御手に取らせ給ひ、女御の左の御袖に入れ給ふ事古き御例也、是御子胤を受継給へとの有難御政也、是源氏三ヶの大和伝たりと雖も、秋田のふきの台の事を人ニ〔ママ〕まよひ有事故ニ爰に轉して大事を躰す、読人必等閑におもひ事な〔ふカ〕かれ、右ふきの台の事芋の葉に相違也、是源氏の大事なり〔ママ〕犬たり、如此老中招請の規式等を相済けれハ、一族家中の面々も祝ひ不斜候、

一慶長十五年庚戌五月十六日、

家久公琉球〔王カ〕玉を被召列、八月六日到駿河府、御登城有之候、琉球玉より家康公・秀忠公献上品々、緞子・羅紗・蕉布・太平布有之候、又は九月十二日、琉球王被召列登城有之候、九月十六日給美宴、家久公且賜良馬并江戸桜田御屋敷、同日賜御暇、同廿日發江戸、木曾路御帰行也、

從往古於殿中及刃傷候〔姓名〕左二記、

〔寛永五年戊辰カ〕
寛文八年戊申八月十日

御老中
若年寄
井上主計頭〔正就〕ヲ
豊島刑部少輔〔正次〕切

貞享元甲子八月廿八日

御老中
若年寄
堀田筑前守〔義央〕ヲ
稲葉石見守切

元禄十四年辛巳三月十四日

高家
外様大名
吉良上野介〔長矩〕ヲ
浅野内匠頭〔主水カ、輔就〕切

年号不知

外様大名
御譜代大名
毛利和泉守〔忠恒〕ヲ
水野隼人正切

〔延享四卯カ〕
延享卯二年八月十五日

国主大名
寄合旗本
細川越中守〔宗孝〕ヲ
板倉修理切〔勝談〕

天明四甲辰年三月廿四日

若年寄
新小番

田沼山城守ヲ
佐野喜左衛門切

一 將軍家江宮様御登城之衆、御乘輿者御玄関江横付、御三家方者御乘輿者御玄関前二而下乘、御老中其外之御役人方ハ、御登城之衆者中口より御出入有之事也、

一 肥後熊本之國主細川越中守重賢者賢人也、江戸之評訳者、紀州之麒麟・肥後之鳳凰と申事也、稲津弥右衛門・堀平太^(勝名)左衛門事宜人物也、軽キ勤より漸々と立身二而家老役被仰付候折、御家来之内不合点之者共有之候付、他国出之御暇奉訴起共有之候処、左様候ハ、弥其通可被仰付旨御沙汰二而候、他国新参之所江参り候ハ、若又渡世も及難儀候ハ、致帰国候上、本之通被召仕旨御沙汰有之候、御家来共一言二感、御暇之儀奉訴者一衆無之、重賢者近来之賢人也、

一 伊予国温泉郡松山之城主松平隠岐守、御世帯方御差迫二付而者、重役者共致吟味、御差迫二付而者可被

致御儉約様と無之候付、御家来之内不能成者江ハ御暇被成下候ハ、宜敷積と吟味仕候、寔之儀と御沙汰有之候得共、右二付而者、不能成者江暇を呉候ハ、他国江参り、則より及難儀可致渡世様と無之候間、右之不能成者共此方より可召仕候、芸能有之者江暇呉候ハ、他国江出、右之業を以可致渡世候間、芸能之者江暇可差免候様御沙汰有之候ハ、重役者共感心仕、右様二付而ハ甚以無調法之儀奉存候、右次第之訳者何卒御宥免被下度奉訴候事也、

世の論者いへる事あり、稲葉石見候殿庭に於て堀田筑前候を刺者、生をすて身を殺して君側の悪人を除くなり、其緒ハ私闘たりといへとも、其心ハ忠憤に出るなり、されハ真の忠臣といふべしといふ、余独りおもへらく、忠臣にあらす、それ人を生し人を殺すことハ天下の大権なり、君の司る所也、臣の執る所にあらす、されハ生すべき者ある時ハ君に請て生すべし、殺すべき者有時ハ君に請て殺すべし、春秋

の法にて君親にハ無將而誅焉といへるハ、君父に讐する者をいふなり、君父に讐する者ハ命を待すして誅すべし、其外ハ姦回邪曲にして、君に欺き国を誤るの罪いかしかしといへとも、君に白してこれを除くべし、専ら殺すべからず、君聴さる時ハ直言極諫し、死して後にやむべし、爰に至てハ鼎鑊か鋸者もとより耳心す所なり、唐の極依請^ル斬^ル程元振、宋の胡鈴請^ル斬^ル秦檜、皆是なり、此外奸臣世として是なれハなし、当時の忠臣・義士扼腕切齒して是を除くことを欲せざるハなけれども、君に請すして擅^{ホシヤイ}に是を殺すことを聞ず、本朝におひても壇^{ダン}の浦源平合戦の時に、新中納言智盛大臣殿の前二而、阿波の氏に重能心替りしたるとヒ虫^{ムシ}候へ、かうべをはね候ハやと申されけれども、大臣ゆるし給ハす、智盛者太刀の柄くたけよとにきるまゝに、あつハれ重能めか首打おとさハやと大臣殿の方を見られけれども、ゆるしなけれハ力及す見へたり、智盛此時に重能をきつてつづつることを、孤豚^{コトシ}を殺すより安き事なれとも、大臣殿のゆるしなき故、力及すやミぬるハ、生

殺の大権、人臣の奸すにあらざるをしる故也、然に石見侯命を大家に請すして、ほしいまゝに大臣を手殺す、たとひ其心ハ忠憤のやむ事を得ざるに出るもせよ、其所為者悖逆恣睢にして人君の権を奸す、不臣の罪是より甚きハなし、且夫君子の行事ハ法を天下になして後世に備ふべし、只に一己の意を快くするのみにあらず、昔し予讓其主智伯の為に讐を報せんと欲す、或者廁中に入、或者橋下に伏す、或者炭を飲て唾となる、身にうるしして癩となり、自ら苦むこと甚し、されとも其志を遂ること得ず、もし初より其友のいへるごとく、趙襄に臣として事へて近幸を得、隙を伺之、趙襄を一撃の即日斃^{タツ}さ者、豈快意之事なすや、されとも質を委く心に事へてこれを殺すことを求るハ、二心を懐くハ人臣の義に背けり、予讓讐を報せんと欲するハ人臣の義なり、人臣の義を尽して事のならざるハ天なり、もし人臣の義を尽さんと欲して先ツ人臣の義に背く、天下の後世の訓とすべきや、故に讓是ををす、されハ石見侯君側の悪人を除んと欲する者人臣の道なり、人臣道を行ハ

んと欲して先不臣の罪に陥る、なんそ自ら柄弟^{ママ}修する事甚しきや、況や君子君に事る者敬を以重とす、公門に下り路馬に出す、公門に入れハ鞠躬如たり、君位を過れハ蹶踏如たり、敬を広るの道なり、不幸にして君あやまり有時ハ諫むべし、諫而聞かざる時ハ顔を犯すに至るべし、但し顔を犯して諫るとても、易心従容として其言を尽すべし、悻々然として怒り其面に見れ、^{眉カ}眉を揚げ咄て奮発昂するに至らず是非なし、一片の敬心内に存してしかり、しかるに石見侯睥然としてかへりミす、刃を殿階の上に露し、廻を表著の位に蹀て大家の賊ふ、其不敬たる事大ならずや、春秋に、宋督弑其君与夷及其太夫孔父、左氏云、宋督攻三孔氏^一、殺孔父而取其妻、公怒督懼、遂弑^二殤公^一、君子以督為有^二無^レ君之心^一、而後動於惡、故先書弑其君、杜注雖^レ有^レ君^レ若^レ無也と見得たり、殤公現に君位に在り、華督命を請して其太夫を殺す、君を無するの心おふへからず、君をなみするハ君を弑するの術なり、石見侯の所為は君を愛するの心に出るなり、華督君を弑するの賊と同日の

談にあらず、しかれとも君に請して其股肱を殺すハ、君を敬するの心にあらず、人臣として君を敬するの心なきハ、君を無するといふより外ハなき事なり、又古より君子・小人互に相害すること史冊に相望めり、然とも親ら刃を採て^{トツ}其人を殺す事を聞ず、楚の^{頭カ}順羽ハ暴君なり、自ら劍を抜て^{ツケ}卿子冠軍を斬れり、されとも私の眩嘩にあらず、楚懷王の命に矯て是を殺せり、やみうちにあらず、其帳中に入り其罪をかそへて是を斬れり、然に石見侯ハ殿庭朝会の際に於て、卒然として筑前侯の不意に出て是を殺すハ武士の道にあらず、春秋の跡を以て論すれハ、書して盜とすべし、且又国の廃興存亡ハ天より人の能する所にあらず、小人をさるといへとも亡る国は^{ニカ}かに興る国は俄に亡るにあらず、世に賤太夫あり、小人路に当り権を専らにし、大に國家の患となるを見てハ、忿怒心にたへず、此一人をしる時ハ君心の惑頓に解べし、国事の非忽に改むべしとおもへり、石見侯の所為是のミならず、されとも人君一身にして意を希旨を通じふるもの一にしてたらず、或ハ声色を以し、

或ハ貨財を以し、或ハ珍好を以てし、或ハ曲芸を以てし、或ハ寄術を以てし、此輩何を投し隙を伺ひ、己れか役を售てててことを願ふ、一人左に去れハ、かへつて右より来る者あり、一人を前に拒ケ者、已に後より進む者あり、人々あけて除くべけんや、事々あけて改むべけんや、孟子曰、人不足^{〔開カ〕}与適^{〔開カ〕}也、政不足^{〔開カ〕}与非也、大人為能格^{〔開カ〕}君心之非^{〔開カ〕}、嗚呼君に事有者大人を以て法とするのミ、

山本伝藏

稲葉侯江戸御城におひて堀田侯を切害ありし事を議論する者紛々として定らず、予窃におもへらく、不義なり、如何となれハ堀田侯大老職に在て阿を^マと成福を張られ候而も、公命にあらすして是を切害すべき儀なし、君切害すること義の当然たらハ、古より和得共に跋扈の臣威福を張シまもの多し、何質人君子一人も是を切害するなきや、稲葉侯のごとき非義の義といふべし、

長崎鉄之丞

稲葉石見守殿、堀田筑前守殿を殿中ニ而殺害之事者、稲葉侯一己の私なりといふ説あり、又堀田侯権威を張れしゆへ、国家の為を思ひての儀にして、忠臣といふべしといふ論あり、或曰、身命を惜ざるハ勇なり、君の為にするハ忠なり、忠臣の論を是とせんといへり、我等に云テ曰、一人に敵する者ハ匹夫の勇なり、稲葉侯殺ましき人を殺す、不仁なり、君命にあらすして人を殺す、不義なり、堀田侯権威を張り国家の害に成ほどの事あら者、上ミ君に告て君の方江あるべし、何ぞ自ら刃を取て殺ことあらんや、孟子曰、人を殺す者有、或問之曰、人を殺す人ハ殺すべしや、則將^{〔開カ〕}応之可殺といはん、彼如し^{〔開カ〕}執か之を殺すべしと云は、將^{〔開カ〕}応之て士仰たらハ、則一の殺といはん^{〔開カ〕}とあり、孟子の所謂人ハ可殺といふ^{〔開カ〕}人ハ凡人なり、殺人の人者罪人なり、凡人の罪人といへとも、丈夫の役職でなけれハ人毎に殺ことハなりぬ作法なり、況や堀田侯者天下の大老にして、さしたる罪あるにもあらず、何ぞ殺すべきの理あらんや、稲葉侯ハ刺客といはんか、不義の臣といはんか、勇

と悪と汝之を詳察せよ、

脇田仁左衛門

貞享の比、堀田侯筑前守御大老たりし時、稲葉石見守若年寄たりしが、殿中にして堀田侯をさし殺し、其身を其場にてうたれける、此事紛々の説ありといへとも、畢竟堀田侯の専権を悪しより事起ると聞ゆ、或人此ことを論して曰、石見守兼いひしハ、世人の高坂弾正を忠臣といへとも吾ハ信せず、信〔真に力〕に忠臣成ハ、徒に諫言せんよりハ長坂・跡部の二〔臣カ〕倭信を切殺たらんにはしかしとなんいひしとぞ、石見守か此言葉にて觀れ者、堀田の倭臣たるを悪、我身輕国家の為にいたせしと見ゆ、信に忠義の臣と可謂、されこそ水戸の義とも、世子・連枝〔虫ク〕を〔ト〕し稲葉か邸にて老給ひ、いとねんころなりといふと論し侍る、予謂く、忠臣の君に事也道を以す、いまた刺客の行をなして忠義と称る者を聞す、稲葉侯其身官職若年寄にして、堀田侯の倭不知専権にして国家の害をなすべきを見者、上は君〔マ、メ〕に節〔マ、メ〕るに跡無にもあらしには、

同列に謀るも難からざるべし、如何様にも処置有べき事ならん、己か言ところ君聴給はず、同列し不肯んハ、諫て死してもまたハ官守・言責をさへ血せし上ハ、致法〔此間虫〕為ても恥無るべし、何や其身大臣にして〔此間虫〕刃傷し刺客のかけ為んや、昔唐肅宗の時、李輔国守権にして脇天子遷上皇賊国母、其罪大なりしを、〔代宗カ〕代宗も悪れしかとも、顎木〔頭カ〕誅する事を得ずして殺されしか、朱文公曰、細同に盜殺李輔国と給ひしそかし、輔国ほどの罪惡不知天にしてさへ殺せる処置不止、されハかくこそありけん、非義の義大人不為とあるも、其可憐とも拳動の道に違うと云なるべし、堀田侯の専権論するに不足べし、稲葉侯の行ひも大人の不為ところならん、

橋口権蔵

貞享年中、御大老堀田筑前守殿中二而若年寄稲葉石見守に殺され其誤しれず、世に伝ふ石見守常にいへるハ、高坂弾正忠臣にあらず、何ぞ長坂・跡部の奸倭を殺さ、ると、これによつて是を見れハ、堀田其

権を守護に専にするによつて殺されたらんか、若しからハ、稲葉某其任に失ふといふべし、大臣の任に居る者ハ、道を以君につかへ、忠誠を竭して君心を格す其任なり、故に常に正理を諫へ君心を格すならハ、奸佞朝に進む事あたはず、君心かの正不正ハ大臣の賢不背(背カ)にかゝる、若年寄ハ其任也、堀田某権を朝に擅にする見者、先常に忠孝を此間虫若国家傾廢復の急あら者虫謀り上告けると其罪を正さゝる、然るに自ら朝廷に取、是匹夫の事にして其任に称わらず、其任に称されハ道に中らず、道に中さるハ君子のとらさる所なり、かの堀田某官は大老を極む、故に其党朝に多からん、一邪恐一邪とらん、独彼を殺し自ら死す、国家何の益ある、稲葉某能く聖賢の道を学得ハ、何そかくのとき任失ふことはあるまし、天下の主に任しても余りあらんか、惜むべし、

町田長右衛門

貞享年中、石見守稲葉某筑前守堀田某を殿中に刺殺すことある、此事私怨に出者、其是非得失国(固よりカ)より論

するにたらず、按するに鳩巢小説に其事を載て曰、稲葉侯嘗ていへる事あり、世皆高坂彈正を忠臣と称す、予ハ則謂く眞の忠臣にあらず、勝頼を諫降せんより何そ長坂・跡部の二姦臣殺さゝると、是を以之を觀れ者、則益侯堀田侯を以徳川氏の長坂・跡部として是を殺なり、是其拳私怨にあらず、忠義の誠に出たり、これ義におひて果して当る哉、其レ長坂・跡部ハ實に讒陥傾危の儉人なり、武田氏の陥る此両臣に由れりと、堀田侯の悪智からずといへとも、侯の言葉に拠て是を虫せは此間虫邪横肆至らさる所なく、国家の大不知と成こと明なり、然則堀田侯ハ實に徳川氏の姦賊なり、朱子いへることあり、春秋の法、乱心賊子人々得て誅之こと、然則国家の爲に害を除き邪をしるに何の職掌るあらんか、侯これを誅することあたれり、しかれとも侯の所為(稲葉脱カ)また尽さる所あり、是時に当て堀田侯大老たり、侯若年寄たり、大老の悪如斯、それ甚し、しかるに君恬然として肯せず、是君の明蔽(本ノマ)ハるところあるなり、若年寄たるもの豈然ことして其悪を暴白せざるへけんや、

まさに其罪を数へ君にいふして去すんハ、則乱まさに作らんとす、国まさに滅んとすと、誅を謁し忠を尽し諫説して君不聴んハ、則是候賊を討し国を護るの時なり、しかれども殿堂の上朝会之際、血を蹀の地にあらず、宜く百万千計これを邸に招に因て是を殺べし、己レ自殺し遺言して君に告べし、其事則豈明白正大ならずや、候既に君に言すの事なく、又狂悖大不敬の罪に陥る、蓋其国の為に苦を除くの急にして、好謀而成ことあたはず、以てこゝに至れり、惜むべきかな、然共候のごときもの無んハ、姦邪之徒跡を朝廷に佞せん、呼天下此人なかるべからず、

黒田才之丞

むかし貞享の初年、稲葉石見守堀田筑前守を殺しける事を或人の評して、諸侯の身として諸侯を斬たること、其身分に似合ず、君命なふしてほしひまゝに人殺をせしハ、其職にもあらず、殿中ニ而血を蹀しハ、その所をあやまりたり、此三罪を犯したれば、いかて忠の道にかなはんや、かの盗と書たる例二茂

のりなんといふを聞て、意におもふやう、石見守か常に高坂弾正が事を論しけること葉、その死たる後に遺せし、また〔徳川光圀〕水戸義公の石見守か死を弔給ふ、および時論の石見守に帰せしなと考へ見るに、たかひ下すべきにもあらず、其頃筑前守權威甚た強く、佞ふものハ官を得、忤ふ者ハ追こめられ、〔菟力〕芭直あらずに行れ事不〔不例カ〕倒に也と、ゆく故に、小人ハ廊廟の上に牝を張り、君子みな思マ起野の間に身を退ける由まに政道日々に乱れ、天下是を患ひしとなん、石見守思ひける者、かゝる時たとひ我君を諫さるとも、筑前守か勢ひにおされて諫の此間虫ケ、文字不知、志とてそのまゝにてありな者、被謂まゝにたをれんとす、夫を居なからよそにみるへきすへもなし、如何ハせんと思ひ煩ひけるか、とても君の御為に捨る命を、かの元凶筑前守をかたきと見て、差違へて死しなん者御為にもよかるべし、己か心も快かるべしと思ひ極て斬けるならん志ハ、其身も同じく其鋒につらぬかれて死たる、これそ忠憤のあまりともいわんか、悲の至り、鹿を追ふ獵師ハ山を見すといふことあれハ、石見守

か分と職と処とをしれたるも、さしてとかむへきにもあらず、また盗と書たるハ皆私の宿怨にて、義におひて取へき所もなし、さなから盗のありさまなり、石見守か目を閉して語るべきにあらず、大人・君子の必しもかく行給はんハ、志す忠臣・義士の翅に連んハ疑ひなりなかるへし、

長崎龍藏

貞享元年八月、稲葉石見守堀田筑前守御大老を殿中にして打果せり、ある人此事を余に問て云、稲葉堀田に私のうらみあつて是を報せしや、又ハ堀田の不臣なるをハ国家の為に報せしものか、余答て云、これを世に伝て或ハ忠義の為といふ、あるひハ意趣打なりといふ、其説一ならず、姑く諸臣を差、尤、鳩巢小説の載する所に依て云は、稲葉かつて高坂彈正を評して云、彈正誠に勝頼心を思は、詮なき諫言せんよりも、跡部・長坂か佞にして武田の家の大害と成せは、一命をなけうち打て捨べきものと、此云葉を以て思ひ合するに、稲葉常々忠義の道に志

深かりしに、堀田私の威権につのり国家の大なる患となるへきを、ゆくすへかけて深く見とりたるものならんか、されハこそ(徳川光圀)西山公も時を移さず我身のミか世子君・連枝の人々までも同道して、稲葉の死をいと念心に弔し給ひし、其事西山公行実の一に譬へたれハ、其弔し給ふとよく道に叶ハさるべし、問必堀田を殺さハ計策をめぐらし殿中の外にしてうつへし、殺せしハ大なる不敬といふべしと言、殿中の外にしてハ何程謀りたりとも、本意を遂ぐる事大に遠からん、たとり打得たりとも、互の家来みたれ合はて鬭争にも及なん、然者かく治れる世に、しかも城下にして干戈を動かすの罪、殿中にて打たるの不敬よりも大成べし、爰を以てやむ事を得ず、殿中にて殺せしなんより、殿中ニ而故なく大臣を殺すの罪に処せらるハ、石見守のおもひもかをふ不明し処也、問或直言(此間虫)クヒ、或ハ計策をめぐらしなと堀田のかきるや言、稲葉身死し世も絶、国没取せられ、父母妻女なけき苦む、これ人尋上なき禍にして人情の忍ひさる所なり、君諫おこなはれ、はかりことほとこさ

るへくハ、何そ其やすきを捨て好く此禍ワザハ、イにかゝらん
茂、問事のゆくどゆかさるは、天子にして身の知所
にあらされは、臣たる道堀田誅すへきを直言極諫す
べし、かくしてハ其言用られずとも、仕を致して身
の大なる禍をもいとわすして、堀田を殺したるを以
てつらくあハせ按するに、堀田の害跡部・長坂に
も比すべき、是を直言せんとすれハその言用ひられ
ましく、されハとて生て世にあらは、大なる国家の
禍となる、よしや身と家とを亡し君恩をむくはんも
のをと、たしかに思ひさためて殺せしものなり、其
事大義におひて当れるやいなやハしらされとも、
徒々として君をおもふの心ふかく、いと、可恃マ、の振
舞といふべし、君直言用ひられすと見つゝも、力を
つくしてたりとて、かゝる君家の禍に至らんを余所
に見て身を退そくるは、是ふかく君をおもひ国を憂
の忠臣するに忍ひさる所なり、されハもろこし晋の
世に、燕亡て其臣梁琛〔秦カ〕泰〔虫ク〕にヒはれしに、其義を見
てたつことあたハす不知て身の禍を取りしは智とい
ふべきやと苻堅か詰問せしに、梁琛答て、凡臣と成

りて忠をつくすにして事なし、されハこそ列ハ士君
の為には危にのそめとも節操をあらためず、死を見
てもさけず、只一身を以て去就を択て家国を顧す、
臣ハ是をするに忍すかひといへり、明の陣明郷か此対へ
を評して賢の一字を書したる、鳩巢氏もまた万里に
路房〔小カ〕・楠正成を論して藤房諫争の後世をのかれしに、
正成ハ国難に死したるとて正成をこそ称し給ひつれ、

有川藤七

稲葉侯論八首、寛政五癸丑之春、於造士館試業、
右、弘化二年乙巳七月下旬うつし終、
くにやす

〔表紙〕

群書合輯

目錄

一 御先祖〔太祖カ〕以來廟堂要覽

一 御廟所調

一 大龍寺由緒

一 御記錄方神社調

一 神社由緒并御進納物調

一 大根占川上大明神・大始良岩戸大明神禁忌事件

○御元祖以來廟堂要覽

薩州日置郡滿家院郡山之内厚地村

〔丸印は朱書、以下同様〕

○花尾権現

右、御元祖忠久公御建立、御神体中尊頼朝公・左脇

永金阿闍梨〔栄金共有之、永金ハ大藏姓之
人ニテ丹後局御帰依僧之由〕・右脇丹後御局〔判官能、
員妹〕

弥陀・左脇薬師・右脇十一面觀音ニテ御坐候、且又

將軍家御願成就、殊ニハ当国守護所卜 忠久公御願

主ニテ、建保六年戊寅永金敬白卜銘有之、数多之靈

鏡ニ仏体ヲ鑄付、御内陣ニ被懸置候、御局御自愛之

御鏡同前奉納置候、御局嘉祿三年十二月十二日御死

去、任御遺言於此所奉火葬、御荼毘所并御石塔御坐

候テ御靈骨奉納候、永金之石塔〔有之脱カ〕、又比企判官能員

石塔之由申伝有之候、二基共ニ遺骨納置申候、永金

ハ真言宗ニテ御坐候半卜存候、三拾六防〔坊カ〕ニ建立仕候

ハ真言宗之由、市来御惣防卜申候ハ御局御持尊ノ阿

弥陀之由、又ハ御形代ヲ 忠久公御造立為被成共申

候、御局八文字民部太輔広言ニ御嫁被成、市来ニ御

坐候由ニ候ヘハ、其通ニモ〔有脱カ〕可御坐候、将又花尾御建

立之時、三拾六坊ヲ御建、本寺ヲ平等王院ト被号、

〔御太祖以來廟堂要覽より補〕
御家御相伝之[△]谷渡愛染^{平等王院廢壞之儀、谷渡愛染明王}

〔御太祖以來廟堂要覽より補〕
毎年六月一日於御城御開帳御祈禱有之候、
御安置^{〔廢壞カ〕}候、然時者[△]此寺ニ御

局之御牌御立置被成候、勝久公之時寺院及敗壞、御

牌坏モ紛失仕候也、御局之御法名不知候、其後勝久

公ヨリ、忠久公如御時御建立可被成由、御証判ハ

御坐候得トモ無其儀候、円融院ト申寺近年迄為有之

由候、貴久公御治世ニ罷成、神廟ハ御修補候得共、

寺院御再興未相調候、弘治二年、伊集院ノ莊嚴寺ヲ

鹿兒島ニ御移シ被改大乘院、厚知村寄付被成神廟ヲ

〔御させカ〕
擁護^{二三}字欠恒例之御祭于今御坐候、前中将綱貴公、花

尾山江平等王院・円融院・多聞^{〔院脱カ〕}・本地院・普賢院、

〔五院カ〕
此王院御中興可被遊旨被仰出置候、宝永五年之春、

少将吉貴公平等王院一字先御再興被成、大乘院兼帶

ニテ佐多豊前久達ヨリ被差上候愛染明王一軀、平等

王院江御安置被成、其後^{〔不明分〕}曼茶羅^{〔前号〕}寺^{〔円〕}・本地

院・普賢院御建立ニテ御坐候、

同所東俣村

○一宮大明神

右、忠久公御靈奉崇候、

淨光明寺^{〔野史〕}松峰山無量寿院淨光明寺^{〔文治年中創建、開山宣阿說誠和尚ト云、時衆宗タリト雖トモ、一遍上人ニ先タツコト九十年也云々〕}

忠久公 得仏道阿弥陀仏

忠時公 道仏仁阿弥陀仏

久経公 道忍義阿弥陀仏

忠宗公 道義仲阿弥陀仏

貞久公 道鑑道阿弥陀仏

右五代之御牌所ニテ、弘安七年当忠時公十三年之忌、

久経公当寺御建立被成、五代之御牌御安置有之、御

廟所ハ本立寺ニテ御坐候、五代之国夫^{〔院脱カ〕}之御牌無御坐

候、然処ニ少将繼豊公御代、享保十二年十二月廿七

日、当住持寂翁依願 忠久公御夫人^{〔興嶽院殿元光明一房、畠山次郎重忠}

第六・忠時公御夫人^{〔得台院殿忍西生一房、伊達判官入道念性女}

人^{〔淨温院殿妙智神一房、相馬小次郎左工門尉胤綱第三女〕}・忠宗公御夫人^{〔理玄院殿慧照見入道々、梅林院殿法麗聞一房、大友因幡守親時入道々徳女〕}之御法名致

追号、御牌御安置被成候、且又繼豊公御夫人^{〔瑞仙院殿松嶽}

真高大姉、松平長門守吉元女、

享保十二年丁未三月廿日御卒去、前中将吉貴公御女^{〔玉泉院殿澄玄心光}

大童女、享保十一年之御牌御安置被成候、

○本立寺野史ニ、五道院清水山ト云、始寺号ナシ、光久公論語云々、

右、五代迄之御石塔有之、 忠久公之御石塔御遺骨奉納置候、相考候ニ、此寺御家最初ノ御寺ニテ可有之候、然レ共上古之寺号不相知候、又ハ御廟所迄ニテモ可有之哉難考御坐候、久経公浄光明寺御建立被遊候得共、御石塔者当寺ニ被建置、五代之御廟所ニ有之候故、御道号之上之字ヲ取、五道院ト号シ、院号計ニテ御坐候処、中将光久公ヨリ野村大学御使ニテ当寺ニ被仰渡候ハ、論語ニ、君子ハ務本本立而道生ト有之候間、本立寺ト可号由被仰渡、夫ヨリ本立寺ト唱申候、野田感応寺ニモ五代迄之御石塔有之候、忠久公初テ御入国之時、山門院出水之内ニ御着船被遊、出水之木牟札城ニ被遊御坐、鹿兒島ニ御在城被遊候而モ懸而木牟札御在城之由候間、夫故感応寺ニモ御石塔御坐候也、本田氏御下国前罷下、建立為仕寺ニテ、古昔大伽藍之由申伝候、道義公・道鑑公ニ代之御牌モ御立被成候由ニ候、

○隈之城称名寺野史按ニ、法昌山福寿院称名寺相州藤沢山末寺、曆応三年正月開基、遊行上人七世陀阿ヲ以テ開山トス、寺額三十一石寄付ス

右、宗久公阿弥・師久公定山道真御牌并宗久公之御石塔・御茶毘所有之候、師久公ハ平佐之内碓山之城へ被成御坐候、御逝去被成候故、当寺ニ御牌御安置候半、宗久公木牟札・鹿兒島御往還之時分ニ候也、於向田御落馬ニ而御逝去之由、今向田町頭ニ御落馬之所ト申候而其印御坐候、寺院近年向田御飯屋地ニ罷成候故、御石塔并御茶毘所松有之、囿垣被仰付候、

○志布志大慈寺内即・心院

○京都東福寺内即宗院

右、六代氏久公諭岳玄久大禪定門御牌所、氏久公鹿兒島ヨリ大始良江御移被成、大始良龍翔寺開山剛中和尚者、氏久公御帰依僧之由候、此時初而禪宗ニ御成為被成ト申伝候、其後志布志ニ御移、剛中ヲ大慈寺二代ニ被成候、剛中隱居被仕、其庵ヲ即心院ト号候、然処剛中東福寺住職有之候テ、即心院ハ又剛中隱居所ニ而御坐候、氏久公嘉慶元年ニ御逝去之時逝去カ、剛中御焼香故ニ候也、御牌ヲ即宗院ニ御安置候、兩院共ニ御家ヨリ御建立共、又ハ剛中自分之造営共不詳候、即心院ニ 齡岳様并国夫人敬外御公大姉、伊集院長門忠国女御石塔有

之候、龍翔寺二モ御夫婦様并御姫〔漢力〕江大姉御石塔御坐候、是二ハ 齡岳様御靈骨奉納置候、滄月大姉尼二御成候而、龍翔寺二御住職為被成由候、

○福昌寺

右、応永元年、七代元久公〔大徳〕大禪定門石屋真梁和尚〔伊集門忠国〕ヲ御招待被遊、福昌寺為御菩提所御建立候、

元久公御灰塚、福昌寺西二御石塔被建置候、慈眼院様御肖像并御牌御廟所・御茶毘所御坐候、且又寛陽院様御牌〔御太祖以來廟堂要覽より補〕▽御廟所并御灰塚御座候△、最前慈眼院様御影堂被成御坐候、大玄院様御廟所・御茶毘所、蘭〔貴母〕

室院 様〔身安貞徳大姉、天和三年二月十九日御卒去〕御廟所御坐候、大玄院様・蘭室院様御牌、此以前ハ惠灯院江被成御坐候得共、近年御位牌所御造立有之、寛陽院様・陽和院様〔光久繼室〕

本嶽自勝大姉、平松中納言〔時補聊〕・大玄院様・蘭室院様、女正徳元年辛卯八月十二日御卒去。

御四人之御位牌所二御一所二御安置被成候、山川正龍寺モ恕翁様御建立之由候間、御牌有之候、家久公

第三之御女〔輪桂貞玉大姉〕之御牌、福昌寺二建置候、

○惠灯院 光明院様姫君様〔源松院殿秋月惠光童女、享保五年庚子七月十四日卒〕

右、八代久豊公〔義天存忠〕・国夫人〔寿山妙久大姉、伊集院大和守祐安女〕・光

久公御母堂〔山忠慶安大姉、島津備前忠清、寛永二年乙丑七月廿五日於江戸御卒去〕・綱久公御母堂〔貞豊院殿惠山永泉大姉、御父伊勢大隅〕・泰清院様〔綱久室〕・孝延妙采日長大姉、御廟所有之候、曹源院様ハ御〔天和脱力〕修院様〔二年壬戌十一月十一日御卒去〕・慶安様〔脱力〕

廟所御一所二被成御坐候、且又近衛右大臣家久公後御簾中満君様〔光相院殿宝岳惠勝大姉、正徳五年乙未十一月晦日御卒去〕・吉貴公御二

男〔天真院殿蘭漢霜凋大禪童子、宝永五年戊子十一月廿三日死〕・同御女〔明嚴院殿霜粵禪光大禪童女、宝永四年丁亥十月廿九日死〕之御牌モ御安置被成候、惠灯院ハ福昌寺之西

方丈ニテ石屋禪師開基ニテ、惠灯院之号ハ福昌寺院号之由寺伝有之候、

○深固院〔福昌寺〕

右、九代忠国公〔大岳玄尊大禪定門〕・国夫〔心花開安大姉、新納近江忠臣女〕御牌・御石塔有之候、大岳公貞照院殿卜奉申候、忠昌公御病

氣二付、大岳公ヲ小城権現卜御崇被成御願書有之候、大岳公子細有之、庄内二被御坐候間、其後加世田二

御移、於彼地御逝去被遊、御灰塚御石塔之内ニ御靈骨奉納候、同所杉本寺格護仕候、泊海印寺二モ御牌

御立被成候、近衛大納言家久公前御簾中亀姫様〔宝永二年十月五日御逝去、法名、英光院殿覺樹円妙大姉〕・光久公御女〔智性院殿四月寿相大姉、織田因幡守信盛夫人、正徳元年辛卯七月廿日卒去〕之御牌、深固院二御安置被成候、

月廿日卒去

光

光

光

光

光

光

光

光

光

光

市來
○龍雲寺

右、十代立久公節山玄忠
大禪定門・国夫八脱乙
茂山狀方大姉、梶
原三郎太郎弘純女御牌并
御石塔有之候、

○興国寺

右、十一代忠昌公門室源監
大禪定門御牌并御廟所有之候、持
明影窓庵主影九
国分様卜
奉申候、・常照院様觀了日晚松平左兵工督信平
不分明
女、寛文十三年癸丑正月五
日御、御牌御立被成候、持時様御廟所ハ福昌寺二被
建置、西之御塔之内ニ御灰塚御坐候、円室公之国夫

人天真妙幸大姉、大
友豊前守政親女御牌無御坐候、此寺初者只今之大
興寺之地ニ有之、中頃ニ当御城之近辺欠アルカニ候由申伝候、

吉田
○津友寺

右、十二代忠治公蘭窓津友
大禪定門御牌并御廟所有之候、御

灰塚福昌寺西大樟有之所之由申伝候、吉田ハ初吉田氏領
知仕候時、此寺了

心寺卜申候処、吉田御手二入候刻
御寺ニ被召成候間、寺号御改候

○隆盛院

右、十三代忠隆公興岳隆盛
大禪定門御牌并御影・御石塔有之、

御茶毘所ハ福昌寺内西ニ御灰塚有之候、伊作興焉寺

二伊作家ヨリ興岳公御牌御建立候、十四代勝久公之

御牌何方ニモ無御坐候、勝久公豊後沖浜ニ向御逝去前九

候間、定而沖浜ニ御牌御建候卜奉存候得共、其後沖

浜地震ニ付、為禿人之由候得者、御牌所モ無御坐候、
依之中將綱貴公、勝久公ノ御牌当寺ニ御立被成候、

○南林寺

右、十五代貴久公大中良
等庵主被思召上子細有之、御建立

被遊、御牌并御影御安置候、御廟所ハ福昌寺ニ有之

候、義久公御簾中門信院殿美溪妙蓮大姉、
種子島左近將監時亮子
安九御牌并御廟所

有之候、福昌寺塔頭月香院ニモ妙蓮大姉之御牌御立

候、志布志陽泰寺ニモ御牌御立候、様子ハ貴久大中様之

候、無程治候故、一ヶ国ニ一所宛大中様御牌御立被成候

由御遺言ニテ、陽泰寺ハ薩隅二脱乙為向寺地故、三国御守

護如此之由候、

伊敷
○妙谷寺

右、十六代義久公貫明存
忠庵主御建立被遊、御牌并御影御

安置候、御廟所ハ福昌寺ニ有之候、御灰塚福昌寺西

ニ有之候、御石塔被建置候、此寺初ハ只今ノ不動ノ

寺ニ有之候ヲ、天正十三年御引せ被成、新地江御建

立之由候、申伝候ハ、三ヶ国ニ一ヶ寺宛義久龍伯様御寺

二可被成由ニテ、薩州出水龍光寺、隅州八国分龍昌

寺、日州ハ高岡龍福寺ノ由候ヘトモ、竜昌寺ニ計リ

御牌御立候、龍光寺ハ上代ヨリ有之寺ニテ候、両寺

竜伯様御建立ノ寺ニ候、大龍寺ハ当御城被移御坐候

時、大中公・竜伯公被成御坐候処、両公ノ御名之上

之字取号大龍寺、宮内正興寺文之和尚住職被仰付候、

両公御牌有之候、于今本御内卜唱申候、

右、十七代義弘公松齡自
貞庵主御牌并御影御安置候、御廟

所ハ福昌寺ニ有之候、御灰塚福昌寺西ニ有之候、御

石塔被建置候、相国寺之内林光院ニ義弘公御木像有

之候、是ハ泉州境之田那部屋道与事、平生掛御目、

其上関ケ原乱後、別テ御懇志申上候、夫ヨリ節々御

国江罷下候、道与老衰仕、罷下儀難成由申上候得ハ、

御肖像御作セ可被下卜被仰聞、仏師康嚴卜申者ヲ被

召寄、毎日御鎖之間〔脱カ〕御差出候テ御作セ、御名判迄被

遊被下候、惟新様御逝去之後、庵室ヲ建立仕、号松

齡院奉安置御肖像、道与一生奉拜候、道与死後俗家

ニ奉安置事恐多存候テ、道与孫栗津右近弟致出家、

林光院住持ニテ候ニ付、彼寺ニ奉安置候由ニ御坐候、

妙円寺内
芳真軒

右、義弘公御簾中宰相様御影像御安置、慶長十二年

二月朔日御卒去、御法名実窓芳真大姉、

谷山

○皇徳寺
右、久保公一唯想參
大禪定門御位牌・御廟所福昌寺ニ有之候、

御灰塚福昌寺西ニ被建置候、久保公於朝鮮御病死故、

御死骸御帰朝被成候、

始長

○含粒寺
右、福昌寺三代仲翁和尚御開山所ニテ、御母堂欠カ
大姊

并御妹之御牌御建被成候、和尚於当寺遷化ニテ御坐

候由、又ハ伊集院之内於徳重村遷化之由、両説申伝

候、

伊作

○天徳寺
右、伊作家代々御菩提所之由候間、御石塔有之候、

代々之御牌雖有之候、度々火災ニテ今ハ無御坐候由、

伊作

○善勝寺
右、伊作河内守久逸徳瑞輝公
大禪定門御牌并御影有之、久逸

於加世田御戦死被遊、園田新右工門卜申者奉討候、

其時御着之御鎧之袖致拜領、子孫治部右工門卜申者
頂戴仕置候、

○多宝寺

右、日新公之御実父伊作又四郎善久越山道趣
大禪定門御牌并

御廟所、其外伊作家代々御牌モ御安置候、日新公之

御息女椿窓妙英大姉、閏、
正月十五日死去肝付彈正兼盛二御嫁被成、

三郎五郎兼寛誕生之後御離別ニテ、伊作西之城二御

坐候、椿窓様天徳寺ニテ大葬仕、彼寺二御遺骨奉納

置候、御牌ハ当寺二御建候、加治木椿窓寺ハ兼寛之

母堂故、建立被仕御牌有之候、椿窓様御在世之時、

持明様ヲ御養女ニ被成置候故、御年回等持明様ヨリ

御弔為被遊之由候、

○西福寺

右、日新公之御母堂梅窓妙芳大姉、新納駿河是久
大永五年十月十日死去御牌并

御廟所有之候、

○常珠寺

右、相州家之元祖父友久天勇
女機御牌并御石塔有之候、

○大年寺

右、日新公之御養父忠幸大年道登、
号一瓢齋之御牌有之候、

○日新寺

右、忠良公梅岳常潤在家
善薩日新齋御在世之時、保泉寺薩州家之
寺ノ由日

新寺ト改号候而御牌御建立被成候、常潤院ハ日新公

御影堂ニテ御坐候、

○梅岳寺

右、日新公御位牌所并夫人寛延芳看大姉、永祿六年
癸亥十一月九日御卒去御廟

所有之、御牌ヲモ御安置候、

○淨福寺

右、貴久公御母堂寛延芳看大姉、
鳥津薩摩重久女為御位牌所、日新公

御建立被遊候、梅岳寺ニモ大姉之御牌有之候、

○雪窓院

右、義久公・義弘公御母堂雪窓妙実大姉、入来院彈正重聰
天文十三年申八月十五日御
卒御位牌所ニテ御坐候、

去御位牌所ニテ御坐候、

○不断光院

右、久保公・家久公御母堂実窓芳貞大姉、宰相様卜奉申候、
広瀬某、母実園田清左衛門女

慶長十二年二月一日御卒去御牌御建被成候、本堂之阿弥陀八家久公

御意ニテ、大姉之為御影御造立被遊候由、仏体之内

二御証書有之候、

○華舜軒

福昌寺内院

右、日新公御女花舜妙御位牌所トシテ御建立、義久

公初之御簾中ニテ御坐候、家人公ノ御妾花窓貞春大姉家村岩岐重治

女之牌ヲモ建立、仏餉料被付進候、

○月香院

此寺初ハ良等院ト号、金吾歳久建立ノ寺ニテ候、然

処家人公御妾月香妙春大姉、中丸ト唱申候、相〔禪脱カ〕

月香院候、義久公御簾中巴信院殿美滄妙蓮大姉御牌ヲ

毛御安置候、

○遠寿寺

右、持明様御母堂美滄妙蓮大姉、種子〔幻カ〕御位牌所、同所金

剛寺ニモ御牌有之候、

○巴龍院

右、義久公御嫡女蓮昌妙守庵主御牌龍伯公御建被成候、薩

州義虎御室御平ト奉申候、

○幼生寺

右、鶴寿殿涼山幼生御牌御建立、加久藤不動寺ニハ幼生

御遺体一壺ニ奉納有之候、

○宗江院

右、万千代殿湖月宗江御牌御建候、

○徳元寺

右、休四郎殿清法名御牌御建候、〔空カ〕

○大徳寺

右、忠国公御嫡女美峰妙惠大姉伊集院大隅守熙久ニ嫁セラ

レ候処、熙久出奔ノ後為ニ、此寺之開山ニテ御牌有

之、同大姉ノ御葬所〔御太祖以來廟堂裏より補〕

○心岳寺

右、左衛門督歳久入道晴蓑心岳良宣御切腹之所故、

義久公此寺ヲ御建立、御牌并御切腹ノ処ニ御石塔有

之候、御死体〔骸カ〕ハ帖佐総禪寺ニ葬、御石塔有之候、御

廟所ハ福昌寺ニ御建候、依台命御首上京被成、聚楽

戻橋ニ梟首候処、島津〔患長〕凶書入道紹益在京被仕候故、

十余日過候テ殿下之執権ニ得内意、忍取候テ浄福寺

之内宝林庵江葬、御石塔・御廟所御建被成候、

○大興寺

右、義教將軍普光院殿御舍弟、嵯峨大覚寺門跡義

照大僧正御隠謀之事顕候ニ付、日州福島江落下忍御

坐候ヲ將軍家ニ相聞得、忠国公江御下知有之、於福

島永徳寺僧正御切腹ニテ候、其以後忠治公為御菩提

所当寺御建立ニテ、御牌御立被成候、僧正之坊七字不分明官別
垂讚岐坊〔有善力〕看着殉死仕候、彼者之牌モ有之候、

一 氏久公

嘉慶元年丁卯閏五月四日

一 御夫人様

伊集院彈正少弼〔忠腕乙〕国女、御卒去年月日不伝、

一 御姫様

伊集院彈正少弼頼久室

御卒去年月日不伝、

此御腹ニ伊集院大隅守熙久出生、熙久謀反

忠国公御討伐、熙久棄城奔肥後故、御母失搥為尼、

龍翔寺御住職ニテ

御父母之御菩提御弔為有之事ニ候、

一 隈之城旧称名寺

隈之城向田御墓

一 宗久公

曆心三年庚辰正月廿四日

一 師久公

永和二年丙辰三月二十一日

但、

御招魂墓

文化十一年御建立、

一大始良旧龍翔寺

一 始良旧舍粒寺

始良上名御墓

右両基 御靈骨有無不詳、

一 御夫人様

一 氏久公

志布志小西御墓

一 志布志旧即心院

大始良陣尾御墓

元久公御嫡子

仲翁和尚

吉田佐多浦御墓

文安二年乙丑六月七日

忠治公

一加世田旧杉本寺

永正十二年乙亥八月廿五日

加世田田中御墓

一伊集院旧雪窓院

忠国公

伊集院大田御墓

文明二年庚寅正月廿日

貴久公之

右、御靈骨御納為有之処、昔年洪水御墓ヲ洗、

御夫人様

一市来旧龍雲寺

入来院彈正忠重聡女

一市来長里御墓

天文十三年甲辰八月十五日

一立久公

一国分旧德持庵

文明六年甲午四月一日

国分上井御墓

一御夫人様

義久公

梶原三郎太郎弘純女

慶長十六年辛亥正月二十一日

文明十八年丙午二月十七日

右、御靈骨御奉納卜旧寺社方帳簿ニ記置、

一穆佐旧悟性寺

一国分旧金剛寺

小山田御墓

山元御墓

久豊公

義久公御二女

応永三十二年乙巳正月廿一日

島津守右衛門尉彰久室

一吉田旧津友寺

寛永十八年辛巳八月十五日

一 国分旧遠寿寺

鳥越御墓

義久公御後之

御夫人様

種子島左近將監時菟女

元龜三年壬申十二月廿三日

右ハ、義久公御三女 龜寿様御志ヲ以、御母三

十三回御忌之節御招魂墓御建立、

一 国府旧淵籠院

国府

平圃御墓

義久公御嫡女様

島津薩摩守義虎室

一 伊集院旧妙円寺内芳真軒

伊集院

徳重御墓

義弘公御夫人様

園田清左衛門実明女

慶長十二年丁未二月朔日

一 加治木旧長年寺

加治木

谷口御墓

重年公御前妻

重豪公御母堂様

島津備中貴儔女

一 重富旧紹隆寺

重富

坂上御墓

忠義公御母堂様

一 伊作（衍乙）田旧多宝寺

伊作

垂之口御墓

初代

一 伊作大隅守久長君

御卒去年月日不伝、

二代

一 伊作大隅守宗久君

右同

四代

一伊作大隅守久義君

応永二十九年月日不伝、

五代

一伊作大隅守勝久君

御卒去年月日不伝、

六代

一伊作四郎左衛門尉教久君

右同

七代

一伊作犬安丸

長祿二年戊寅十二月四日

九代

一伊作又四郎善久君

明応三年甲寅四月十八日

一伊作旧天徳寺

伊作

西城御墓

三代

一伊作下野守親忠君

年号不伝六月二日

御石塔

伊作殿〔親忠〕忠親

大永七稔丁亥二月三日、大願主忠良ト有之、

高サ四尺八分、

大永ハ御石塔再建ノ時也、

外二、

忠親舎弟氏久

義咲道忠大禪定門

康安元八月廿九日

施主日新忠良

忠親墓左側ニ有之、伊作譜ヲ按スルニ、忠親

弟三郎左衛門久氏トアリ、氏久ナル者無シ、

疑ハ文字上下ヲ書誤リタル歟、然レトモ久氏

ハ貞和三年九月十一日戦死ス、康安元年迄ハ

十五年前也、墓誌年月ト亦異也、寺中証書ヲ

藏メス窮難シト〔ママ〕御記録奉行トモ考ヘ置候、

一伊作旧善勝寺

御墓之事

伊作大手御墓

伊作河内守久逸君

明応九年庚申十一月十一日

一 伊作旧西福寺

御墓之事

河内御墓

伊作善久君御内室様

忠良君御母堂

新納駿河守是久女

大永五年乙酉十月十日

一 田布施旧常珠寺

御墓之事

田布施

池辺御墓

相州家初代

島津相模守友久君

明応二年癸丑三月十日

御墓四尺五寸余、銘字

天勇機公トアリ、

外二、

一心伝大姉 総高四尺余

元久公御女ニテ早世シ給フ由云伝フ、

伊作勝久君ニ嫁スル所ノ女ナランカ、

一大岳 四尺二寸余

大年道登居士 四尺七寸余

一 梅窓妙芳 四尺余

忠良君御母堂、前条二見ヘタル新納氏也、

一 梅岳常潤 三尺一寸許

右大岳公 大年君 梅窓君

御石塔ハ、忠良君建給フノ由云伝フ、然レト

モ忠良君ノ御石塔モ建立シアレハ不審、疑ハ僧

住築キシモノカ、寺中火災証書ヲ藏メス、定メ

難シ、

一月海高公

久豊公第四之御子島津出羽守有久法号也、是即

大島氏始祖也、庄内梅北ニ在城シ日州伊東家ニ

対シ、長祿三年乙卯七月三日、三俣院小山ニ戦

死ス、後二

日新公義士十二人ヲ撰ンテ、石塔ヲ常珠寺二建
給フト申事アリ、是其一員也、其余十一人ノ墓
如何カ亡失セシニヤ、且其姓名モ不伝、

一 重源

一 密室寿穩大姉

一 妙貞大姉

一 無銘二基

日新公御墓左側ニ在、伊作家石塔ナル由寺伝アレ

ドモ考ヘ難シ、

延享二年

吉貴公御修復、上屋・円垣ヲ作ラシメラル、

友久君御灰塚

常珠寺中小林アリ、御石塔ヨリ西一丁三十一間余、

此所ニテ御茶毘アリシト云、

一 阿多旧大年寺

御墓之事

阿多花瀬御墓

相州家二代

島津相模守運久君

天文八年己亥七月一日

御石塔高三尺六寸許

外二、

一天勇玄機大居士三尺余

一 梅岳常潤在家菩薩三尺一寸余

右二基ハ、俊安和尚依願建立セシト云伝フ、

延享二年

吉貴公右御三基共御修復アリ、御法号モ其時刻ス、

自是前無銘ナリ、上屋・円垣ヲ作シメラル、

一 運久主灰塚

御石塔ノ西、寺僧畠中ニ在シト申伝レトモ今其

所ヲ失フ、

一加世田(旧脱カ)常潤院

御墓之事

加世田

長屋御墓

相州家三代

島津相模守忠良君

永録(緑カ)十一年戊辰十二月十三日

一伊集院旧梅岳寺

御墓之事

忠良君御夫人様

島津薩摩守重久女

永録六年癸亥十一月九日

一加世田旧浄福寺

御墓之事

上来巢御墓

忠良君御夫人様

島津薩摩守重久女

永録六年癸亥十一月九日

右之通、

御同人様御墓兩所ニ被為在、旧来浄福寺ノ方ヲ

御墓(菩提方)提所ニ被定置、御年回御法事於浄福寺御修

業有之、

一加久藤旧不動寺

御墓之事

加久藤

小田御墓

義弘公御嫡子

鶴寿丸君

天正四年丙子十一月廿二日

一飯野旧宗功院

御墓之事

原田御墓

義弘公御四男

万千代丸君

天正十六年戊子二月廿三日

右之通、諸郷へ御墓被為在候御方々様而已取調、

此段申上候、以上、

甲戌十二月十七日

得能彦左衛門

大龍寺由緒覚

一当寺開祖文之儀、国分正興寺在住之節ヨリ、

(家)中納

言様御師範申上、其外段々忠勤之訳ヲ以、慶長七年

中納言様思召ヲ以テ、御城跡ニ当寺御建立被遊候事、

一 大中様 龍伯様

右両殿様御法名之以御文字、被号大龍寺候事、

一 御両殿様御牌御安置被仰付候事、

一 寺領現米八拾斛

右、為寺領被仰付候事、

一 慶長八年、文之出世被仰付候事、

一 東照宮台帖三通頂戴仕、于今国分正興寺格護仕置候

事、

右之通御建立有之、本寺東福寺江末寺御願届被仰越、

東福寺龍吟庵ヨリ江戸僧祿所金地院首尾被申届候処

二、右通新地御建立、殊文之名高キ僧之故、金地院

直末懇望申来候、然共法脈之因縁ヲ以、当山龍吟庵

末寺以来出世地寺格為相究及返答、其筋ニテ相濟候

由、右之趣本寺之文庫年間近キ事之故、分明ニ相知

罷在候事、

一 二代学之

右、文之弟子ニテ後住被仰付、為出世上京候処ニ、

京都建仁寺ニ相果候事、

一 寺領現米八拾斛

右之通被下置候事、

一 三代一溪守栄

一 寺領現米五十斛

一 地方ニテ高百斛

右之通被下置候事、

右一溪儀、万治元年戊八月相果、夫ヨリ延宝六年迄

廿年余無住、其内廢寺ニ罷成候儀十ヶ年余リニテ有

之候事、

一 御牌様并 中納言様御寄進物、其外文之所持之書籍

之類、御物差上ケ置候由、文之ニ付由緒有之候家

来・下人等、国分正興寺ニ被召付置候事、

一 四代日東

右者、 寛陽院様御再興之

思召有之、日東儀者高山昌林寺住持ニテ候ヲ被召出、

住職被仰付御請候得共、寺家出来無之故、上町遊官

飯屋被召置候処、卅日未滿ニテ相果申候故、寺領未

相究候事、

一 現米貳拾斛被下置、財部正寿寺宗閻江監司被仰付置

候事、

一 五代不門慈宣

右不門儀者、寬陽院様思召ヲ以テ、本寺東福寺江被仰遣候御招請之出家ニテ御坐候、右一件中原為兵衛御用筋ニ付、上京之節之儀ニテ段々中原氏江被仰付書状往復有之、于今右問合書状等龍吟庵文庫格護ニ御坐候、実者備前岡山之松琴寺之住持ニテ御坐候事、

一 大龍寺御再興ニ付、即宗院・南昌院江新納五郎右衛門久中ヨリ之書簡并住僧之儀付、即宗院江岩切彦兵衛ヨリ之書簡、于今龍吟庵文庫ニ格護御坐候事、

一 貞享二年九月廿四日下着、入院寺家全備無之故、寺社御奉行島津^(久遠)守右衛門殿御首尾掛ニテ客殿・書院御作次、其外衆寮井土御普請方出来、惣奉行島津^(忠守)大学殿、取次中神藏之允卜相見申候、

一 寺領現米百斛

右之内式拾斛者、元禄三年十一月十八日加増被仰付候事、

覚写

其寺 御牌二本此節御造替ニ付テ、御法名彫調之儀被仰渡候、就夫御牌鏡板方寸尺別紙切調遣シ候間、御法名式通書調、明日可被差出候、乍不申右寸尺見合かつかう能様ニ可入念候、以上、

但、貞享二年十二月四日ニ被仰渡候様、日帳ニ相見申候、

十二月四日

寺社奉行所

大龍寺

監司

正寿寺

貞享二年十二月廿四日

一 御牌出来請取申候、

同年十二月廿五日

一 御厨子請取申候、

一同三年正月五日、御祝儀登城着座被仰付門中無之故、

御菓子・御茶被給候而退出可仕旨、分テ被仰渡候事、

一 大龍寺三大字之大額

壹面

右、寛陽院様御筆ニテ御作調被仰付、貞享五年九月

十七日、上使丸田三右衛門ヲ以テ拝領被仰付、于今

客殿正面ニ掛リ申候事、

一 維摩繪 持仏凭丸図 壹幅

右、寛陽院様御筆ニテ表具迄被仰付、右同断拝領

被仰付候事、

一 大門御引直シ之事

右、元禄二年六月大門馬場並ニ有之候ヲ、八間内ニ

引、御再興被仰付候事、

一 御銀三貫目

右、元禄三年六月廿六日、本庵龍吟庵開山三百五十

年諱上京ニ付、右御銀拝領并十二人御賦被仰付、同

十一月六日帰寺仕候事、

一 元禄四年四月廿四日、

寛陽院様当寺江御成被遊候事、

一 同七年春之時分ヨリ不門儀病氣ニ有之、病中為御見

計大島慶左エ門・篠原新左(行カ)左衛門・額川伝右衛門被

召付、且不門病氣ニ付テハ、其比橋隆庵老茂御国江

被為下候ニ付、御物ヨリ御頼之上、御見舞被下候段

茂書付ニ相見申候事、

一 白銀三拾枚

右、不門病氣之節、為養生用納領被仰付候事、

一 同七年七月十九日不門死去仕候所ニ、没後之儀段々

難有御尋有之、他借銀有之段被聞召上、御銀貳貫三

百目拝領被仰付、御厚恩ヲ以借銀弁方仕候事、

一 五代(六代監寺カ)堅司南源

右僧、不門弟子ニテ後住被仰付被下候様遺言之趣有

之、達 貴聞候処ニ、重テ御見合ヲ以テ可被仰付候

間、監司相勤居候様被仰付候事、

一 御米真赤參拾石

右、為堪忍料御仏餉込ミニ被下置候、元禄七年戊九

月ヨリ宝永三戌三月迄拾三ヶ年監司相勤申候事、

一 六代(七代カ)荊山宗玉

一 御米真赤三拾斛

右、国分正興寺ヨリ当寺ヲ兼帯ニ被仰付、宝永三戌

三月ヨリ寛保元酉極月迄三十七ヶ年兼任相勤申候事、

一 拙僧儀、寛保二年戊十一月十一日、広濟寺ヨリ当寺

ヲ兼帯ニ被仰付候得共、同月

〔書裏〕 総州様ヨリ思召ヲ為被仰出由ニテ、本寺向キ者如何

ニ有之候而茂、御国ニテ寺格輕キ寺ヨリ重キ寺格ヲ兼住ニハ不被仰付候間、大龍寺現住広濟寺兼住ニ被仰付置候事、

一 御米三拾斛

右、元禄七年堪忍料ヲ以テ監司ニ被仰付置候通ニ御坐候事、

弘化四年丁未九月廿一日於妙谷寺御施餓鬼被仰付候一件

写

〔貼紙〕 「此本書ハ土持綱幸借用」

妙谷寺

右者、不計被遊 御立寄御家作廻等被遊 御見分候

処、別而相古居、

〔義込〕 貫明様御儀格別為被遊御辛勞茂御方様ニ而、夫成被

召捨置候儀、甚以 御氣之毒被思食候ニ付、御時節

柄之儀ニ者候得共、御取替被仰付、於向々取調此涯

御取付有之候様可取計旨、〔調所広範〕 笑左衛門殿より被仰渡候条、此旨妙谷寺江可被申渡旨、福昌寺江可申渡候、

但、以後御修甫等之儀、是迄之振合を以取調可被申出候、

六月

川東馬

写

〔義込〕 松齡様

〔家込〕 琴月様朝鮮御征伐之被為蒙 台命被遊御渡海、慶長

三年十月朔日、於泗川大明勢御取合之処、八万余級

御打取、御味方之者〔毛力〕 而格別之被為得御

勝利、既式百五拾年ニ相当候付、右戦死之者御祭被

下、次ニ者敵方之儀ニ者候得共、数多之亡靈御施餓

鬼被遊可被下、就而者於伊集院妙円寺修行被仰付寄

候得共、辺土之儀ニ茂有之、彼是不弁利、其上

貫明様御儀肥前名古屋迄被遊 御出陣、為被遊 御

指揮御事ニ付、於妙谷寺修行被仰付導師福昌寺江被

仰付候ニ付、十月朔日迄之内引寄修行被仰付候旨、

笑左衛門殿より被仰渡候条、日限等之儀取しらべ可
被申出候、此旨妙谷寺江茂可被申渡旨、福昌寺江可
申渡候、

六月

川東馬

写

慶長三年十一月、於朝鮮国

松齡様

琴月様順天等二而番船被遊

御被候節、戦死之者共段々有之、当年二百五拾年相
当二付、泗川戦死之者共御祭可被下候段被仰出置候
二付、其節一同御祭可被下候、左候而、導師其外都
而先達而被仰出置候通被仰付候、且戦死之者共子孫
江拜礼等被仰付候旨、笑左衛門殿より被仰渡候条、
此旨妙谷寺江可被申渡旨、福昌寺江可申渡候、

七月

島藏人

写

桂岩次郎

町田式部

柏原矢太右衛門

木村平之丞

逆瀬川玄高

小番
二階堂与右衛門

伊地知小十郎

財部甚兵衛

赤塚吉右衛門

新番
大河平源太左衛門

御小姓与
伊集院九郎右衛門

伊地知八四郎

奥次郎兵衛

敷根越右衛門

丸田源五

木場伝内

奈良原助七

白尾藤右衛門

出水郷士
阿多静悦

伊藤伝後左衛門

高岡郷士
箕田次郎吉

入田五郎右衛門

谷山
帖佐才兵衛

鶴田郷士
禰答院弥九郎

島津左膳家隨身
帖佐預郷士
米良孤歳院

田布施郷士
丸田喜右衛門

蒲生郷士
竹内次郎兵衛

顛娃織部家隨身
鹿兒島郡吉田預郷士
鎌田仲之丞

東郷郷士
関甚四郎

木脇仁左衛門

後藤伸左衛門

東郷半兵衛

草富郷八

白石善太夫

中村喜右衛門

四本四郎吉

次郎太
古川満右衛門

兵庫内匠殿家来
白坂七右衛門

白坂与右衛門

島津和泉家来
大脇貞斎

阿多源次

高橋添

谷山周右衛門

島津播磨家来
北郷清五郎

桂石次郎家来
深川清次郎

海老原源四郎

松下矢四郎

北郷作左衛門家来
竹下伊左衛門

長束十郎家来
有村金藏

右者別紙を以申渡候、御祭被下候節、席順右之通候
間、諸士・郷士・家来与一列ツ、可相詰候、左候而、
御当地江不在合、又者病氣^{〔効力〕}少等難罷出者、其身近
親類より名代相勤候様被仰付候旨被仰渡候条、此旨
妙谷寺江可申渡旨、福昌寺江可申渡候、

七月

鳥藏人

写

一 銀五拾枚

一 白米五石

妙谷寺

右者、朝鮮泗川又者番船御破之節、戦死之者其外御祭被下候旨被仰付置候二付、右之通被相渡、供物并衆僧且戦死之子孫等御賄其外都而寺計被仰付候、且御位牌其外曲物等出来方御物計被仰付候旨、笑左衛門殿より被仰渡候条、此旨妙谷寺江可被申渡旨、福昌寺江可申渡候、

七月

川東馬

写

一 貫明様

松齡様

〔欠様〕
一 唯様

琴月様

右御四靈様、白木仮御位牌御出来被仰付、御法名書入之上御施餓鬼棚江御安置申上候而、御味方戦死之

者共并朝鮮人数万之亡靈御施餓鬼被仰付、御家老御

代參被仰付候、人柄之儀者追而可仰渡候、

一 御施餓鬼二付、〔而者脱カ〕寺社奉行寺社方取次詰被仰付候、

一 衆僧江朝粥一汁一菜之御賄被下候、

一 戦死之者共子孫拜礼被仰付候旨被仰渡置候二付、昼一度一汁一菜之御賄被下候、右之通被仰付、勤行等之儀者申出之通被仰付候旨、笑左衛門殿より被仰渡候条、此旨妙谷寺江可被申渡〔旨脱カ〕福昌寺江可申渡候、

八月

川東馬

写

御側御用人

御側役

右者、来ル廿一日於妙谷寺、朝鮮泗川又者番船破之節、戦死之者共御祭被下候付、相詰候様被仰付候旨被仰渡候条、此旨妙谷寺江可被申渡旨、福昌寺江可申渡候、

九月

新内蔵

調所笑左衛門

右者、来ル廿一日於妙谷寺、

貫明様 松齡様 一唯様

琴月様仮御位牌御安全二付、朝鮮泗川又者番船破之

節戰死之者共御祭被下候二付、右

御四靈様へ御代參被相勤答候旨被仰渡候条、此旨妙

谷寺江可被申渡旨、福昌寺江可申渡候、

未九月

新内藏

大隅国桑原郡

一 鹿兒島神 カゴシマノ

但、当分正八幡

奉祀 彦火々出見尊

耐祭 仲哀天皇 応神天皇

神功皇后

右神社者、尊皇居之靈跡今

石体宮之地江 神武天皇被遊御創建、三十代 欽明

天皇五年一説二三十五、仲哀天皇 応仁(神力)天皇 神功皇

后を御耐祭、初而八幡と被称、其後四十三代 元明

天皇和銅元年、当分之所江御遷宮、古来格別 大社

二而、例祭 勅使御下(ママ) 等之儀式被行候筋伝記

等二相見得、延喜神名式(延喜式神名帳カ)ニも大隅国桑原郡一座大鹿

兒島神ゴシマノ社カ被載置、八幡宮正八幡と正ノ字相用候儀

者、此社ニ為相限事之由御座候、

日向国諸県郡高城郷

一 霧島神社 キリシマノ

但、当分東霧島権現と相唱申候、

奉祀 伊弉諾尊 イサナキ

相殿 瓊々杵尊 開耶姫

彦火々出見尊 葺不合尊

玉依姫 神武天皇

右、三代実録ニ、天安二年十月廿二日己酉、授二日

日向従五位下、霧島神ニ從四位下一、又延喜神名式ニ、

日向国諸県郡一座小霧島神社と被載置候、左候而、

伊弉諾尊被為帶候十握劍も当社之宝物相成居候由、

又一説二者、右之劍を即神体ニ相崇候共相見得候、

然者霧島者即高千穂峰之一名二而、抑此峰者書紀ニ、

皇孫天津彦々火瓊々杵尊（キノ）離（チ）天盤座（ハ）、且排（マ）二分天八（ノ）重雲（ヘ）、稜威之道別道別而天（イ）降於日向襲之高千穗（ク）峰（ケ）一と被記置、

皇孫初而御臨降之地二而、余国二比類無之靈蹟二御座候、

薩摩国出水郡出水郷

一 賀紫久利神社

奉祀 住吉大神

相殿 天照大神 三女神

応神天皇 神功皇后

右、文徳実録ニ、仁寿元年六月戊午（以カ）薩摩国賀久利（紫脱カ）神預（シム）ニ官位（ニ）と相見得、其後正五位上迄追々御授位

之次第都而三代実録被載置、延喜神名式ニ、薩摩国

出水郡一座小加紫久利神社と御座候、尤、以前二者

薩摩宗廟と相唱候処、享保五年総社と相唱候様被

仰出候、

薩摩国穎娃郡穎娃郷

一 開聞神社

本殿

大宮壳神

東宮 彦火々出見尊 西宮 天智天皇

姉姫宮 豊玉姫 弟姫宮 玉依姫

荒仁宮 大己貴命 二龍ノ宮 海神豊玉彦夫婦

回殿ノ宮 潮満瓊・潮涸瓊両顆

聖宮 事勝国勝長狭命

右、貞観二年より始而三代実録ニ、薩摩国従五位上

開聞神加（ニ）従四位下（一）と相見得、延喜神名式二者、

薩摩国穎娃郡一座小加紫久利神社と御座候、左候得者社

号を元来ひらき、と相唱為申詛ニ而、強而開聞ノ文

字相用候筋二者相見得不申、当分鹿籠郷にも開聞神

を相崇、開来明神と申候、

大隅国贈嶽郡国分郷

一 韓國宇豆峰神社

奉祀 五十猛命

韓神

曾富理神

右、延喜神名式ニ、大隅国贈嶽郡小韓國宇豆峰神社

と被載置、且又先役白尾齋藏致著述候名勝考ニ、イ

十猛命・韓神・曾富理神蓋三神在（ニ）筑紫（一）、或掌（ニ）種

樹^ラ、或渡^ニ楫^ニ韓國^一、或為^ニ韓鄉防禦使^ト、又興名^{オキナ}以予^メ為^{コト}中韓鄉防禦之備^上也、曾富添副之謂也^ト有之、
(理神曾富理脱カ)

然者韓國神社と称候儀者、韓國防禦之神を被崇候故、其通相唱候筋相見得、畢竟西國之儀者韓國接近之場所柄故、第一異賊降伏辺海鎮靜之為御勸請之筋可有御座、然処近古曾郡止上權現之別当深亮房覚遍、仏像三軀を当社之内陳江為致安置由、祝休巫僧之^(マ)習二而、妄ニ右式之所為相及候処より神祇^(祓カ)・浮屠致錯雜、終ニ者古来之正伝も謬失、後世疑惑之基罷成、其弊不少事ニ御座候、

同国同郡同郷

一 大穴持神社 オホナムチノ

奉祀 大己貴命 オホナムチノ

相殿 左少彦名命 スサノヒコナメ

右 大歳神 オホトシノ

右、延喜神名式ニ、大隅国噲啾郡小大穴持神社と被載置候、然者統紀光仁天皇宝龜九年十二月、前^{ヨリ}此神護中大隅国之海中有^ニ神造島^一、其名曰^ニ大穴持^一、

至^テ是^レ為^レ社^ヲ焉^ラと相見得、右神造島と者、即小島又者宮瀬等之島を指而為申事ニ而、当社之儀往古者右宮瀬之島江相建居候処、右島海中江致沈没、其後当分之地江勸請為相成由相見得、左候得者小島者おのつから当社之可為神領之処、享保年鑑比より何等之子細ニ候哉、弥勒院之寺料と相成候由御座候、大隅国噲啾郡福山郷 一 宮浦神社

奉祀 天神七代

地神 五代

神武 天皇

右、延喜神名式ニ、大隅国噲啾郡小宮浦神社と相見得、宝曆二年申十二月、正一位被為授候、且又社伝ニ、

貫明様当社江 御參詣之御時、社人坂元某被召出、毎年福山牧野先之青馬壹疋当社之神御ニ奉獻候様、永年之規式ニ可定置旨被 仰付置、其以来当分ニ到り福山牧馬追之節者、毎も於社頭其旧式有之候得共、獻馬之儀者、享保十一年より金帛ニ被引替候筋相見

得候、

大隅国馭謨郡屋久島

一 益救神社スケヒノ

但、俗二一品宝珠権現、或者嶽権現と称候、

奉祀彦火々出見尊一説ニ蛭見也ト有之

右来歴不詳候得共、延喜神名式ニ、大隅国馭謨郡

一座スケヒノ益救神社と被載置、須久比神社共書認候、

右八社、延喜式被載置候神社二御座候、

大隅国贈呷郡曾於郡郷

一 高千穂神社タカチホノ

但、当分西霧島宮ニシキリシマと唱申候、

正殿瓊々杵尊 彦火々出見尊

葺不合尊 神武天皇

以上四神各為一座、

東少宮右掖ワカミヤ

国常立尊クニトコタチノ 高皇産靈尊タカミムスビノ

伊弉諾尊 天照大神

以上四神合為一座、

西山王左掖フキ

大汝命

国狭槌尊カツノサツネ

惶根尊カシコネ

神皇産靈尊カシムスビノ

伊弉冉尊イサナミ

素戔嗚尊フサヤアカツノ

正哉吾勝尊マサヤアカツノ

以上七神合為一座、

右六座を俗二六社権現と唱候、

右、続日本後紀ニ、承和十年九月甲辰、日向国無位

高智保皇神ニ奉授ニ從五位下ノ、又三代実録ニ、天安

二年十月廿二日、授ニ日向国從五位上高智保神ニ從四

位上ノと被載置、古来靈社ニ而、弘安年中蒙古入寇

之砌、当社江奉幣有之、奇異之靈驗著しく、且又

松齡公朝鮮 御渡海之節も御願文被為籠、御帰朝

之後御鎧被遊御奉納候趣伝記等ニ相見得候、

日向国諸県郡高原郷

一 霧島岑神社キリシマノミネ

但、当分東御在所所権現と唱申候、

奉祀靈矛 但、俗二天逆矛アマノサカホコと唱申候、

右、続日本後紀仁明天皇承和四年八月壬子壬辰カ、日向国

諸県郡霧島岑神預ノ三官位ノと被載置、且又塩土伝ニ、

霧島山上建_ニ靈矛_一、神代旧物也、又書紀通証、_{ヒト}靈矛者大己貴神平生_{ホコ}裝齋人望所_{ヨシヒヒモクヲシテ}畏故、奉_レ授_ニ天孫_一所_三以示_ニ婦順之驗_一於國內_ニ也と有之、広_レ予者即右之靈矛_ニ而、抑

皇孫天降之御時、隨從之神大己貴命此靈矛を以國土被為平治、其後山上江被樹置たる筋相見得、当社者即右矛之祠宇_ニ候故、右通岑神社と相唱候筋可有御座、然ルニ文曆年中此山炎上之後、右矛之儀者都之城之内安永村江相崇、新嶽權現と相唱候由、当社之儀も右炎上後、当分之地江建立為相成筋可有御座候得共、遷宮等之年月詳_ニ相知不申候、

鹿兒島

一 鹿兒島神

但、当分宇治瀬大明神と唱申候、

奉祀 海神豊玉彦夫婦

右、三代実録_ニ、貞觀二年三月廿日、從五位下鹿兒島神授_ニ從五位上_一と有之、且先年本田出羽守当座江差出置候神社考_ニ、宇治瀬大明神ハ本来鹿兒島一郷之地主神_ニ而、二月朔日より同十八日迄之間、古

來より神事之祀場中と号、縦雖為 太守他国出行難叶故、承応四年吉田兼起江申有寛宥、以來免許畢と記置申候、尤、去ル未年正一位之神階 勅授被為在候、

薩摩国日置郡伊集院郷

一 智賀尾神社

奉祀 神世七代之神

右、三代実録_ニ、貞觀二年三月廿日庚午、薩摩国從五位下智賀尾神授_ニ從五位上_一と相見得、古代者大社_ニ而一之宮と為相唱由御座候、

同国阿多郡田布施郷

一 多夫施神社

奉祀 鬘受命

右、

元正天皇養老年中之御創建と申伝、三代実録_ニ、貞觀十五年四月五日己卯、授_ニ薩摩国正六位上多夫施神_一從五位下_一と被記置候、

同国出水郡高尾野郷

一 紫尾神社

一 紫尾神社

奉祀熊野大神

右、三代実録ニ、貞觀十年三月八日壬寅、薩摩、国正六位上紫尾神授ニ從五位下^一と有之候、

同国伊佐郡鶴田

一 紫美神社

奉祀同神

右、三代実録ニ、貞觀八年四月七日辛巳、授ニ薩摩国正六位上紫美神從五位下^一と被記置、右両社之儀同神ニ而、尾美之文字相替候迄ニ御座候、

同国薩摩郡隈之城郷

一 志奈尾神社

奉祀住吉大神一説ニ熊野本宮と有之

右、三代実録ニ、貞觀二年三月廿日、薩摩国從五位下志奈毛神授ニ從五位上^一と被記置、右者即此志奈尾神社之事ニ而、印本ニ者尾之字致書損候筋と相見得候、

同国同郡平佐郷

一 白羽神社

奉祀大山咋命

右、三代実録ニ、貞觀二年三月廿日、薩摩国從五位

下白羽、火雷神授ニ從五位上^一と被記置、火雷神者即大山咋命之事ニ而、古事記ニ、大山咋神坐^{ハマスカツノ}葛野之松尾^{ニマセルナカクラニ}用ニ鳴鑼^一也と有之、基白羽神と相唱候も、右鑼矢之意味を以被名付たる哉ニ相見得候、

以上九社、続日本後紀又者三代実録等被載置候

古来之神社ニ御座候、

鹿兒島

一 諏方神祠

奉祀建御名方命社上

事代主命社下

右、

御元祖忠久公御八歳之御時、文治二年正月八日 頼朝卿以御下文、信濃国塩田庄地頭職被遊御補任、承久三年七月十八日、將軍頼経卿より同国太田庄地頭職御給、御五代貞久公ニ至り、塩田・太田両庄を併せ被遊御伝領候、夫故

貞久公御当国御下向之節、信州之本社諏方大明神を山門院江御勸請、総社ニ被為崇、

御六代氏久公之御時、当分之地江御遷宮、宗廟二被遊御崇候段、御家譜之内詳ニ、御九代忠国公御代、

頭殿居頭之御神事も被相始、尤、

東山天皇元祿九年、正一位之神階被為授候、

一 稻荷神祠

奉祀 倉稻魂神ウカノミタマ

瓊々杵尊

伊弉冉尊

但、近代右外二四神を加、御本社之内江凡

七座御勸請之由候得共、御神体不詳候、

右、

忠久公於撰州住吉 御誕生之御時、末社稻荷神社之

擁護被遊置、泗川表之御勝利之折柄、白狐・赤狐之

之始、先稻荷社被遊御創建、 御氏神ニ御崇、 御

代々様被遊御尊敬來、殊更

惟新公朝鮮御渡海之前年、上下御無難ニ御帰朝之御

立願被遊置、泗川表之御勝利之折柄、白狐・赤狐之

出現、御軍配旁希世之御武功是神助、 凡七ヶ年之

御在陣首尾能御帰朝、翌年より於神前鑰流馬之御祭

式被相始、左候而、元祿九年、右諏方社同時ニ正一位之神階御勸授被為在候、

一 若宮八幡祠

奉祀 彦火々出見尊 仲哀天皇

心神天皇

神功皇后

右、諏方社御同様

氏久公鹿兒島東福寺城江御移之時、正八幡宮三之御

輿を鹿兒島江御迎被遊御勸請、若宮八幡と御崇之趣、

御家譜被載置、山田聖栄自記ニも、

〔氏久〕 齡岳之始山門より鹿兒島御入部、御祈願ニ山門之御

諏方を移御申、重々も御信心被成ニヨツテ、正八幡

ノ三御輿ヲ移御申、如此之御神力ヲ以、郷司屋紙ヲ

御退治在テ末代御味所味當作住に成、御子孫御繁昌被成候也

と記置候、

一 祇園社

奉祀 素戔鳴尊

田心姫

市杵島姫

天穗日命

稲田姫

湍津姫

正哉吾勝尊

天津彦根命

活津彦根命 イハツヒコノ 熊野椽樟日命 クマノクサスヒノ

右、御創建之年鑑不詳候得共、上井覚兼日記ニ、天正十二年六月十五日、此晚祇園はやし例年のことく也、又

義久公御家譜ニ、木食興山上人來ニ越鷹島ニ而誘ニ龍伯之上京一者甚以急也、然而請俟ニ祇園會之終一、而後天正十五年丁亥六月十五日、祭祀既過、則不レ拘ニ雨天一、未時首ニ途於鷹島私宅一と被載置、既ニ天正年鑑比より当分通、祇園囃子等之御祭礼被遂行たる筋相見得候、

一春日神社

奉祀 武甕槌命 タケミカヅメノ

経津主命 フツヌシノ

天児屋根命 姫大神

〔頭注〕林道春所選之本朝神社考曰、春日四所大明神者、第一殿武雷命 亦名武甕槌神・第二殿斎主神 亦名経津主神・第三殿天津

兒屋根命・第四殿姫大神也 天照大神之分神」

右、御勧請之年鑑不詳候得共、春日之儀者古來於

朝廷も屹と御祭祀被為在候格別成神祇ニ相見得候間、

於 御当家も五社之御一神ニ御勧請、一涯御尊敬被

遊來候筋可有御座奉存候、

一多賀神社

奉祀 伊弉諾尊

右、鷲頭喜兵衛先祖鷲頭不動院事、

貫明様御意を以近江国江差越、多賀大明神護下候処、多賀之儀者御寿命神之事候間、大龍寺御屋形より日面ニ御勧請、毎日 御拜可被遊と之御趣意ニ而、天正七年当分之地江御勧請被為在候、

一福ヶ廻諏方神社 (道カ)

奉祀 建御名方命

右、坂元弥五兵衛先祖往古江州より負上罷下候由申伝、当 御城辺者右神之守護地内ニ而、於 御当城御誕生之御方様者則 御産神ニ御座候、

一荒田八幡社

奉祀 彦火々出見尊 仲哀天皇

心神天皇 神功皇后

右、創建之年鑑不詳候得共、東鑑ニ正宮神領荒田莊と記置たる者即此地之事ニ相見得、然者右様之縁故を以正宮之神靈御勧請ニ而も可有御座哉、宝永年鑑

社司中馬和泉当座江差出候由緒書二、古代者鹿兒島
中宗廟二候処、諏方社御勸請後、脇宮と罷成候由相
見得候、

薩摩国日置郡郡山郷

一花尾権現社

奉祀 頼朝公

丹後局

永金阿闍梨

右、

忠久公御代御至親之訳を以、建保六年 頼朝公之御
木像御安置、花尾権現と被遊御崇、且 御母堂丹後
局并永金阿闍梨之木像をも御左右二被遊御配祀候、

一一之宮大明神社

奉祀 御元祖忠久公

右、御勸請之年鑑不詳候得^{〔マ〕}

御十一代忠昌公御代、延文三年^{〔マ〕}有之候、

鹿兒島

一久富貴大明神社

奉祀 花尾社二同し

右、

大中様御代天文年中、郡山花尾社之儀者道程遠方二
而、御参詣御存分被為整兼候付、別段当分之地江
御勸請被遊候段、先年本田下総守差出候神社考之内
相見得候、

一小城権現社

奉祀 御九代忠国公

右、

御十一代忠昌公数ケ年御病身被成御座候付、御祖
宗様之御加護御頼、被遊御平愈度御祈願二而、明応
六年御勸請、小城権現と被遊御崇候、
^{築地}
一神明宮

奉祀 天照大神

右外数神相殿江有之、

右、

吉貴公御事、於江戸芝御屋敷 御誕生、芝神明宮之
儀 御産神二被成御座候付、宝永三年戊九月十五日、
当社御建立相成候、

^{〔頭注〕}
〔万代記二、宝永三年戊九月十六日、新築地江神明御

建立候而遷宮と有之候〕

薩摩国出水郡出水郷

一箱崎八幡宮

奉祀 応神天皇

右、

忠久公御当国江 御下向之御時、筑前国箱崎八幡宮
江御誓願之趣有之、右之故を以山門院江当社御創建
被為 在候処、後年当分之地江御遷座相成、尤、古
来出水郡宗廟と相唱、放生会之祭式・鎗流馬等張行
有之、且忠久公御神領御寄付状写も格護相成居候段、
先年社司黒木伊織当座江差出候書付并本田出羽守記
置候神社考二相見得候、

薩摩国阿多郡伊作郷

一大汝八幡宮

奉祀 応神天皇

玉依姫

神功皇后

右、

貫明様御事、天文二年巳二月九日、於伊作庄被遊
御誕生候付、当社之儀即御産神二被成御座候、

日向国諸県郡加久藤郷

一二之宮大明神社

奉祀 仲哀天皇

右、

中納言様御事、天正四年子十一月七日、於加久藤
御城被遊 御誕生、当社之儀即御産神二被成御座候、

大隅国始羅郡帖佐郷

一高雄城稲荷社

奉祀 白狐 赤狐

右、慶長三年十月朔日、朝鮮国泗川表御合戦之央二
出現、致死没候神狐二而、帖佐御祈願所増長院住持
頼雄法印御供二而致渡海居、帰朝之節霊骨持帰り、
松齡様尊命を以、右高雄城江稲荷社御建立被仰付、
其時之棟札有之候、

鹿兒島

一護摩所稲荷社

奉祀 右同

右、前条之稲荷を

中納言様御代寛永十四年丑八月、護摩所江別段被遊

御勸請候、

右十八社、御当家御由緒之神社ニ御座候、

(大隅國曾於郡カ)
日向國諸県郡末吉郷

一 檉神社

奉祀 伊弉諾尊

右、橘之檉原者太古之神蹟ニ而、古事記ニ者阿波後

原と書記、日本書紀ニ、伊弉諾尊往至ニ筑紫日向小

戸橋之橘原（檉カ）、而被除焉、又者、故還ニ向於橘之小

門ニ而弘濯也と被載置、

尊一往者此地江

皇居被為 在候由御座候付、おのつから其御神靈御

崇祀相成たる筋可有御座、左候而、創建之年代不詳

候得共、天和三年亥閏五月、神祇管領吉田三位下部

兼連自書之縁起ニ、古来より之神社ニ而無紛本社ニ

候趣記置候、

大隅國贈呷郡末吉郷

一 住吉神社

奉祀 底筒男命

中筒男命

表筒男命

右、日本書紀ニ、伊弉諾尊沈ニ濯於海底一、因以生

神号曰ニ底筒男命一、又潜ニ濯於潮中一、因以生神号

曰ニ中筒男命一、又浮ニ濯於潮上一、因以生神号曰ニ

表筒男命一、是住吉大神也、又兼良纂疏ニ、住吉大

明神其荒魂在ニ筑紫小戸一、和魂神功皇后征ニ三韓一

前、陰陽ニ玉体ニ而現ニ坐振州一と相見得、尤、無紛

本社之段、前条同様下部兼連縁起ニ記置候、

日向國諸県郡末吉郷

一 上津方男祠

奉祀 八十禍津日神 表津少童命

表筒男命

一 中津真津男祠

奉祀 神直日神 中津少童命

中筒男命

一 下津方男祠

奉祀 大直日神 底津少童命

底筒男命

右三社之儀者日本書紀ニ、伊弉諾尊乃興言曰、上瀬

是太疾、下瀨是太弱、便濯二之中瀨一也、因以生神
号曰二十杆津日神一、次将レ矯二其枉一而生神号曰二
神直日神一、次大直日神と相見得、当分二至り上津
瀨川・中津瀨川・下津瀨川迎神代之旧跡歴然残居、
各其河上二右通三祠建立相成居候、

一同国同郡高原郷

一 狭野神社

奉祀 瓊々杵尊

祀 木花開耶姫尊
后妃 瓊々杵尊

彦火々出見尊 豊玉姫出見尊
后妃 玉依姫尊

葺不合尊 玉依姫尊
后妃 葺不合尊

東掖宮 神武天皇 吾平津媛神武天皇
后妃 吾平津媛

西掖宮 経津主命 武甕槌命

以上奉安神像

右外支祠余多有之由相見得候、

右、日本書紀二、狭野尊亦号二神日本磐余彦尊一、
所二称狭野一者是少時之号也、後撥二平天下_一一奄二有
八洲_一、故復加レ号曰二神日本磐余彦尊一と被記置、
書紀集解二も、神武の御名狭野者地名なりと記置、

神武天皇於此地 御聖誕故、御幼名を即

狭野尊と被為 称、格別成御旧跡二御座候、然者当社
之儀、社伝二者

孝照天皇之御宇御創建と相見得候得共、

神武天皇御年少之御砌者此地江

御宮栖居被為 在候由御座候付、当御廟之儀も其時

分より之御崇祀二可被成御座哉と奉考候、子細者上

古之

天子者於

御神靈御祭祀被為 在候筋相見得、当御廟第一御奉

祀之

瓊々杵尊者、

天皇之御為二者

皇曾祖考之 御統二被成御座、其外御相殿之 御神靈

者、

皇祖考妃又者

皇考妃等之格別御尊敬可被為 在

御方々様二被成御座候付、

天皇朝夕 御親祭之為

皇居之御内江御崇祀被遊置候筋可有御座、左候而、

東ノ宮

神武天皇等之 御神靈者、後世之御從祀ニ可有之奉存

候、且又

四条天皇文曆元年霧島炎上之折、当御廟も被及御焼失、

其後仮殿之御宮ニ而所々江 御遷宮御座候処、慶長

十五年

家久公思召を以、御旧趾江御祠壇御新建相成候由、

社伝ニ相見得候、

薩摩国河辺郡加世田郷

一 竹屋大明神社

奉祀

本殿火々出見尊

東ノ宮 火關降命

ホニアマリノ
火明命
(西ノ宮脱カ)

右、加世田郷之物鎮守と相崇、当分者宮原村へ勧請

相成居候得共、古昔者同郷内山田村之内竹屋郷ニ御

鎮座為有之由、当社之棟札ニ、応保元年十月七日造

畢と記置、応保者

二条天皇之年号ニ而、右者御遷宮之年月ニ可有之哉、

又者修覆等之事ニ候哉不詳候、然者竹屋之地者、

瓊々杵尊カサノ筭狭宮皇居之旧蹟ニ而、

彦火々出見尊・火關降命・火明命之

三皇子も於此地 御降誕、其節御臍帶奉截候竹刀を

棄置候場所、終ニ竹林と相成候故、地名を竹屋と唱

候趣、書紀被載置候付、右之縁故を以、三神之靈を

相崇、竹屋神と奉称候筋可有御座候、

同国阿多郡田布施郷

一金峰山藏王権現

奉祀 安閑天皇

右金峰山之儀、本岳・東岳・北岳連三峰相聳、当社

者即和州金峰山之藏王権現を致勧請たる由ニ而、右

東岳ニ建立相成居候、且又伊作家九代 善久主御子

無之、当山江御祈願之趣被為在候処、奇異之靈験有

之、頓而 日新君御誕生被遊候段、旧記ニ相見得候、

同国河辺郡加世田郷

一野間権現社

東ノ宮 伊弉諾尊

伊弉冉尊

西ノ宮 瓊々杵尊

木花開耶姬

火々出見尊 火闌降命

火明命

右勸請之來歷不詳候得共、当社之儀古昔者守護不入之地と相唱、社頭ニ其制札有之候由、天文九年正月廿日

日新君御參詣之折、右之制札被成御覽、御引返御危難を被為免候事有之、神幣を御勸請、御祭札被為執行、其以來毎歲正月廿日御例祭相成候段、旧記ニ相見得候、

日向国諸県郡飯野郷

一白鳥神社 但、当分白鳥六所権現共唱候、

奉祀日本武尊

右白鳥山者、霧島山ニ致对立候大山ニ而、当社之儀者

村上天皇康保年中御創建之由、抑

尊於日向国熊襲之渠魁を御誅戮、或者於東国夷賊御退治、古今無双之御英傑ニ被為在候故、於武家必此神を奉崇祀候儀、偏ニ国家之鎮護、且者夷狄降伏之為ニ御座候、

一黒園麓山祇社

奉祀麓山祇命

右、同郷端山ハギヤマ之山中ニ勸請相成居、端山も即麓山之儀ニ而、古事記ニ者羽山津見神ハヤマツミと相見得、山名を端山と相唱候も、畢竟右神靈を被崇置候故ニ可有御座、勸請之年鑑不詳候、且又黒園岳巖上ニ黒園三社権現と相唱、麓山祇命并正勝山祇マサカサヤマミ・籬山祇之三神を勸請有之候、

大隅国桑原郡国分郷

一早鈴神社

奉祀伊勢太神宮

相殿 瓊々杵尊

トヨアキツヒメ 豊秋津姫命

左方 天兒屋根命

フトクマノ 太玉命

天鈿女命

イシゴリトメ 石凝姥命

右方 常世思兼命

タチカラノ 手力雄神

玉祖命

トヨイハマト 豊磐間戸神

櫛磐間戸神

右棟札ニ、嘉吉二年甲子二月廿二日奉造立、早鈴大明神社壹宇、大願主藤原次平と有之、右嘉吉者

後花園天皇之年号ニ而、其節初而造立ニ候哉、又者其以前より之勸請ニ候哉不詳候、且又慶長九年数ケ月連旱之折、

貫明様雨乞之 御詠歌当社江被遊御奉納候処、則靈驗有之、其以來旱魃之節者、土民右 御詠歌を書写、旗先江結付、金鼓を鳴し雨乞之舞躍取行候得者、必其感応有之、慶長年鑑以來凡二百余年之今ニ至り旱魃之患免れ得候段、土俗申伝罷在由ニ御座候、一 蛭児神社 但、俗ニ之宮大明神と唱申候、

奉祀 蛭児神

右、日本書紀神代卷に、ウム ヒルコヲ ナルマテスデニミセニアシ生ニ蛭児一、雖ニ已ニ三歳ナラ スタ、脚猶不立、故載ニ之於天磐椽アソノイハク スフネニセセノゴクハナサス椽船一而順風放棄と被記置、当社之来歴不詳候得共、往古より之勸請と相見得、椽椽之古木も社頭江致繁茂、奈牙木杜と相唱、古今集を初、代々之撰集ニも此杜を詠候和歌余多被載置、

貫明様国分御在城之砌、殊ニ当社を被遊御崇敬候由申伝候、

薩摩国河辺郡

一 熊野権現

奉祀 熊野三所大神

右、平家物語ニ、成経・康頼、熊野之社に詣つ、と有之、右者

高倉天皇治承年鑑頃之事ニ而、既ニ其以前より勸請相成居候古社と相見得申候、

以上十四社、神代之旧蹟又者名山・勝地、古來之神社ニ御座候、

右之通 御領国中之神社由緒、古史・旧記ニ拠り由緒之大略五段ニ取調差上申候、尤、祠宇之大小、社地之變遷、口碑伝來之次第等、私共現在其地見分不仕事ニ而、(イ、イ)前文古書之面ニ符合仕居候哉否之儀者

詳ニ難相知御座候、此段申上候、以上、
(朱書「文久二年」) 戊戌十月廿五日

(清柳) 御記録方流役 黒田嘉右衛門
(行英) 御記録方見習 上村休之進

(文平) 春山弥兵衛

(宗高) 平田九十郎

千田七郎兵衛

(貞勝) 千田伝一郎

御寄付相濟候神社

一新田宮 一正八幡宮

一霧島社 一開聞社

一加志久利社 一花尾権現社

一諏訪社 一稻荷社

一若宮社 一春日社

一祇園社

諸神社縁起大概

隅州末吉郷

一檜神社

右同所

一住吉神社

右橋之檜原者上古之神迹ニシテ、(日本紀カ)日本記神代ノ卷

ニ茂相見得申候、檜神社ハ天神第七伊弉諾尊、住

吉神社ハ底筒男命・中筒男命・表筒男命ヲ往古以

来崇メ為レ申社ニテ、両社共ニ無レ紛本社ニテ候

趣、天和三年亥閏五月、神祇管領吉田三位卜部兼

連自書之縁起并神殿之額有レ之候、住吉神社江者

総州様御家督涯、又ハ

太守様御家督涯ニ茂御番頭 御代參ヲ以、

白銀二枚進納被成候、

日州高城郷

一東霧島神社六座

日州高原郷

一霧島東御在所神社二座

隅州瞻吠郡郷

一霧島西御在所神社六座

右東霧島神社者、地神第三瓊々杵尊・第四火々出見

尊・第五葺不合尊之三陽神ニ、陰神木花開那姫命・

豊玉姫命・玉依姫命之三座ヲ付崇シ六座卜崇メ為申

社ニテ、上古ヨリ奇瑞多キ所ニテ、神宝十握之劍モ

社内ニ納メ有之由候、延喜式神名帳ニ、日向国諸県

郡小一座霧島神社卜候ハ、専此社之事ニテ可有御坐

候、東御在所二座ハ天神第七伊弉諾・伊弉冉兩尊ヲ

奉崇、東霧島之奥之宮ニテ靈部多キ所ニテ候、西御

在所六所権現モ東霧島同神ニテ 御家御代々御崇敬、

宮殿美麗ニシテ十二之坊院有之候、今時其所ヲ不指

シテ霧島ト申候ハ此社之事ニテ、総州様御家督涯、
又ハ

太守様御家督涯ニ茂御番頭御代參ニテ、

白銀二枚進納被成候、

薩州水引郷

一八幡新田宮

右、神代卷ニ、久之天津彦々火瓊々杵尊崩、因葬筑

紫日向可愛之山陵ト相見得申候、

上古ハ薩隅日共二日向一國ナリ、故ニ今日薩神書

之説トアハス、

故ニ往昔以來社ヲ建テ尊トヲ崇メ祭ル、御家御

代々御崇敬、総州様御家督涯、又ハ

太守様御家督涯ニ茂御番頭御代參ニテ、

白銀二枚進納被成候、

隅州内之浦郷

一高屋神社

右、地神第四彦火々出見尊之陵ニテ、神代卷ニ、日

向高屋山陵ト相見得候ハ此処ニテ候趣、元祿九年子

六月卜部兼連自書之縁趣有之候、
(縁起カ)

隅州国分郷
一正八幡宮

右、延喜式神名帳ニ、大隅国桑原郡一座大鹿児島神

社ト候ハ此宮之事ニテ、中ハ応神天皇、左ハ仁徳天

皇、右ハ神功皇宮ナリ、御家御代々御崇敬、
(皇居カ)

総州様御家督涯、又ハ

太守様御家督涯ニモ御番頭 御代參テ而、
(二カ)

白銀式枚進納被成候、

薩州穎娃郷

一枚聞神社

右、延喜式神名帳ニ、薩摩国穎娃郡一座小ト有之、

猿田彦命又ハ天智天皇之后妃ヲ崇メ祭り候神社ニテ

候、

総州様御家督涯、又ハ

太守様御家督涯ニ茂御番頭 御代參ヲ以テ、

白銀二枚進納被成候、

薩州出水郷

一加紫久利神社

右、延喜式神名帳ニ、薩摩国出水郡一座小ト相見得

候、縁起不詳、

総州様御家督涯、

太守様御家督涯ニ茂御番頭御代参ニテ、

白銀二枚進被成候、
(納脱カ)

隅州国分郷

一大穴持神社

右、続日本記人皇四十九代光仁天皇御宇、宝亀九年

十二月甲申・神護ニ大隅国海中有神造島、其名曰大

穴持神至是為社有之、延喜式神名帳ニ、大穴持神社

相見得申候、

右同所

一韓国宇豆峰神社

隅州福山郷

一宮之浦神社

右、二社共ニ延喜式神名帳ニ相見得申候得共、
(縁起カ)

不詳、

隅州屋久島

一益救神社

右、延喜式神名帳ニ相見得候、屋久島権現之事ニテ

御坐候、

右一段

薩州郡山郷

一花尾権現

右、元祖忠久公君父之義ヲ以テ、建保六年右大将

頼朝卿之木像ヲ御安置、権現ト崇メ給ヒ、御母堂丹

後局之木像ト永金阿闍梨ト之木像ヲ左右ニ付テ、崇

メ給フ神廟ニテ御坐候、

総州様御家督涯、又ハ

太守様御家督涯ニモ大身分御代参ヲ以テ、

白銀十枚進納被成候、

鹿兒島

一正一位諏訪大明神

右同

一正一位稻荷大明神

右同

一若宮

右同

一春日大明神

右同

一 祇園天王

右当御地五社、御家御代々御尊崇之神社ニテ、

総州様御家督涯、又ハ

太守様御家督涯ニモ御一族御代参ヲ以テ、

白銀二枚ツ、進納被成候、

薩州郡山郷

一一之宮大明神

右、御元祖忠久公御霊ヲ崇メ候神廟ニテ御坐候、

鹿児島

一小城権現

右、九代太守忠国公御霊ヲ崇メ候神廟ニテ御坐候、

右同

一 福筒^(簡方)追諏訪大明神

右、忠久公御代坂元千左衛門先祖、近江州ヨリ負下

シ崇メ為申神社ニテ、当 御城辺ハ右神社ノ敷地、

総州様御生土ノ神ニテ御坐候、

総州様御家督涯、又ハ

太守様御家督涯ニ茂御番頭御代参ヲ以テ、

白銀二枚進納被成候、

日州加久藤郷

一二之宮大明神

右、縁起不詳、

十八代太守^(家久卿方)家久郷御生土ノ神ニテ

御坐候故御尊敬被成候、

総州様御家督涯、又ハ

太守様御家督涯ニ茂御番頭 御代参ヲ以テ、

白銀二枚進納被成候、

薩州伊作郷

一大汝八幡宮

右、縁起不詳、

十六代^{太守}義久公・十七代太守義弘

公御生土ノ神ニテ御座候故、御尊崇被成候、

右一段

日州飯野郷

一 白鳥神社

右山ハ、霧島山ニ並ヒ立タル大山ニテ、康保年中積

性^(性空方)宣上人日本武尊ヲ奉崇候神社ニテ御坐候、

隅州国分郷

一 蛭児神社

俗ニ二宮ト申候、

右、蛭児之神最初乗跡之地〔垂迹カ〕之由候、其所ヲ奈氣木之杜ト申、大隅州之名所ニテ、此杜之歌代々之撰集ニ相見得、就中古今和歌集之中ニ茂相見得申タル所ニテ御坐候、

日州飯野郷

一 狗留孫山神社

右縁起田〔田カ〕、健盤・娑謁〔羅脱カ〕二竜王之為ニ狗留孫〔羅脱カ〕仏觀音大士建給ヘル石卒期婆〔都カ〕アリ、後二建仁寺之開山〔榮西〕葉上僧正中華ニアル之日、觀音大士之指示ヲ蒙リ此山ニ来リ、卒期婆〔拜カ〕ヲ弥シ谷傍ノ山巔ニ一社ヲ建、弥陀・薬師・觀音之像ヲ安置シ、三所権現ト号ス、六十六部之札所ニテ御坐候、

薩州田布施郷

一金峰山龍王権現

右金之三岳ト申ハ三峰アルヲ以テナリ、往古和州吉野山之龍王権現ヲ勸請シテ、山上ニ崇メ為申所ニテ御坐候、

右一段

右、於 御領國中為差立神社三段ニ相分書記可差上

旨被仰付、日本記神代卷・延喜式〔神名カ〕神明帳ニ相見得為申神社ヲ初ノ一段ニ相記、御家御〔由緒カ〕由書ヲ以テ御代々様御尊崇被成候ヲ次之一段ニ相記、御領國中名山之神社ヲ其次ノ一段ニ相記、且〔マ〕

大根占川上大明神

大始良岩戸大明神

右両社、往古より御嫌物之ケ条有之候付、天保九戌年郡奉行平田直次郎〔宗正〕より取調申上候処、大宮司方へも吟味被仰付、同十三年京都吉田家江幣帛并御告文等御願立被仰渡候御書付之写

一大根占・大始良両郷之内〔産土カ〕土産神等二月祭式無之内、田島打起不致所有之候付、所役并社家相糺候上、在役共招呼申論候旁之次第左之通候間、此涯重立候神主ニ而茂被差越得と致教導、淫祠〔固陋カ〕固隨之習俗相改り候、御計之御吟味筋者有御座間敷哉、左候ハ、両郷共往々潤助可罷成と奉存候、

一大根占馬場村・城元村之内里方限之儀、川上大明神

二月初卯之祭式無之内者、田島共ニ鋤方等并家作修甫、布木綿類織方等不仕、且毎月十三日・廿八日両日者耕作不相成、井戸堀方禁忌之由申伝候旨所役共より承届候付、社家相糺候処、何様之訳候哉子細不相知、尤、由緒書等も無之、以前より之申伝迄ニ候哉ト之事ニ御座候、左候而、両村之内別府方限并神之川村之内之儀者、右通之禁忌無之旨、是又所役共より申出候、

一大始良之儀、野里村外ハ六ヶ村共ニ土産神等之祭無之内者前条両村方限同様之趣ニ而、村之祭日二月初午・初〔未九〕・初巳〔未九〕と段々相替候得共、禁忌之ヶ条者都而中断御座候、併月々耕作禁忌之日無之、井戸堀方不差構、此両条者相替居候、尤、子細由緒等不相分儀茂同様御座候、以前より之習俗ニ而両郷共ニ禁忌相犯候而者、作職其外何歟凶変有之事ト愚昧之者共一向ニ凝固り居、就中大始良二者、此前仮祭いたし、正月より田島耕作仕候処、其年凶年ニ而一統為及難儀〔未九〕と申触、百姓共氣受容易ニ者直り兼可申、強而耕作方為致候而者、却而取扱〔未九〕略之儀共有之、

詮立兼候段所役并社家よりも申出候、

一 右次第之模様ニ而、地方檢者等より押して田地打起等致下知候而茂、一統不得心ニ而不得止事、応下知候時宜共ニ而者決而鋤拵不宜、早日之詮無之而已ならず、万一不幸ニ而其砌凶作ニ而茂及候ハ、以來何様引勸候而も氣向立直り候儀調兼可申存候付、両郷共ニ村之在役共招呼、当分通二月祭式無之内、田島鋤方等不致候而者、依年節季差急候砌ハ、決而時節可取後、且家作・織機旁茂正月者農人手透之折故、禁忌無之候ハ、彼是都合も可然、尤、何そニ付取紛れ仕廻方不宜、年内中麦仕付方不仕裸者茂有之節、第一助ニ可相成賦候間、御当地より夫々之神主被差越、神社江祭ニ而茂有之、前文之禁忌都而相除、外郷同様此以後勝手次第之向ニ相成候ハ、所中潤助可相成事ニ候、就中閏正月有之年者、宥々七拾日内外ハ時節可取後、両郷之儀余郷ニ相替り富饒ニ而茂候ハ、今形可相濟哉ニ候得共、大始良之儀者御救部下りも度々被仰付、勿論大始良村者他所ニ比類も無之勞在ニ而、其外村々も格別潤居候所も不相見得、

大根占之儀者御年貢付御訴訟等申出候者希少候得共、
飢拜借・種子物借等折々願出、去年返上さへも未相
濟す、兩郷共二他所より相勞候形二而、是迄不謂禁
忌二相拘、夫丈時節相後、実熟十分二無之候儀、一
統不心付いつとなく漸々相勞候、今体二相成候程合
茂難計、万一右式之事共二茂候ハ、第一人民を相
救、所中之難害除去候事、神意当然之儀候処、不謂
淫祠之禁忌等二致拘泥、耕稼之時節及遲滞、積年之
屯終二者可及衰微者、為差見得事二候、右式之場所
者依時宜前文通吃といたし候神主二而も被差越、無
謂愚俗之惑を可被為開哉之由、誠二御手厚御趣意
我々共二も致感服居候儀二候間、右之趣村々百姓共
江篤と申聞、夫々之向より神事之一件能教示有之候
ハ、〔此方〕□以後習俗相改り、氣向可相直哉否哉之程合
可申出段申渡置候処、其後在役共より申出候者、今
般承知仕候趣を以百姓中江申論候処、一統難有次第
誠二恐入候仕合二而、夫々之向より禁忌免許有之候
ハ、往々不如意之儀無之、就中大根占之内水辺居
住不致者井戸堀方仕候得者、遠方水汲之手隙も減し

候上、兩郷共二年内麦作仕付、後之者時分通之故、
存分二者無之共、種子二而も不事欠様取得候筋二而、
是亦助り二可罷成、尤、閏正月有之年第一都合宜敷、
皆共仕合二奉存候、乍然被差越祭礼等付、若余計及
出錢儀共候而者、永年二者潤助相成難有賦二候得共、
差留可及迷惑、右式無御座候得者、誠二以不淺

御仁慮之程幾重二も奉感服候旨、村々百姓共より承
届候段申出候間、此涯夫々神主等被差越、程能申論
方仕、無謂禁忌被召除候ハ、時節不取後耕作可致
出精様罷成、旁可然奉存候、同席中江も申談、御内
意を以此段申上候、以上、

〔朱書〕「天保九年」

戊七月廿二日

郡奉行見習

平田直次郎

覚

大根占川上大明神、二月初卯打植祭式無之内、所中
田島共鋤方并家作修甫、布木綿類織方不仕、毎月十
三日・廿八日耕作相休ミ、其上井戸堀方不相成由申
伝、且大始良之儀も岩戸大明神、二月初午打植祭式、
其外於末社も初未等之神事祭式無之内、大根占同様

之向二而、作職不致由御座候付而者、作職時節取後

候儀共有之候付、祭方二而も有之、程能申論方二而

も仕候ハ、以來時節不取後耕作可致哉、右付吟味

仕可申上旨被仰渡趣承知仕候、依之申上候、右様之

儀、自他国共於諸所土産神御嫌物と申伝候而、相禁

事共段々有之事二御座候間、右御嫌物御免許有之事

御座候ハ、谷山正一位伊佐智佐權現・喜入正一位

三百余社大明神・花岡正一位当座大明神・横川正一

位安良大明神等御嫌物之ケ条有之候付、如社法正一

位之神位御願立二而、御嫌物被相着候事御座候間、

右両郷神社之儀も先例之通吉田家江御申立有之、神

位之

宣命・官幣・御告文等被相納候而、御嫌物之事被相

宥候方被仰付候ハ、土産中一統難有、往々不如意

之儀も無御坐筭候半と奉存候間、此段申上候、已上、

〔朱書 天保九年 〕
戊八月

本田出羽守

寺社御奉行所

右之通取調申上置候処、同天保十三年寅正月左之

通、

大始良

岩戸大明神

大根占

川上大明神

右者田畠打起等之儀付嫌物有之、百姓共耕作仕付後

相成候間神慮被相宥度、段々吟味之趣有之、幣帛・

告文二而神慮又者頂戴二付而者、代人二而相濟不及

上京詰之内二而名代為致願主百姓二候ハ、其者願

書面二其社奉仕之神主可為奥印事二候得共、御国表

之儀者諸事本田出羽守手元ニおひて承札、同人印書

を以差登候儀、是迄之振合之由京都御留守居より吟

味申越候趣有之、尤、告文奉納等之節ハ、大宮司直

二不差越候而者不相済由候間、吟味申出趣有之候処、

幣帛・告文を以神慮相宥候様御留守居申越候趣を以、

吟味之通被仰付、左候而、銀子之儀者京都御藏仕立

被仰付候旨、和泉殿より被仰渡候条、此旨大宮司江
可申渡候、

正月

鳥藏人

右之通京都御藏御取仕立を以、吉田家江官物被遣

候付、書翰八例之通取仕立候様被仰渡候事、

右、御幣帛納御告文御札式

一 白銀式枚

右、吉田家江

一同五両ツ、

右、家老四人并取次五人江

一 谷山伊佐智佐権現御嫌物有之、正徳三年神位を以右

御嫌物被相宥候、

一 喜入三百余社大明神御嫌物有之、享保廿年神位御願

二 而被相宥候、

一 花岡当座大明神同断付、享保十一年神位二而被相宥

候、

一 横川安良大明神同断付、享保十九年神位二而被相宥

候、

一 天保十三年寅七月、桜島五社大明神古来より御嫌物

有之神位二而被相宥候、

右之外ニ茂往古より御嫌物有之神位、又者幣帛・

告文等ニ而神意被宥候神社段々御座候事、

大隅国肝属郡大始良之内野里村外二六ヶ村土産

神御嫌物と申伝土産神禁制之覚

二月初午・初巳・初未祭式無之内、田島共鋤方并家

作修甫、布木綿類織方不相成候事、

大隅国肝属郡大始良
岩戸大明神社司

黒木敷負

大隅国大隅郡大根占之内馬場村并城元村之内里

方限土産神御嫌物と申伝土産神禁制之覚

一 二月初卯祭式無之内、田島共鋤方并家作修甫、布木

綿類織方不相成候事、

一 毎月十二日・十三日・廿八日耕作不相成候事、

一 井戸堀方不相成候事、

但、往古より川水相用候事、

大隅国大隅郡大根占
川上大明神社司

永江因幡

官物左之通

一金七両式歩

[表紙]

群書合輯

目錄

- 一 重尚丈名矢
- 一 白尾家鎗術伝来由緒書
- 一 鈴木弥藤次話留
- 一 武術流祖録抄

[マヤ]

一 慶長八年九月、於隅州平松之的場、広瀬清左衛門宗清刀のこうかいを立、所望二付、兄矢二而真中を仕、弟矢二而まちの下を仕候事、

一 慶長十九年十月十日、隅州加治木鹿狩二(東郷重西)長左衛門茂被參候、帰るさに柿木の枝に鳩一つかい居候を、木脇刑部左衛門祐秀鉄炮二而打被申候得共あたらず、

鳥も立不申候を、見物之衆所望により、重尚弓に狩候をさしはけて射被申候、右鳩の通に小枝有之を射きり、鳩を木二射付申候、矢道三十間余、見物之衆三百余人二而候事、

一 元和六年九月廿二日、薩州谷山の的場二而七分方の金の的相掛り、其日の射手六十人二立仕候得共中矢無之故、伊勢大隅守貞豊・木上掃部惟尚依所望罷立、一立仕候、二筋共二真中に申候、貞豊・惟尚感歎のあまりに狂歌をよミ被申候、

貞豊

武士の射る矢は神の心にて

まことの道にあたりこそすれ

惟尚

梓弓射る人見れば(ちはやか)ちわやふる

神のこゝろにかわらさりけり

一 元和八年十月五日、重尚三十三間堂仕候、九尺のつき縁にて矢三ヶ二通申候、印西座二有、見物のあまり其弓に印西名判ほり付、今に其弓有之候事、

一 寛永元年正月廿一日、薩州谷山河さしに蟹の穴広サ三寸ほど有之候を、伊勢兵部少輔貞昌長左衛門江、かへの穴に射こミ可申候やと被仰候得者、射こミ可申と被申候、貞昌、あたるましきとと、められ候得共、射こミ可申と諍論の内に矢五ツはなし、三ツ穴に射こミ、二ツハ穴の上二三寸宛越申候、矢道廿五間、川越二而候事、貞昌これをかんして、いろく 曳出物共有之候、

一 寛永四年五月十八日

光久公御越之刻、大谷越シ百卅間に五尺之立物を立、伊勢兵部少輔貞昌・高崎伊豆能乘・川越三右衛門重張、此外七人鉄炮二而二箇ツ、うたれ候、貞昌・能乘一ツ、中候而余ハはつれ申候、其場に重尚罷居候
二 光久公、弓にて可仕と 上意二而候得共、堅く

辞退仕候、強て 御望ニ付、弓道具をとりよせ弓弦の本筈を半分計小刀二而切候様子ハ、矢二ツとははましきとの事ニ候、頓而

御前江罷出射候得者弦きれ申候、矢道遠く候故、あたりたると申人も有之、又はつれたると申人も御座候、則立物をめしよせ御覧候得者、真中ニあたり矢半分計ぬけ申候事、

一 寛永四年八月、鹿兒島南林寺松原の的場にて四寸の的被懸、島津(女番カ)玄番久重・伊勢兵部少輔貞照所望二而、重尚罷立一立仕、一手共二中り申候事、

一 寛永二十年四月、鹿兒島堀之頭弓場二而光久公御出、二寸の的を立させられ、御弓道具を被下、重尚可仕由
上意ニ付一立仕候得者、兄矢ハ的の上一寸越申、弟矢にて真中を仕候事、

一 正保二年三月十二日、薩州谷山にて藤田軍助実通十六間ニ小刀を立、望申により、重尚兄矢にて真中を射、弟矢にて其おれ仕あて候事、

薩州谷山慈眼寺門前の大道より遠矢仕り、和田の松

原江度々射と、け申候、矢道二百五十間あまり有之候事、

右、重尚弟子日高三左衛門為信覚之分、

重張丈名矢

一 重張鹿兒島江被召移、初

光久公久保田諫方之弓場江

御光越、的被遊候ニ付、重尚事者為見物被召出、重

張者的可仕由と任

上意、初二立者諸人之弓

御覽被遊ニ罷立、五立に九本仕申候、其時黒葛原周

右衛門より

御立被遊候間、中りハ少遠慮可仕旨被申候ニ付、心

矢仕候事、

一 光久公御台所之弓場ニ而的被遊候ニ付、重張も被召

出的仕候処、弓立を引のき十八間ニ四寸の的を立、

中を

御上覽被遊度よし、任 上意見矢にて上ふちを仕、

弟矢にて真中仕候、其時御褒美被仰下、則右之矢を

差上可申由、新納大藏を以被 仰下候付差上申候、此矢ハ久保七兵衛より重張へ遣候矢ニ而候事、

一 綱久公御上洛之節、重張御供仕罷登候、

光久公者次之年六月江戸江

御參勤、溜池御屋敷御座候、伊勢兵部殿 (貞魁) 光久公江

御膳進上之日、的被遊候ニ付、重張も可罷出之旨兵

部殿より被仰渡候得共、長病脇ニ而弓も久々不仕候

間、御免可被下旨再三申上候得共、不出来候とも其

理可被仰上旨承候付、自分弓ハ剛候ニ付、有川自円

弓を致借用罷出、十六間之弓場ニ五寸之的を立、廿

筋二十四筋仕候、能あたり候よし御褒美被仰付、其

時前ニ差上候矢を平山久馬御取次ニ而被返下、左候

而、十立仕候迄ニ而弓ハ御免被成見物仕候、溜池御

屋敷よりハ弁官為右衛門・市来万左衛門罷出候而仕

候事、

一 其日之御膳上御台所之御祝、夜更候而無御座候故、

三日程間有之、又々御台所之御祝ニ的被遊候、其日

者芝御屋敷衆と溜池之御屋敷衆あたりの勝負被仰付

候、芝よりハ福屋助左衛門・野村太左衛門被罷出候、(兼貞)
(広賢)

重張ハ、矢百筋可仕と兵部殿江申上置候而、五拾立仕弓立をさり申候、後二星帳見合候得者、中矢六十筋二て候、芝ニ罷帰候而兵部殿より、兩日共よく候通被仰聞候事、

一 綱久公谷山脇 御出之節、兵部殿弓之事を催され御上覽被成候二付、重張も鹿兒島より罷越、弓場ニ罷立候処ニ、矢代大前ニふり候故罷立、兄矢ニ而大ふとうを仕、弟矢さしはげ打越候処ニ御棧敷より、諸矢あたりをと御座候、弟矢も仕中候、則又軍勢大的ニ罷立、兄矢ニ而かきを少かさあたり候所ニ、また諸矢之御所望と御座候、いか、と存仕候処、真中を仕候、兵部殿を始御かんし被成候、御棧敷に被召出、御褒美之 御益頂戴仕候事、

一 綱久公ニ之御丸弓場江島津（久茂）中務老・重張被召出、色々惣物仕候処ニ、御菓子之蜜柑を申にさし、矢六ツニ一ツ中と御望にて六ツ二ツ仕申候、中務老一申候、又同蜜柑を四ツ二一ツと御望ニまかせ、初立に諸矢共ニ真中を仕、御褒美被仰下候事、

一 谷山江札改ニ罷越、町ニ宿仕罷居候処、島津市十郎

殿見舞ニ御越、御帰ニ後之川向ニ竹笠を立被遊候得共、矢道遠申不申候、重張江一立と御望ニ付、則市十郎殿御弓矢にて兄矢を少射越候、弟矢ニて真中を仕候、後二間を見候得ハ七八十間有之候事、

一 島津外記殿御宿所ニ而惣物有之、若キ衆十人程被參候、重張も同前參候得者、手痛道具も持參不仕見物仕候処、口一寸之金的を立、何れも二立三立宛被為射候得共不申候二付、重張江一立と御座候付、喜入吉兵衛矢、有馬弥兵衛弓を借用いたし、一立ニ諸矢共ニ真中を仕、いづれも褒美ニ而、則矢も弓も兩人より私江被遣候事、

一 福屋助左衛門所ニ而、十四間之切立、四寸五寸之的を被立、平田民部（宗直）左衛門百立中り矢九十五筋、重張も所望ニ付罷出、百立仕候得ハ中矢百七筋、見物者柏原弥太右衛門・久保七兵衛・鎌田甚助・福屋助左衛門ニて候事、

一 川上将監殿所ニて築瀬ニ左衛門・重張兩人惣物御望ニ付、立ものハ四半いたし、かいのふた・九年母なり、其内（統力）読いたし、かいを五立諸矢仕候、将監殿、

不思議之中りニ而候、今一立諸矢望之よしにて家来衆被召寄候処ニ、如御望又諸矢仕候、惣合中り矢五十二六十二筋、二左衛門三十一筋中り之事、

一重張平のやしきニ罷居候刻、藤崎六郎右衛門門脇後之高峰ニうちわを被立、金根にて被仕候、重張も見物仕候処ニ、島津兵庫様風と弓射ニ御出御見物被成、重張も罷出、兵庫様尻籠ニかりまたの口三寸ほど有之候を御取被成候而、重張江一立と御望被仰付、自身之弓ニ而彼かりまたをさしはけ十筋二八筋中り、御褒美として弓一張加治木より御持せ被下候事、

一島津新八殿〔久武〕重尚江弓稽古被成候時分、口一寸の金の御持せ被成、重張江一立御望之由被仰候ニ付、兄矢ニ而少射越、弟矢ニ而真中仕候処ニ、今一立と御望ニ付、一手共ニ中り候事、

一重尚三年の回忌、伯盤和尚を頼存弔仕候処ニ、終ニ弓を御覽被成度よし被仰候ニ付、若キ衆十人集掛御目候処ニ、重張一立と所望被成候得共辞退仕候得者、若四半ニ一ツ仕中候ハ、酒まいるへきよし被仰候ニ付、左候ハ、心仕中可申よし約束申、兄矢にて真

中を仕、四半のかけ相残候を弟矢にて仕、褒美被成酒など参候事、

一島津安芸殿〔久雄〕御宿にて島津市正殿〔忠広〕・伊勢兵部殿御参会、弓にてぎんみ被成候、重張者右三人の方にて末仕候所ニ、この方矢一ツ負にて罷立仕候時節、何とそ一ツ仕中候而射つふし可申のよし被仰候、重張申ニは、一手仕候てぎんミをかち可申よし申候へハ、一手之中いか、と被仰候所ニ、一手共ニ中候て御褒美被成候事、

一綱久公鹿兒島武之松原へ御家老衆・御使衆・吟味衆被申請、えきりなと被成候時節、弓を御覽可被成候間、射手十人同心仕可罷出之よし被仰渡候付罷出候処ニ、十五間程ニ而小的四立五立仕、其後島津市正殿横壱尺三寸、立五尺の立物を五十五間ニ被立、後矢留ニむしろをはり可仕よし被仰付、十人の衆罷立仕候付、重張兄矢を少射こし、むしろに矢留候、弟矢にて真中仕候、今一立と御望ニ而罷立、一手共ニ真中仕候事、

白尾家鎗術伝来由緒書出

寛政二年庚戌七月三日、御記録所より明四日御用之儀有之候間、可罷出旨申来候間、当日登五左衛門(右九)罷出候処、御記録方添役平田貞太郎より、此節御用二付、諸師匠家諸流伝来候由緒可申出旨被仰渡候間、兩三日中取調何分可申出候、右二候而大抵覚書被相渡候、左二留置候、

一 当分師匠家被召立候芸術之儀者、元来何方より先祖代被致伝受候哉、右伝来之次第可被申出事、

一 初而相伝被致候先祖已来、代々被致指南候先祖之名前可被申出候事、

一 流儀二付先祖以来 上様より御取扱、其外何そ二付流儀之規模相成候儀茂不殘可被申出事、

一 屹と師匠家二被召立候年月日并被仰渡候御家老衆、取次之御用人名前可被申出事、

以上、

今度私家江相伝之大島流鎗術伝来之由緒書付可申

出旨被仰渡承知仕候、

一 私曾祖父白尾登五右衛門事者、寛陽院様御近習役(元久)

白尾金左衛門養子二而、天和年間始、天流之鎗術米良隼人より致相伝指南等仕候処、大玄院様御事、(綱貫)

兼而大島流鎗術御相伝被遊置、島津助之丞殿を以被仰出候(忠守)、御相伝之御流儀御当国二不被残置儀、御

残念被思召上候、当分御見合之人も無之候二付、登五左衛門江御相伝可被遊候間、稽古仕候様可申聞旨、

御意之趣承知仕候、依之ニ之丸御稽古二而神文誓詞仕、御教授を受、段々御丁寧之趣有之、其時島津助

之丞殿・脇元七右衛門・伊勢八右衛門(貞徳)杯御相手二而同断稽古仕候処、登五右衛門事無程大島流手段不殘

御相伝被仰付、往々御当国ニ御流儀被残置思召候間、弟子等取仕立、師範方仕候様被仰付候、此時分迄者

弟子付等仕候ものハ達 貴聞置申候、

一 貞享元年江戸江相詰候節、前々帖佐善左衛門を以湯(忠好)浅武兵衛子湯浅勘助事、大島流鎗術鍛練之者候之由

候間、仕合相試候様 御意之趣承知仕、於江戸折々立合申候得共勝劣無御坐候二付、其段御届申上候、

一元録(元禄力)二年四月、於江戸四本御道具御鎗之御拵方、阿

多太仰御取次を以被仰付、冶工国重ニ申付、相調差上申候、

一其後於江戸 〔吉貫〕 浄国院様御事匠作様と奉称候節、大

玄院様より鎗御稽古被遊候ニ付、登五右衛門罷出御相手ニ罷成候処ニ、御相手と申名目ニ而被仰付候儀

ハ相知不申候、然共其砌不断 御前ニ罷居候故、登

五右衛門已前ニ鎌倉流馬術致相伝、諸人師範をも仕候へハ、 浄国院様神当流被遊御稽古候ニ付、登五

右衛門ニも柴崎流相学候様被仰付、柴崎十郎右衛門門弟ニ罷成、祢寝丹波殿〔清雄〕より致相伝、 御前御稽古

之節ハ每度罷出相勤申候、夫故嫡子白尾金左衛門ニも神当流伝授仕居申候、

一元録八年、御供ニ而江戸詰仕候節、増上寺火之御番方廻勤被仰付置、其砌松平淡路守御家来森長左衛門

と申人同勤ニ而、每度致出会候処、長左衛門より申聞候ハ、登五左衛門事大島流鎗術伝授之由、幸淡路

守家中ニも猪子孫左衛門〔吉道〕と申者大島流御学、当分間高名之人ニ而候、何卒右孫左衛門江引合度旨承候ニ

付、別而幸存候段返答いたし置候処、追而孫左衛門

よりも一流之儀床敷存候由、長左衛門江申来、其上

同九年登五左衛門交代之節、孫左衛門事大坂ニ出会、互ニ一流之吟味可致旨、委細書中ニ而被申候、然

共御伝授之芸筋私ニ難相叶、孫左衛門書状備御覽奉得御差図候処、折も有之候ハ、立会候様被仰出置候、

然処同十一年登五左衛門亦々江戸詰仕候節、右孫左衛門ニも在江戸ニ而、此度者 大玄院様被遊御在国

候ニ付、弥以猪子孫左衛門江參可然哉之旨、吉田右衛門次郎迄申越奉伺候得ハ、随分役方ニも取合修行

出精可仕旨被仰出、其上松平淡路守様江、登五左衛門事、其方御家臣猪子孫左衛門江鎗術為修練被差越

候、右ニ付、得精熟候迄ハ孫左衛門事御屋敷江被召置給候様、御硯筆之御状被仰進候、其段右衛門次郎

御取次を以是亦難有奉承知候、右孫左衛門事ハ、大島雲平子大島以心二千計之門弟之内ニ而、随一之上

手ニ而有之候由故書候相見得申候、但、雲平事 〔高賢〕 〔家〕 現様御方罷在、大坂御取合之時分、大島雲八郎杯同

様数回戦功有之、其時雲平工夫を以鎗杯之手段被致損益候故、自是世上二者雲平流とも唱申候、依之孫

左衛門江伝授之手筋者、御流儀ニハ異同有之、其段も奉伺置事、新流之稽古仕申候、其内於江戸大名様方より登五左衛門被召呼、就中松平越中守様御方江折々罷出、御心安被仰聞御槍拝領被仰付候旨、孫左衛門よりも一子相伝許可被致免状等不残相授り、帰国之上具二言上仕、備 御覽候処ニ、始終之次第御直ニ委敷御聞届被遊、新儀之稽古迄尽致伝授候儀、

無残処被思召上候由ニ而、甚以御感悦被遊、前後骨折相勤、為御褒美両度御銀拾三貫目程頂戴被仰付候、但、大島流古来より御当国ニ伝り候而、都城ニ相残候ハ伊集院某より玄流と相唱来申候、

本文先達而ハ御槍迄申出候得共、其後紗綾・金子等拝領被仰付候段、見当申候間書加申候、

一 御在国之時分ハ每度鎗術被遊御覽、於出水表も御帰国之砌、出水郷士門弟中被遊御覽、其内御褒美等被仰付候者段々相見得申候、

一 上様御事鎗術御好ニ而、鎗術者流之諸浪人被召寄思召有之、御内意被仰付置候、其御江戸鎗屋長右衛門と申者外方之儀致聞合、湯浅勘助・蜂須賀飛驒守様

御内松村源左衛門杯御屋敷江罷出居候得共、御逝去ニ而其儀も遂ニ相止申候、

一 大玄院様御供ニ而罷登候処、上道中御本陣御寝所ニ深更異様之者忍入候節、登五右衛門御側ニ罷在、あものもの捕よと御意ニ而、直ニ御次之間ニ而打果、蜜々床之下ニ埋置申候、其以後 上様ニハ鎗を杖ニ御揃、御道中夜陰ニハ右杖穂先之方ニ蠟燭を指候様ツエいたし御持せ被遊候由、此儀者御隠蜜ニ而候旨申伝罷居候、

一 大井川を初而馬ニ而為御渡候者、登五右衛門江瀬踏仕候得と御意候故、即先程ニ馬を乗入相渡申候、此時御称美被仰下御馬拝領仕候、且又江戸芝居之内を止させ申儀有之、御内意ニ而候哉、其通ニ相止メさせ申候、已後日本橋を通申候刻、悪党数人登五右衛門を遮り無何之謁返シ(調カ)不申候ニ付、断申入候得ども、却而致悪口候ニ付、二人程相捕、川中江擲込ミ申候得ハ、余党ハ不残逃去申候、其段罷帰り申上候処、

甚御気色能難有上意承知候由、是又申伝居候、

一 宝永元年十一月十六日、大玄院様 御尊骸出水專

修寺江御入棺之節、出水江罷越居、前以奉伺置申候
処二、御差図を以官香進上、御目見焼香被仰付候、
奏者佐久間九右衛門二而候、

一 登五右衛門江浄国院様より直鎗之製作被仰付、御流
儀之通御手道具之御鎗相調差上申候、

右之通登五右衛門事、重疊御高恩を以御流儀御相伝
仕、外方ニも相掛修行いたし、師範方御免被仰付、

左候而、御兵具奉行御役相勤申候処持病有之、座席
等難儀ニ付、御役之御断段々申出候得ハ、出水勤番
被仰付、御旁として御高百石御取分を以拝領仕候、

右高之儀者百姓公役迄も不相勤様被仰付候由、出水
勤番其時分迄ハ兩役二而互ニ交代相勤申候処二、五
拾余歳ニ而於御当地病死仕申候、

一 右登五右衛門嫡子白尾金左衛門、是亦鎗術伝授仕申
候得共、身弱罷成、家督仕間もなく早世仕申候、

一 亡父白尾四郎兵衛事、実ハ登五右衛門二男二而、兄
金左衛門跡相統仕、尤、芸道之儀者実父登五右衛門
致伝授、不相替師範方仕申候、

〔有力、継豊〕
寛邦院様御代、屋久島奉行被仰付、其後享保廿年、

御目付御役二而江戸詰仕候節、不調法之儀有之遠島
被仰付、高屋敷被召揚、拾ヶ年程在島ニ而御赦免被
仰付候得共、直ニ依願隠居仕、専參士と致改名、自
分存慮有之故、門弟之外弟子虫クものも都而辞退仕
申候、右仕合故漸々門弟等も有少罷成申候、

但、四郎兵衛事、祖父登五右衛門江於江戸御直ニ
被仰付御腰物様之儀、山田浅右衛門江弟子付ニ罷
成、初而御国ニ右刀様之手筋相伝申、四郎兵衛不
相替御腰物様被仰付、弟子付等御上より被召付候
事、

一 私事段々不幸打続、所帯方必至致逼迫候ニ付、親類
助勢を受、乍漸渡世仕候体罷成候故、山方下目付等
之御奉公相勤、他行申候、罷在候間、其間者流儀不詳
御覽可被遊旨被仰渡候へとも、急ニ弟子等も図り兼、

是非御断申上置候、然処ニ去ル天明五年巳二月五日、
私事無断絶一子相伝仕来申候故を以演武館江被召出、
門弟中江指南仕候様、仲殿鳥津久徳より御小姓与番頭御取次
を以被仰渡候、

一 私事身上致困窮候、御取訳を以去西六月、御扶持米

三拾七俵被_レ下置、左候而、山方下目付之儀者被_レ差免候旨、勘解由殿より伊地知嘉右衛門御取次を以_レ被_レ仰渡候、

一当戊五月廿二日 御上覽之節、御相伝流儀御取次此間を以、竹刀一組進上被_レ仰付候、且又為_レ御褒美御書付式通、御銀壹枚、伊集院伊膳御取次を以_レ頂載被_レ仰付候、

右者私家鎗術伝来、且又御取扱等之次第、太抵前条之通御座候間、此段申上候、以上、

戊七月六日 小番 白尾登五右衛門

御記録所

贈言一首

向余在_二西藩_一 同僚有_下好_二種田家槍_一者上、為余言曰、刀槍長短之用随_二地之險坦勢之順逆_一而異_二其宜_一、不_レ可_二執_レ一而論_一、二尺之刀至短也、自此以上刀戰戈鋌長_{虫ク} 倍徙者數等至_二於三尋之槍_一、其長極_{虫ク} 而勝真之數昭晰易_レ見者莫答_二二尺之刀_一、以_二其節至迫而勢至危_一也、蓋投_二之死地_一而後生_{スルハ}兵家之要

也、雖_二刀槍之法_一無_レ不_二皆然_一、兵之為_二死地_一夫夫而知_レ之而能自投_二死死_一以_レ決_二勝負_一者鮮矣、況於_二平世講肄之間_一乎所_レ摻之長也、心有_レ所_レ特機有_レ所_レ夫而其術難_レ精、故勝負之理短者似_レ難而実易、長者似_レ易而実難、然此就_二拙者_一論_レ之耳、至於_二能者_一得_二於手_一而応_二於心_一因_二三尋之利_一尽_二二尺之勢上_一、則可_レ下_二以千里_一不_レ留_二行而_一亦未始有_二長短難易之可_レ言_一、余不_レ能_レ審_二其言之当否_一、漫_レ心_レ之曰、善薩人白尾君才藏自致曾祖慶元聞得_二大島槍法_一二世伝_二其術_一教_レ人_一上原_ク之徒_レ余遊也、介_レ生来求_二余贈言_一来無_二以応_二其請_一、目念種田乃大島自出則昔所_レ聞之言或可_レ以_レ質_二其当否_一也、於_レ是乎書_レ以_レ贈焉、君以為_二如何_一、寛政十二年庚申臯月、精里樸書於昌平坂之官舎、

右、昌平坂之御儒者古賀先生弥助殿文ニ而先生種田流之人ニ而候段承及、同流之上詩文上手故、詩一首望申候処、贈言ニ書被_レ遣、左候而、世間槍術ハ成ほと達者ニ而候得共、文章不存候得ハ筆を運しかたく、又文ハ上手ニ而も槍術ニ不達候へハ、縦其意味を述

候とも、実妙を不^{虫ク}故空言にちかし、又古賀先生
八固文章を善し、又槍術を善せられ候、只其槍持の
善のミならず、本田流の事なれハ、是三美を兼得て
我流の槍術ニおひて三昧の文章と可申候、即予幼よ
り請求る所是而已、但、其之を同僚に聞所といふも
のハ先生謙辞、

寛政十二年五月廿八日、親之昌平坂受取之、
右、弘化二年八月十六日うつしおわりぬ、

国安

〔貼紙〕
一此卷ニ称名墓誌ヨリ
一略伝ヲ写シ載スベシ

藤賢先生万断集

一 鈴木弥藤次殿、藤原藤賢者、御親父理左衛門殿代よ
り 御当家江為被参人ニ而候、本ハ松平越中守様御
方より 此御方様江御前様被為人候節、右理左衛門
殿外ニ両家彼御方より為被召付人之由、嫡子十次郎
殿・二男弥藤次殿、外ニ女子壹人為有之由候、理左
衛門殿者彼御方ニ而台所役と申勤ニ而為被参由候、

一 右十次郎殿事、公義与力長岡八郎兵衛弟子ニ而、
関口新心流柔術之達人ニ而免許いたされ、舍弟弥藤
次殿被致指南、三拾余歳ニ而為被相果人之由、右長
岡氏最初者毛受八郎兵衛と為申人之由、拙者御裁許
方書役ニ而江戸詰之節、牧野備前守様御家中今和泉
文藏と申人同流ニ而、当分柔術上手と申人ニ付、為
稽古壹ヶ月六度ツ、之御門通り奉頼候処、願之通朝
六ツ時より夜入四ツ時迄、札同前之証文を以可罷出
旨御免被仰付候ニ付、今和泉氏江参り流儀^{〔系カ〕}景図等之
儀承合候処、鈴木家巻物景図不相替候、先年先生よ
り^{〔毛シヤウ〕}毛受と為申段者承居候、

一 右鈴木家之女子者、先生之ためにハ姉ニ而、酒井左
衛門尉様御家中島之海何某と申人江被嫁、二男有之、
右之人居付伊東氏江養子ニ被参候而、伊東喜兵衛殿
と申候、後二者彦七殿と名替被致候、重豪公之御
供御目付被相勤、安永八年亥六月廿八日、御供ニ而
初而御国元江被罷下候、年三拾五歳ニ而候、居付と
ハ当分之定府、御供御目付とハ御供目付之事ニ而候、
一 先生内室ハ、定府早川藤右衛門殿姉ニ而候、先生嫡

子勝十郎殿、後二名替、門十郎殿藤原藤行と申候、
妹有之、幼少之時分より大奥江御奉公被致候而和歌(重豪)
(側室)とのと申候、御二男富之進様後御養子ニ被為人候而、
奥平大膳太夫様と奉称候御実母ニ而候、二男才次殿、
後に亡野崎良右衛門殿養子ニ相成、野崎良右衛門殿
と申候、

但、於和歌との事、両親御死去之後、奥平様より
被成御貫候而江戸江被登、文政ノ末比死去ニ而候、
一先生事、御留守居付役被相勤、夫より 重豪公御供
御目付御役被仰付、夫より 齊宣公之御抱守被仰付、
夫より御使番江御役替被仰付、天明七年、御国元江
家内引越被仰付、平中之馬場家村彦作殿家屋敷御買
入ニ而右拜領被仰付、同四年辰六月十二日、御国元
江着有之候、其節年長候門共拾人計、横井迄迎とし(ハカイ)
て差越候、翌十三日、留守中入門之惣人数拙者同道
ニ而見廻候処、先生別而御満悦ニ而候、同十九日よ
り先生痲病被相煩被引入、段々医師被相替、療治手
を被尽候得共其詮無之、終二者同七月廿二日、行年
六拾五歳にて養生不相叶候、改名者、(戒名カ) 秋光院 松

嚴良柏居士、鈴木弥藤次藤賢と彫候(五輪カ)五倫之墓有之候、
右之方江石灯炉一基、左之方江門弟中より寄進之石
灯炉一基建立いたし候、場所者南林寺新地中程ニ有
之候、寺ハ南林寺塔司長昌院ニ而候、

但、御供目付之事を其節迄者中通御目付と云、
一先生関口新心流柔ハ、元祖紀州之住人関口柔心氏心
より四代目、公義与力長岡八郎兵衛英興入門て修(二に脱カ)
行、且長岡氏高弟同与力坪川円藏教心并同門舎兄鈴
木十次郎殿藤原藤興、右三師ニ修行して免許なり、
伝書景図ニも右三師門人と有之候、直心影流兵法ハ、
元祖常陸国之住人杉本備前守紀政元より八代目、永
井伊賀守様御家中長沼四郎左衛門藤原国郷之入門ニ(直敷)
而、三年修行して免許なり、
一長沼四郎左衛門国郷之墓ハ、江戸三田聖坂之孝雲寺
之寺中江有之候、客殿之庭江国郷之石碑有之候、国
郷之子四郎左衛門、右之養子勇、国郷弟正兵衛墓一
所ニ有之候、

墓左之通、
右ノ方江
網のめをもちて雲井にあそひつ、

前ノ方江 今は古巢に帰るなるけり

左ノ方江 長沼四郎左衛門尉藤原国郷墓

生国野州鳥山(鳥カ)、行年八拾歳

而於江戸西久保卒

施主

長沼勇藤原徳郷

後ノ方江

明和四丁亥歳

長叟院機全蔵鋒居士

(英則カ)
夾側二十四日

右之通墓ニ彫有之候、拙者先年御裁許方書役相勤、

江戸詰之節、右寺江差越、墓之凶までも写置候、碑ヒ

之銘者不写置候、二代目四郎左衛門直子無之、養子

長沼勇式拾計ニ而相果、右之養子ブイ栄蔵、後ニ長沼四

郎左衛門と名替いたし、当分指南方いたし候、右四

郎左衛門芸熟迄之間、伊東正左衛門と申人後見とし

て長沼家江罷居候、其弟子高岡町人鈴木鍛治江免許

いたし候、鍛治事者長沼家江七八ヶ年居弟子ニ而罷

居、芸熟之功を以御兵具所付与力江赦免被仰付、定

府ニ而西向御屋敷江道場相建被召置候、定府并在所

高岡郷士共、多人数之門人有之、劍術指南方いたし

居候処、於江戸相果候、右高岡之門人共、市来武左衛門を始、都而文化二年丑十月より鈴木家之門人と相成候、

一 先生事、重豪公之御供御目付被仰付、安永二巳四月廿五日、五拾三才ニ而初而御国元江被罷下候、御着屋内荒神堂脇江客屋有之、右江被召置候、拙者親市兵衛事、先年御留守居方書役相勤、江戸詰之節、先生江心易有之候ニ付、郡山次郎兵衛殿・郡山五郎兵衛殿・拙者三人、劍術・柔懇望ニ而入門いたし度段親を以申入、同九月二日、於拙者宅三人誓詞いたし候、次郎兵衛殿者次郎左衛門、五郎兵衛殿者主右衛門、拙者事者仲左衛門、後ニ但馬仲兵衛コレタカ惟尚と皆々名替いたし候、

一 先生事、御使番御役之節 御縁女様御一件ニ付、天明元年丑五月、御国許江御使ニ被罷下、日数十日計滞在有之候、同六月十八日、於拙者宅兵法切紙伝授之引渡有之候、拙者式拾五才ニ而候、

一 先生江居付西小角を被相捕候節之御咄承度段申入候処、先生より久敷事ニ而能不覚候、其時分晰候儀を

能被覚居候人有之由二而御咄無之候、然共拙者親先年御留守居方書役之節、心易有之候付、其時分委數直咄承居候由二而、親より拙者江咄いたし候次第左之通、

一 江戸居付表御小姓西小角事、外方江相掛り掛紛等數儀江相加り、御屋敷より御借入之筋にて、謀書謀判を以外方金子を借入、右一卷相頭、元文五年申八月十六日、高輪御屋敷江為捕方、御兵具所肝煎・足輕被遣候処、御長屋窓之連子^{マド}を破り逃去行衛不相知、方々御尋方有之候得共、有家不委候、小角事、長岡八郎兵衛弟子二而柔之上手と申人二而、足輕共殊之外太儀申候而、中途坏二而も見当り候而も見すり候段々之風聞有之、式拾人三拾人二而無之候へ者難捕と申、色々之風説二而先生別而殘多被存、式拾壹歳之時捕方被仰付段、内々御沙汰被申上候処、捕方可被仰付旨被仰渡、御法之通用心銀をも不相渡候由、早速より色々姿を替、方々被相尋候得共行衛不相知、夫より自分失墜を以折角被相尋候処、翌々年小角出家二相成、上野之境内江罷居、近々京都江罷登筈二

而、心易町人江金子借入方之世話相頼候段被承付、右江參り委細之儀被申聞候処、町人より左候ハ、銀主より金子相渡候儀二付而者、小角江逢候而直二可相渡旨為申由相謀、列出シ可申候間、於中途被相捕候様申二付、弥其通にて可然旨、日限刻限都合相究、御大名誰様御屋敷掛り江待受可被居由、右町人江被申談置候而、先生弟子分之高輪御屋敷之居付足輕片岡藤四郎と申者壹人被召列、寛保二年戊二月十二日、右之場所江被待居候処、無程右町人小角同道にて參候、右場所江町人參掛、何そなく不覚急キ出し候故、小角為氣取体二相見得候二付、若逃去候而ハ残念と先生被存、つゝと被參掛候処、小角後を見返し候而、何れ難遁存候哉、立止り居候付、先生近寄り既二手を掛ぬと被存候処、小角直二懐より短刀を出すと見得しか、腹之真中^{マンナカ}と思ひ突候を、先生身をひねるよりも早く、不透^{スガ}右之手を取被押伏候而、鈴木弥藤次二而候、上意を以相捕候、神妙二手を曲候様被申候得者、小角より、扱々弥藤次殿二而候敷、彼方^{カキタ}と存候ハ、ケ様にハ不致筈二而候、真平誤り

ましたと誠等敷為申由候処、先生より、手を不曲候ハ、可折逆、一段氣を入、手強ひねり為被申由候、

小角も柔之上手と為申程之人ニ而、最早此上ハ少も氣たるます無透間故、無是非手を曲候ニ付無難被相

搦候段、先生直斬之由親より承候、互ニ上手之業合

無残所感心いたし候、右場所者上野之後根津辺之由、

一先生江、小角を被押付居候時ハ懐劍ハ手を放し候哉

と相尋候処、いや／＼手を曲候前迄ハ持居候、強く

ひねり候時、漸懐劍ハ捨候と被申候、又繩被掛候時

ハ不動申候哉と相尋候処、其時ハ少も不動無口能相

搦候と被申候、先生式拾壹才より毎日方々小角を被

相尋、漸式拾三才之時被尋当被相捕候、小角ハ三拾

七八歳之由、先生被申候、手を曲候迄懐劍を不放ハ、

今一突と存合相見得候、小角事者於御
国元非死

一先生江、小角突候所ハ何方ニ而候哉と相尋候処、右

之袖之縫付候所より壹寸腹之方ニ而候由被申候、右

衣類繩者具足箱江入置候而、問々夫を出し候得者、

母是を見候而、いや／＼早く直して呉と申て、別而

被嫌疑由被申候、

一右小角江被相掛候繩ハ、足輕其外繩を捻り候人々あ

やかり申処と申候而貫候二付、皆少ツ、ほつり候而

被呉候由先生被申候、右衣類繩共ニ出火之節、土藏

江火入候而焼失いたし候由被申候、

一先生江、西小角ハ柔之上手ニ而為有之由承候と拙者

より相尋候処、小角者達者成ものて御座ありたと返

答被致候、如何様上手ならハ不捕筈候へとも、被捕

候ニ付而者上手とハ難申敷と存居候、

一西小角一卷江足輕北村助八と申者携居、小角被相捕

候後外方江うろたへ居候を、先生被相捕候由承居候

と先生江相尋候処ニ、何ぞ相捕候程之儀ニ而者無之

候、小角尋方として助八罷出帰候日限延ニ相成候而、

方々うろたへ、裏屋之様成所江罷居候段被承付、先

生被差越候処、助八目ニ掛り可逃去といたし候ニ付、

先生より、助八逃るな、逃候而も中々逃延事ハ不相

成候、拙者列婦宜様可取計呉旨申掛候処、則助八地

に両手を突、頭を下ケ、何とぞ宜御頼申上候段申候

故、手留ニも不及御屋敷江列婦候、右一卷ニ付、助

八事ハ足輕被召放遠島被仰付、赦免以後島津左衛門

殿家来ニ相成、西村元竹と改名して、家来中江浅山一伝流を指南いたし居たる由、先生より年増之者ニ而候得共、是も指南を受心掛候由、先生初而被罷下候節者毎々見廻候、奇特成もの之由被申候、恩を不忘奇特ニ而候、

一先生より、先年島津〔久島〕主銚殿江戸詰之節、高岡郷士今井新五右衛門と申人被召列候由ニ而被參候、右今井氏ハ高岡郷士市来善助弟子ニ而、伴五流之柔取之由ニ而、先生江私を捕候而見せ可被申旨被望候ニ付、先ツ御方可被相捕段相答候得者、今井氏二三度まで被捕候得共、一度も不參候ニ付、夫より先生今井氏を被捕候処、無口能被捕詰候由、又先生より、びろふなから寝て可罷居候間、打可被申込しなへを被相渡候間、あおなきに被寝居候を、今井氏持掛り二胴を被打候を、下より足ニ而手之首を被蹴キ候処、今一篇と被望候ニ付、亦々右同断之事故、扱々驚人仕合ニ候、只今之御業ハ何と申候哉と被尋候ニ付、真劍シケン詰ツメと申業ニ而候と相答申候、随分御志宜候間、折角御修行被成候而、又々可被成御出旨挨拶いたし候得

ども、其以後者不被參候由被申候、右今井氏江師匠より先生所江參見候様為被申付由風聞承候、伴五流とハ渋川伴五郎中興之故申之由、実名ハ関口流ニ而候、

一先生より、相良一郎兵衛殿江戸詰之節、入門被致候而被望候付、弟子早川藤右衛門殿被致候、相良氏者劍術之方ハ別而無下地ニ而候、柔者些仕直シ候而、稽古被致候ハ、相応二者可相成と被申候ニ付、先年早川氏被下候節、右之趣承候処、早川氏より相良氏入門之当日、劍術仕合ひいたし候処、何と申持掛りニ而候哉、しなへを肩ニかたけ、胴ネウタイを駈候様子ニ而被持掛候而、初太刀左之小手を打候処、案中胴に志し被打込候時引退去面を打候、三四篇いたし候得共、右同断ニ付、後二者肩より背二掛打候事共有之候、又柔を被望候ニ付腕を出し候処、腕之平を逆折ニ被押付候故、是ハ無理成仕様哉と申候而、自分より腕をより掛候而起シ候得者、何之手もなく起上り候、夫より御方之腕を押可申込相良氏之腕を押付候処、一切起上事不相成と被申、感心被致候由、早川

氏より承候、相良氏者加藤權兵衛殿之弟子にて、天真流之劍術、山之内流柔術、其外之修行為被致人之由、若先生と被致候ハ、究而無面目業ニ被逢筈と察居候、

一 先生江、兎玉四郎兵衛殿・鮫島吉左衛門殿先年江戸詰之節、入門之上被望候由相尋候処、成程右様成儀も有之候、其節者伊木彦七殿被致候由被申候付、伊木氏江右之咄相尋候処、折々稽古ニ被參候、或時兎玉氏と仕合之時、乗込被打候を、腰を居へ胴を打候処、自分之上を越へ、後江為被參事共有之、然共先ンハ壺本掛り不申、余程小手を打候、鮫島氏も右同断、肱之出たる打掛り之故、別而小手打安く為有之由被申候、右兩人共二川上八次郎殿弟子之天真流修行為被致人之由、是も權職強迄之人ニ而為有之筈ニ候、

一 先生江、長沼家江被參候時分者、流儀之名又ハ何方之何某と申儀も不承、多人數と仕合ひいたし候、一度參り二度と不參人段々有之、然共打負候儀一度も無之候、段々珍敷持掛り有之ものニ而候と被申候、

一 先生壯年之比、途中ニ而かと屋しき之様成所を被出候折、薪を荷候もの互ニ不図出合、向より驚之紛不覺アツと声を掛候ニ付、先生も不thinkもアツと申、紛れニ鰐元を取り、柄先キにて向之あきを被突候処、あおなきに倒れ候、然共士江声を掛候無調法ニ付而ハ何共申分も無之、互ニ其儘ニ而為被罷通儀とも為有之由被申候、先生修行最中之時分ニ而、氣ま、たる事故、流儀之柄当り之業ニ而為有之筈候、

一 先生外方御用ニ而鎗挟箱ニ而被差越候刻、御大名家中と相見得候人江挟箱相障候由ニ而色々申掛ねたり候付、則挟箱持より無調法之段相断候得共不聞入候故、先生より、先刻より挟箱持より段々御断申入候得とも御聞入無之、此上ハ無是非候、右之者何様ニも御勝手ニ可被成と申捨、其挟箱爰江と被申、挟箱江腰を掛、挟箱持江、先刻より其方無調法ニ付而者段々御断申入候得共御聞入無之候付、何様ニも其方存分相働キ可申と被申付候体、中々向之士、若刀ニ手を掛候ハ、誠ニ一打と申様子相見得候哉、却而士之方より相断、差急キ候而罷通候儀有之たるよし

被申候、先生事者芸術相達候上、公義諸事御取扱

之儀分而委敷人之由、諸人も能為存居人二而候、

一 先生ハ段々諸流劍術捕手をも稽古為被致由候、然共外流儀者都而形芸ニ而無覚束、捕手ハ無理成仕形ニ而、捕手迄之意味ニ而人より被捕候時之意味不委候付、理之詰り候所無之候、劍術者意味合迄ニ而、真実之所不相知候、何れ劍術ハ影流、柔ハ新心流ニ相究メ置候由、捕手之形之由ニ而、段々様ニもいたすと被申候而被捕候事共有之候、

一 先生ハ最初ハ身弱ニ有之候得共、稽古被致候時分より漸々身強被相成候由、修行最中之比ハ師家より直ニ被焔候儀も不相成、中途ニ而兩三度ツ、相休ミ、姉之所抔江立寄候而為罷帰由被申候、夫程ニ相勞れ候迄稽古被致候ニ付而者、数拾篇抔と申儀ニ而者無之候付、上手と為申筈ニ候、

一 先生より、土岐美濃守様御家中ニ藤川弥司郎右衛門と申小兵之人有之候、是者劍術之上手ニ而候、隅抔江被追詰候時抔之業合至而宜候、然共先んを打候事不得手ニ而、是が壹ツ之疵ニ而候、左候得とも先ん

を受候而も中々打損候事相少く候と被申候、先生より右之通被讚候ニ付而ハ、定而上手ニ而為有之筈候、国郷之弟子之内ニ而鈴木・藤川と左右之如手為申人之由、藤川氏者伊藤彦七殿之師匠ニ而候、

一 先生より、田沼様御家中ニ大村六右衛門と申大男有之、腹巻を黒ぬりニシテ稽古被致候、壁抔江背之当り候程之所ニ而拔劍を被打候事、得手ニ而候、中々ぬり腹巻を打候人相少候と被申候、先生より右之通被讚候ニ付而ハ、是も上手ニ而可有之候、先年田沼家大はやり之時分之武鑑ニ、大村六右衛門と申公用人相見得候、如何様右之人ニ而も可有之哉と相考候、

一 先生より、於長沼家誰様御家中何某と申人と自分仕合之節、腹巻より胴骨江掛あばらを打折候処気絶いたし、夫より片輪者ニ相成候由被申候、成程腹巻古竹ニ而も為有之筈候へとも、於長沼家名高キ強劍ニ而、今以沙汰いたす之由、右骨を被打折候人之名相忘れ候ニ付不書記候、

一 先生より、昔北山陸奥守と申劍術者有之、或時関口柔心江立合ニ被参候付、柔心木刀ニ而惣体ニ氣を

満々而木刀前ニ持被掛候処、陸奥守不思も上段ニ持
なから跡退去して、後之壁迄被詰掛一打も不出候由、
陸奥守甚感心いたし、誠に摩利支天之再来歟と存候
由為被申との咄有之候段、先生被申候、

一 先生より、劍術ハ後年ニ相成候而ハ名人と申仕手出
来可申、其子細ハ、是迄之業合相伝り、夫を元ニし
て此上を工夫修行いたし候得者、決而名人出来候と
被申候、

一 先生より、先年幕之内迄相成候相撲取、壺通り柔を
致度由ニ而參候付、其方一台之体構へいたし居候様
申聞候処、右之相撲取、さらバと云て腰をわり、惣
体江力を入、体構へして、只今可被成御出旨申ニ付、
先生向より被押掛候得共、中々不動壺寸も不退去候
付、直ニ体之横ニ掛被押候処、何之無口能動立候而
退去候、右之者よりも、左様被成候得者難答へ成と
申候、仍而相撲取ハ、向より之体ハ別而強ものニ而
候、左候得とも柔者向体迄ニ而無之、惣体之業を仕
付置候付、一方不成強候、相撲之上手よりも柔之上
手之方強きものと被申候、

一 先生より、昔山之内武休斎ハ江戸中之劍術・柔術・

居合、其外之上手と為申人ニ而、日本橋之口江高札
ニ、法は釈迦シヤカ、武勇武芸ハ我そかし、天上天下唯我ユイカ
独尊コクソンと書付被建置候処、何某と申人立合打勝候而、
ヒトリツツシ

右之高札を右之人取帰置候を先生見為被申由被申候、
右之者之名前迄も承候得とも相忘れ候故不書記候、

一 先生より、昔関口柔心江弟子ニ相成、初段式拾を習
候而最早流儀納得いたし候ニ付、是迄ニ而外ニ形ハ
被教ニ不及候と申而不習被引渡候、形迄を修行して
免許為致人有之候、仍而形之多少ニハ不依もの之由
被申候、

一 先生江式夜之折、世上ニ胸ムネ之答へ強、腕ウデ之答へ強キ
人抔と申事有之候と嘸候処、先生之返答ニ、何そ右
式之儀強候而驚ものニ而も無之候、夫ハ受身と申て
夫迄を心掛修行いたせハ随分參るものニ而候、芝居
之力持抔リキモチ之様成人々、耳目シメウを驚かす事有之ものニ而
候、是を心掛居候迄ニ而も不相成候、業之上手下手
と申事ニ而ハ無之候と被申候、

一 先生江式夜之折、黒岩正藏殿より他流之柔を取候人

之咄承候者、兼而座中江罷居候時ハ、腰を割り体を前二掛り腹力を入罷居候得者、向より体二突掛候而も体強之由咄有之候、成程氣を付候処、右様ニ相見得申候、其通ニ而宜御座候哉、兼而之居りスワ体杯之仕様ハ何様いたし居候筋宜御座候哉と被相尋候処、先生返答ニ、成程右通ニ而ハ向より參候時者随分体強く宜候、左候得とも向計より參候と為究ものニ而候ハ、宜候得共、前後左右之無究候ニ付、四方江自由自在する所之体杯にて可被居候、自分すわりて宜と思ふ所が則臨氣リキ応變オウベン之所なりと被申候、又拙者より、私事兼而長本結を巻、髪をゆひ申候、稽古之節返り候時必強く頭ニ当り候、是も長本結之方ハ不宜、何れ短ミシカキ方可然歟と存候、何様いたし候筋宜御座候哉相尋候処、先生返答ニ、夫ハいまた御方之身之きかざる故也、身かき、候得者、本結之長短ニ不依、少も障るものニ而無之と被申候、今更無面目儀を相尋候と存候、

一 先生より、諸流段々仕形業合之次第見候も有之、尤勝負為致事も度々有之候処、第一伴五流杯ハ、三代

目渋川伴五郎と申大力之男有之、折角受身ウケ之事を被致修行候而、今以右通之教第一ニ而候、成程受身之様成事ハ随分強候得とも業之離れ無之候、浅山一伝流ハ留業を第一といたし、打業之方相少く候、又捕手ハ捕候事を第一といたし候故、被捕候節之吟味少ク候ニ付、捕手ハ如カシキノ枯木一、柔ハ如ヤシヤチ柳枝一之違ひ有り、答へ之難成時ハ折る也と被申候、尤、右之意味ハ伝書ニ委敷相見得候、

一 先生より、居合者刀之鯉口コリクテを放れ候迄之業を吟味して抜也、放れて先きハ仕合ひなり、夫故居合ハ自由自在ニ二刀之抜ケ候用之形ニ而、是て勝と申業之儀ニ而無之候、軍中杯二者用立候儀無覚東候、素肌スハダもの杯を宛として抜打、又ハ二打三打ニ而事之究ると心得候儀無心元候、居合も形芸ニ而候故、真実之落着無之候と被申候、

一 島津主右衛門御宅式夜ニ而、雨降候而先生列立帰候中途ニ而先生より、自分者何様雨降候而坂ニ而もいまたすへり倒して不見候と咄有之、其時者如何様兼而腰すわりて足之強人ニ而も可有之哉と承居候、今

更相考候得者、伝書之通すへり道之習ニ而候歟と察居候、

一 先生より、両刀仕ひと申者有之候、是ハ刀式本を持十文字ニ打違へ、前ニ下ケ持掛り候、向より打掛候を十文字之儘ニ而留、壺本ニ而抜打之様ニ打候、是も左害成ものニ而候、然共片手業ニ而危きものニ而候と被申候、山挟持たる様ニいたし見せられ候、

一 先生より、当殺又者死活取杯と申者有之、是も素人ニ而候得者随分死候、柔之心得有之もの共ハ、死する事ニ而ハ自分ニも当りを受候而見申候得とも、何ぞ死する程之事ハ無之候と被申候、

一 先生より、繩掛様之儀者紀州之御家中江上手有之、右之人より被習候と被申候、

一 先生江、江戸江繩抜と申候而後手ニ縛置候を引抜き候者有之由承候と相尋候処、先生、成程右通承居候、然共自分ニ者抜様ハ不存候得とも、不拔様縛方ハ存居候と被申、則掛様被引渡候、

一 先生ハしんくニ而打たる繩を所持被致居候咄有之候、如何様士以上之手留用歟と存候、刀大小共逆角無之

候、是柄留之用心歟と存候、

一 先生より、先年於高輪御屋敷芸術被遊 御覽候、右様成時ハ、折角花やか成形を吟味いたし取可宜候、広き所杯ニ而者素人目ニ者居取之形ハむじくしてと不云事をしたるか杯と評判するものニ而候間、左様成時者其心得を以可致旨被申候、相手之名者不承候、

一 先生より、西小角捕方之節、召列候高輪江罷居候足輕片岡藤四郎、初ハ源五右衛門と申候、或時右藤四郎網打として高輪海江夜中ニ差越居候処、大男壺人參候而、其取候魚をハ渡せと申掛候ニ付相断候得者、是非く可渡とて近寄候故、直に藤四郎より捕而強く抛候処、大男息をもせず倒れ候ニ付、右之面江濡たる網をじたくと乗せ、其方江魚もやろふ、網もやろふとて、面に乗せ候得共、死たる者之様ニむじともせず候故、夫より又網を打、方々行き廻り候へとも、若実ニ死候而ハ六ヶ敷候とぞんし、亦々右之場所江差越見候得とも、跡形もなく大男不罷居候由、藤四郎も柔ハ能取候と被申候、

一 先生式日之節、柔被教候時ハ仕出シ共二一篇ツ、いたし被為見候、都而被致候ハ島津主右衛門殿御宅式夜之折、御親父島津典礼殿〔久壽〕より被望候而、黒岩正藏殿出し二而初段式拾を被取候、劍術ハ天明元年丑閏五月十五日、於拙宅肝付半右衛門殿出シ二而、木刀之形四本共二被致候、兩度共二誠目を驚し感心いたし候、右外胸捍腕之節へ帯切万すり合之類ハ段々被致候、中々言語ニ難述事而已有之候、

一 早川藤右衛門殿実弟今井平左衛門殿、先年被罷下候節咄承候ハ、藤川弥司郎右衛門と申人、当分江戸一番之劍術者也、小兵二而候得とも、右人之業合誠ニ如鬼神とハ彼人之事歟と存見申候、一打出シ候と中々目二不掛様被打候、先年弥藤次と被致候時見為申事有之候、先シ太刀掛り候得者弥藤次之勝、先シ被打迎候時者弥司郎右衛門之勝と申様有之、互ニ先シ一本か肝要と相見得候、弥藤次江掛合、ケ様成人者外ニ者無之ものと今井氏被申候、

一 先生より、兼而稽古之節、湯水を吞候儀を至而被嫌候、軍中野原杯ニ者湯水者ないもので御座ると被申

候、若極々難儀之時者、水を口に暫く入候而可吐出、左候得者咽潤ひ候而宜もの二而候、又仕合ひニ声を掛候儀も暫くハ相成候得共、長クハいき不続、早く勢切して勞ルもの二而候と被申候、

一 伊木彦七殿藤原常典之咄ニ、師匠藤川弥司郎右衛門と申人ハ、下谷ニ居住ニ而勤方も不致、劍術を勤として被居候、老人ニ相成候而も毎日道場江出席ニ而、腹巻を掛被居候而仕手之無之時ハ、直ニ自分ニ相手ニ被出候、誠元氣成人之由、伊木氏被申候、

一 伊木氏咄ニ、藤川氏者国郷之弟子ニ而、当分存命之人相少く、殊ニ名高キ上手之故、長沼家よりも門人多人數有之由、公義衆段々為稽古被參候、或時公義より、殿中ニ而切掛候者有之候ハ、何様相心得居候哉と御尋有之候ニ付、ケ様ニ相心得居候と仕形御答之儀被申上候処、如何様宜筋ニ而も為有之歟、夫迄にて何之御沙汰も無之由、伊木氏被申候、右之仕様答振者口伝有り、

一 伊木氏者先生之ためニ者甥ニ而弟子也、然共先生より、伯父之所ニ而修行いたし候而ハ励ミ薄ク稽古ニ

不相成候二付、藤川氏江被參候様被申付、夫より彼方へ被參免許為被致人之由、伊木氏被申候、左候へ者先生も藤川氏之業ハ落着之筋と相見得、甥を被遣候二付而者上手二而為有之筈候、

一 伊木氏者藤川氏之嫡伝也、弥司郎右衛門事ハ八拾歳計二而被相果、其子三拾余歳二而相果、其子幼年二而指南不相調候二付、芸熟迄之間後見被建置筈二而、伊木氏嫡伝之儀故後見頼來候由、勤方有之被迦かたく故、右之趣を以被相断、外二相しらへ可被申旨返答被致候処、夫より吟味之上、明名軍次兵衛と申人江相究り候、右之次第故、猶又心掛透々二者藤川氏方江出席可致と含居候、当分之後見之明名氏ハ、伊木氏修行之時分迄ハ面会も不被致人之由、伊木氏被申候、

一 伊木氏より、藤川氏者先んを合候而打人之由、兼而藤川氏より、自分二者先んを受候而打候事が得手二而仕付候、然共自分程に仕得候へとも、是者不宜候二付、必々門弟中二者先んを不受、先んを第一と打可被申候、先んを請候儀者損成事二而候、尤、流儀

之本意二不有と毎々被申たる由、伊木氏被申候、右二付而者何れ上手程有之候、夫程自分何篇得手之事を悪敷と思ひ制シ候儀者難致もの二而候、

一 先生御留守居付役之時分、拙者親市兵衛事、御留守居方書役二而江戸詰之節、先生之喉ノドを賀籠カゴ扱首二而、一方者橋口与三次殿、一方者市成九郎右衛門殿、兩人二而力限り二被為押候而、先生右扱首二手も不掛、無口能起上候由、親同席二而是を見、驚人候由直咄承候、其後御駕籠之十助と申棒頭ボウ相動候者有之、右十助江棒二而先生之のとを被為押候而右同断之由、是又親より承候、

一 先生江劍術・柔術上手と成候ハ、何之方江理有之候哉と相尋候処、先生返答ニ、夫ハ劍術二理有り、縦令劍術ハ何程大兵力連も強劍弱劍二不依、太刀之掛り候程者切レ候、腕二而も能掛り候得者、手ハ落候而用二不立、切所多少共二其詮有之候二付、爰を以劍徳と申候而、先ツ大頭二而一徳之有之もの二而候、柔ハ適適手を取候而も、少力之人ハ其詮相少く、是二而徳之薄きもの也、然共柔も無扱所之有之

もの二而候と被申候而、顔をかたむけ被居候、左候へ者先生ハ余り損徳之分チハ有之間敷と被存体ニ相見得候、

一 先生ハ長沼四郎左衛門藤原国郷江入門ニ而、三年修行して流儀之奥義を得らへたり、国郷甚感之、古今稀成と被称候段者伝書ニも相見得候、国郷三十人之門人之内ニ而一之弟子ニ而候由、先生柔者若年之時より修行有之、是にて流儀者為究と落着ニ而、諸流江立合ニ被廻候而、都而心之儘為被勝由候得とも、長沼家江被參候時、出会弟子之内より被打、感心為被致由候、夫より入門ニ而朝暮之出精被致候而免許之由咄も承候得とも、慥成儀不存候、藤川氏者先生より年輩ハ五ツ六ツも少ク候得共、前以入門者被致居たる人之由、左候得者打候人者、藤川氏共ニ而者有之間敷哉と相考候、

一 先生者、長沼四郎左衛門国郷より切紙目録之伝も免許之時一所ニ為被引渡由、伊木氏より承候、其以後先生之目録之留書年号見合候処、宝曆四甲戌二月吉日と有之候、安永二巳年初而御国元江被罷下候節、

先生者年五拾三才ニ而候、左候得者免許者三拾三才ニ而為有之歟と相考候、

一 先生と流儀修行最中之時分ハ、白米壹升之めし、壹升之酒を被給候由、遠方杯江被差越候時ハ弁当用意二者不及、朝飯之時弁当迄被給候由兼而咄承居候処、或時拙者宅江稽古可致迎被參候、今日者大河内阿弥陀江參詣いたし候、久々に弁当迄も今朝給込居候、只今下人江為持置候弁当者下人給用之由被申候、先生之子共之時分より段々之遊ひ共被致候、高輪ニ而木之枝より枝に猿之様ニ飛移り被遊候時、松之枯枝ニ而額ヒライを被突候由ニ而、其跡壹寸計之疵有之候、其外段徒成事共いたし遊ひ候杯と被申候、

一 先生者劍術・柔術ニ不限学文も相応ニ有之、天文テフモン之方委敷候故、算用上手之由、明時館メイジクワン江有之候日月を見候ぞんからすも先生之世話ニ而出来候由、壮年之時分弓を被射候折者、八部を為被引由被申候、

一 先生江式夜之節、繩掛様之儀相尋候処、成程掛様有之候、然共掛様よりも捕たる人之不動様ウツカサニいたす事を第一二可心掛候、何様掛様有之候而もいまた動候

者江者難掛もの二而候と被申候、

一 先生初而被罷下候節、御目付有川勇四郎殿西田之足輕内藤十助列立、硫黄谷之湯治へ被差越候、其時稽古道具被持越候而、山中之平地広き所見合仕合ひ被致候由、其時先生より、勝負之内二而試二突候様被申候二付、兩人共二折角心掛被突候へとも、誠二忝本之かすり疵迎も不突当候、中々何様いたし候而も不相成候と兩人共感心いたし候段、内藤十助より承候、右十助事者、劍術二付而者足輕中之一之弟子二而候、然共三拾才計二而相果候、

一 先生御留守居付役之時分より御元引越迄之間、西田其外之足輕共江者、西田居住之末原渡左衛門と申者、相応之箱迄之伝授いたし被置候而中師匠いたし候、彼之方江神文一卷被預置、是迄流儀相統候右渡左衛門相果候故、右之子万吉、後二渡左衛門と名替いたし候、是又劍術・柔共二相応二有之候故、門十郎殿より亡父江被相渡置候伝書江添書被致候而、伝書二卷、右渡左衛門江被渡置候処、是又相果候、兩人共免許二而者無之由承候、右添書之文者拙者江御

内談有之候、

一 先生安永二年巳四月廿五日、御国元江初而着、同三年午二月十八日、又々御供二而被罷登候二付、以来入門被致度人も有之筈候旨、門弟中申談、誓詞之上可引渡旨を以神文一卷被殘置候、右有川勇四郎殿江被預り置候得共、御勤有之無隙候故、夫より拙者江被預置候二付、入門有之候節者、時々書状を以江戸江届申遣候、天明四辰年御国許江被引越候上、神文相返シ置候、然共門十郎殿江戸詰之節ハ拙者江被預置候、右之有川氏事ハ後二恰殿と名替被致候、

一 安永二巳年稽古所御造立二而、武芸之師匠家被相建候、折節先生御在国二而右同日同様被仰付、巳十一月八日より稽古相始り候、後稽古所被相渡初日大脇主右衛門殿・小野郷右衛門殿・野崎次郎左衛門殿、一日東次郎左衛門殿、一日有川彦左衛門殿、一日加藤九兵衛殿、一日鈴木家、一日順々繰廻し可罷出旨被仰渡候二付、先生滞在中ハ式日之折者出席有之候、一天明四辰七月廿二日、先生被相果候、無程引統嫡子門十郎殿江指南被仰付候旨被仰渡候付、当分之通演

武館江罷出、式日之通稽古有之候、

一 先生御親父理左衛門殿、御屋敷江被引越候時分より御切米拾石被成下候、先生御国元江被引越候節者、家屋敷拜領并御国許江引越二付、一往堪忍料として御扶持米拾石被成下候旨被仰渡候、其節口達を以富之進様被遊御座候故を以、右次第之旨被仰渡候、今以和歌どの母子江者、奥平様より壹ヶ年両三度ツ、御金并御品等御付届有之候、

一 門十郎殿代二相成引統流儀繁昌いたし、諸郷迄も年々門人相増候付而者、座中并庭二而稽古も難調程之多人數ニ相成候付、無摠訳ニ而御内意を以、島方訴訟被申上候処、琉球付役被仰付候二付、脇方江付属ニ而、右之御蔭を以門涯江稽古所造立有之、文化二年丑十二月より朝夕稽古有之候、

一 鈴木家御国許江被引越候節、門十郎息女老人有之候、着涯より病氣ニ而七月初三才ニして夭亡なり、

一 先生より式夜之折、五拾才以上ニ相成候而者指南ハいたさんが宜候と被申候二付、御指南被成候得者如何御坐候哉と相尋候処、指南と業と不釣合候故、人

之疑ひ相立候と被申候、世上之人々ハ老年ニ罷成候而も芸不相替、何れ上手二而ことほめ候、尤、其身よりも壯年之時分出精いたし候人者、不依何篇不相替と老居、又者何事ニ而も少々覚有る事共不替と思ふ事、世の馴にて候、是以大成る取違ひニ而候、自分之業の心之儘、壯年之時分之様ニ不相成と覚之儀、上手にて無之候而者不相分候、必少々いたすこと覚候事ニ者迷ふものニ候得共、不被迷事二付而者上手疑ひ無之候と、今更相考居候、

一 同門黒岩正藏殿事、安永五六年之比、中小姓勤ニ而江戸被相詰候節、江戸定府之人之咄ニ者、先年藤賢先生之若キ時分、定府之衆両三人列立候而芝居見物として被參候処、四五間脇之方江六拾余歳之男、孫と相見得拾三四歳之能生付之兒を同道ニ而被參居候由、頓而男立と相見得候者共三四人、右兒之脇江入、右人數ニ而、扱々能兒かわい候生付扱と云て、仲間兒を膝ニ乗せ口坏吸候而、甚不屈成仕形ニ而候得共、祖父者唯笑止面ニ而見候得共、男立共ニ而何とも不申入り入たる様子ニ而候、見物之人々も芝居之

方より右之仕形を扱々と考見候由、然処先生甚氣之毒ニ被存、右場所江可參と被致候ニ付、列合之衆より必々被參候儀共無用ニ可被致と段々被差止候得共、不得止事を立上り、右児之脇江入り、拙者者芝之鈴木弥藤次ニ而候、先刻より各之仕形別而無仕付成振廻マひニ而候、左様二者被致間敷と児を取戻トモモトシ、祖父之前ニ被置候処、其者共暫先生之面を見候而一人廻シ、二人廻し、都而其場立去り候由、若大戸外ニ而わやく共いたし候而者不相成と、念のため芝居相濟婦之節、右之祖父兒を門外迄被列出候得共、忝人も手を出し候者も無之、右之祖父より、今日者誠ニ御蔭を以無難ニ相濟、忝存候と厚一札被述候、右ニ付而者、先生之名高キ事者江戸中ニ而も名を振れたる人と相見得候段、其節列合之定府之人被咄候由、黒岩氏之直咄承候、

一 鈴木門十郎殿藤行先生之内室者、伊達和泉守様御家老奥村彦兵衛と申人之息女ニ而候、

右一卷者、鈴木藤賢先生之劍術・柔之芸術勝たる事を聞て感心す、吾拾七歳より彼入門て両道を修

行し、二六時中今に心掛れとも、予愚成が故其道に不至事残念也、併先生之嘸なりとも後世の門人に伝へんがため記置之者也、

但馬仲兵衛

平惟尚 

五十一

武術流祖録

〔羽鳥カ〕
羽鳥耀清

江戸

池田豊直 同輯

青山敬直

兵学

甲州流

小幡勘兵衛景憲

元龜元年九月朔日生、奉仕 〔家康〕 東照宮有戦功、大坂没

落天下帰一、後招甲州先方士問兵法、補甲陽軍鑑闕

文、故世人尊之為甲州流宗師、又習軍配於岡本宣

就・赤沢太郎右衛門・益田秀成悟奥旨、于時寛文三

癸卯年二月二十五日、九十二歳卒、

北条流

北条安房守平氏長

其先遠州之人而福島氏、代々属北条家麾下、高武名

父祖奉仕 東照宮、氏長慶長十四年酉生、奉仕 台〔秀〕

德大君、被叙從五位下任安房守、自幼好兵書、從小

幡景憲遂得奧秘、寛文十年卒、六十一歳、

山鹿流

山鹿甚五左エ門義矩

〔A A〕

越後流

沢崎主水

越後人也、習兵法加治龍爪齋、重政嫡子也、重政者〔以下、射衛出雲派吉田出雲守源重高の記事なり〕

重賢子也、

雪荷派

吉田六左エ門源重勝

重高弟也、後号雪荷、始居丹後田辺、子孫在藤堂家、

左近右衛門派

吉田左近右衛門源業茂

重高三男也、仕大納言菅原利家、

大藏派

吉田大藏茂氏

業茂三男也、始仕富田信高、後仕前田利家、中略、

射於蓮華王院七度、而六度為京一、

印西派

吉田源八郎重氏

江州人也、

竹林派

石堂竹林如成

〔A A〕

道雪派

伴喜左衛門一安

從吉田雪荷而学、

山科派

片岡平右衛門家次

城州山科里安祥寺人也、從重高学習年久、終得其妙、

関白秀次自山科被召射術者為其長、中略、数代継父

祖志不墜家声、

馬術

大坪流始祖

大坪式部太輔慶秀

上総人也或広、秀、仕將軍義満及義持、後薙髮、号道禪、

善馭、亦能作鞍鏡、折鹿島神、夢中得鞍鏡之曲尺、

秘而不許人、授曲尺畠山中務入道、自古達馬術者多、

然如道禪者未聞之、可謂古今独歩也、八十四歳卒、

大坪流

村上加賀守永幸

從大坪道禪練習有年、遂得其宗、

大坪中興祖

斎藤安芸守好玄

從斎藤備前守芳連継馬芸之伝脈、芳連入道者得村上

永幸伝云々、

佐々木流

佐々木右京太夫源義賢

從好玄得其宗、

荒木流

荒木志摩守源元清

摂州人而荒木撰津守村重一族也、習馬術於好玄、

八条流始祖

八条近江守源房繁

東国人也、得馬術之神妙、中興以來雖達馬術者、未^(多脱カ)

聞如房繁者、故今為之宗師、

新当流

神尾織部

不知為何国人、得馬術神妙、号新当流、

新八条流

関口八右衛門信重

元和年中之人也、得八条流妙旨、加工夫而号新八条

流、以其術仕^(徳川頼房)水戸威公、

刀術

天真正伝神道流

飯篠長威齋家直

下総国香取郡飯篠村人也、自幼弱好刀鎗之術得精妙、

常祈鹿島・香取神宮、顯其技術於天下、遂悟絶妙、

中興刀槍始祖也、

神陰流

上泉伊勢守秀綱

上州人也、仕長野信濃守在箕輪城、武功最盛也、甲

陽軍鑑、習愛州陰流刀槍得精妙、加工夫而潤飾之、

号神陰流有之、伝記曰、從杉本備前守政元学鹿島神

陰流、悟奥旨、後改而号新陰流云、

一羽流

諸岡一羽

居常州江戸崎、從飯篠長威齋得精妙、

一羽臥病牀、門人兎角捨師走東武、改号微塵流、土

子土呂助・岩間小熊等惡其不義、岩間来江戸兎角為

勝負、岩間既勝而芳名偏海内、文祿年中、

卜伝流

塚原卜伝

(マ)

有馬流

有馬大和守乾信

(マ)

中条流

中条兵庫助長秀^(頭カ)

(マ)

富田家祖

富田九郎右衛門

越前朝倉家之人也、学刀術於中条長秀門人大橋勘解

由左衛門、而得其宗、

富田流

富田越後守

始号山崎^(六左衛門カ)六右衛門、從九郎右衛門子富田治部左衛門

得其宗、

新陰流

柳生但馬守宗嚴

和州柳生之人而菅原道實公(運具)後胤也、自幼年好刀槍之術、此時上泉秀綱、神後(伊豆守)・正田(神後・正田者)・秀綱(門人也)、与至

柳生宗嚴、留上泉從学刀槍之技遂得精妙、秀綱留足田於柳生、独与神後遊他邦、後又来柳生授与其奥秘、且褒宗嚴之技曰、宗嚴之刀術至極實可謂新陰也、不

及其術云、授誓書於宗嚴、後將軍義昭・織田信長賜

書宗嚴以被招之、故仕信長、凡列(俟)候諸士之遊其門者

不違算、薙髮居柳生城庄、関ヶ原後(由)曰 東照宮台命

言上刀術之事、慶長十七年八十歲而卒、子孫代々不

墜其家声、

正田陰流

正田文五郎

(44)

柳生流

柳生十兵衛三藏

但馬守宗矩子也(宗嚴子也)、

神明無想東流

東下野守平元治

東国之人也、好刀術究妙秘、折鹿取神宮、夢想得神

伝云々、

一刀流祖

伊藤一刀斎景久

伊豆之人也、從鐘捲自斎(悟富田流奥秘者也)、達刀槍之術為新妙、

後修行諸国究極秘、与刀術者為勝負三十三度也、其

技術神妙也、非口訣之所及也、不詳其死処云々、

一刀流

神子上典膳忠明

其先勢州之人也、仕万喜少弼居上総、自弱冠好刀槍

之術、伊藤景久来上総、典膳到伊藤旅館欲決勝負、

諾及刺擊無(可脱)一刀斎之術、故列門下而学其術、後從

一刀斎遊諸州、多年苦修終得神妙、一日依師命相馬

郡小金原辺斬司門善鬼云者、景久大賞之以瓶割刀授

典膳曰、曰自今以後止此術可入仏道、汝者帰国而可

顯名於後世也云々、遂別而不知其行処也、後忠明来

武江居駿河台、遊其門者若干、此時江戸近村刀術者

殺人籠居民家、小幡景憲為檢使忠明到其邑、斬刀術

者始末達 東照宮之台聽、而被召於幕下賜三百石、

改小野次郎右衛門、処々有武功、誉遍海内、

忠也派

伊藤典膳忠也

小野忠明子也、伝其芸大割刀、伊藤景久三十三度之

勝負所用之一文字刀也、遊其門士許多、亀井平右衛

門忠雄為傑出、○忠雄實得宗、忠也由之授伊藤称号并一文字刀、為一刀第四世、元錄四年卒、九十一歲、

二刀流 政名流
二天流

宮本武藏政名

播州之人而父号新免無二齋、達十手刀術、政名思十手非常用之器二刀常佩具、乃以二刀換十手利、其術漸熟矣、十三歲之時於播州与有馬喜兵衛為勝負、十六歲而於但馬与秋山為勝負擊殺之、凡自十三歲為勝負六十余度、自号日下開山神明宮本武藏政名流、正保二年於肥後熊本城下死、

一 吉岡流

吉岡憲法

平安城之人也、達刀術、為室町家師範謂兵法所、或人從祇園力藤次云者得其妙旨云、又或鬼一法眼流而京八流末也、京八流鬼一門人鞍馬之僧有八人、謂是京八流也云々、吉岡与宮本為勝負、共達人、未分其甲乙也、

愛洲陰流

愛洲移香

不知為何許人小伝作
惟孝九州鶴戶參籠岩屋、蒙靈夢自得兵法、潜号愛洲陰流、

拔刀中興祖

林崎甚助重信

奥州之人也、祈林崎明神悟刀術精妙、此人中興拔人刀始祖、其技術神妙也、

拔刀田宮流

田宮平兵衛重正

關東之人也、好刀術学東下野守元治、究神明無想東流奥旨、後又就林崎重信得拔刀妙、实尽変入神、後(改脱力)对馬、

拔刀伯耆流

片山伯耆守久安

好刀術悟居合妙旨、或時詣阿太古社、而祈得精妙、其夜夢貫字、覺後惺然而明悟、慶長年中以其術參内、被叙從五位下伯耆守、

克己流

安丸仲右衛門之勝

不知為何国人、延宝年中之人也、学柳生新陰刀術為精妙、

真心影流 (直力)

山田平左衛門光徳

元録年中之人而号一風齋、從高橋彈正左衛門重治習直心正統流刀術究妙秘、重治直心正統的伝之以印状付属于光徳、改流名号直心影流、其門最多也、三男長沼四郎左衛門国郷自幼好刀術、從父習練、終悟奥旨、居東武西久保大鳴、從遊士若干末流多諸州、子孫不

墜家声、

直心影流略系

前略

杉本政元紀姓、備前(守脱力)

鹿島神流之元祖、住于常陸国、常祈鹿島神宮、一

夜蒙靈夢得一卷書源九郎義経云、奉納之書、正是為神伝之故曰

神陰流、

上泉秀綱藤原姓、伊勢守、

從杉本而究妙旨、門下之正統也、改神陰而謂称新

陰流、

奥山公重平姓、号孫二郎、号休賀齋、

奥平家之末裔也、繼上泉秀綱之正統、而以往于三

州日夜詣産神之社、蒙夢中神托改号神影、後舞劍

如影隨形、奉初 東照宮至忠秀公(秀忠力)及御連枝、以奉

授兵法奥義、

小笠原長治源姓、玄信齋、金左工門尉、

從奥平公重(奥山力)為精妙、後入唐而得妙術、還改改神影(衍力)

流曰新院流、(真新陰流力)

神谷直光平姓、号文左衛門尉卜称、後号伝心齋、(衍力)

最英雄也、改直新陰曰直心流、神則心也、

高橋重治源姓、号彈正左衛門、号直翁齋、

寬永・元禄之間大鳴、歎流派多端而混支流、故以

直心正統為流号、

山田光德藤原姓、平左衛門尉、号一風齋、

真陰流 天野伝七郎忠久

水戸家之人也、習真野文左衛(門脱力)云者愛州陰流之刀術得

妙旨、又達兵学・軍礼、

槍術

鎌宝藏院流 覚禪房法印胤栄

中御門氏、南都之僧徒而好刀鎗之術、与柳生但馬守

宗巖共学刀術於上泉伊勢守、又有大膳太夫盛忠者、

槍法達人也、留盛忠宝藏院学槍法、既熟矣、取履從

胤栄者多、○中村市右衛門尚政独得其宗、胤栄曰、

在釈門業武事者非本意、吾後嗣必不可学武事、不如

武器(無脱力)、故兵器若干以授於中村、寺中無兵器也、慶長

十二年寂、八十七歳、

後嗣権律而師禪栄房胤舜、得槍術妙、(衍力)

本間流 本間勘解由左衛(門脱力、昌能)

從塚田卜伝〔塚原方〕学神道流槍術、得其宗云々、

離想流

石野伝一氏利

始号一藏又曰弥平兵衛、赤松則村入道円心第十一代

石野越中守氏満二男弥平兵衛正直子也、自幼年好槍

術、遊衣笠七兵衛・榎原五郎左衛門之門而得其宗、

後因頼宣卿之命、從水島〔見答方〕言〔見答方〕言之、學習有年、一旦

惺然悟其妙、頼宣卿大称揚、可号離想流也、奉備技

術於〔家光〕大猷大君台覽、元禄十年没、七十三歳、

本心鏡智流

梅田木工丞治忠

江州甲賀之人也、常居江戸自壯年好槍術、習鍵槍於

木川正信、修練日々新而遂得其宗、潜称本心鏡智流、

元禄七年死、

大島流

大島伴六吉綱

加藤肥後守清正之家人也、後仕紀州頼宣卿、以槍術

大鳴、其子雲平高賢繼其伝為精妙、後改革庵門人若

干、

兼山麗沢てふ書に、御近習衆大島雲平とと申人〔衍九〕被

罷出 御前江被召出講釈仕候云々、コハ室新介〔直道〕が

享保七年の比ニ 有徳院様〔吉宗〕の御前へ罷出、書経の

講義せる時の事なり、

種田流

種田平門正幸〔平馬方〕

從大島高賢得精妙、居武江、

船津流

船津八郎兵衛

從渡辺内藏助札悟槍法妙旨、始仕秀頼、後仕河越侍

從松平信綱、渡辺札仕秀頼為槍法師範、

薙刀

穴沢流

穴沢主殿助盛秀

薙刀達人而其術如神、修行諸州後仕秀頼、慶元兩年

於浪速勅戰功終討死、

先意流先意流薙刀

正木彈之進俊光

濃州大垣戸田家之臣也、始号太郎太夫、從園田一円〔信九〕

齋重次達先意流薙刀得絶妙、先意流信田重次祖也、

俊光又達短鎗鎖術至妙旨、推曰正木流、俊光性剛力

尋常之超人、以七十斤鉞振八百顔色不変、從遊之士

多、

小具足捕手 柔術

竹内流

竹内中務大輔久盛

作州津山城下波賀村之人而小具足之達人也、今日、

竹内流腰廻下、伝書〔日脱九〕、天文元壬辰年六月二十四日、

修験者忽然而来、教捕縛〔符九〕五面而去、竹内常祈阿太古

神、惟彼修験者阿太古之神乎、弥敬之信之云々、

堤宝山流 堤山城守宝山

下野芳賀郡守護職而小具足達人也、

三浦流 三浦与次右衛門義辰

東武之産而永禄年中之人也、明陳元贇云者来朝而居

江戸麻布国正寺、義辰就元贇習柔法、後自加工夫修

練有年、一旦惺然而遂悟其妙旨、号三浦流、

福野流 福野七郎右衛門正勝

摂州浪華之人也、常好角力為名譽、寓東武麻布国正

寺、朋友有三浦与次右衛門・磯貝次郎左衛門云者、

常会修其術、于時云陳元贇者寓同寺、元贇三士伝柔

術法、三士悦修練、其技各得其妙秘、是 本朝柔術

之始也云々、

関口流 関口八郎右衛門氏心

其祖今川家之族也、自少年好刀槍及柔術、各得其神

妙、始居東武大発名於柔術、為精妙、凡学刀槍及柔

術者若干、其末流遍諸州、後心紀州大納言頼宣卿之

召赴和歌山、其子八郎左衛門氏業仕頼宣卿、領五百

五十石、後号魯伯、

洪川流 洪川伴五郎

從関口氏業得柔術奥旨、居武江高其名、

起倒流 寺田勘右衛門正重

京極丹後守高国家臣也、從寺田平左衛門福野正勝門人伝福

野流柔術而為精妙、

楊心流 秋山四郎左工門義時

不詳年曆住肥前長崎、云武官者授義時捕手三手活法、

以二十八活下略、

炮術

田付流 田付兵庫助景澄

〔一八〕

井上流 井上外記正繼

〔一八〕

津田流 津田監物

紀州那賀郡小倉之人也、好炮術到種子島究奥旨、天

文十三年帰紀州、

稲留流 稲留伊賀入道一夢

丹後田辺之人也、仕細川忠興、好修砲術得神妙、慶長^{〔庚九〕}甲子之乱後、以其術奉仕東照宮、發名四海、

荻野流

荻野六兵衛安重

上野国左氏之城主荻野越後守安定之末葉彦右衛門^{〔マ〕}

之二男也、種子鳥流之学砲術、始遠州浜松之城

主仕本多家、正保元甲申年三十二之時辞浜松、与弟

小左衛門^{〔門脱力〕}申合、正木流等之砲術十二流之究蘊奧、悟其

精妙、集而為大成、自成一家号荻野流、寛文七丁未

年仕備前少将光政卿、俸禄二百石、光政卿逝去之後

辞備前、播明^{〔州脱力〕}石城主松平若狭守二仕フ、食禄三百石、

元禄三庚午年六月七日没、年七十八云々、

荻野流增補新術 坂本孫八郎俊豈

信州高遠城主内藤家之臣也、号天山、曩祖江源疏属

食邑志賀坂本因為氏、六世之祖主計事甲州武田氏、

後数世至祖父俊英為高遠之藩士、父英臣好砲術、学

荻野照清^{〔安重〕}究其奥旨、以伝俊豈、俊童齡善發、又

好讀書涉獵經史通曉事理、明和五戊子年至大坂就荻

野氏論究砲技、遂求周易象数悟入其微、自出機巧創

製砲台、凡大砲十数^{〔人合力〕}合人力能轉動者、安此台上以纜

一人之力、上下瞬息之間四方廻転相發、無不如意名曰周發、同藩之門人岡村忠鼎・岡村忠彝・北原恭温賛成之、改曰荻野流增補新術、晚年好漢音遊長崎、享和三年没、

武衛流

武衛市郎左工門義樹

但州高野人也、從弱冠好砲術学諸流、遂悟七流之奧

秘、仕太田撰津守資次後致仕、寛永年中島原賊乱之

時、松平伊豆守信綱・同輝綱工夫大短筒、而有莫大

之勲功、義樹感其工夫、從豆州之臣松永里之助習短

筒得妙旨、潜号貫流、遊其門者若干也、世推称武衛

流、元禄九年於浪華没、

中島流

中島太兵衛長守

撰津浪華之人也、

合武三島流

森重軛負都由

防州末武之人而其先大内盛見之末也、字仲美、号鳥

山、自幼好文武、年十八辞故国遊数邦達火炮術、学

安盛流・中島流・遠国流・禁伝流其外諸流究蘊奧、

後從山本良一学橋爪廻新斎流・合武伝流法究蘊奧、

又得古伝三島海戰法、聞甲州・越後兵学数流要旨、

添火炮兩術、既著舟戰要法二十八卷、又著述火炮之數卷、而曰合武三島流、後到東武寓峰山侯邸舍、享和三年春以火炮兩術新規被 召出、為御書院与力、文化十三年死、享年五十有八歲、

追抄刀術

自源流

瀬戸口備前守

薩州之人而島津家臣、自壯年好刀術得精妙、後同国赴伊上〔王カ〕瀧逢自源坊、而悟妙旨故曰自源流、末流在諸州、

壬子臘月初旬略抄之、

西藩儒林伝之内

伊地知季安著

梅窓夫人伝抄

〔「伊地知季安著作史料集七」〕「西藩儒林伝」四九〇頁

〔梅窓夫人〕に同じ、本文略〕

〔表紙〕

群書合輯

〔朱書〕

「目錄」

○印は全て朱書
一〇琉人立之諸事件

一〇公辺諸御礼定

一〇諸郷地頭付安永比

一〇繼豊公御代御縁類之御大名様方御由緒調

一〇元服之家々連名

〔朱書〕
「本書在所内」

糺合未済

一 中山王繼目被仰付候段御届被仰上候事、

一 繼目被仰付候付、江戸江使者を以御礼為申上度旨御

伺書被差出候事、

※御用番様へ御受ハ申上候得共、猶又以御使者御礼有
之候間〔以下、判読不能〕

一 薩州様辰之年 御参府之節、使者可被召列旨被仰渡

候付、御受之御飛札被差越候、

〔朱書〕〔石江書入〕
隅州様御家■内故、御受者於江戸

隅州様より被 仰出候、此節者御伺之通被仰渡候

ハ、御レテ不知、
※〔貼紙〕以下スリキ

一〇琉人立事件

一〇公辺諸御礼定

一〇諸郷地頭付安永比

一〇繼豊公御代御縁類之御大名〔筋力〕様方御由緒

一〇元服家筋連名

一 献上物・進覽物伺之通、

一 辰秋琉使召列候付而ハ、例年十一月參勤之時節相伺候得共、右次第二候得共、此節參勤時節相伺不申由御届被仰上越候也、

一 中山王使者召連候付而ハ、先格之通被仰付被下度旨、委曲其御地へ差置候家来より可奉伺候間、此段御沙汰相願申候、

御名

一 中山王書翰案文之事、

一 琉使者致着候程合難申上と留守居より申出候事、

一 御三家様〔徳川宗武〕・右衛門督様〔徳川宗乂〕・刑部卿様江進上物之事伺也、

一 御留守居より奉伺候事、

一 右近將監様より、ケ条書を以琉人人數浦触等之事、〔松平武元〕

一 諸事享保之通可書出旨被仰聞候事、

一 浦御触、今切渡其外川越・船越被仰渡被下度旨、御家老衆より被仰出候事、

一 荷物相重候付而ハ、船數・人馬等之儀、追而国元より申越候節可奉願旨、御家老衆より被仰出候事、

一 中山王より 御本丸御老中様江進覽物有之、若御年寄へハ進覽物無之候、使者よりハ御老中様・若御年

寄様江進上物有之候、いづれも不及伺候、

大御所様御付 大納言様御付御老中様・若御年寄様方へも 御本丸御同様御家老衆より被仰出候、

一 御勘定奉行より、琉球人来朝之節

公義より拝領之銀何銀何と被下候哉、進貢・接貢銀六百貫目二三百貫目、銅四千斤計と御覚候、其外座物相渡候ハ、可書出由被仰渡候、

一 琉使從者共九拾八人來着、右付道中宿積并人馬・船數等別紙ニ申上候事、

一 美濃路往來被差通候間、当年も同断被差通度旨御家老より願出ル、宿積も相添被差出候、

一 享保三戌年、中山王使者鹿兒島江到着、以來江戸江着迄之御届之次第、

一 鹿兒島江來着之御届御使札、

一 鹿兒島出足之当日御飛札、

一 長州赤間ケ関より御飛札、

一 大坂江着之節御飛札、

一 大坂滞在、伏見川登、伏見滞在日數并道中日積、參府之日限大坂江着之上ニ而到來有之、其節御家老御

名本二而被仰上候、

一 三州岡崎より御飛札、

一 相州小田原より御参府日限之御届、御使者御留守居

口上書二而被仰上候、

一 川崎駅より、今日何時芝御屋敷へ御着之御到来有之

候節、御家老御名本二而出ル、

一 芝御屋敷江御着之節、御留守居口達を以御届被仰上

候、

一 御届之上二而御老中様・若御年寄様宅へ使者勤之事、

右、右近将監様より御尋ニ付、書付二通相認、御

留守居を以差出候、

一 西之丸江使者召連登 城可仕旨御伺有之候、

御名也、

一 使者・従者迄今日来着、旅支度付而日數六拾日余手

間取可申旨御使札被差越候、三御所様江御同案、

一 使者具志川王子鹿兎島へ来着仕、従者名之儀者追而

可申上旨申来候段、兵部殿より被仰出候、

一 総州様御官位御昇進之儀者、被召連候訳を以、御

昇進之段、相良弥一兵衛より右近将監様御用人黒田

九郎兵衛江内沙汰仕候事、

右〔朱書入〕本行九郎兵衛より申候者、先日之覚書右近将監

様へ懸御目候得ハ得と被成御覽、可被御氣付旨

寔之御内々ニ而候間、口外仕間敷旨被申聞候由、

一 右近将監様御内々御申聞候、琉使何比国元罷立候哉、

弥一兵衛より書付を以可申上旨被仰聞候付、九月九

日比罷立候内存之由申上候事、

一 琉球人泊休宿賦日付可差上旨〔行カ〕可差上旨被仰渡候へと

も、日付難致訳御留守居より申出候、

一 御両卿江使者参上、兵部より奉伺候、

一 上野御宮江拜札可仰付哉之旨奉伺候候、不及其儀旨

被仰渡候、参詣いたし候古例相添被差出候、先年参

詣迎此節御沙汰なしニも難被召置由ニ而候、

一 御三家様江御届之上ニ而享保三年使者相勤候、委

細可書出旨被仰渡候付、委曲相勤候次第書出候事、

一 中山王使者美濃路往来可差通旨、留守居より首尾申

出候事、

一 出火之節退場、高輪やしき・品川屋敷・大井抱屋敷

三ヶ所之内可為立退候、御曲輪内者致無用へきよし

被仰渡候、兵部伺、青松寺を退場ニ申出、其通被仰付候付、青松寺江も問合申越候事、

一 具志川王子来艘仕候、都合九拾八人、正使外之名書ハ未相知不申候、

一 正使より楽童子迄式拾六人ニ而御座候、当年ハ大御所様 大納言様江御馬献上有之候付、口付之者四人相増候、正使より楽童子迄人数、享保之節より増候儀者有之間敷と奉存候、

一 享保三年、中山王より御奏者番様・大御目付様進覽物無之、正使より者進覽物有之候、寺社奉行へ進覽物無之旨、大御目付様御尋之節申上候事、

一 浦船十通、大坂町御奉行衆より御留守居被招呼御渡被成候、

従大坂薩摩国迄、御料・私領・浦々庄屋年寄、

一 浦次御触状二通

右同断、庄屋年寄、

一同式通、往来之商船入交りつながら、船中をのそき見ざる様可致旨、浦々順々ニ相廻し、庄屋年寄判形手形相添、到薩摩松平薩摩守家来江可

〔444〕

右同断、庄屋年寄、

右、いづれも於大坂相渡候、

一 登 城并退出 一 御三家方

一 御老中方 一 若御年寄方

右道筋書付

一 献上物之事、 一 上使之節之事、

一 音楽之節被下物之事、

一 琉球人幾日出立、薩摩江着迄之日割并薩州より大坂迄、夫より江戸着之日割之事、

一 惣人数之事、

一 下乗下馬供残り所、天井間〔殿上方〕へ上り候人数、何官い細書付、

一 御玄喚前残り候者何官何人

右之外伺相済候分、其度々書付、掛り之御徒目付迄可被差上候、

一 琉球人登 城道筋、

一 御老中様・若御年寄様江琉球人罷出候道筋、

一 御三家様江参上之道筋、

右道筋之儀、御目付中山五郎左衛門様・土屋長三

郎様より可書出旨被仰渡候、

一 琉人登 城之節御幕構、

一 御料理被下候節給仕、

右相糺候へとも書留見当り不申旨、辰八月野村大

右衛門より御目付様へ申出候、御料理被下候儀者

書留有之候旨申出候、

一 正徳年間二ハ、音楽相濟候已後御料理被下候、音楽

之節 御中入無之候由、大右衛門より申出候、御目

付衆へ申出候、

一 宝永・正徳・享保年中琉球人

公義御会釈之次第帳壹冊・勤務帳同前横折帳ニ相調、

一 東海道・美濃路泊休付壹通、川御座・御伝馬・傭人

足等之書付壹通、以上二通、

右、御勘定与頭へ差出候事、

一 美濃路往来日数廿日差通候、

一 西御丸江も使者召列登 城仕候、

一 正使名具志川王子、

以上、

一 献上物正使登 城前日 御城江差上候、

一 先年御米拝領之節、上使ニ付御徒目付衆、其外被

差越候衆書留無御坐候、

一 今度東叡山へ参詣無之候、

一 享保之節、音楽・当日食事等被下候儀無御座候、

一 薩州へ当七月三日琉人参着、但、人数九拾八人、

一 前々より大手下馬江段々固被差出、琉人江他より不

入交様被仰付、腰かけへハ薄縁を被敷、薩摩守供廻

をも被差置候、

一 下乗之儀茂同断、

一 殿上之間へ上り候琉球人、正使・副使・中官・楽童

子、凡式拾式人程も可有御坐候、

一 御玄関前へ相残候下官、四十人程も可有御座候、

以上、

右書付、御城中之口江大右衛門持参、御徒目付

江取合差出、御目付様江差上候、

一 浦御触被仰渡候段

太守様被遊御承知、御礼御口上、弥一兵衛を以被仰

上候、右近将監様江、

一 御老中様・若御年寄様方江正使相勤候、当日進覽物

留守居付役之者より一紙を以品物相渡候、

一西之丸江も中山王献上之御馬、登

城之当日差上、其外之品并正使献上物も御本丸御同様、登 城之前日被差上候、尤、御伺也、兵部より伺候、

一出火之節退場、高輪・品川・大井三ヶ所ニ青松寺也、

木挽町御伺候得共、難成事候旨被仰渡候、

一人足六百式拾四人

一馬百疋

右之通宿々寄馬等如此、御料者御代官、私領者領

主・地頭より先達而相触無滞可出之、此外、

一備人足八拾人

一駄賃伝馬八拾疋

是ハ松平薩摩守家来之者やとい候分也、如御定駄

賃銭取之人馬可出之、大坂発足候日限者彼地御城

代・町奉行より先達而可相触候間、可存其趣者也、

伏見より江戸

右、泊々昼休之所々相定之候間、存其旨人馬無滞出

之、享保戊午来朝之通可沙汰之者也、

一川御座船三艘

一上荷船四拾艘

右着岸之節、川口より大坂迄之乗船ニ可出之、又大坂より伏見へ罷登候刻可出之候、

一川御座船三艘

一〔マ、マ〕式拾五艘

一綱引人足式百五拾人

右御書付相渡也、

一人馬其外泊々之証文調遣候間、享保之度之通可被相

触候、連名、

一川御座船壹艘

右、川口より大坂迄、又右大坂より伏見迄往来共

可被出之候、委細久松筑前守・小浜周防守可被承

合候、

右、松平周防守・亀井信濃守・松浦肥前守江、

一川船等之儀ニ付而ハ大坂町奉行へ可被申渡候、其外

船之儀付而取扱之儀、当分菅谷左衛門開門之事候間、

町奉行へ被申渡、宜被取計之由、酒井讚岐守へ御連

名、

一道中宿賦并人馬・船數等、別紙之通御座候、道中筋

御差図も可有御座候、野村大右衛門書付を以申出候

事、

一道中川越・船越又ハ今切渡之儀、無滯様被仰付被下
度候、

一 美濃路・東海使者泊休之駄書付差上候、

一 琉人登 城道筋、御老中様・御三家様參上之道筋、

書付を以被仰出候、

一 中山王正使御暇被下候節、

西之丸江茂登 城仕、御礼可申上哉、被成御差図可

被下候、兵部より申出候、

一 献上物ハ先達而陸路差立候、入用之人馬・御伝馬人

足之内より被差出献上物江相付候、家来入用之人馬

者備人足之内より被差出候筋、大坂表へ被仰渡置被

下度旨兵部被申出候、

一 やとい人足・駄ちん伝馬之員數ニ而者不足付、献上

物難差立候、尤、此人馬献上物用ニ候得者、家来琉

球人ニ差添參候者共差支申候付、旁以御下知奉伺候

由、大島孫右衛門、

享保之節
一人足貳百貳拾人

一 馬三拾六疋

右者、琉球献上物、明十三日御当地差立申候間、

人馬右之通被仰渡可被下候、以上、

御名

閏十月十二日 大島孫右衛門

右之通、帳内有之候旨、弥一兵衛より右近將監様江

申出候、孫右衛門事ハ享保之節、大坂留守居勤居候、

献上物大坂差立候付、入用御伝馬人馬并献上物江相

付候、薩摩守家来入用備人馬員數等之儀者、先格大

坂江着仕候上ニ而大坂留守居より彼地町奉行衆へ申

上事之由、弥一兵衛江戸ニ而申出候事、

一 登 城之暁、薩摩守芝やしき西裏門より罷出候、

一 献上物者正使登 城前日、御玄関より差上候、

一 拝領物者御玄関より相下り候、

一 拝領御銀請取方、書留見当不申候、

以上、

右、大御目付様より可申出旨被仰渡候付、書認差

出候、

一 具志川轎二而登 城、下乗橋詰二而下轎也、轎ハ下乗橋と御番所之間ニ差置候、

一副使乗物、下乗橋少手前二而下乗、乗物ハ御番所東之脇ニ差置候、

一 從者・楽童子迄騎馬、大手下馬札通二而下馬、

右三行、御徒目付衆より尋被申越候付、野村大右

衛門より書付候而差遣候、

一 大御所様 大納言様江差上候書翰、西御丸江使者

登 城仕候節可差上哉、兵部より奉伺候、

一 琉人名可書出旨右近將監様より被仰渡候付、書付差出候、

一 琉球人掛りの御徒目付より御尋之節、琉球人へ相付差越候家来忝人、參勤致供候家来兩人 御目見被仰付候、薩摩守不致着候得ハ、右三人之者共名前難書

出候、楽相勤候節何人罷出、何人拜領物有之候儀も

琉人出府不仕候得ハ、不相知由答申候、

一 琉人御国元出足之段、留守居より申出候事、

一 琉人被召連御国元 御立之段、御飛札有之候、

御連署忝通、御格書忝通、

一 音楽目録書上候人数九人

一 楽正楽師 御目通ニ罷出候人数五人

一 右之外、副使忝人 御目通ニ相詰候、

惣人数十五人

右拾五人江御時服拜領被仰付先例ニ候由、野村大右

衛門申出候、享保之節戸田山城守様江差上候、

一 享保之節、大御目付様御三人江中山王正使より送物

有之候、御尋付正使より大御目付御四人様へ進覽物

有之候段、野村大右衛門より書付を以申出候、

一 布衣着用ニ而殿上之間御縁類江相詰候旨、大右衛門より申上置候、

一 正使・副使・賛儀官・楽正・使賛忝人、楽童子四人、

御三家様并御役人様方へ享保之節參上候旨、大右衛

門より申上置候、

一 楽童子此節者六人召列候由、兵部より申出候、

一 京都諸司代(所司代カ)・大坂御城代より中山王并正使より進覽

物御尋付、享保之節之進覽物書付差上候、彼方より

被遣候物も同前ニ書付差上候、御返翰共ニ御渡候哉

と被相尋候得とも、相見得不申候旨御答申上候、

一 御老中様方へ中山王より送物、正使参上之節御家来

中持参、取次役請取られ候、正使玄関へ上り候節、

式台迄出向候者四人、但、忒人御書院へ案内、二人

ハ客溜江案内、罷帰候節出向候取次之者四人、薄縁

り罷出挨拶有之、口上請取之人之内忒人式台迄送

候、

一 正使・副使へ通辭へハ茶・たはこ出ル、

一 御三家様・御老中様方より大御目付様方江享保之節

之通相心得罷在候旨、兵部より申出候、

一 船間島二而乗船、九月廿日出船、十月七日肥後天草

之内崎之津へ着船仕候段申越候旨、兵部より首尾申

上候、船間島と崎之津海上忒拾里余有之段、別紙を

以申出候、

一 御両卿様江中山王進覽物使者、御三家様江御使者同

様ニ取計可申哉、兵部奉伺候、

一 御三家様より中山王江被遣物、正使へ被下物、薩摩

守式台ニ而取次候事、用人罷出、書院二之間江致案

内候事、

一 一家老出会、正使より之御請御礼申達候事、

御家老用人取次之者のしめ着用、

一 右付、太守様より御使者を以御礼被仰上候、正使

より御家来を以御礼有之候事、

一 肥前之内高鋒と申所へ着船候旨御届、兵部より申上

候、

一 高鋒と申所者長崎之入口ニ而、薩州乗船所より四拾

里ほとも有之候由、別紙を以申出候、

一 川御座等其外人馬之儀御願付、御願之通御書付を以

被仰渡候付、御飛札を以右近將監様へ被仰進候、

十月十八日

一 琉人御礼之次第書之事、

一 西丸江登 城御礼之次第書之事、

一 音楽并御暇被下候次第書、

一 西丸おひて琉人江被遣被下物之次第書、

一 琉人召連肥前之内呼子江着船、飛脚を以別紙申越候

旨、兵部より申出候、

但、先達而申上候肥前高鋒と申所より呼子迄四十

里ほとも可有御座と、別紙ヲ以申上候、

一 宿々より入用人馬員数多分之旨書出候付、於御勘定

所被相尋候処、御証文人馬數之通相揃候得ハ差支無
之由被聞召候付、病馬又ハ人足病人為有之(五拾疋)
五拾人(余計カ)二人馬寄置候様宿々へ被申渡、御定之貫
目之通相改、重荷無之様可心得旨、御勘定奉行より
被仰渡候事、

一 出火之節、高輪・品川・大井三ヶ所之屋敷江遣候儀
難成時節ハ、青松寺へ為立退度旨被仰出置、御願之
通被仰渡、御書を以右近將監様へ御礼被仰上候事、

一 琉人召連筑前之内藍島へ閏十月九日着船、順風無之
同月十六日迄滞船仕候旨申越候旨、兵部より申出候、
相添肥前之内呼子より藍島迄式拾壹里程可有御坐候、

右二行、右近將監様へ差上候、

一 出火等有之旅館風並あしき節琉人立退候ハ、往来
道筋混乱無之様可被致候、御徒目付・御小人目付も
罷越場所見廻答候、御目付中山五郎左衛門様・土屋
長三郎様二も様子二より御越可被成由、留守居へ被
仰渡候、屹度被仰渡儀二而者無之由、五郎左衛門
様・長三郎様被仰候由、

一 琉人赤間関迄着船之儀、飛札を以御老中様方へ被仰

越候、御連署書通・御格書二通也、

一 赤間関へ着船、閏十月廿二日順風無之相滞、同日飛
脚を以其段申越候旨、兵部より申出候、

一 筑前藍島より赤間関迄二拾里程も可有御座候、
別紙二

一 琉人召連周防之内鹿室へ閏十月廿九日着船、同日申
越候旨、兵部より御届申上候、別紙鹿室迄赤間関よ
り四拾里余も可有之候、

一 琉人召列十一月八日播磨之内坂越へ着船御届、兵部
より申出候、

鹿室より坂越迄六拾三里、大坂迄坂越より三拾一
里御座候、

一 中山王江之御返翰先例箱共御渡被成候旨、留守居よ
り申出候、

一 大坂町御奉行・御船奉行江正使帰国之節進上物有之、
御返礼物書留無之付、大坂并中途江申越段々相糺候
へとも、御返礼物書留不相見得候、

一 京都町御奉行・伏見御奉行江正使より之進上物、
京・大坂役人共へ相糺候得共、正使より之進覽物先
例無之候、

一大坂へ琉人召連着船、大坂より段々之日積いたし、
江戸江幾日參府可仕旨、兵部より御届申上候、

一御用掛之御目付御兩人江、正使より此已前進覽物無
之候、此節之儀如何可仕哉之旨兵部より相伺候処、
右近將監様被聞召、前之送物無之候ハ、此節も送
物ニ不及旨被仰聞候、

一大坂江琉人被召連候付、当日御飛札有之候、三御所
様江、

一函面忝枚 琉国より江戸迄道程・泊休・里数等之事、
一音楽之節罷出候人数拾七人、兵部より申出候、

一御目通右同ニ罷出、御時服被下候人数之事、

一先達而琉人名書差上候外也、惣人数名書兵部より差
上候、

一琉人着之節新宿泊ニ而、品川片町通田町一丁目より
松平撰津守様御屋敷東角辻番所を廻、芝屋敷表門よ
り入申候旨兵部より申出候、

一御次第書横折帳五冊

一御書付二通 忝通ハ琉人殿上之間へ上り候人数、其
外御家来人数、下官下乗ニ残り候人数書也、忝通ハ

琉人御札并御暇等被仰出候而、相障り候儀ハ無之哉
之旨御尋申上候書付、

一琉人 西御丸江為御札登 城之御伺書ニ御免有之候、
一琉人三州岡崎駅迄召連候付、其段御書を以被仰越候、
三御所様御同様、

一惣人数之内同名多候付中途江申越相札候処、先祖之
名を付候故同名多候由、兵部申出候、

一御返翰箱銘書不洗包受台并従者・楽人相中へ拝領物
御目錄一紙書相付候哉、御返翰箱ニ中山王御宛書、

下ニ御老中御連名、不洗包并受台無之、従者・楽人
相中拝領物御老中様より正使へ仰渡迄ニ而、御目錄

一紙書相付不申候由琉人共宛迄ニ候旨琉人申出候事、
一十二日、薩摩守參勤之御札、

一十五日、琉人御札、
一十八日、琉人音楽并御暇、

右三行之通御書付、右近將監様御用人より相渡候
事、

一音楽被仰付御暇被下候節、 太守様 西御丸江御上
り長袴着仕候筋ニ有之候、薩摩守供廻り布衣、其外

末々迄着可為仕候哉、

一 琉人登 城之節、供廻り被差置候事、

太守様御供廻り被差置候場所、中山五郎左衛門様・

土屋長三郎様より被仰達候事、

一 琉人登 城之節、下馬下乘之事、

一 琉人江拝領物受台数之事、

一 琉人登 城之節、小用所之儀御尋、

一 小田原江去ル八日着仕候、無故障候ハ、明十一日參

府可仕候、御留守居より十二月十日申出候、

^{十一日}一 今曉七ツ時比、新宿之駄出立仕候、薩摩守召連、芝

屋敷江着可仕候、兵部より申出候、

一 十五日、使者 御目見可被仰付候、

御本丸相濟、西丸へ罷出候事、

右江来ニ而書人有之 太守様御承知之御挨拶、右近將監様江御留守居罷

出被成御承知候、御請之御使者相勤申候由、大右

衛門、

一 丹羽正伯琉球人江対談仕候段被仰出、薩摩守申談

差図次第可致由、

一 音楽之儀、目錄之通ニ通共奏申候由、兵部より申出

置候、

一 登 城仕退出之節計東門より入申候、

一 御三家様并御役人様方江相勤候節、往来共東門より

出入仕候旨、御留守居より申出候、

一 登 城之節御玄闕へ相殘候人数五拾四人、下馬江殘

候人数二十二人ニ而候、御留守居より申出候、

一行掛ル楫様之事、

一 官服之節、足を組着座仕候事、

右二行、右近將監様江書付候而差上候事、

一 琉人御札之節 太守様御太刀持、

一 布衣着用ニ而琉人困居仕候人数之事、

一 御老中様方中山王より口上書之事、

一 使者具志川王子口上書之事、

一 琉人江被召付候御家来忝人 御目見御願書御名書、

一 大御所様江献上物ニ不及、

一 大納言様江ハ献上物有之候、

一 明十五日四ツ時、使者召連可有登 城候、御支度直

垂、西之丸江召連可被罷出候由、

一 御老中様方、其外右衛門督様・刑部卿様江幾日ニ中

山王并使者より進上物之事、兵部より伺、

一 音楽奏候間有之候哉、間と申程者無御坐候由、兵部より申上候事、

一 明後十八日、琉人音楽被仰付御暇被下筈候、御本丸・西丸へも可罷出候事、

右書付、右近將監様より被相渡候、

一金城楽書一冊

一台命楽書一冊

右、右近將監様より式冊御認被成、於此方かな書仕可差出旨被仰付、佐久間源太夫持參仕候事、

一 御三家様御役人様方江參上之人數之事、

一 琉人食物惣而日本同前二而、一日之食事も同前好味を用申候由、弥一兵衛江御尋ニ付申出候、

一 琉使江被召付候人数申渡候節、首尾申上候事、

一 琉使江戸より被相帰候節、被相付候御役々左之通、

一 御用人・御近習役・御使番、右外御馬廻・新御番・

御步行小役人之儀者、去冬已来到当春段々江戸江被

差越候内より於江戸相しらへ奉伺候様可被仰付哉伺、

一 児玉伴助被召付候事、

一 大坂川御座船・上荷船、伏見上り川御座船〔ママ〕 船綱

引人〔破損〕 伏見より江戸迄之人足・馬數、御家来用備人足・駄賃伝馬等、琉人御当地江上着仕、相究員數

等ハ可申上候得共、右人用申上筈候段、前広於江戸申出置、琉人上着之節右船數并人馬員數等相究、重

而申出、先例候得とも、去ル寅秋、雅楽頭様より御伝馬人足等之員數御尋之節も、戌年之員數書出候得

ハ、前以御案内申出不及、戌年之員數都而書出候様可被仰付哉之旨伺、

一 伏見參着之節夜入候ハ、堀端之家ニ掛挑灯出之、

与力・同心被差出候儀共、先例之通伏見御役所へ御留守居より申出候様ニ可被仰付哉之事、

一 伏見罷立候節、辻堅之面々江辞儀ニ不及様ニ、伏見

御役所へ御留守居より申出候事伺、

一 御発駕之節琉人可奉伺 御機嫌哉、苗代川御仮屋江

參上可奉伺 御機嫌哉之事伺、先例ハ前日も不及登

城候、

右江末二面書人有之、 本文ニ付而者、辰年ハ 御発駕前日二而も前々日

二而も、御精進間日可奉伺 御機嫌旨被仰出、苗

代川ニ而參上ニ不及、横井ニ而行列可被遊 御覽

旨被仰出候事、苗代川兩御飯屋可奉伺 御機嫌旨、

王子・副使江被仰渡候、

一 正使并副使・贊儀官・樂正ハ達

貴聞被仰付候、

今帰仁王子差支候ハ、小録王子、副使小波津親方差

支候ハ、勝連親方、贊儀官浜川親雲上差支候ハ、城

間親雲上、樂正謝花親雲上差支候ハ、賀數親雲上、

一 御三殿様江御祝儀、先年者江戸江之使者兼務ニ而相

濟候、兼務ニ而御祝儀申上候様ニと被仰出候由、返

答申来候、

一 琉球人人數之事伺、

但、江戸江九拾八人、御当地迄者百四拾七人差越

度旨伺、

一 献上物之事伺、

一座楽器ニ通り可持越哉伺、

一 姫君様江者正使迄進上物伺、

一 中山王書翰之事、

一 文箱取仕立之事、

一 中山王を初正使已下 姫君様 御三殿様江進上物、

島津〔破損〕馬守殿江進覽物之事、

一 隅州様江中山王其外之進上物不被仰付事候得共、

〔吉豊〕総州様御同様之進上物願有之、可宜との 御意候事、

〔継豊御室〕於嘉久様江表立而進上物不及、樂など御見物之節御

内々より進上之願有之候ハ、可被仰付候由 御沙

汰有之候事、

一 総州様琉人被召列候節、 御官位御昇進之事、

一 御用人御用係之事、

一 御家老座筆者同断、

一 飯屋守御用係之事、

一 琉球飯屋定藏役買物役迄兩人、買物方寄藏役兩人、

以上四人、筆者兩人、

一 琉球人被召列候節、小倉筋 御通路可被遊哉、琉人

之儀ハ西目乘廻被仰付、先例之段奉伺候事、

一 前年十一月申 御參勤御時節御伺候事、

一 琉人江戸江被召連候節、登 城之次第書相調 太守

様江差上候事、

一 馬上人人數伺之事、

一 御使番・御目付江戸詰被仰付、琉使へ被召付候間、

一 琉使へ於江戸着之当日、御料理被下付々琉人へ御賄

被下候事伺、

一 使者方へ被掛置候御近習役以上之御役々江、琉人音

物受用可被仰付哉之事伺、

一 琉人上着無之内より、段々於江戸御伺御届等被仰出

候先例左之通、

一 大坂川口より江戸迄之間段々御会釈有之候、此度も

先例不相替被仰付候様、御用番様へ御口上書被差出

候事、

一 使者御当地江上着御届之御使札被差越候事使者ハ江、戸仕立

一 使者上着王子名前迄を御用番様江被差出候、従者名

之儀ハ、御参府当日名二かな付二而今日ハ参府之

御届有候得共、去ル辰ノ年ハ右近将監様より御先格

二無構名書出候様ニ被仰渡被書出候事、

一 御当地 御発駕御届御飛札、

一 赤間ケ関カ赤間ケ関カ 御発駕御届御飛札、

一 浦御触被仰渡度旨、於江戸ニ申出事二候、

一 浦御触被仰渡候段、御承知之所より御請被仰出候、

一 船中於湊往来之番船不入交様被仰渡度旨、於江戸申

出候事、

一 美濃路・東海道日数廿日ニ被召連候段、於江戸御用

番様へ申出候事、

一 道中川越・船越・今切無滞様ニ被仰渡置度旨、於江

戸申出候事、

一 御船中相滞候節者、御留守居より書付を以御届御座

候、最前琉球方之儀御首尾被成候御老中様へも、御

留守居口達ニ而御届申出候事、

一 播磨路 御越之節者、琉人者西之宮間ニ奉待、大坂

川口より御供被仰付儀ニ御座候、

一 大坂江御着岸之御届御飛札、

一 大坂着岸又者罷立候訳、御城代・町御奉行へ御届

可有之哉相札候上、首尾有之筈也、

右一行相札筈也、

一 大坂御滞在、伏見川上り伏見御滞在并 御発駕道中

日数幾日 御通路御滞無之候得ハ、何月何日 御参

府之段御用番様御届可申出旨、大坂より申越候、御

用番外之御老中様方へも申出候事、

一 御宿賦御届被仰出候節、從者幾人薩州江來着之段御

届、戌年之御宿賦別紙ニ申上候事、

一 使者泊休之所々宿廻り之所ハ、前後之宿ニ御止宿可

被遊旨被仰出置候事、

一 献上物大坂より先達而差立、入用之人馬等之儀於江

戸御留守居より申出、人馬受取候様ニ可仕旨、道中

御奉行へ江戸ニ而御留守居申出候事、

一 琉使伏見江幾日着之段、伏見御役所江京都御留守居

より御届申出候事、

一 伏見立候節、前日伏見御奉行へ京都御所司(代脱カ)・両町御

奉行へ京都御留守居より御届有之候事、

一 岡崎迄御着之段御飛札、

一 御道中御滞候得ハ、御口上書於江戸御留守居より御

用番様江差出候事、

一 新居・箱根御通路之節、琉人被召連候段御番人江御

案内被仰達候事、

一 小田原江御着被成無御故障候得ハ、幾日ニ御参府可

被成旨、於江戸御口上書御留守居より差出候事、

一 川崎駅 御発駕之節、今日芝御屋敷江御着之段被仰

越候旨、於江戸御届申出候、

一 御参府当日、品川より芝御やしき迄之間御徒衆二組、

御徒目付衆・御小人目付衆被相動候事、

一 依願大雄山へ参詣被仰付候事、

一 使者 御目見被仰付先例ニ候、

御目見相濟、御役中へ王子其外之琉人見廻候事、

一 御膳進上、御料理も被下候事、

一 御首途之節、仮屋より御跡ニ引続御供被仰付候事、

一 被掛置候御用人并御目付、仮屋へ差越繰出候事、

一 献上馬も行列之内ニ而諏訪へひかせ候事、

一 中官・楽童子御借馬被仰付候事、

一 御首途付諏訪 御参詣、安養院江 御入、御吸物・

御茶迄被召上候、戸柱辺江奉詣候事、

一 御首途已後 御帰館之節ハ(祇園カ)祇園より御船、御規式ハ

於 御殿ニ有之筈也、

一 琉人御供被召列御札、月番御家老宅へ参上候事、

一 献上物仮屋ニ而御見分有之、其已後於 御城被備

御覽候事、

一 御国道中其外ニ而路次樂候事、

一 同
一道中相係脇徘徊不被仰付候得共、於向田八幡宮并泰平寺江者内々參詣御免、

一 同
一船中二而御一門様方より用水被遣候節ハ、受用被仰付候、

一 伺
一 大坂・伏見ニ而佐土原屋敷へ被差置候事、

一 同
一 大坂・伏見ニ而佐土原屋敷へ被差置候事、

一 同
一 御船中ふしミ・美濃路・東海道ニ而も王子直ニ御本

一 伺
亭へ參上、又者仮屋守を以奉伺 御機嫌候事、

一 伺
一 大坂・伏見到着之節、王子・副使

御目見被仰付候事、

一 伺
一 御船中又ハ大坂三島ニ而も王子より御看進上、御船

一 伺
中ニ而者御供之御家老船迄被差上候、

一 伺
於道中此御方之面々、王子江行逢候節者下馬下乘、

一 伺
王子ハ不及一礼候、二本道具持せ候人以上、下馬下

一 伺
乘之節ハ轎を居、轎之内より辞儀有之候、

一 伺
一 琉人御本亭前罷通候節ハ、王子ハ下乗不及、副使よ

一 伺
り已下ハ下馬下乘之事、

一 同
一道中ニ而献上物宿札先例之通、夜ハ大挑灯也、

一 伺
一 京・大坂御留守居、加賀守殿留守居御立入、町人之内御免之者も可有之候、

一 伺
一 宮ニ而尾張様より王子江御使者を以拜領物被仰付候節ハ、御用人罷出御口上承、御請ハ御家老より申上

一 伺
候、

一 同
一 右御使者、旅宿へ王子より口上相応御馬廻を以被申入候、

一 伺
但、音物遣候、

一 伺
一 右御使者江御家老よりも新御番ニ而御挨拶為仕候、

一 伺
但、被下候物有之候ハ、先例之通御使者旅宿江

一 伺
見廻御礼申上候、戊年ハ被下物無之付不及沙汰、

一 伺
一 浜松・川崎駅ニ而王子・副使・足輕・小人少々相付、

一 伺
御本亭へ伺 御機嫌參上、戊年ハ浜松一所ニ參上候、

一 伺
御本亭手前ニ止宿候得ハ、支度替ニ而參上候、御本

一 伺
亭より先江止宿候得ハ、參係りニ御本亭へ參上候事、

一 伺
一 慶長十五年、久志頭親方江尻ニ而相果、清見寺江葬

一 伺
置候付、琉使致參詣来候、戊年中官之者參、王子へ

一 伺
之音物受用いたし候、

一 伺
一 御供方并琉人江被召付候御用人已上、御巡見上使之

節、自分持高二御役料高相加御答申出候付、其通申
出答候、

一大坂江三日 御滞在、

一大坂より伏見川 御上り兩日、

一伏見兩日 御滞在、

右、戌年琉人被召連候節、右之通御滞在并川御上

り之段達 貴聞置候事、

一公辺へ申出候儀、時節不相弁儀も有之候付川々相考、

水野壹岐守様へ御内談被仰進候事、此節者御内談被

聞召上、御方様江御内談可被仰越哉之事、

一琉球中山王使者・従者共九拾八人、薩摩守召連參府

仕答候、右付道中宿積人馬・船数等之儀、別紙申上

候旨御名書二而被仰出候、

一琉人鹿兒島迄被差歸候節、船中風波あらき節往来浦

御触被仰付候、

一船中往来之番船不入交、のそき見等不仕片付候様被

仰付度旨、

右同
一往来美濃路日数廿日差通度由、

右三行、一紙御名内

一琉人行列横井御仮屋又ハ広坂御茶屋ニ而被遊 御覽
候節、王子其外付々琉人迄乗轎・乗輿・乗馬・着笠
御免、

御目通ニ而御礼仕ニ不及、行列之通御先ニ罷越候事、

一琉人上着仕候ハ、首尾掃部より申上候、

一当九月九日 御發駕ニ付、今月三日より六十余日罷

成候間、中山王使者来着御届之御使札、今月三日之

御日付ニ可被仰付哉奉伺候、掃部、

一隅州様江進上物者惣而

〔吉豊〕
浄国院様御同様進上物願有之、可宜旨被仰出置候付

進上物之願可申出候、

一於栄様江ハ〔細貴女〕信証院様御同様ニ、中山王并正使より進

上被仰付候、

一於嘉久様江表立而進上物ニハ不及、楽など御見物之

節、御内々より進上可被仰付由、

一於徳様・於貞様江ハ進上物ニ不及、
〔吉貴女〕 〔繼豊女〕

一御參府之節、使者一頭可被召連旨被仰渡候事、

一辰ノ秋被召連答候間其通相心得、辰ノ夏初二者無滞

致上着候様ニと御勝手方へ相達候事、

- 一 辰ノ秋御当地より被召連候時節之儀ハ、重而可申渡
旨是又御勝手方へ相達候事、
- 一 正使を初、楽正迄ハ申渡済、
- 一 御代替付、御三殿様江御祝儀申上候使者先例、江
戸江之使者兼務ニ而相済、此節も先例之通被仰付候、
- 一 御老中様江之書翰案文之事、
- 一 惣人数之事琉球より申出候、
- 一 献上馬之事手当申渡済也、
- 一 楽器之儀二通可持登候、
- 一 御両殿様 姫君様江進上物之事上、正使より者姫君様江進、
副使より不及候、
- 一 三御所様江献上物、
- 一 公義より被仰渡候、別紙之通献上被仰付候、
- 一 来秋 御参府之節、琉人先例之通西目筋被差越候間、
乗船等手当可被申渡旨、御勝手方江相達、首尾係へ
も申渡候事、
- 一 足輕・小人召連候事、物頭より申出也、
- 一 献上物船印、
- 一 惣琉人乗船之印、
- 一 右式行、仮屋より申出候事、
- 一 正使より楽童子迄之名書ニ、かな付候而可差出候、
- 一 使者江戸へ被召連候付、琉球江可申越ケ条書之事、
- 一 正使宿、幕其外掛挑灯等之事、
- 一 正使を初道中宿賦之事、
- 一 献上荷物船壹艘
- 一 せき船四艘
- 一 荷方拾三反帆壹艘
- 一 右三行、仮屋より申出候事、
- 一 献上之羅紗六尺五寸を一間、壹卷拾間之積ニ而二卷、
色を替、献上候様ニ申渡有之候、 大御所様 大納
言様御方江者間敷ニ而拾間ツ、色ハ吟味可致旨申
渡有之候、
- 一 芝御屋敷ニ而琉人方宿賦之事、江戸江も被申越答也、
- 一 琉人立方御用御家老座之事、江戸へも申越答也、
- 一 去丑年已来申渡有之候趣、旧冬十二月迄ハ一帳ニい
たし、当月十一日より江戸勤相仕廻、御当地江致
着候迄之首尾方、日帳ニ相認置可差出旨申渡置候、
- 一 御発駕当日、長崎御奉行へ御書并御太刀金馬代・太
平布一箱五疋入、御使者を以被遣候、

一 天草御代官江御使者を以太平布一箱五疋入二種千疋、

右御使者を以被遣候由、先例之旨御使番申出候、

一 赤間せき着船之御届、御書を以被仰出候、

一 壹対位筆三拾対

一 真書拾対

一 三匁形墨三丁

喜兵衛・藤九郎より御勝手方へ申出、江戸へ申越

候事、

一 挟箱式荷

一 扱首 一 波覆 一 しんちう鎖別式荷分

一 合かき 一 旅かけ 一 雨覆布ろうひき

右、琉球方為入用相渡候様被仰付度旨、藤九郎・

喜兵衛より申出候、

一 船乗組之事向田より川船乗組、本船大坂着、岸之節乗組、ふし見上り之筈

一 琉人買物役、江戸ニ而も寄役被申付置候様江戸へ問

合、

一 兎玉伴助琉球方取仕立ニ而被召付候事、

一 御使番其外之御役々江しらへ方申渡候事、

一 琉人江被召付候御歩行式拾三人ハ現人数ニ而罷通、

外ニ鍵持人足御物より可相渡哉相しらふる筈也、

一 琉人江御借馬ニ付而者、仮屋守江問合、員数可相糺

事、

一 京・大坂御留守居へ琉人江戸勤相仕廻、伏見・大坂

罷通迄ハ相話候様申越筈、

一 弓十張 一 百矢箱一荷 一 長柄拾本

右、江戸より琉人被相返候節もたせ候様、江戸へ

問合可有之候、

一 琉人江戸より被差帰候節被相付候、是又問合有之筈

也、

一 献上物并進覽物受台等寸尺付、

一 王使・副使上着已後、御目見被仰付候次第并御膳

進上被仰付候旨趣、仮屋守より一紙を以申出候事、

一 江戸立付而、御首途之節御供被仰付候事、

一 琉人江戸立付、御当地出足前より東海道江戸着迄

時々之儀先例、仮屋守より申出候事、

一 琉人大坂川口江着船先例有之候段々之事、仮屋守よ

り申出候、

一 王子・副使於川御座冠着、其外者冠不及、川御座へ

相詰次第等之事、仮屋守より申出候、

一 物頭より足輕・小人仕着之事申出候、

一 仮屋守より兵次紋所之事申出候、

一 右同献上馬馬絹之事申出候、

一 御借馬之事、

一 大羅紗、阿蘭陀人献上者六尺三寸を一問之賦ニ致候

由、

一 羅紗式拾間、公方様献上用ニ成、

一 右同、大御所様 大納言様献上用ニ成、

一 島津加賀守殿大坂・伏見屋敷へ木屋かけ之事、御留

守居へ申越候事、

一 献上馬其外表方御馬廻・自分馬等之馬屋之儀、京・

大坂御留守居江申越候事、

一 諸役々江通馬被下候事、

一 琉人山川江着船候而も一度不致着船、漸々跡船ハ致

着船候様申渡候事、

一 御乗船之儀、琉人乗船同日被遊候而者込合申答候、

可差支哉相糺可申出旨申渡候事、

一 御国道中琉人宿之事、

一 琉仮屋付宿之事、仮屋守より申出答也、

一 道中又者江戸滞在中出火之節琉人支度等之事、

一 御首途之節、琉人被召連候次第書、

一 御首途已後平日上下着用之人、羽織袴ニ而可相勤事、

一 御首途之節、琉人江被召付候面々江申渡候事、

一 使者被差上候付 太守様御札之書翰差出候付、御近

習役を以差上候事、

一 琉人來着付、御届之御使札江戸江被差越、脇々へも

御しらせ有之候事、

一 京都諸司代・大坂御城代を初、御役人様方江琉人進

上物大坂・伏見へ残置、江戸勤相濟御国へ相越候節、

京・大坂ニ而差上受台箱等江戸へ申越候事、

一 於御対面所献上物 御覽之事、

一 琉人献上馬御家中馬迄も御供方大垣待上、御馬一所

ニ被差立度旨御馬方申出候事、

一 献上用之硯屏類詩文有之分ハ書写可差出旨、仮屋守

江申渡候事、

一 琉人立方用紙申出候事、

一 壹通入文箱十通

一 式通入文箱十通

一 状級糸百尋 一 しやうふ巻本

一 手燭台二ツ 一 中蠟式拾丁

一 三御所様江差上候中山王書翰可差出旨申渡、書翰見届相下ケ候事、

一 琉人江戸着之当日より翌朝迄、王子宿玄喚江足輕詰居、夜中ハ中途被相遣候足輕へ代合、

一 王子宿かけ挑灯式ツ、仮屋より出候様申渡候、

一 火消組合帳

一 行列書付巻卷

右外、覚書四通、書付式通御用人へ相渡、

一 献上物前以被差立候、

一 琉人行列被召付候御馬廻、御家老付并跡さらへ新御番、脇才覚を以水上辺迄乗馬、左候而、横井辺迄率候儀勝手次第、

一 御立馬之内五疋

右、中山王献上馬之場ニひかせ、馬巾ハ琉仮屋より相渡候、左候而、い十院より可相返旨申渡候

事、

一 献上差上候已後拜領物可被仰付候得ハ、謝恩使被差

渡候節、献上物何分ニも可申渡候へとも、享保四年、献上物之格を以献上物・進覧物見合置候様可申越旨申渡候、

一 於江戸奏候楽曲并曲詞之事并琉歌之事、

一 江戸着当日、鈴之森辺より御借馬人数之事、

一 於中途不時金子入用之節ハ、琉球仮屋藏役より取替候得共、御旅方役人方より取替、江戸ニ而差引勘定可相遂旨申渡、かりや守へ申渡候事、

一 浦御触次渡之儀付而、長島移地頭へ可申越覚、

一 九月九日 御発駕付、仮屋守其外江申渡候事、

一 大坂・伏見ニ而王子・副使 御機嫌伺ニ参上之節者、

表御門通候事任先例申渡候事、

一 路次楽人乗懸馬、御国道中から尻馬被仰付度旨仮屋守申出趣有之、其通申渡候事、

一 於 御城御尋之趣候ハ、即答ニ不及、被相付候役々

江可得差凶旨申渡、先年御尋之御答帳ハ通詞へ見せ置候様申渡候事、

一 浦御触拾通

右、乗船江可乗せ付候、

- 一 大坂川口江尼ヶ崎より御下り之程不相知内者、琉人事ハ西之宮辺江罷在御下之程相究、前晚ニ琉人大坂川口江致入津、御光着奉待事候得共、依順風難致儀も可有之候間、順風次第兵庫より直ニ川口ニ相越可奉待旨、船奉行・仮屋守へ可申渡候、
- 一 尼ヶ崎より川御座ニ而大坂川口江御下り青龍丸御乗移、翌日又々川御座ニ御召替、琉人被召連答候、御船奉行へ申渡〔マ〕
- 一 辰之夏初ニ者無滯上着候様琉球へ可被申渡旨、御勝手方へ申渡、首尾書を以申上事候、
- 一 琉人江戸御屋しきニ而宿之儀問合有之筈、十一月廿二日ニも宿之儀問合有之候事、
- 一 総州様琉球人被召列候節、御官位御昇進之事、但、御官位御願書大久保様江被差出候哉、
- 一 来秋琉人召連 御參勤ニ付、御用番様江首尾迄を被御出候事、
- 一 加賀守殿大坂・伏見両御屋敷御仮屋へ琉人被召置度との儀、加賀守殿へ飛札を以申上候、左候而、御納得之上、両御仮屋修甫敷付木屋かけ等、此御方より
- 一 被仰付候上、琉人可被召置候と、彼御方御家来江此御方御留守居より為申越答候問合、
- 一 使者召連候様ニ被仰付候付、
姫君様〔継豊女〕 菊姫様 御奥様江御札申上候事、
- 一 琉人へ被召付候段被仰渡候間、御用之儀者別紙を以申越候由江戸問合、
- 一 浦御触、御伝馬人足、御家来用之やとい人馬大坂着岸之節、伏見上り川御座船〔マ〕 船上荷船綱引人足等之儀、先例之通達 貴聞、何分ニも可申越旨問合、
- 一 江戸ニ而琉人方江被相係候御家老衆之事、被相帰候節之御用等被相調候事、
- 一 大事之節琉人立退候場所御同等之事、
- 一 琉人江被召付候面々別冊差越候、被差帰候節被召付候人数之事、御役人名前之通被申渡候様ニ申越候事、
- 一 献上物・進覧物しらへ、御使番江被仰付候事、
- 一 物奉行同断被申渡候様申越候事、
- 一 献上物上宰領・新御番兩人被仰付候、琉人より先達而着ニ付、鈴之森迄御借馬可差出事、
- 一 琉人着之当日、楽童子已上江者御借馬被仰付候事、

右七行、一紙問合有之候、

一 琉人江戸より被相帰候節、御用人・御近習役・御使番被召付旨問合、

一 琉人參府之節、御会釈被仰付候帳留可被差越哉、

一 承応之例焼失之段可申上旨、戊年及問合候得共、右

勤務帳戊年被差出候得ハ、此方御尋も有之候ハ、

一向承応之例不相知段者難被申出積候由、

一 琉人上野參詣、御家老 御目見之事、 御參府之上

御名書を以可被仰出候、

一 御參府当日、品川より芝御屋敷迄道筋堅メ、御徒目

付衆・御小人目付衆前以御願有之候哉、

一 琉人着之当日、王子へ御料理被下、其外琉人江御賄被下候付、御料理役代合之者可被留置哉、

一 琉人着之節ハ買物役忝人、進物藏役忝人、此節ハ寄役被仰付ニハ及間敷由、辰年江戸より返答有之候、

一 右衛門督様・刑部卿様・御三家様方献上物問合之事、

一 浄国院様琉人被召列候節、御官位御昇進之事、

一 琉人江御料理被下候哉之事、

一 琉人人数之事、

一 御家老座筆者二人、琉人江戸より被差越候節、琉人方御用係被仰付候段可被申渡旨問合有之候、

一 御家来名前名札、御用番へ差出候、

一 其元へ差置候家来より諸事可奉伺旨、被仰出候御口上書出候、

一 琉人被召連候儀付而者、段々御伺等被 仰出儀有之候得ハ、忝岐守様へ御内談なくてハ不叶積候間、此

段前広ニ御留守居江も申含、忝岐守様江申上置候様可被申付置候、此節も何方様江歎御内談有之可然事

二候、

一 御用人座筆者兩人も詰越被仰付候事、

一 琉人被相帰候節、百矢箱・長柄問合之事、

一 使賛・楽童子戊年人数より相減候様、前広ニ御届申

出方宜候ハ、何分ニも到其節可致首尾候事、

一 琉人方御係之御役人様被仰渡候ハ、御挨拶御見廻

先例之通可有之事、

一 常式 三御所様江献上物之節者、 西丸江も別立而

相納事候得ハ、琉人献上物も其通可有之哉、

一 登 城道筋并御役人様方、御三家様方江參上道筋之

事問合、

一 琉人勤務帳御用番様江被差出候事、浦御触等御願書

一 所二可被差出哉、

一 楽 上覽之時、楽器入候長持等御玄喚より御城坊主拾二人御坊主与頭より被申付たる由、到其節人数ハ増減も可有之候、御留守居江申含置也、

一 道筋吟味之節、御届等二可及哉、

一 御三家様・御老中様方へ参上之節、勤務次第彼御方より被遣候哉、

一 琉人被相帰候足輕、江戸物頭より人数申出候先例二候、

一 献上物箱受台調方寸尺等付而、仮屋守より差出候帳内江戸へ差越候事、

一 西之丸江も琉人登 城可有之哉之事、

一 琉人人数辰年ハ前以相知候付、御伝馬人足・川船員数等都而戌年之通被仰出候、御願之通被仰渡候節者御飛札之御勤有之候間、其訳可被申付旨江戸江問合有、

一 道中御奉行へ宿賦書付、大坂川船道中人馬等之儀、

戌年ハ及兩度御届有之候得共、此節ハ前広之御案内不及、御用番様より御差図有之候已後可被申出儀候由、辰年問合二有之候、

一 琉人來着二付而者、御使札之御勤有之候付、分而御届二者不及筈候得共、浦御触等二到り為御考、御留守居なとより御内沙汰申出儀共者、遂吟味候上首尾可致旨問合、

一 宿賦之儀、 太守様常式 御參勤之節者御届二不及候得とも、琉人被召連候付而ハ別立而御届二可及哉、

一 御城二而勤務次第書、此方より被差越候事、
一 出火之節のき場之事問合、

一 浦御触御願書被差出、何分二も被仰渡候趣大坂御留守居江被申渡候様二との問合、

一 勤務帳差越候問合、

一 琉人來着之御届御使札御勤有之候付、御取立御使者御馬廻之内外方勤差扣被置候様二問合、

一 御登 城之節、御刀番其外琉人方二而柳之間・大広間江被差通候面々布衣着用、御傘持白張着不差支様

二との問合、

一 公迈ニ相係候儀付而、京・大坂手当ニ相成候儀者兩所へ直ニ可被申越旨問合、

一 増人足等問合之事、

一 琉人不残来着、九月九日可被召連候、致着候付而御

届之御使札六月三日着候付、三日御目付ニ而被差越、脇々御しらせ御使番より可申越旨申渡候事、

一 右御届之御使札御連署ニ而候故御用番様へ差出、其外之御老中様へハ御口達迄ニ而候由、去ル戊年為相達由候、

一 献上物琉人より先立而差越候付、新御番兩人中途何日可致着と可申越候間、鈴之森迄御借馬等被遣候、

一 琉人着之当日、王子・副使引添馬并中官より楽童子迄乗馬、御借馬口付人足等之事、

一 琉人江戸着之当日、跡乘御馬廻八人、道中者六人、跡乗之儀、着之当日も六人之筋ニも行列帳ニ相見得候得ハ、決而八人相勤候哉、去ル辰年之行列帳見合筈、

一 御殿中之儀ながら、去ル戊年ハ絵図之通相勤候、当年も其通可相心得哉と問合、

一 琉人荷物、御殿山筋品川より御屋敷迄諸所へ下知人被出置候様問合、

一 王子宿玄喚ニハ足輕式人、

一 王子宿掛挑灯ニツ仮屋より出、

一 琉人着之当日、御家老付并跡さらへ新御番騎馬ニ而相勤候間、御借馬三疋鈴之森迄可被差越置事、

一 羅紗間敷、六尺三寸を一問と申候由、

一 御浦觸写為御見合差越候問合、

一 琉人江戸着当日之次第

御目見被仰付候次第、掃部儀者琉人行列之跡より相越へし、琉人者御座へ可被差通置由問合、

一 太守様御発駕、琉人被召連候付御連署一通、御格書二通、従者名書者今日便被差越先例ニ候得共、先達而差越候付相替儀無之候、

一 享保三年ニハ島津（雅久）淡路守殿其外兼而御出入之御方江御しらせ有之候間、被相糺被致首尾候、

一 献上物等、鹿兒島九月四日被差立候段申越候、

一 きく姫様江進上物、重而奉伺進上被仰付候事、

一 行列帳江戸へ被差越候事、且又献上物之儀納り方、

琉人登 城前日相納ル先例ニ候得とも、御本丸ニ而都而相納リ候哉、西之丸者別立而相納リ候哉被承合、何分ニも頼存候旨掃部より申越候事、

一道中掛り勘定与頭より琉人名書可書出旨被申聞、王子名書迄相認、其外ハ惣人数名書不及書出候事、

一 赤間ケ関迄御着船難成候故、赤間ケ関御届ニ被準、呼子より御届ニも可及哉、此節者右近將監様思召之訳を以、御中途之御左右御尋被成候由ニ候、御直ニ琉人被召連候得者、何方より御書被差出候儀も 思召次第ニ候得共、後年琉人迄を西目筋被差廻船中相

滞候節之支ニも可罷成候間、此節者下御船中御滞迄之儀ニ而御届者被仰出候得とも、外之儀ニ而御勤之御書被差出候付、右序ニ御用番様・御用人迄西目筋順風無之日数相込候段、御留守居より噂等いたし候儀者不苦咎候旨、江戸江御問合有之候、呼子より、

但、当時之天氣相ニ而者、いつ比赤間ケ関辺へ

御着船も難計旨、咄ともに申達候方可然候、十月

廿一日便、

一 出火退場被仰渡候付、御飛札呼子より被差越候、

一 琉人海陸道之記、右近將監様へ差上候事、

一 増人足・増荷船被仰渡候付、御飛札被差越候事、

一 赤間ケ関江閏十月廿二日琉人被召連 御着船之段、

御勤之御連署御格書被差出候、

一 御書被差出候節、順風無之諸所ニ而御滞船之段者被

申出置ニ而可有之と問合、閏十月廿二日便、

一 上之関御着御届無之候得とも、戊年も御用番様へ噂

ともに御留守居申出候付、去ル辰年も上之関江御着

付而ハ御沙汰なしニも難被差置付、先例被相調候上

首尾可被致旨問合有之候、

一 琉人名書之内、親雲上七人家来之筋ニ紙面相見得候、

琉球ニ而ハ侍ニ而候、中官之内差支候節、御城勤

等難成節者其場も相勤候者共ニ而候故、主人名片書

ニ相記候而ハ支ニも可相成と両通ニいたし差越候間

合有之、

一 太守様琉人被召連大坂へ 御着岸、御勤之御飛札着

之当日被差越候事、

一 戊年御屋敷へ 御光着之当日、正使・副使・中官・

楽童子迄之名書を以、琉人只今召連參府之段、御留

守居を以御届有之候間、此節も其通当日被申渡二而

可有之候、

公辺諸御礼定

正月

一 中山王并使者より献上物之品、戊年者 御光着当日

可被書出旨戸田様より被仰渡、翌日被書出候、辰之

年此節も右通急二ハ有之間敷候へとも、別冊被差越

置候、吟味之上清書可被申付旨問合有之候、

一 琉人着之当日、御玄喚相昇候節御取次番名之事、

一 右之節出会候御用人名、

一 副使・中官・楽童子、新座御玄喚迄参候節案内御歩

行式人、

一 右同出迎候御取次番式人、

一 右之節出会候御用人壹人、

右名書被差越候ハ、琉人江可申聞置候、

一 三河岡崎迄被召連候御届、御飛札被差越候事、

一 小田原之駅江十二月八日 御光着無御故障候得者、

来ル十一日曉七ツ時比新宿之駅出立仕、芝御屋敷江

御光着之筈候、右之段、御留守居を以御届有之先例

二候、

元日 御三家方始、御譜代万石以上以下共、

二日 御三家之御嫡、表向万石以上之面々、

西丸付面々御役人

三日 御三家之御嫡二而も御無官并万石以上二

而も無官之面々、御普請組支配之面々

同夜御謡初、御三家方始、御普代之万石以上以下、

外拾万石以上之内出府之分

六日 増上寺始神社

七日 若菜之御祝儀二付、御三家方、松平加賀

守、溜詰松平越前守、高家詰衆、御奏者

番、其外諸御役人

十一日 御具足之御祝儀、溜詰松平出羽守、御普

代之万石腕力以上、諸御役人

十五日 月次之御礼

廿八日 月次之御礼

二月

朔日 日光御門跡始、上野一山、遠国天台宗年

頭

十五日 月次之御礼

廿八日 月次之御礼無之、尤、御礼無之段御触達

も無之、

三月

朔日 月次之御礼

三日 上巳之御礼

十五日 月次之御礼

但、御三家方御參勤御暇有之候得共、

月次之御礼無之段御触達有之、

廿八日 月次之御礼無之、尤、御礼無之段御触達

も無之、

四月

朔日 月次之御礼

十五日 月次之御礼

但、四月參勤御暇之面々御礼有之候得

者、月次之御礼無之段御触達有之、

廿八日 月次之御礼

五月

朔日 月次之御礼

五日 端午之御礼

廿八日 月次之御礼無之、尤、(御礼脱力)無之段御触達も無

之、

六月

朔日 月次之御礼

十五日 月次之御礼無之、尤、御礼無之段御触達

も無之、

十六日 嘉定御祝儀

但、御三家方、松平加賀守、松平越前

守ハ登城無之、

廿八日 月次之御礼無之、尤、御礼無之段御触達

も無之、

七月

朔日 月次之御礼

七日 七夕之御礼

十五日 月次之御礼無之、尤、(御礼脱力)無之段御触達茂無

之、

八月

朔日 八朔之御礼

十五日 月次之御礼

廿八日 月次之御礼無之、尤、御礼無之段御触達

も無之、

九月

朔日 月次之御礼

九日 重陽之御礼

十五日 月次之御礼

廿八日 月次之御礼無之、尤、御礼無之段御触達

も無之、

十月

朔日 月次之御礼

十五日 月次之御礼

廿八日 月次之御礼無之、尤、御礼無之段御触達

も無之、

玄猪書付日、表向万石以上溜詰御普代、其外諸御

役人

十一月

朔日 月次之御礼

十五日 月次之御礼

廿八日 月次之御礼無之、尤、御礼無之段御触達

も無之、

十二月

朔日 月次之御礼

十五日 月次之御礼

廿八日 月次之御礼

但、御三家方始、例之面々居残、歳暮

之御祝儀申上候、

一惣而月次之御礼定日、月次之御礼無之候(符カ)得者、大

目付衆より御触有之候、

一西丸江出仕之日割者、宝曆十二年十二月被仰出候

御書付、左之通ニ御座候、

西丸江出仕之覚

年頭

一御本丸江登 城之面々、其当日

西丸江茂出仕、謁御奏者番退出、

但、御太刀馬代者 御本丸御納戸江納之、

一寺社之分 西丸江御礼罷出ニ不及候、

一六日御札之寺社 西丸江献上物者 御本丸江相納、

一町人諸職人等 西丸江御札出仕二不及、献上物者

御本丸江相納、

五箇句・八朔

一御三家方 一万石以上并嫡子

一高家 一御留守居

一大御番頭 交代御寄合之内、表向より御札相出候分

一表高家 一金地院

一護持院

月次

朔日

一御三家并松平加賀守、松平越前守、溜詰御譜代衆、

詰衆、御奏者番、嫡子共、高家、御留守居、大御番

頭

十五日

一万石以上并嫡子

一交代寄合之内、表向より御札被罷出候方

一表高家 一金地院

一護持院

廿八日

一布衣以上之御役人

一交代寄合 一三千石以上寄合

一布衣以上之寄合 一法印・法眼之医師

一中奥御小姓 一中奥御番

惣出仕

御本丸江罷出候節者、西丸江茂出仕之事

惣而御札事

西丸江も出仕之事

午十二月

一十二月廿八日、歳暮之御祝儀申上候、万石以上之

面々ハ 西丸江出仕有之、

薩州郡 高三拾壹万五千八百六拾三石壹斗四升八合七勺壹才

鹿兒島郡

鹿兒島 惣高貳万四千五百五拾七石四升余 狩夫貳千六百叁人

鹿兒島より四里半 鹿兒島郡、狩夫四百四拾人

吉田

[44]

同貳里半
谷山郡、狩夫千貳百四拾四人 明和八卯四月十三日〔下り脱力〕

谷山〔久老〕
島津采女殿

同七里
給黎郡、狩夫千九拾八人

喜入〔兼滿〕
私領 肝付彈正

同拾里
指宿郡、狩夫二千貳百四拾八人 明和八卯四月十三日より

指宿〔清香〕
小松帶刀殿

右同、狩夫千八拾人 宝曆十二年十月廿一日より

山川〔季周〕
伊地知新太夫

拾三里
額娃郡、狩夫貳千五百六拾人

額娃〔久老〕

同十三里半
指宿郡、狩夫千貳百八拾三人

今和泉〔思温〕
私領 島津因幡殿

同拾里
給黎郡、狩夫千百拾八人

知覽〔久邦〕
島津全

同七里
川辺郡、狩夫千七百八拾九人

川辺〔久保〕
新納波門殿

同七里半
右同、狩夫五百七拾三人 明和三戌正月五日より

同山田〔範章〕
比志島要人

同〔マモ〕
右同、狩夫千六人

鹿籠〔久徳〕
私領 喜入主馬殿

同十二里
右同、狩夫四百貳拾三人 宝曆十三未七月廿八日より

坊泊〔兼兵〕
伊集院覚左衛門

同十四里半
右同、狩夫三百拾壹人

久志秋目〔久老〕

同拾三里
右同三千四百貳拾七人

加世田〔行具〕
二階堂主計殿

同九里半
阿多郡、狩夫千拾壹人 明和八卯正月十一日より

阿多〔金剛〕
関山軍兵衛

同七里
阿多郡、狩夫千三拾八人

田布施〔範村〕
村上静馬

同八里
右同、狩夫九百七拾人 明和七寅正月十一日より

伊作〔久壽〕
島津矢柄殿

同六里半
日置郡、狩夫百九拾貳人

永吉

同七里半
日置郡、狩夫三百壹人

吉利

同六里半
右同、狩夫三百七拾八人

日置〔久徳〕
私領 島津左衛門

同六り
右同、狩夫千八百四拾人

伊集院

〔通古〕
野野外記殿

同四里半
右同、狩夫三百五拾式人

郡山

〔より脱カ〕
島津主鈴

同七り半
右同、狩夫千六百六拾式人

市来

〔八カ〕
宝曆 寅九月十五日より
〔通舊〕
宮之原甚五太夫

同城町江九り
右同、狩夫千五百九拾四人

串木野

〔午カ〕
宝曆十二 二月十一日
〔より脱カ〕
赤松造酒殿

同九り
薩摩郡、狩夫七十八人 明和七寅十二月廿五日より
〔長谷場伊角カ〕

百次

同十一里
右同川内、狩夫六拾式人

山田

〔八カ〕

同十壹里
右同、狩夫六拾三人

平佐

〔欠陣〕
私領 北郷作左衛門

同十壹里半
右同、狩夫六百四拾人 明和八卯三月廿一日より

隈之城

北郷作左衛門

同十二里
右同、狩夫四百六拾六人

高江

〔より脱カ〕
明和七寅正月十八日
〔仲古〕
仁礼仲右衛門

同十三り半
高城郡、狩夫九百四拾四人 明和七寅正月十八日より

水引

〔行端〕
二階堂源太夫

同十二り半
薩摩郡、狩夫式百七人

中郷

〔政為〕
鎌田典膳

同十二里
右同、狩夫七百七拾式人

東郷

〔盛邦〕
佐久間九右衛門

同十二里
右同、狩夫七百〇拾九人

樋脇

川上弥五太夫

同十里
右同、狩夫式百七拾五人

入来

〔入来院カ、定誓〕
入来隼人

同九里
伊佐郡、狩夫百八人

蘭牟田

私領 樺山左京

同八り半
右同、狩夫五百五拾式人

山崎

堀孫太夫

同十壹里半
右同、狩夫四百八拾五人

宮之城

私領 島津又五郎

同十一里半
右同、狩夫式百拾五人

佐司

私領 島津左中殿

同拾里
右同、狩夫〇百二拾九人

鶴田

〔八カ〕

同拾壹り半
右同四百八人

大村

鎌田藏人〔正方〕

同拾里半
右同、狩夫九拾四人

黒木

私領

島津内膳〔久忠〕

同九り半
右同、狩夫四百拾六人

宝曆十二年二月〔破損〕より

羽月

大野多宮〔久当〕

同拾五里
右同、狩夫五百〔破損〕人

大口

町田監物殿〔久忠〕

同二十五里
右同、狩夫百三拾四人

山野

北郷権五郎

同十七里
出水郡千五百三拾九人〔狩夫脱カ〕

明和二酉十一月〔より脱カ〕

出水

島津左中殿

同廿四り
右同、狩夫四百九拾式人

宝曆十二年十月九日より

長島

吉利全右衛門

御役料高百石

同廿三り
出水郡、狩夫三百六拾七人

明和四亥八月廿四日より

高尾野

川上久馬〔久致〕

同貳拾貳里
右同、狩夫四百九人

明和七寅五月十一日より

野田

上村笑之丞

同廿壹り
右同、狩夫千貳百五拾式人

阿久根

伊勢兵部殿〔貞相〕

同拾九り
右同川内、狩夫六百六拾式人

明和二巳十二月六日より〔六丑カ〕

高城

菱刈孫兵衛〔隆臣〕

同拾三里
飯島郡、狩夫貳千六百三拾式人

甌島

谷山角太夫〔純庸〕

〔マ〕
隅州郡 高貳拾六万六千七百貳拾七石三斗九合五勺

始良郡、狩夫貳百五拾九人

〔私領カ〕

重富

島津若狭殿

同四り
右同、狩夫三百七拾五人

蒲生

川上龍衛〔久忠〕

同五り半
右同、狩夫貳百貳拾五人

明和三戌正月十一日より

山田

義岡左平太

同五り半
右同、狩夫三百貳拾三人

宝曆七丑正月十一日より

帖佐

島津内記

同四り半
右同、狩夫六百八拾壹人

加治木

私領 島津兵庫殿〔久忠〕

同五里
右同、狩夫三百八人

溝辺

伊地知嘉右衛門〔季置〕

同八り
菱刈郡、狩夫貳百五人 宝曆十辰正月十一日より

曾木 新納五郎右衛門

同拾四里
右同、狩夫百九拾八人 宝曆十三未七月廿八日より

馬越 島津求馬(久禮)

同拾三り半
右同、狩夫貳百七拾八人 明和七寅正月十一日より

本城 川上主鈴

同拾三里
右同、狩夫百七拾五人

湯之尾(久禮)

同拾三里
桑原郡、狩夫貳百五拾四人 明和五子正月十一日より

吉松 種子島十郎太夫(時志)

同拾四里
右同、狩夫五百九拾貳人 明和七寅正月十一日より
(北条十左衛門丸、時風)

栗野

同十里
右同、狩夫三百貳拾三人 明和五子正月十一日より

踊 篠崎藏太左衛門(仲泰)

同十一里半
右同、狩夫百三人 (久禮)

日当山

同八り半
曾於郡、狩夫三百四拾人 明和七寅正月十一日より

清水 小笠原郷左衛門(長世)

同八り
右同、狩夫百九拾人

曾於郡 佐久間九十九(村忠)

同八り半
右同、狩夫千七百貳拾三人 明和二酉九月廿八日より

国分 島津大進殿(久禮)

同八り
右同、狩夫百九拾八人

敷根 有川勇馬(貞厚)

同八り半
右同、狩夫三百五拾壹人 明和七寅正月十一日より

福山 高橋縫殿(種忠)

同九里半
右同、狩夫四百貳拾貳人 明和七寅正月十一日より

財部 北郷七郎左衛門

同拾四り半
右同、狩夫千八百八拾四人 宝曆十三未十月十五日より
(川田伊織カ、国祖)

末吉

同拾四り半
右同、狩夫三百四拾六人 (久禮)

恒吉

同十式り半
肝属郡、狩夫貳百貳拾六人 安永二巳二月十五日より

百引 横山権右衛門(安澄)

同拾式り半
曾於郡、狩夫百拾壹人

市成 島津右膳

同十二里
大隅郡、狩夫三百七拾四人 安永二巳十一月廿五日より

牛根 竹原兵右衛門

同五里
大隅郡、狩夫千八百九十四人

桜島

同壹り
右同、狩夫千三百三十六人

垂水

同五里
肝属郡、狩夫四百九人

花岡

同八り
大隅郡、狩夫千三百拾四人

大根占

同十貳り
右同、狩夫五百五拾四人

田代

同拾六り
右同、狩夫千九百拾四人

小根占

同十貳り
右同、狩夫九百拾四人

佐多

同十八り半
肝属郡、狩夫四百五拾五人

内之浦

同十九り
右同、狩夫千貳百八拾五人

高山

同十九り
右同、狩夫千壹人

〔一八八〕

始良

同十二り半
右同、狩夫千四百四拾五人

大始良

同十壹り
右同、狩夫貳千貳百拾三人

串良

同拾三里
右同、狩夫千貳百九拾貳人

鹿屋

同十里
右同、狩夫三百九拾五人

高隈

同拾三り
右同、狩夫三百九拾七人

新城

同七り
熊毛郡、狩夫六百五拾三人

種子島

〔ママ〕
日州郡 高拾五万八千拾七石四斗六升壹合八勺八才

吉田

同十五里
右同、狩夫百拾七人

馬関田

同拾五里
右同、狩夫三百九拾四人

種子島

〔ママ〕
諸県郡、狩夫九拾七人

西恰之介

〔純房〕
明和四亥八月廿四日より

〔位親〕
平田平太左衛門

〔より脱カ〕
明和四亥八月廿四日

〔一八八〕

〔久連〕
島津登

〔久連〕
新納内藏殿

〔久連〕
藤野休左衛門

〔久連〕
私領 島津内藏

〔久連〕
私領 種子島左内

〔久連〕
私領 日州郡

〔純房〕
西恰之介

〔より脱カ〕
明和四亥八月廿四日

〔より脱カ〕
明和五子正月十一日より

〔明連〕
山田司

〔久連〕
喜人主馬殿

〔久連〕
明和六丑十二月六日より

〔久連〕
小林中太兵衛

〔位親〕
平田平太左衛門

〔より脱カ〕
明和四亥八月廿四日

〔より脱カ〕
明和四亥八月廿四日

加久藤

島津典礼

同廿八日
右同、狩夫貳百七拾七人

(一八八)

同拾六里半
右同、狩夫貳百七拾六人 明和六丑正月十一日より

飯野

島津内膳

同二十七
庄内、狩夫五百七拾貳人

同拾四里
右同、狩夫四拾七人

(一八八)

高城

平田新左衛門

須木

(一八八)

同十九里
諸県郡、狩夫三百八人

右同、狩夫四百拾四人

(一八八)

山之口

諏訪甚六

小林

(一八八)

同十八里
右同、狩夫貳百四拾九人

(一八八)

同廿里
右同、狩夫貳百三拾六人 明和九辰六月九日より

高原

樺山助之進

同十七里
右同、狩夫千八拾六人

右同、狩夫百九拾九人 明和二酉十二月十五日より

都之城

私領 島津筑後(久徳)

高崎 町田幸太郎(実裕)

同拾六里
右同、狩夫貳百拾壹人 明和七寅正月十一日より

同十八日
右同、狩夫貳百七拾四人 明和六丑二月廿八日より

松山 颯娃浪江(久壽)

野尻 西田嘉左衛門

同拾五里
右同、狩夫千貳百九拾六人 宝曆十二年正月十一日より

同廿日半
右同、狩夫百九拾壹人

大崎 畠山数馬

綾 (一八八)

同十四日半
右同、狩夫千八百三拾六人 明和二酉八月朔日より

同廿五里
右同、狩夫千七百三拾壹人 明和八卯十月廿五日より

志布志 島津仲殿(久徳)

高岡 山岡市正殿(久澄)

同廿里
合狩夫八万三千貳百四拾四人

同廿六日
右同、狩夫八百八拾五人 安永二巳十一月十五日より

合衆中持高拾壹万貳千四百拾九石余

倉岡 北郷助太夫(久威)

合衆中惣人数六万七百拾九人

合衆中家部式万五千五百式拾九

〔十一月十四日より脱九〕
明和九辰

大口地頭代

山本利兵衛

御役料高百石

安永三年正月十一日より

出水地頭代

本田助之丞

御役料高百石

明和七寅十月四日より

高岡

諏訪甚兵衛

御役料高百石

惣合薩隅日百拾三ヶ外城

内、薩州五拾壹ヶ外城

内、地頭所三拾八ヶ所

私領拾三ヶ所

隅州四拾二ヶ外城

内、地頭所三拾五ヶ所

私領七ヶ所

日州式拾ヶ外城

内、地頭所拾九ヶ所

私領壹ヶ所

薩州川辺郡

七島

口之島

高百拾壹石壹斗式升三合余
用夫四拾五人

平島

高七拾五石八斗五升余
用夫拾六人

悪石島

高三拾五石余
用夫式拾九人

諏訪瀬島

高百貳拾七石九斗余
用夫三拾四人

臥蛇島

高四石余
用夫貳拾式人

中之島

高八拾三石余
用夫三拾七人

宝島

高三百九拾五石八斗余
用夫〔八人〕

薩州川辺郡

三島

硫磺島

高三拾六石余
用夫七拾壹人

竹島

高貳拾石余
用夫三十式人

黒島

高四拾五石余
用夫百廿五人

隅州〔駄換方〕馱摸郡

屋久島

高千五百七拾壹石九斗余、
内、高百八拾五石余、口之永良部島
用夫千三百九拾七人、
内、百三十三人、口之永良部島

大島 高壹万六千七拾八石貳斗九合五勺九才

喜界島 高壹万八百三拾六石五斗八合五勺七才

徳之島 高壹万五千三百拾八石四斗四升三合八勺

壹才

沖之永良部島 高六千四百拾石貳斗四升貳合八勺

八才

与論島 高貳千四百拾三石貳斗三升五合貳勺四才

琉球 高九万四千貳百三拾石七斗九勺四才

松平越中守様〔定賢〕

右、実者松平〔賴貞〕大学頭様御三男、松平故越中守定儀主

御養子、御従弟二而候、

水野壹岐守様〔忠定〕

右、水野肥前守忠信主〔忠位力〕之御養子、実者松平越中守定

重主之御三男、御叔父二而候、

柳生飛彈守様〔彈力、俊平〕

右、柳生備前守俊方主御養子、実者松平越中守定重

主御四男、御叔父二而候、

阿部伊勢守様〔正福〕

奥方様

右、実者鳥居伊賀守忠救主御息女、

吉貴公御養女故、御妹之御続二而候、

松平隱岐守様〔定喬〕

右御母堂者、吉貴公御妹様故、御従弟二而候、其

上段々御重縁二而無扨御一門二て候、

阿部伊予守様〔正右〕

右、阿部伊勢守様御嫡、御甥二て候、

柳生備前守様〔俊隆〕

右、柳生飛彈守様御養子、御従弟二而候、実者真田

彈正忠様御三男二而候、

京極甲斐守様〔高水〕

右、御養父京極加賀守様、奥方様者靈龍院様御妹様

故、又御従弟之御続二而候、

水野肥前守様〔忠見〕

右、水野壹岐守様御嫡、御従弟二而候、実者御二男

二而候得共、御嫡近江守様御死去故、御嫡子二御成

被成候、

鳥津〔思雅〕加賀守殿

右、御從弟之御統二而候、

堀田相模守様之〔正亮〕

奥方様

酒井讚岐守様之〔思雅〕

奥方様

右御兩人様共、松平故越中守定儀主御娘、御從弟二

而候、

内田出羽守様之〔正親〕

奥方様

酒井飛彈守様之〔思香〕

奥方様

花房豊五郎様之〔正倫〕

奥方様

水野壹岐守様之

奥方様

右御四人様共、水野壹岐守様之御娘故、御從弟二而

候、

於富様

右、水野近江守様奥方様二而候処、近江守様御死去

以後水野壹岐守様御娘分被成候、実者松平備前守様〔定忠〕

御娘二て候、

立花出雲守様之〔貫忠〕

奥方様

右、鳥津加賀守殿御姉、御從弟之御統二而候、

鳥居伊賀守様〔思意〕

右御祖父鳥居伊賀守様之奥方様者 綱久公御娘二而

候故、又御從弟二而候、

松平河内守様〔定忠〕

右、松平越中守様御嫡子、御從弟違二而候、

長寿院様

右、松平故々長門守様奥方、実者酒井靱負様御妹、

御從弟違二而候、

法林院様

右、松平故長門守義元主奥方、実者松平伊予守様御

娘、瑞仙院様御母堂二而候、〔羅豊至〕

慈照院様

右、松平故因幡守様御奥方二而候、

酒井讚岐守様〔忠實〕

一 右御祖父酒井讚岐守様ハ、実者酒井右京亮忠重主御
二男ニ而酒井軼負佐忠圀之御養子、忠圀主者 綱貴
公御甥ニ而候、

大久保主水様〔忠實〕

一 右、大久保伊勢守様御養子、実ハ鳥井伊賀守様御舍
弟、又御従弟ニ而候、

阿部伊勢守様

一 右、御妹聳ニ而候、御先祖阿部備中守定高主者 真
修院様御妹聳ニ而候、

鳥津山城守殿

鳥津主馬殿

一 右、御庶子家ニ而候、

〔毛利宗臣〕
松平大膳太夫様

一 右、瑞仙院様御舍弟、無拗御縁類ニ而候、

酒井飛彈守様

一 右御先祖酒井右京亮忠重者、酒井遠江守忠隆主之御
舍弟ニ而、綱貴公御従弟ニ而候故近キ御続キ、其
上御従弟聳ニ而候、

酒井雅楽頭様

一 右、酒井飛彈守様御兄ニ而候、
〔鷹司信清〕
松平越前守様

一 右御先祖松平左兵衛督信平主御娘者、 綱貴公前之
御前様ニ而候故御続有之候、

松平土佐守様

一 右御先祖松平土佐守豊昌主之奥方様ハ、真修院様御
妹ニ而候故御続有之候、

松平左兵衛佐様

一 右御祖父松平若狭守直明主之奥方様ハ、松平隱岐守
定頼主之御養女ニ而、

真修院様御妹分、実者酒井備後守忠朝主之御妹ニ而〔妹方〕

候、忠朝主奥方者松平隱岐守定行主御娘ニ而、右之

御母堂者

一 中納言家久公御養女、実者伊集院源次郎忠真息女ニ
而候、

織田兵部太輔様

一 右御先祖織田因幡守信昌主奥方者、 光久公御娘ニ
而候故御続有之候、

松平備前守様

右之御嫡

松平監物様

松平筑後守様

松平主水正様

右、御両所共二松平隱岐守様御庶子家之故御続有之、

立花出雲守様

右、島津加賀守忠雅主之御姉智故、御由緒有之候、

右之御嫡

立花和泉守様

右、御従弟違二て候、

堀田加賀守様

右御先祖堀田上野介忠信主奥方ハ、松平隱岐守定行

主之御娘二て、真修院様御叔母二て候故御続有之

候、

京極近江守様

右御先祖京極丹波守高広主御娘者、松平隱岐守定頼

主奥方様二而、真修院様御母堂故御由緒有之候、

(信奥)

津軽岩松様

右御祖父津軽(信奥)右京亮様者、

近衛家熙公御養女髻二て候故、

此御方様 近衛家御由緒之訳を以御通融有之候、

酒井安之助様

三枝備中守様

右、御通融有之候、

山元(雅懸)大膳様

右、山元(正延)縫殿殿御養子、実者島津加賀守殿庶兄二て

候、

平松(時卷)三位入道夕可卿

平松侍従時行卿

右、陽和院様御事、実者交野大膳大夫(時貞丸)時興入道可心

老御娘二而、右御先祖平松中納言時庸卿御養女被為

成、光久公江御嫁被成候故御由緒有之候、夕可卿者

陽和院様又御甥、時行卿ハ又々御甥之御続二て候、

石井侍従行忠卿

右御(祖父方)親父石井中納言(行豊方)行忠卿者、平松中納言時方卿御

舍弟二て、陽和院様御甥二て候、当行忠卿者又々

御甥之御続二て候、

交野左兵衛権佐雅肅卿

右、陽和院様又御甥二て候、

延享二年乙丑閏十二月改、

九州御大名衆御方々様方江御通融ニ付御由緒等之覚

細川越中守様(宗孝)

右御先祖長岡幽齋藤孝、為上使御当国江被為下候節、
龍伯様別而御心易被仰談、其御子細川越中守忠興三齋老、慶長五年豊前小倉之城御給ニて被為移候節、

御近国江罷移候条御懇ニ可被仰談旨之御誓紙、龍伯様 惟新様(義弘) 家久様御三人御宛所ニて被遣之、右

様子有之候、其御子細川内記忠利、寛永九年肥後隈元之城御給ニ而御移候節も 家久様江御誓紙被遣候、

右前書ニ、向後不混自余深重万事可申談候、義(公脱力)久・兵庫頭殿・貴公(家久)、对幽齋・宗立三齋老、数代別

而被懸御目候、不相替拙者ニも如此御懇意、大慶此事候、然上者諸事御用等於被仰越、毛頭疎遠存問敷旨被裁置(裁力)、家久公より者右心し御誓紙被遣置候、

然処 光久公御代寛永十七年五月、細川越中守様江(忠利)被仰達候者、親大隅守御取替之神文、今二者不入儀

御座候間、内々如申談候、可致返進と存、国ニ取ニ遣候、參次第可令進入候、先下書御手前江可被召置候、大隅守所より之下書も此方江可給由被仰達、御取替之御誓紙御取返し被成候、しかれとも御隣国と申、右通御懇意御座候故、御代々様御互ニ御通融御座候、御家ニ何ぞ御枢機無御座候、

立花左近將監様

右御先祖立花左近將監宗茂者、

惟新公 家久公別而御心易被仰談、御取替之御書余多有之候、彼方御城下柳川之儀御隣国之事ニ御坐候故、右以來御互ニ御通融有之と相見得申候、御家ニ

何ぞ御枢機者無御座候、

有馬中務大輔様(頼徳)

右御先祖有馬玄蕃頭豊氏、元和七年筑後久留米之城

御給ニ而被為移候得共、御書御通融等有之儀相知不申候、御隣国之儀ニ御座候故、其以來より御通融候と見得申候、御家ニ何ぞ御枢機無御座候、

松平丹後守様(綱島宗教)

右御先祖鍋島加賀守直茂者、

惟新様朝鮮国御陣中御連名之御書付数通有之候、如何様御心易為有御座ニて可有之候、肥前佐賀之儀御隣国ニ候故、右已来御互ニ御通融御座候と見得申候、御家ニ御枢機ハ無御座候、

〔黒田継高〕
松平筑前守様

右御先祖黒田如水軒清円、

〔田清カ、孝高〕

惟新様関ヶ原陣御帰国之御、於豊後森江之沖御供船三艘彼方江伐取被申候、然共彼方より右之遺恨さはさミて申儀無之、御家之儀関東江段々御取持有之、惟新様江御懇之御書通数多見得申候、其御子黒田筑前守長政、慶長五年筑前福岡之城御給ニて被為移、御隣国之儀御座候故、右以来御通融御座候と見得申候、御家ニ御枢機者無御座候、

〔忠基〕
小笠原右近将監様

〔御先祖脱カ〕
右小笠原右近将監忠真、寛永〔九年カ〕豊前小倉之城御給

ニて被為移候得共、御通融之儀相知不申候、然共御隣国之儀御座候故、右以来より御互ニ御通融御座候と見得申候、御家御枢機ハ無御座候、

〔盛道〕
五島淡路守様

右御先祖宇久左衛門大夫〔純幸カ〕純幸・同大和守純玄、龍伯様御代彼方より御懇ニ御通融候、被差上候書通数通有之、其以来御互ニ御通融御座候と見得申候、御家ニ何ぞ御枢機者無御座候、

〔祐隆〕
伊東修理大夫様

右御先祖伊東大和守祐安御女者、八代

太守久豊公御夫人ニ而、九代

忠国公御母堂ニ而御座候、伊東大和守祐堯御女者十代 立久公御夫人ニ而候得共、御子無御坐候、伊東大和守様尹祐御女者十二代 忠治公御夫人ニて御座候得共、是又御子無御座候、此外御家中之面々へも余多縁与有之候、然共

久豊公御代、御領分之内数ヶ所彼方江被為押領、其以後至 龍伯様御代、御一戦之上、右押領之地悉以御取返し被成候、当分〔飲カ〕飯肥之地者太閤様より被為給候在所ニ而御座候、以前より御互ニ御通融有之、右通御枢機御座候、

〔種弘〕
秋月佐渡守様

右御先祖秋月三郎種実、

龍伯様御代被属御味方、九州諸所之陣旁多御書通数多有之候、惟新様関ヶ原陣御帰国ニ付、国府様大坂御引取之節、右種実子息長門守種長夫人国府様江御頼被申、御同道ニ而於在所高鍋、惟新様より彼方家老之面々江右御夫人御引渡被成候、高鍋之儀御隣国ニ御座候故、御互ニ御通融被成来候、御家ニ御枢機無御座候、

一 牧野備後守様(貢通)

右御養父牧野備後守成央者、鳥居伊賀守忠救之御聲ニ而、成央御卒去之後右奥方於喜代様御事、此御方江御引取被成候、成央御代正徳三年、日州延岡之城御給ニて被為移候、其以後御互ニ御通融御座候と見得申候、御家ニ御枢機も右之次第ニ御座候、

一 相良政太郎様(頼峰)

右御先祖相良修理大夫義陽、龍伯様御代被属御味方、息男兩人為人質御当地江被差上候、嫡子者

龍伯様御加冠ニ而元服、忠之字被遣、被号四郎太郎忠房、右兩人、当御地江被差置候所を求麻屋敷と唱

来候、已前二者出水へも仮や屋敷被遣置候得共、其後右屋敷御取替被成候、尤、御代々御取替之御書通数多相見得申候、御在所肥後人吉之儀御隣国と申、右次第御座候故、御互ニ御通融御座候と見得申候、御家ニ御枢機ハ無御座候、

一 松平大膳大夫様

右御先祖松平長門守吉就之御夫人者酒井遠江守忠隆御女長寿院様、右御母堂者綱久様御女ニて御座候、太守様初而之御夫人瑞仙院様者、大膳大夫様御姉ニて御座候、右次第之御事故、御親ク御通融被成来候、

一 松平主殿頭様(忠烈)

右御先祖松平大炊頭忠房、寛永九年肥前島原之城御給ニ而被為移候得共、御家より御通融御座候儀相知不申候、島原之城御隣国故、御以来御互ニ御通融御座候と見得申候、御家ニ御枢機ハ無御座候、

一 土井大炊頭様(利延)

右御先祖土井大炊頭利勝老中御勤之節、家久様御心易御通融被成、御書通余多相見得申候、利勝會孫土井周防守利益、元禄四年肥前唐津之城御給ニて

被為移、御隣国御座候故、御互二御通融御座候と見
得申候、 御家二御枢機者無御座候、

大村河内守様〔純篤〕

右御先祖、御代々肥前大村之領主二而御座候、以前
二御家より御通融御座候儀相見得不申候、御隣国故、
到其以後御通融御座候と見得申候、 御家二御枢機
ハ無之候、

米良主膳様

右御先祖、御代々肥後嶽米良被為領地候、以前二御
家より御通融之儀見当不申候、御隣国故、到其以後
御通融御座候と見得申候、御家御枢機者無御座候、

右之御人数、 御家二御由緒之訳、右之通御座候、
延享元子八月

右、 継豊公御一門并御縁類様御由緒之御方様にて
候、其以後之 御代様御統、是より推候而見得申候
事、

島津周防殿

島津善次郎殿

島津備中殿

島津出雲

島津大守

嫡子 御直元服二男

御名代元服

島津大藏

島津図書殿

島津主殿

島津内膳

島津左殿

島津小平太

島津助之丞

新納菊千代

島津筑後

嫡子 御直元服

川上久馬

樺山左京

二男迄 御直元服

桂太郎兵衛

島津頼母

島津求馬

喜入主馬

町田郷九郎

島津清太夫

島津内記

北郷民部

島津市太夫

島津矢柄

大野権太夫

吉利全右衛門

島津十郎右衛門

伊集院伊膳

種子島藏人

島津主水

穎娃内膳

衾寝孫左衛門

入来院石見殿

比志島隼人

肝付彈正

菱刈孫兵衛

諏訪勘解由

畠山数馬

鎌田隼人

伊勢兵部

川上式部

新納内藏

伊集院十藏

山田新助

島津主鈴

樺山十四郎

新納五郎右衛門

町田源左衛門

鎌田典膳

平田靱負

仁礼仲右衛門

島津彦太夫

島津登

御内証元服

新納十郎

一 御家老加冠、

土持十右衛門

一元服席之儀者其節々可被 仰出候、

比志島主右衛門

一 不及進上物、御内々二而

渋谷四郎左衛門

御目見、元服人支度半上下、

諺方仲右衛門

島津權左衛門

御名代元服

相良新助

町田助右衛門

二階堂源太夫

郷原十郎左衛門

名越平六

本田新次郎

秩父十郎兵衛

肝付釜千代

伊勢新五郎

元服之御礼

桂仁治太郎

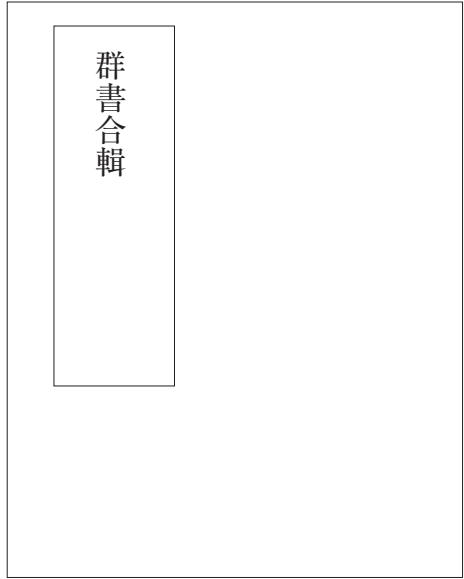
伊集院藏人

川上助六

本田孫右衛門

高崎四郎兵衛

〔表紙〕



目錄

- 一 福昌寺年代記
- 一 天保初年万留
- 一 伊集院妙円寺出火之事
- 一 橋口市郎右衛門所持之古日記
- 一 鳥津〔久茂〕中務日記
- 一 鳥津久憑日帳拔書

- 一 文化六己巳
齊宣公御隱居、齊興公御家督、
齊興公御初入部、
〔元久〕 怨翁公御廟所塔波大杉木倒、
〔鑿力〕 御作事方出火、
一 同年
〔齊彬〕 邦丸公御嫡子成、
一 同年
勝久公御廟所隆盛院二立、
〔重泰〕 三位公御下国、武村御屋敷江被為居
候、
- 一 同十二乙亥
當時門前出火、家数貳拾八軒焼失、
屋久島江安南人五人来、
- 一 同年
津友寺江御高拾石御寄付、
- 一 同十四丁丑
隆盛院江御切米六石御寄付、
- 一 同年
大川和尚二百年忌、
- 一 文政元戊寅
相州浦賀江ヲロシヤ船七人乘来、
- 一 同年
齊興公中将御任官、
- 一 同二己卯
役人鎌田・藤島両家被召移候、
- 一 同三庚辰
齊興公公義御部屋持、
- 一 同四辛巳
松前領御取上二相成候処、又々御返
被下候、

- 一同五年壬午 下町大火、武家拾軒山之口地藏堂迄、
正月晦日也、
- 一同年 三位公公義吹上御庭御拜見、
開山禪師四百年忌、
〔石屋真婆〕
- 一同六癸未 自嚴和尚隱居、安山和尚後住、
- 一同年 二之丸御藏盜人兩人捕方、
- 一同七甲申 隱居自嚴和尚有馬温泉御暇、
- 一同年 宝島二而吉村九介イキリス打留、
- 一同年 齊彬公御元服、
- 一同年 自嚴和尚於京都二遷化、
- 一同八酉 安山和尚江戸より急御用ニ付出立、
三月十日也、
- 一同九丙戌 忠久公六百年御忌、
- 一同年 三位公御神殿不断光院江立、
- 一同十丁亥 齊興公御影殿大乘院江、
- 一同年 安山和尚江戸大中寺住職、二月三日也、
- 一同十一戊子 下町出火、不残焼失、二月十七日也、
- 一同年 三位公御寿像、当御寺江御着、
- 一同十二年己丑 菊三郎公御誕生、八月廿四日也、
〔齊彬也〕
- 一同年 菊三郎公御逝去、十月四日也、
- 一同十三年庚寅 鑑院土藏金銀、小僧盜取、
但、三月廿三日晚、
〔崑力〕
- 一天保四癸巳 崑山和尚隱居、岱鷺和尚後住、
- 一同五甲午 宝持院出火、
- 一同年 翁心軒下若松家出火、
- 一同六乙未 妙円寺出火、
- 一同年 花舜軒借地相良土藏出火、
- 一同年 花翁軒木屋焼失、
- 一同七丙申 花翁軒下馬屋焼失、
- 一同年 恕翁公御冠御召替、
〔後素平八郎〕
- 一同八丁酉 大塩大坂町焼払、自身焼死、
〔家久〕
- 一同年正月 慈眼院様御影、御影色替有之、
- 一同九戌戌 巡見使より心岳寺江代参、指宿納右衛門相勤候、七月十二日也、
- 一同十己亥 岱鷺和尚遷化、台嚴和尚後住、
- 一同年 三田大中寺隱居安山和尚遷化、
- 一同年 齊興公御画像、宗源殿江被為入候、

一同十一庚子

下町出火、正月八日也、

一同年

朝鮮戰死貳百五拾回忌、於妙谷寺ニ

一同年

〔光格天皇〕
仙洞御所崩御、

御祭、御銀五拾枚、白米五石被相下

一同年

齊宣公正四位上、

候、

一同十二辛丑

〔家彦〕
大御所様御薨御、

一同年

於吉野原ニ大砲調練有り、十月廿八

一同年

齊宣公御逝去、

日、

一同十三壬寅

台巖和尚遷化、音充和尚後住、

一同年

頼朝公六百五拾年回御法事、於花尾

一同十四癸卯

〔頭注〕祖讚ノ名猶可糺也〕
音充和尚遷化、祖讚和尚後住、

山ニ有之候、十一月十一日より同十

一同年

木綿壹端程張候様ニ雲氣立、

三日迄、

一同年

齊興公正四位上御昇進、

一同五戊申

トク独山和尚隱居、無ムサシ參和尚後住、

一同十五甲辰

祖讚和尚遷化、独山和尚後住、

一嘉永二己酉

庄内・伏見・関ヶ原戰死、於福昌寺

一弘化二乙巳

上町出火、町人相良火元、十一月廿

一同年

二御施餓饑有之候、九月十五日、

一同三丙午

一日、
〔仁孝天皇〕
主上御崩御、二月六日、

一同年

田町御屋敷出火、十一月廿八日、

一同年

〔齊興母〕
宝鏡院様御逝去、閏五月十七日昼、

一同年

〔清安〕
山田・近藤・高崎・国分・村田・土

一同年

日本国浦々并琉球国江異国船来、六

一同年

持、右六人切腹、其外多人數慎、十

一同年

月、

一同年

二月三日晩、

一同年

怨翁様御冠御召替、十一月二日、

一同年

怨翁様御影、御彩色被仰付候、十二

一同年

指宿二月田御茶屋燒失、十一月四日、

一同三庚戌

右同断ニ付御彩色御取付、二月八日、

一同四丁未

信州大地震、三月廿四日、

一同年

上士小踊、於川尻砂揚場ニ御覽、二

月廿二日、

一 同年 下士小踊、於右同所ニ御覽、二月廿

七日、

一 同年 大砲於右同所ニ御覽、三月十四日、

一 同年 無參和尚隱居、無着和尚後住、八月

廿三日、

一 慶応二年丙寅正月十八日、 恕翁様并 〔家久〕 中納言様御

冠御召替有之候事、

一 明治貳年巳十一月廿九日、 廢寺被仰付候也、為見合

跡以書留置也、

一 嘉永四年辛亥二月二日、 〔齊彬〕 順聖院様御家督也、

一 明治十八年酉六月六日、 礮於御邸ニ士踊有之事也、

尤、此以前士踊嘉永三年庚戌二月廿二日ニ而、本年

迄年数三十六年ニ成候、政美三拾五才之時也、

一 同年同月廿四日、 加世田衆中踊、於御同所ニ有之事

也、廿三日ニ者松原於神社ニ有之候也、

糾合了

余少年之時、世間珍事ノ類ヲ筆記シタル雜書アリ、

其内より抜抄セシ左ノ如シ、天保三年ハ拾五歳ノ時

ニ当リ、屈指スルニ五拾八年ノ星霜ヲ経タリ、天保

五年大饑饉ノ時、御救銀為被下事共ハ、當時ノ国政

察知せらる旧時之談話、諸君之高覽ニも供セント拔

書せり、御一覽御返し可被下候、

廿二年八月

〔伊地知季通〕
尋樂老山人

御一笑く

歲月の流れて早き水茎の

跡にむかしをおもひ出しけり

天保三年辰

一 六月十六日方より大旱ニ而雨降ラス、下天神の池杯

ほし割、踊杯一日も休ムコトナク有之候、同廿五日、

式拾四ヶ所之百姓御城下ニ而踊申候、

太守公より右百姓江四拾貫余被下候由、同廿八日よ

り正建寺和尚、西田川之尻ニ檀ヲ飾り折候由承候、

廿九日ニ雨降、大雨ニ而ハ無之、其日より少々ツ、

ハ降り候、同大旱ニ付、喜界島より拾式万斤唐芋ノ

苗訴へ出、御当地も同前ニテ漸ク五万斤落字アルカ白漬ケニ相成候ハ天保巳ノ春也、

天保四年巳

二月廿二日、今日四ツ時分ニ諸士只今御用ニ而、

我々ニも島津縫殿殿宅へ罷出候処、三位様先達而より御不例被遊候処、御養生不被為叶、去ル三日御逝去被遊候段、与々江被申渡候、四月五日、今日午ノ

下刻ニ(重案)大信院様御遺体、御中途無御滞候而福昌寺

江 御入寺之筈ニ而、四ツ前より諸士千石馬場通江

罷出候、我々ニも御春屋之門前ニ罷出候、九ツ過

御通行御座候、哀ナル事ニ候、諸士惣而御供仕候

云々畢、

天保五年午

二月十五日、朝大霰降ル、ヒヨウ也、○右ノ凶ノ如

シ、珍事ニ候、同廿五日夜半ハツ過、磯天神社出火、

天神ノ堂計ニ而候、

四月廿九日、伊集院喜之助殿より状参候処、江戸米

直段百文ニ付中白米五合、上白米四合五勺、諸国大

饑饉ニ而候、

六月、吉村九介殿死去之事、

七月廿四日、左之通御通達致承知写置也、

小番・新番・諸組与力

右者、当時御所帯方極々御難渋之砌ニ而、重出米・

出銀等迄も被仰付御時節ニ者候得共、去秋以来之儀

ハ近年稀成凶作ニ而、其上疱瘡流行ニも候へ者、猶

更令困窮、問ニ者飢体之者も有之哉ニ被 聞召上、

不便之至被 思召候付、一統之御救をも可被 仰付

候得共、此節者右之分極難之者共江別段之御救可被

仰付旨被 仰出、誠ニ厚 御趣意不容易御事候間、

難有此旨可奉存旨被申渡、極々窮難之者共迄取調被

申出候様、夫々支配等へ申渡、可承向々江可申渡候、

七月

但馬

治部

御通達右之通、

一 七月中廿五日ニ至迄雨未降、是よりいつ迄と云事不

相知、中々水氣少ク差火相流行、凶年之至ニ候、

一七月中旬比、米壹石ニ付拾貳貫文ツ、ニ御国中一統

被仰渡候事、

一十二月十三日朝御通達致承知候、左之通、

榘支配中江

此度厚以 思召追々御救銀被成下候付、徒不召仕、
往々取統御奉公方ニも相動候様と之儀者、当人ハ勿
論、各ニ茂細々相達置通候得共、猶又相達候、仮令
者兼而心掛宜御奉公相勤度呉々存候而も、無縁之者
者其儀不相叶、終ニハ難成成立、夫故空ク相埋居候
者茂可有之、右様之者筆算等之嗜有之者ハ勿論、其
外兼而人柄宜面々、夫々似合之勤方被仰付儀も可有
之候、其上格別御用立候者者、猶又別段御取分茂可
有之と之厚

思召ニ而、幾重ニ茂御救銀為被成下事ニ候間、難有
御趣意之程奉汲請、各ニ茂兼而手拔者無之筈候得共
氣を付、右様之者有之節ハ見聞之成行不差置、夫々
江可申出候、且支配中之者孝養之者茂有之候ハ、
同様可相心得候、此旨分而申渡置候事、

天保
五年十一月

天保六年未

四月十二日曉、伊集院妙円寺出火云々、

同十五日、若殿様江戸〔齊彬〕

御首途之段御到来候事、

同廿七日、少将様江戸 御立、御供御側御用人種〔齊彬〕

子島六郎殿〔時助〕・凶師崎源兵衛殿〔尚趣〕、其外二階堂右八郎殿〔行徳〕

杯也、六月十九日、出水ニ而勢揃被遊 御覧候由、

廿三日九ツ時分、被遊 御光着候、我々共ニも千石

馬場へ罷出候、直ニ其日御帳ニ相付御祝儀申上候、

御礼使ニ赤松主水殿御立なり、

小根占町橋市郎右衛門所持之古日記口切れ候得
共珍敷故書写

一宮原御藏之筆者被仰付候事、
〔文録カ〕
文録五年二月廿八日、地頭和田玄蕃助殿也、下代有
馬銀右衛門殿、筆者橋監物欠其時万御取嚙衆守永吉

右衛門殿・竹之下弥太郎殿・和田左近將監殿也、

一 義久公御代、一小根占・山平〔山本カ〕・司代三ヶ所、五千五〔田代カ〕

百石之下代被仰付候事、慶長四年六月十六日二而、

地頭役代官川上右京亮殿也、下代川窪五右衛門殿・

播磨屋久兵衛殿・橋監物三人也、筆者赤瀬川勘介

殿・安樂勘四郎殿・竹内久善殿三人也、義久公之

御代也、

一 大雪降り候事、慶長七年〔山田有長雜集より補〕十二月九日より同十四日迄、

一 大なへゆり候事、慶長八年〔卯カ〕△丑正月六日之夜二番鳥

之事也、

一 大水出候事、慶長九年八月廿七日之夜也、

但、西平ハ妙光寺門口迄、北之馬場ハ宝屋敷之門

口迄、かち町上下川崎はしなどハ人之たけも不立

やう二候、

右三口之事ハ、上様も地頭も下代も同代也、

一 龍伯様浜之市より国分二御移被成候事、慶長九年十〔義久〕

一月廿七日之事也、地頭・下代右同、

一 四方浪立候事、慶長九年十二月十五日之夜戌亥之時

也、其時坊之津〔泊津脱カ〕・久志・秋目・はかたか浦・大泊・

辺津賀なと舟過分ニ損シ、人も損シ候由之事、

一 石漕船三百艘程、関東江御上せ被成候事、慶長十年

九十月之頃也、義久公御代也、

一 始良・串良之内知行四石、橋猪右衛門江給候事、慶

長十一年〔二月七日也脱カ〕

一 大日照之事、慶長十一年六月九日より七月十九日迄

四拾日、

一 長谷場主膳殿・木原七郎左衛門殿兩人、根占之代御

番被成御座候事、慶長十二年卯月廿五日、下代衆右

同シ、

一 奥州様根占江御光儀之事、慶長十二年七月三日、其〔家久〕

時御目二か、り候人衆、川窪五右衛門殿・肥後利兵

衛殿・同太郎助殿・園田銀右衛門殿・松山清右衛門

殿・下村勘助殿・大内山甚右衛門殿・橋猪右衛門

殿・同彦次郎殿・肥後甚平殿・斜木金左衛門殿、右

同時始而御目二か、り被成候人数、播磨屋久兵衛・

安樂吉右衛門殿也、

一 相良勘解由次官殿、根占地頭代官御番被成候而根占

江御座候事、慶長十三年戊申十月四日也、下代之儀

前々之様ニ而被仰付候、はりま屋久兵衛殿・橋猪右

衛門、国分衆有馬喜右衛門殿・久木田五兵衛殿 義

久公御代也、

一 祈念を国々所々おとり候事、慶長十三年戊申十一月

十一日之頃也、

一 武庫様加治木ニ御移被成候事、右同とし霜月十三日

也、

一 大なへゆり候事、右同年十二月廿九日也、

一 琉球人之事、慶長十四年己酉二月卅日、先船御出船

被成候事、

一 琉球王様薩州山川湊ニ御着被成候事、右同年五月廿

三日、廳而六月十七日ニ山川を御出船、鹿兎島へ御

着被成候事、

一 大なへゆり候事、右同とし八月十九日之夜戌時なり、

廿日・廿一日・廿二日迄一日ニ二三度ツ、ゆり候事、

一 惟新様根占江御光儀之事、慶長十四年己酉九月廿九

日、其時小根占衆中十二三人御目ニかゝり候、猪右

衛門・彦次郎も御目ニかゝり申候、

一 於長崎表有馬殿より黒船壹艘被切取候事、右同年十

二月也、但、南蛮人四百人程被取候由相聞得候事、

一 大雪ふり候、慶長十五年庚戌正月十八日より廿日迄、

其後大あられ、さの時欠寅ふり候事、

一 琉球王様関東へ御下向之事、慶長十五年五月十九日、

薩摩より御打立ニ而、又京都より関東へ御打立ハ七

月廿三日と聞得候、 奥州様御同心被成候事、

一 京之大仏堂之柱、薩摩・大隅・日向之内より上せ被

成候事、慶長十五年八月之事也、

一 龍伯様州脱カ・奥様根占へ御光儀之事、慶長十五年十月十

六日より同廿七日迄御逗留被成候、其時小根占名字

者共百拾式人被召出、衆中と被仰出候事、

一 龍伯様御死去之事、慶長十五年辛亥之とし正月廿一

日酉之刻也、御だひかこしま福昌寺ニ而二月廿日ニ

有之、其時追ばら人数、新納式部少輔殿忠朝・山口對馬

殿豊前カ重光・吉井佐渡入道殿重徳・泉朝坊殿經重・肥後権之丞殿盛秀・村

岡成介殿延為・赤塚吉右衛門殿延為・浜田民部左衛門殿・染

川源之丞殿・市来清左衛門殿・武彦左衛門殿・田尻

〔種卷〕
小吉殿・岡村讚岐守殿・新原藤左衛門殿・原田佐渡〔春田カ〕
入道殿、合十五人、

一 橋猪右衛門ていはつ仕候事、 龍伯様御死去ニ付、

御地頭相良勘解由次官殿より御意を以ていはつ仕候、

園林寺大雄和尚様より結縁を受候、慶長十六年辛亥

二月五日、

一 東風五拾八日続而吹候事、右同とし五月廿一日より

七月廿六日迄、其内二大風二度也、

一 相良勘解由次官殿・有馬次右衛門殿両大将ニ而、琉

球へ御下被成候事、右同とし卯月七日ニ根占を出船

被成候事、慶長十八年七月十五日ニ御着被成候、其〔坊津ニ脱カ〕

時相勘老之御供根占より被申候人衆之事、蜂須賀次

右衛門殿・脇田三左衛門殿・同名金兵衛殿・高崎監

物殿・脇田彦右衛門殿・稲留治右衛門殿・高崎七右

衛門・鶴田早兵衛殿・大内山甚三郎殿・儀長長次郎〔山下万右衛門脱カ〕

殿、大工として武岡才右衛門殿、小大工として助

三・大塚六右衛門殿・同名源六殿、船頭岩重肥前、

同あんし竹之内六右衛門殿〔本ノマ〕ち、入野新三、橋左近将

監殿ハ御供衆也、

一 琉球之王様御帰国候事、慶長十六年九月廿七日と申
二 山川之港を御出船被成候事、

一 小根占山平・田代・佐多・辺津賀四ヶ所之代官、敷

野次右衛門殿御当り被成候事、慶長十六年十一月廿

一日と申ニ根占ニ御座候事、

〔三ヶ国カ〕
一 三ヶ所ニ御竿打之事、右同年霜月九日同日ニ始り、

同十七年卯月十七日迄根占分ハ相濟候、其時竿大将

野村才右衛門殿・野間腹兵衛殿〔孫カ〕兩人也、其外長谷場

主膳正殿、黒田為右衛門殿、井尻勝左衛門殿、妹尾

伝兵衛殿、野間勘之丞殿、庄内衆山下六兵衛殿、海

老原兵部左衛門殿、和泉介殿、右之外地下衆也、右

之人數ニ而、大根占・小根占山平・田代・佐多・辺

津賀之分打被成候事、

一 小根占中居屋敷被下候事、慶長十七年卯月二日ニ相

定候、すわの〔すわのばばカ〕はら・平〔本ばばカ〕はら〔本ばばカ〕両馬場也、地頭相良勘解

由次官殿、友野次郎右衛門殿也、右ハ奥州様御代也、

一 鹿兒島堀川并屋敷つき出シ被成候事、慶長十七年之

事也、

一 鹿兒島樓門立候事、右同年九月十一日ニ柱立候事、〔被成脱カ〕

一 隅州御檢地、京衆文祿三年十月より始而、中小路伝

五殿・多賀吉四郎殿・川崎新六殿・海老原源助殿・

富田九兵衛殿・平井助右衛門殿・駒井勝右衛門殿・

竹松四郎太夫殿・安藤武介殿・能勢貞右衛門殿、

一 日州諸県郡御檢地、京衆右同年、大橋甚右衛門殿・

今井伝左衛門殿・白井三郎右衛門殿・島田弥五右衛

門殿・田辺宗兵衛殿・富森九四郎殿・上林助兵衛

殿・友田新藏殿、

一 薩州御檢地、京衆右同年、黒川左近助殿・高橋新兵

衛殿・坂上源之丞殿・奥田伝介殿・猪子弥平次殿・

村山利介殿・山田弥七殿・山羽小左衛門殿・富森勘

左衛門殿・村地助九郎殿・木内五右衛門殿、右惣奉

行大島新助殿と申人也、三ヶ国之算用加治木之町湯

地讃岐守殿所ニ而被遊候、其時根占より算用衆十人

計上り被成候、橋監物殿より人数なミニ上り候事、

義弘様御代也、御屋形様ハ 義久様御代也、

一 大日照三十六日、慶長十八年癸丑五月十七日より六

月廿二日迄、但、廿三日四日迄少ツ、きり雨ふり候

事、又日照りハ七月五日ひる迄也、

一 大風吹候事、慶長十九年五月九日也、右同年七月十

五日より十六日朝迄大風吹候事、

一 小根占之内西牟田わり付被成候事、慶長十九年甲寅

八月迄、一の事也乙

一 関東と京都ときれ候由相聞得、島津殿御上洛被成候

事、慶長十九年霜月十七日、鹿兒島を御打立被成候

事、豊後国迄御登被成候へハ京都静まり候故、慶長

廿年之正月、御帰国被成候事、

一 長崎きりしたん宗、將軍様御成敗被成候事、慶長十

九年九月十日之事也、

一 関東と京都と御弓箭二付、島津殿又々御上洛被成候

事、慶長廿年五月六日ニ鹿兒島を御打立被成候、然

処大坂落城之由相聞得候而、根占衆七人被立候人数

も京泊より帰陣被成候事、五月廿九日ニ上様ハ御上

洛被成候而、七月廿九日と申ニ御帰国被成候事、

一 大日照り候事、慶長廿年六月廿四日より閏六月廿五

日迄、日数三十一日照り候事、

一 大風吹候事、元和元年九月十八日九日兩日吹候事、

一 上様御上洛被成候事、元和二年二月九日と申ニ鹿兒

島を御打立被成候而、駿河国迄御下被成、馳而御暇
出候二付、同年五月十二日と申二鹿兒島江御着被成
候事、

一大あられ俄ニふり候事、元和二年三月十六日申之日、

一大風吹候事、元和二年七月廿三日廿四日両日也、

一上様御上洛ニ而鹿兒島を御打立被成候事、元和三年

三月十一日、

一小根占衆中屋敷、百五拾ヶ所御わり被成候事、人々

ニ給候事、元和三年四五月之事也、

一小根占之内川北・川南と二ツに成候事、元和三年八

月之事也、但、川北之代官湯地左近将監殿、南方之

代官ハ日高与一兵衛殿也、

一大風吹候事、元和三年八月廿一日卯辰巳之時也、以

上、

一龍伯公御代、山川衆中ニ鯨島円成坊と云山伏あり、

然ルニ其頃南蛮人多ク来て、山川より喜入辺迄浜辺

之芦原無開之地、横巻町程長サ三里計を借地ニ被仰

付候ハ、御札銀として弍百貫目進上可仕由願ひけ

る、其時之弍百貫目ハ今之三千貫目よりも猶重かり

けれハ、皆人可然と申合けるに島津図書殿、是ハ不

意之幸ニ而不計利也、不計之幸ある時ハ不計之禍あ

ると云へり欠此事不可然止ける、然ニ〔日本国中ニ彼等皆

り、神変ふしき多く、誠ニ有かたき宗旨也と云ふら

しけれハ、御当国ニも御免可有歟と御評議有之、善

悪を正さん為メ 龍伯公之依貴命、右之円成坊他国

ニ行て、鬼利支丹はてれんなんと云宗旨之弟子ニ成

り、金銀を多く出して学ひける程ニ、三年之間ニ彼

宗門之極意残所なく伝受して帰国し、 竜伯公之御

前ニ而伝受残処なく申上、七へると云へる術をして、

忽ち座敷を野原松山となし、地獄之有様、極楽之体、

或ハ檀上に生首を落し、又虚空より華を降らし音楽

を為し、其様成事数多いたし、是ハ邪術ニ〔彼是の脱カ

を取合、或ハ香に焼き、或ハ灯明ニして人をたふか

す之由申上、右宗旨之書を焼捨、本尊を踏くたきて

捨られけり、夫より御領國中甚た御制禁ニ而候、夫

より程経而天下よりも日本国中ニ御太禁被仰渡ける、

然処ニ幾利支丹宗帳ニ、薩州之山伏円成坊と云者幾利支丹之真如路と云達人也と被仰下ける処ニ、最早竜伯公も御逝去、其時之人々も大かた無ク成玉ひ、如何せんと有処ニ、御近習ニ勤居ける八拾余歳之人、右之次第を被申上ける、依之長崎へも右之趣被仰上、切支丹之帳面ハ消けると也、此円成坊子円清坊と云て、是も名高き山伏ニ而候由、其孫ニ鮫島弥兵衛といふ人も有之、子孫たれニ而候哉、

朝詰

三月朔日

一今朝五ツ時分

〔光久〕太守様被遊

御登城、四ツ時被成御

帰宅候、

一上野御宿坊寺作之儀、来年

〔家光〕大猷院様御七忌ニ而候間、当年中御普請可被仰付候

哉、何れも御並之衆寺作御坐候、〔伊達忠彦〕松平陸奥守殿御宿

坊ハ御三年忌前ニ出来仕候、此方御宿坊普請当年被

仰付可然候ハ、左様ニ候ハ、奉行之儀御供立衆

之内耆人可申付候哉奉得御意候事、但、寺差〔池田光恒〕松平相模守殿如御宿坊、可然候ハ、住持実盛院より

三雲〔定徳〕太郎右衛門・有河〔貞徳〕八右衛門相談ニ而被相調候事、

一京都即宗院看房之儀、山川之正龍寺へ被仰付候へと

も病者ニ候間、御佗之由書物を以申上候、即宗院よ

り正龍寺へ度々被申越候へとも、罷成間敷由返事為

申由候事、

一鎌田〔政榮〕太郎右衛門・諏方〔兼延〕采女御使役被仰付候、其時分

上方へ相詰罷居候ニ付不申渡候、最早罷下候間可申

付候哉、奉得御意之由、御国元家老衆より申来候事、

二月廿六日

同朔日一金山御訴訟之儀、〔松平定行〕隠岐守様御肝煎候へと、御下国

候へ者御留守中誰ぞ御取合被成御方も無之候、松平

出雲守殿など御頼被成可然候、殊ニ酒井〔忠勝〕讚岐守様御

役御佗之由候、前廉急度相濟候様ニ被仰上可然存候

由、留守居兩人被申候間、其ノ旨申上候、

同朔日一藤元道可跡目之儀、隠岐守様より久松清左衛門殿を

以兩人江御内意被仰聞候、段々并道可夫婦、殊ニ惟

新様御書物等頂戴仕候通も申上候、

昼詰

同日 一大御前様江御酒進上仕候、御相伴鎌田源左衛門殿(政右)・

善行院、

朝詰

同日 一今朝五ツ時 太守様御登 城被遊候、

昼

同日 一松平隠岐守様江為御使鎌田源左衛門殿兩人致伺公御

口上、金山之儀未途御返事無御坐候、何とそ相調候

様ニ御頼被成候由候、取次清左衛門殿を以致披露候

処、御差出被成候而御直ニ御返事被仰候ハ、当分ハ

米高直ニ御坐候間、迺も明申間敷候と思召候而不被

仰出候、乍去御暇前ニ一往被仰上候様ニと思召候

ハ、可被仰上之由候、

同日 一吉田了淵切米五拾石ツ、被下候、今度御国へ被召連

候間、六拾石ニ被召成へく候、

同日 一水野柳滴節々御国江御供仕候、此節茂被召連候、是

茂拾石加増ニ而三拾石可被下之由被 仰出候、御使

伊東三左衛門(祐玄)、了淵御使右同人、

同日 一伊勢兵庫頭殿より御状預候、柴田三左衛門殿此方江

御見廻被成度候、何比御隙ニ而候ハん哉、又織田三

左衛門殿、最早(刑部方)形部殿茂兼日より御出被成度由候、

是も可申上之由候間、猪之俣閑之介ニ而達 貴聞候

へハ、来十八日御出可被成之由候条、其段御返事申

入候、

三月四日 一甲斐勝介近日可罷下候間、河上久右衛門病氣ニ而罷

下候条可被相付候、十点事も可召下由被 仰出候、

御使伊東三左衛門、

同日 一伏見屋四郎兵衛・伏見屋又兵衛、昨日さや五端ツ、

被下候、節々銀子之御用御馳走被申ニ付如此ニ候、

右之為御札兩人我等所江被參候、

朝詰

同日 一松平隠州様より久松清左衛門殿被遣候、様子ハ、藤

元道可跡目之儀二付、一昨日御返事之通被聞召候、

就其被思召候ハ、彦右衛門一身之無所役故二候、何ぞ不忠を為仕二而も無之候間、道之忠功之一筋二付、

末々迄御心を被付候へハ、御頼母敷事二こそ諸人可存候、殊二彼作兵衛事、慥成者二而候通能御存候二

付、御口入被成儀二候、何とも兩人今少御取合可申

上之由候、今朝者鎌源左衛門殿虫氣二而不被為出候

故、我等一人承置候、

同五日一太守様昨日昌庵所江御光儀候、直二御下屋敷へ御立

寄、被成御一宿候、今日ハ柳滴所へ御光儀被遊候、

同五日一土岐縫殿助殿より一昨日之御返書參候、来廿八日御

出候様二と被仰候へ共、十八九日之比日光へ被為越

候間御断之由候、未御帰宅候之条、橋口主膳へ渡置

候、

同六日一今朝朝詰二而候へ共、護摩所不動へ參詣仕候二付不

為所仕候、

昼詰

同七日一今晚六半時、村田藤兵衛より被申越候其〔者九〕、徳寿様日

入時分驚風御発二而御煩被成候由申来候二付、則御使鎌田忠右衛門申付候処二、御発候時分より少御軽

御坐候へ共、脱体御弱御坐候間、念遣二候由申来候、殊二隱岐守様茂御見廻之由二候条、此等之段長谷場

伊角二而達 貴聞候へハ、御見廻可被成候得共、御

頭痛氣二御座候間、某為御使參上可仕由、被 仰出

候儘致伺公候、吉田長安被參候而御茶進上候二付、

其以後者御発被成儀茂無之候故、子刻罷帰候へ共、

もはや御寝成候而御返事不申上候、

同八日 朝詰

一今朝未明、村田藤兵衛より手紙を以被申候ハ、徳寿

様晚七ツ時又御発被成候間注進申之由候条、太守様

奥方へ御坐候二付伊藤孫兵衛二而申上候へハ、未御

頭痛御能茂無御坐候間、私致伺公御様体見上可申之

由二而則遂兼扣候処二、 隱州様より以御使 〔光久室〕 大御

前様江、小島円齋江御療治御頼可被成之由候二付、

佐久間茂左衛門を以得御内意、直二円齋所へ遣候へ

とも他行候、右之段隠州様御家老水野吉左衛門殿江申入候而、彼方より方々御尋させ被成、八ツ下刻長安同道二而被致參上候、太守様 隠州様茂御出被成候而、御相談二而円齋藥御用被成候而少御心安御見得候条、源左衛門殿へ致相談、明朝可代相由申談、今晩五ツ時罷帰候処二、又御発被成候由度々申来候而、九ツ時參上仕候、雖然御究被成候二付、太守様・隠州様も御帰被成候、某儀御屋敷へ御用茂可有御坐候、此等源左衛門可相談由 御意二而、今晩七ツ時罷帰候、

昼詰

同九日
一 今朝六下刻、鎌田源左衛門殿より平山七兵衛を以、徳寿様唯今御逝去之由申来候間、則川越新左衛門從太守様為御使、〔編久至〕若御前様、御ちミち茂御わろく無御坐候哉と申上候、

同九日
一 八ツ半時芝江致參上、其以後御使茂不被遣候、随分御氣を被晴肝要二候通、從〔光久〕少将様被仰由申候、右之段平山久馬〔久行〕ニ内談〔仕力〕口罷出候、

同日〔忠直〕
一 酒井修理様奥方より 徳寿様御遠行二付御使、

同日〔久雄〕
一 島津但馬守殿御懷より右同断御使、

同日
一 徳寿様御仕合二付、〔松平定頼〕松河州様 〔編久〕薩州様御道中御国元へ茂飛脚を以申入候、

同日〔忠秋〕
一 阿部豊後守殿・酒井雅樂頭殿江、昨朝御国焼之皿被遣候御札状參候、其節下屋敷へ御坐候処、今朝御返

書相認持せ申候、

同九日〔信綱〕
一 松平豆州老よりも右同断之御札状今朝參候、御他出

之由取次被申候二付、御返書相認為持申候、

同日〔重宗〕
一 板倉周防守殿、昨日於御坐之間御目見得候、為御祝儀〔池田光政〕松平新太郎殿より御使被遣之由候条、此方より茂

御使可然之由、三雲太郎右衛門被申候、

同九日
一 酒井修理殿より 徳寿様御悔之御使、

同日
一 伊勢兵庫頭殿右同断二付御見廻両条、黒葛原周右衛門二而達貴聞候、

昼詰

同十一日
一 真幸七右衛門節々參上仕候、何ぞ可被下之由被仰出候、御使平山久馬、

一伊地知六郎兵衛殿・岩元清左衛門殿・川上休右衛門殿・王一官、御銀子可申受之由被申二付、吟味申付候、如其可申渡哉之由二付、喜入五郎兵衛殿・鎌源左衛門殿へ為相談之由候処二、清左衛門・久右衛門ハ早々可被借給候、余二人者今少可有相談之由候条、清左衛門・久右衛門へハ銀子可被相渡候由、則五郎兵衛殿へ申渡候、

朝詰

十二日
一喜入五郎兵衛二而被仰出候ハ、此程人をあやまり候

ハ両度参候由 聞召及候、内々左様成者参候時分ハ、如何様ニ応答ニ而可然由被申付尤二候、若左様ニも無之候ハ、御外聞悪敷儀も出合可申候条可入念候、夜入候ハ、御門を槌鎖置、御使等可有之時分ハ本番衆罷出候而、何方よりの御使ニ而候通承届内へ可相返候、右規模之儀ハ留守居衆能相談候而定置可申候、其規模是式ニ相済ニ通、重而及被聞召間敷由 御意候間、則留守居兩人へ申渡候、

同日
一御駕籠廻之定御供衆、去年御国元御立前二四人被仰

付候内、富山弥市兵衛壹人ニ而候、三人之替可被仰付哉之事、

同日
一医者卜淵申上候者、今度了淵御国元江被召列二付、卜淵儀御跡可被召置由被 仰出候、如何様ニも御意次第二候、併未医道無功二候了淵爰元へ被罷居候へハ、養生方も尋候而休体ニ御坐候、殊ニ小身者之儀二候へハ療治方を仕、妻子をも養候事二候仕合、了淵下国被仕事候間、今医道をも稽古仕度奉存候間、御供立二被召列候様ニ御侘言奉存之由申上候事、

同日
一奈須五左衛門儀、親為見参上州へ罷越度候間、往来十日程之御暇可被下之由申上候事、

同日
一喜入五郎兵衛・堀四郎左衛門道中御供二可被召列候、船中者西目可罷下由被仰出候事、右四ヶ条御使伊東三左衛門、

同日
一名越源次・須田仲左衛門儀、此度罷下候へハ、或弟或子共親分承人無之二付、侘言内々被申候へ共、御定之人数過上ニ罷成候間罷成ましき通申候処二、他人ニ親分可仕人無之由、村田藤兵衛・有河八右衛門より被申候二付、左候ハ、詰衆之内御使等二罷下人

共候而、御定之衆減之儀可有御坐候条、其代ニ可被
召置候由、村田藤兵衛へ相談申候、

^{同十三日}一十点事、此度御使被召下候ニ付、借銀四百目有之候

間、御私銀被借下候様ニと伊東三左衛門ニ而申上候
処ニ、被借下間敷由被仰出候、左様候へハ罷下儀も
難成由申ニ付、御使之儀候条其儘ハ難召置候半、半
分茂又三百目ニ而利付ニシテ可被借下之由、三左衛
門殿江申渡候、

昼詰

^{同十六日}一森伊勢守殿、来廿八日松平雲州罷出候時分可被仰入
候、雲州御親類之由候ニ付右之通ニ候へとも、重而

伊せ守殿へハ可被仰入之由候、御使右同人、

^{同日}一相良内藏丸事、
(忝力、頼章)

^{同日}一島津大膳殿証人役之事、

右両条、御使堀四郎左衛門・伊東三左衛門両人口上
書有、

^{同日}一石神勘左衛門無足ニ而身上行迫迷惑之体ニ候条、今

一詰御跡へ被召置可被下之由、訴訟之儀達 上聞候

処ニ、(小姓力)小性衆之内左様成別ニも有之由被聞召及候条、

同前ニ小性奉行衆ニ而可申上由被 仰出候、御使堀

四郎左衛門、

^{同日}一江川勝左衛門三代御奉公仕候、親祖父より長崎など

へ被召仕候時分ハ小荷駄ニ而被召仕候、江戸ニ而茂
小荷駄ニ而被召仕度由訴訟仕候、達 貴聞候処ニ江
戸ニ而小荷駄ニ而被召仕候ハ高役ニ而無御坐候、人
ニより候而被召仕儀ニ候条、左様ニ意得可申候由被
仰出候、御使堀四郎左衛門、

^{同日}一坂口三次郎事、実否不相極儀ニ候間流罪被仰付、若

後日致露頭候ハ、可被処死刑之由達 尊聞候処ニ、

流罪可然由被仰出候、御使右同人、

^{同日}一藤元道可跡目之事、又々隠岐守様より御内意被仰聞

候通達 貴聞候之処ニ、於御国元ニ閑ニ御相談可被

成之由被仰出、御使喜入五郎兵衛・堀四郎左衛門、

^{同十七日}一薩州様今日御着府ニ付、御昼休迄御迎ニ可罷出之由

被仰出候ニ付夜中発足、鹿名川迄参上仕候、当地へ

七ツ半時 御到着候、直此元御屋敷へ被成御立寄候、

朝詰

同十九日

一松平隱岐守様より御使久松清左衛門殿御口上、薩州様御事道中より被風引候由、御老中江被仰入之由候、定而 徳寿様儀ニ付右之通ニ候半と被思食候、何茂御参覲之御衆ハ来月之御目見得之由候、御子様達ハ当月中と被聞召候、薩州様何比御忌申候哉、御登城之儀、酒井雅楽頭殿へ御内意被仰入可然之由候、又喜入撰津之介殿 御目見得之儀、薩州様御一所ニ而無之候共、後日之儀ニ可被成之由候、其旨到 貴聞候へハ、御返事被仰出候ハ為人御念儀御尤ニ候、酒井雅楽頭殿へ御内談可被成候、又撰津介殿 御目見得之儀も任仰ニ、後日之儀ニ可被成由候、御使湘雪、

昼詰

同廿日

一兼日被 仰出候島津大膳事、証人役儀被成御免候様ニ被仰渡候、其故者、種子島（久野）三郎次郎なども親無之二付、証人被差置ニ、大膳事も同前ニ候、殊ニ家老役をも可被仰付候、右之御断、留守居衆証人奉行

へ参候而可申入之由被仰出候、

一喜入撰津介殿 御目見得之儀、内々隱岐守殿へ被仰談候之処、此節ハ無用ニ可被成之由雅楽頭殿被仰候、御推量被成候前ニ証人江可被成之由、書付を以御老中へ被仰入候、其一筋ニ而 御目見得之儀ニ差合申候かと思召候間、此中被仰出候様ニ町田（忠代）源左衛門（久）世粹大膳替ニ被仰付、撰津介殿者呢近ニ御奉公被成候様ニ御相談可被成候間、源左衛門・中務（島津久慈）・留守居衆相談仕可申上候由候、撰津介殿儀ハ今朝於東門院、隱岐守殿江御参会候間、可被成御相談と被 思召之由被仰出候、

一撰津介殿御事も前ニ証人ニ被仰付度由被仰入候へ共、町田源左衛門世粹被召成候へハ四人之並合申候間、撰津介殿者証人被召置候様ニ、物聞衆・証人奉行参候而可申入由被仰出候、

同廿日

一島津大膳証人為替、町田源左衛門世粹被仰付度候、大膳事ハ家老筋目之者ニ而候間、次第ニハ役をも可申付候、其上親無之者ハ証人被差置之由候、其故種子島三郎次郎なども御赦免候、其次ニ被差置度由被

仰出候二付、留守居兩人江申渡候、

^{同廿三日}一薩州様今日 御目見得二付、 太守様御同道ニ而五

ツ半時御登 城被遊候而、四ツ時分被遊御帰宅候、

^{同日}一能勢小十郎殿江、今朝 綱久様御目見得御祝儀とし

て御出御札之御使申付候、

但、廿八日二者必可被成御出之由、御使猪俣閑之

介、

^{同日}一薩州様明後日廿五日御三人衆へ御札ニ可被成御出由、

猪俣閑之介ニ而被仰出候、

^{同日}一伊勢兵庫頭殿へ、今日者 薩州様被成御同道、御苦

勞被成御大儀ニ存候、明後廿五日御三人衆へ 薩州

様御札被仰候間、乍御大儀御同道候而可願由、御使

平山久馬、但、御状參、

^{同日}一來月初、觀世拾兵衛勸進能仕候、御棧敷御取可被成

之由、其身より兼日申來候、就夫御並之衆御棧敷御

取候哉、物聞衆承合候へハ、^(淺野光盛)松平安芸守殿・松平新

太郎殿なども御取候由候、此方より御とらせ可被成

候哉、御兩所ハ急度御取候由候、窺御意候通、伊東

三左衛門殿可被達 貴聞之由申候、

^{廿三日}一今日曹徑寺絶江和尚被^(招請カ)招精、入室御懇望被成候二付、

八ツ時分來儀候而夜入候而相終候、衆僧廿五人兩度

振舞出申候、皆々布施被遣候、絶江銀十枚、焼香侍

者銀二枚、衆僧一枚ツ、其外ハ或忝部二切、或一

切遣候、

^{廿四日}一相良藏之丞当地ニ而被召仕候由御老中へ御断可被

仰入候間、留守居衆可申入之由兼日申渡候、然処兩

人被申二者、彼人最前御許容候時分之儀御尋被成儀

も可有御坐候、此方へハ不相知候間、御国元ニ而承

合、重而從御国申來候而披露仕度之由被申候二付、

其旨鎌田源左衛門殿へ八右衛門可被申入之由被申候、

今朝承ハ我等同意ニ候旨承候条、又々八右衛門ニ而

申候ハ、左候ハ、 太守様相談之通可窺御意やと申

候へハ、早々可得 御意由候、就夫留守居衆へ申候

ハ、藏之丞祖父清兵衛召仕候者共召寄度と被申候、

未彼者共罷居候哉、又從 公儀被仰出様子共ニて何

方も被遣候哉、又藏之丞へ可被返下儀ニ候哉、傍承

合候而可被申之由申渡候、但、津輕殿方へ承合候、

同廿四日 一川越新左衛門世倅市左衛門儀、自分ニ新左衛門召列

被參候、長屋ニ引籠罷居候へハ、公界をも見習申儀

無之候、御賦飯米可被下との訴訟御禁止之事候条、

其段ハ不申上候、自身ニ御番等之御奉公可相勤候、

左様ニ候而公界をも見せ申度候間、被召出可被下之

由被申候、御法之外之申分ニ候間、被入御耳御意次

第可被仰付候、中務より源左衛門殿へ、堀四郎左衛

門を以相談ニ而如此候、

同廿四日 一上原長次郎親分伊地知次介・長田三左衛門間一人可

然由被仰渡候へ共、伊勢助兵衛親類之事ニ候間被仰

付可被下之由、自其身任望可被仰付由、源左衛門殿

へ相談相濟候、御使堀四郎左衛門、

同日 一岩山左京・柴田安右衛門罷居候長屋二階之下居間ニ、

外窓之儀長詰候衆へ窓を明被仰付候先例有之候事ニ

(候脱之) 間、並ニ可被仰付由、源左衛門殿相談候而相濟候、

御使右同人、

同廿四日 一宗の御加扶持訴訟申ニ付、吟味被仰付候、表ニ小姓

ニ御加扶持被仰付候間、先例有之候間、其並ニ御加

扶持可被下之旨吟味衆より被申候、任其旨銀一枚可

被下由、源左衛門殿へ相談ニ而相濟候、御使右同人、

同廿四日 一島市正殿 御即位ニ付、禁中へ為御使上京被成候故、
(島津忠広)

銀子百枚被成御合力候、右之分ニ而不相達之由候而、

於京都藏奉行福屋助左衛門へ被仰入、御藏銀壹貫四

百卅目被成御借用、御当用御達之由候而、此地ニ而

返弁之御才覚難成候間、右銀之分量此地ニ而被借進

候ハ、則此地御藏へ返上被成、京都ニ而借銀返弁

之首尾ニ被成度被仰候、京都ニ而御物銀御借用之

事ニ候間、此地ニ而御物銀御かり替之首尾ニ源左衛

門殿へ相談相濟候由、御使右同人、

同廿五日(光長) 一松平越後守殿より、薩州様首尾能御目見得之御祝

儀被仰之由候、御返札御使比志島左京、

廿五日 一奈須五左衛門侘言之儀、兼日相談極候而、最前之取

訊鎌田左京殿へ書付を以申渡候、但、御国元ニ而可

(致簡) 被申出之由相濟候、使奈良原助左衛門、

同日 一田中七郎右衛門侘言、借屋宿賃従 公儀御払可被下

候由、何方ニ而も御屋敷中ニ罷移候而可然候之旨、

兼日相談極候二付、右取次同人二書付を以申渡、使
奈良原助左衛門、

一新納九右衛門身上行追候間、今一詰被召置候か、又
御銀子被借下候敷、一途御侘之由兼而被申出候、小
姓衆ケ様之訴訟ハ小姓奉行ニ而可申出之由、堀四郎
左衛門ニ而兼日被仰出候二付、取次鎌田左京殿へ断
候、使奈良原助左衛門、

^{同廿六日}
一大山三郎右衛門より被申二ハ、当年福山野御馬追御

下向迄待居可申之由、昨夕被仰出候二付、淡路守へ

状遣候由ニ而相認被為持候、取次堀四郎左衛門、

^{同廿六日}^(欠付)
一鳥津又五郎殿今日八ツ半時到着候、則当御屋敷へ参

上候而御断被申上候、

^{同廿七日}
一鳥津又五郎殿到着仕候通諸人奉行衆へ御断、有川八

右衛門ニ而申入候処ニ、近日御目見可然候、此中之

諸人恚人ハ先御暇可給候、何某跡へ可罷居候哉相極

候而可申上候由二付、源左衛門殿へ致相談、窺 御

意候処ニ、鳥津大膳可被召下之由被 仰出候、兼而

被仰出候大膳事、諸人役被差置候様ニと 御意候、

其段者最早申入候やと御尋候間、則物聞衆へ申渡候

へハ、大膳御暇之時分可申覚悟仕候通申上候へハ、

其旨可然之由 御意候、御使喜入五郎兵衛、

^{同廿七日}
一此中之証人之内、恚人ハ可被相残之由証人奉行衆被

仰候二付、右之段達尊聞候へハ、大膳殿御暇可被給

由被仰出候、就夫大膳殿証人被指置候様ニと御申候

儀、もはや申入候哉と御尋被成候間、今晚大膳可罷

下由証人奉行江申入候序ニ申入候へと、申渡之由御

返事申上候通、白井貞左衛門ニ而源左衛門殿へ申入

候、

^{同廿八日}
一鳥津大膳を鳥津又五郎替ニ可召下之由、伊沢隼人殿

取次高坂二右衛門殿江昨晚申置候通、有川八右衛門

被申候、

^{同廿九日}
一去冬、紀伊国様御家中馬方と出合候、御道具者山越

之寺領申付候処ニ、兵具奉行川越新左衛門・三原伝

左衛門・東郷藤兵衛被申候ハ、前二御成町ニ而打擲

二逢候者被召下候時分も御賦被下候而罷下候、此節も其並二可被仰付候由堀四郎左衛門二而被申候間、如先例可被申付候旨申渡候、

同廿九日
一山王於神前最教院江御祈禱御頼被成候、為御礼鎌田

源左衛門殿被仰付候由二而、東郷藤兵衛御返事被申來候、

同日
一今晚、島津〔久懸〕又七殿六ツ半時到着二而候、

明曆二年丙申四月朔日至同廿九日

島津中務久茂

在江戸中日帳抜書

昼詰

四月一日
一柴宗左衛門儀、最前被召抱候時分、古主伊奈半左衛門〔忠勝〕

殿へ御断共候而無口能候儀二而候哉、誰そ為存人

茂無之候二付、平田七兵衛殿存寄として堀四郎左衛

門殿二而被申候ハ右之通二候、殊二此度者妻子等召

列罷下候、弥半左衛門殿江御断茂可入と存候由被申

候間、尤二候二付、鎌田源左衛門殿御内談仕、平田〔宗則〕藤右衛門・堀四郎左衛門を以申上候ハ、宗左衛門妻子道中之御賦可被下候由申候、如何可仕候哉窺御内意候、次者彼宗左衛門儀、御許容候時分半左衛門殿江御断共候而無口能被召仕候哉、左様二候共、此度者妻子迄召列儀候間、妻子迄も御障無御坐者二候哉と、一往被仰断可然奉存候、〔マツ〕何右之通内意二存候二付、申上候由可被申上候旨申渡候、

同三日
一相良藏之丞儀、当地へ召寄可被召仕哉と備前守殿へ

留守居衆參候而可申入由 御意候間、其段申渡候之

処、兩人申候ハ、前二藏允此方江被召抱候首尾をも

覚為申人無之候、評定所へ書物等も無之候、若又備

前守殿より被成御尋候ハん刻、最前御抱候時之巨細

不存由申候ハ、大形之様二可有御坐候、新納右衛門〔久護〕

門佐殿委敷存之由候間尋申、其上二而備前守殿へ申

入候而ハ如何可有御坐候哉之事、御使堀四郎左衛門

殿、清兵衛事、悴者三人之儀茂同前二可申入由候、

就夫津輕殿留守居衆江清兵衛死後之儀をも被聞合候

処二、細二手紙二而申来候間、備 上覽候、前二沖

道柄之悴者喜樂可罷上由申候二付、 公儀江被得御

内意候へ者于今不相濟御江被召置、左様成儀茂御

坐候上者、被 仰出候共不相濟儀も候はんかと存事

候条、奉得 御内意候事、

^{同日}一丹西儀、御国元へ妻子召列罷下、度々御暇申上候、

若左様二も無御坐候ハ、医者並之御扶持可被下之

由申候二付、伊東三左衛門二而達 上聞候処二、い

つもく申上事二而候、御談合可被成之由候間、今

一往被申上御返事相極候様二可肝煎之由申渡候、

一小姓衆より御納戸衆を以、九月之拾代之儀被申上候、

右前々ハ被下候へ共、先年御省略之時分被召留不被

下候へ共、每物二別二被召留候儀も頂者被下候、殊

二去年ハ御客人多候而衣裳等人為申由候間、被下候

而ハ如何可有御坐候哉奉得御内意候事、

^{朱力キ}右達 上聞二被仰出候ハ、先年何れも相談候上二而

九月之拾召留候、又此節可被下儀不被成御納得候、

於被下ハ前二相談仕候人数承届能々致吟味、其上二

而可被極候、替かましき事二而候由御意二御坐候事、

卯月八日、

一同人より申上候、正月之長袴代之事、

右、御年男二而ハ御客人有之候刻御事闕二候故、

誰々と人さし候而長袴着用可仕由申渡候間、長袴代

被下候而ハ如何窺 御内意候事、

^{朱力キ}右旨達 上聞候、被仰出候ハ、正月ハ御年男二人長

袴着用二而可相濟候、後年御年男之外二長袴着用可

為無用候、当年之義ハ為被申付儀二候間、長袴可被

下由御意二而候、

一上井右京、本名字諷方二而候、右京へ名乗を申度候、

如何奉得御意由、諷方甚左衛門より申上候事、卯月

三日、

右三ヶ条、御使堀四郎左衛門、

^{朱力キ}右旨達 上聞候、被 仰出候ハ、本名字諷方を可名

乘儀可然由御意二而候事、卯月八日、

^{同五日}一伊東三左衛門殿二而被 仰出候、北郷又次郎・田尻

八兵衛間一人急度召下、家老衆へ可申入候、 公方

様御庖瘡いかに御輕被成御坐候間、御国元御仕置

等不相替可申付候、將又 薩州様御無異ニ御到着ニ

而、首尾能 御目見得候、是又御大慶被思召上候、

御国元之衆御内意可被存候、次ハ種子島へ馬くひり

候者共罷居候間、御下向前ニ鹿兒島へ參候而、待上

候様ニ財部淡路江可申下之由候条、田尻八兵衛許ニ

状遣可申旨、筆者衆へ申渡候、

同五日
一 島津大膳証人役替之儀、証人奉行へ留守居を以可申

入由前ニ被仰出候、最早申入候哉被聞食度由御意候

間、為御返事中務源左衛門より申上候ハ、御意之通

早速申渡候へ共、公方様御疮瘡ニ付不申入候由申

上候、

同日
一 町田勘解由孫源六事、証人役被仰付候由被仰下候処、

御侘言ニ候通以書物被申候通達尊聞候処、右書物御

上覽候而被仰出候ハ、家老間ニ付証人ニ被仰付儀ニ

付役分之高式千石、持高相添三千石ニ而候、大形右

之分ニ而可相調と被聞召上候、源左衛門中務致相談、

右之高ニ而可相調と存候ハ、其段御国元江可申下

之由候、若又相談可入儀と存候ハ、右書物堀四郎

左衛門へ渡置、於国元可申出由被申付置、尤之旨御

意候、御使平田藤右衛門、

同五日
一 庄内北郷殿跡目 (北郷久延) 又作殿江相定候、為御祝儀後室よ

り為使北郷次右衛門進上ニて候、 太守様へ御看三

種・御樽二荷、 大御前様へ御看一種・御樽一荷、

喜入撰津殿江青銅百疋進上候、

同六日
一 森喜右衛門新屋敷へ御普請被仰付候間、今一詰可罷

居由被仰出候、世悴事ハ芝江可被召仕候旨、鎌田源

左衛門殿へ御承ニ而則被仰渡候由、伊東三左衛門殿

被申候、

同七日
一 森喜右衛門、御留守中新屋敷作事奉行被仰付候、致

領掌候、世悴儀者病後ニ而候間、今少思慮仕御請可

申上之由、伊東三左衛門殿ニ而被申出候、

同九日
一 相良主計存生候時分、当地之者之娘抱置候、其親共

遮而侘言仕候へとも主計室不致承引、召列下候ニ付

而小久保与右衛門を右女之親共頼候而懇望仕候通、

太守様江御内証被聞召候、就夫実事ニ而候哉、可承

屈之由長谷場伊角へ被仰付、相良左近・有川八右衛

門へ相尋候へハ無別条由申候間、相返シ候様ニ我々
より左近・八右衛門可申聞之旨被 仰出候、御伊角、

同日
一御近国衆へ十五日之儀、御使札東郷藤兵衛、

同日
一伊地知六郎兵衛儀、芝御供立候衆江相替被召下筈ニ

候処ニ、下人煩候而于今被罷居候、然処森喜左衛

門・那須五左衛門在江戸ニ被召置候ニ付、小荷駄衆

不足候故役人召留、右之段最前之首尾ニ候間、村田

藤兵衛殿へ可(衍力)被申渡候由、喜入五郎兵衛殿へ申候、

同日
一公方様御庖瘡御愉被遊候ニ付、御祝言御能興行候、

太守様四ツ半時、御城より御下候、御客人茂御城よ

り直ニ御出候、九ツ半時御始候、太夫方へ御能始、

御使島津中務、觀世太夫拾太夫へ折一合・樽一荷

ツ、楽屋へ被下候、御使鎌田源左衛門、御客人百拾

七人、外ニ御城坊主、医者衆之類三拾人茂有之候、

諸大名衆・御留守居衆三拾人程、右之衆同道衆彼是

百人程有之候、町衆三百人程、但、御立入仕候者共

迄ニ候、

同日
一右御能ニ付、諸事賦方奉行喜入五郎兵衛・堀四郎左

衛門・村田藤兵衛、次振舞方御進物方奉行相良新右

衛門・平田藤右衛門、御前御料理奉行伊東三左衛

門・東郷市(重利)左衛門・別府式部左衛門、料理衆原金子右

衛門殿、

同日
一能奉行樂や振舞迄平山七兵衛・渋谷次郎左衛門・岩

切彦兵衛衆、

同日
一普請奉行黒葛原大学・森喜右衛門付衆、

同日
一御門番黒葛原周右衛門・三原伝左衛門・東郷藤兵

衛・海江田仲左衛門・伊地知新兵衛・伊ち知次郎・

酒匂半右衛門・永田三右衛門・家村清兵衛、

同日
一舞台上御庭御番之事、本田内膳・中村城之介・三

原茂兵衛・妹尾八郎兵衛・溝口権右衛門・津留六右

衛門、

同日
一御庭楽屋通口御番塩官浜之丞・堀之内六左衛門、

同日
一御腰物御番種子島為兵衛・最上七郎右衛門・伊佐岡

次左衛門・平山久馬助・長谷場伊角・白尾金左衛

門・伊地知為兵衛、

同日 一右同耕作之間奥山少兵衛・橋口主膳、

同日 一右同間御坐見廻大山三郎右衛門、

同日 一辻番所御番鎌田五太夫・坂元原右衛門、

同日 一走舞台御番衆有馬勘左衛門・赤松諸衛、

同日 一右同杉戸口御番帖佐用右衛門・山元太兵衛、

同日 一雲齋甥当地へ同心仕罷上候、内々医道稽古仕候間、

此節五雲子へ付置申度候条申入之由候、平田藤右衛

門殿など致披露之由申渡候、

同日 一内藤喜左衛門申出候ハ、弟子中村久兵衛孫召列參候、

直ニ符驗稽古ニ相付度由申候、いか、可有御坐候哉、

右之段も可被得御内意之旨、平田藤右衛門殿事申候、

同日 一白石仲兵衛身体行迫候ニ付被致訴訟、就夫源左衛門

殿へ相談仕候ハ、祖父 惟新様御右筆被相勤候、其

時分ニも御扶持之訴訟被申上覚悟ニ而、訴訟迄調置

候へとも病腦ニ付不申渡候、其書物于今有之と聞得

候間、其身共ニ三代相統而執筆役相勤、御奉公被申

来儀ニ候条、御加扶持候様ニ御元家老衆へ可申渡

候由、申定之後便可申遣候、右使平田藤右衛門殿、

同日 一町田源六証人役被仰付候ニ依而、同名勘解由より御

侘之通被申候、致相談一途可申上由、兼日茂被仰出

候、又今日も右之通ニ候、就夫申上候、新納〔又〕又左衛

門茂親役分二千石軍役御免被成候、勘解由事も其並

ニこそ可有御坐候得共、其式ニ而ハ達申間敷候、分

限之衆さへ証人ニ被參候時分茂、銀子申受度由被申

候間、勘解由へも軍役御免之処ニ相当ニ銀子被借下

候ハ、口能御坐有間敷候、又左衛門なども軍役御

免迄ニ而候、少分之儀候間罷成間敷候条、銀子被借

下ニ御地盤被相済、被致相談被相極候様ニ被仰付可

然由申上候、御使平田藤右衛門、

同日 一溝口新五左衛門殿へ御状可被遣候旨趣ハ来月五日六

日、

同日 一最上形部殿於御手透ハ、其身馬被為乗候を御一覽被

成度候間、兩日之内彼方隙も様子ハ公役〔ママ〕而御使進可

同日 一有由候、御使平山久馬、則有川喜左衛門へ申渡候、

一証人衆四人登 城口之処、大膳・又左衛門ハ御暇被

下候通達 貴聞、且ハ町田源六事、証人役之儀致相

談可申上由被仰出候、御使平田藤右衛門、

同日
一原金左衛門殿へ御暇前何そ可被遣之由内々申体二候、

今度御使御興行ニ付別而苦勞被仕候間、此節迄之御
礼可被仰候哉、又漸々之御礼二而候はん哉、振舞奉
行相談候而可承由平田藤右衛門相談二而、可承ハ平

田藤右衛門殿へ申渡候、

同十九日
一島津大膳殿・新納又左衛門殿御暇被下候ハ、廿二

日可罷立之由被申上候、其段入 御耳候之処ニ被仕
廻候ハ、被罷立可然之由御意候、

同廿日
一島津大膳殿与力三原藤兵衛・新納又左衛門殿与力中

山甚左衛門、去年衣裳扶持之儀被申候ニ付、家老衆
与力並ニ可被下由申渡候、然処ニ又々被申候ハ、
方々勤候ニ付衣裳見苦敷存候間、自分ニ仕立申候、

右弘方行迫候条、銀子三百目ツ、無利ニ借被下候様

ニ侘言ニ存候由ニ候条、無利ニ銀子借被下候例も無
御坐候条、利付ニ而候ハ、左も可有之由返事申候、
取次鎌田左京殿、

同廿一日(忠相)
一本田美作守殿へ三雲太郎右衛門參上被申候、御返事

ニ被仰候ハ、島津大膳事、証人役被差置候様ニ有度
被思召候、彼人事、家老筋目之人ニ而候、次第二役
儀をも可被仰付之由御尤ニ候、替之人御書付被遣候、

今朝登城被成候間、可有御披露候、随而ハ先日者御
能御興行ニ付被召寄候得共、御城ニ隙入候而不致伺
公候、世悴共被召列、別而御馳走之通忝候、楽屋ニ
到迄被人御念被仰付候旨風聞承候、是以御尤之儀共
候、如何さま以御面可被仰付候、

同廿二日
一内田玄勝節々芝江御見廻候由見分被思召候、弥御頼

被成由、御使川越新左衛門、御前より御使平山久馬、
同日
一薩州様へ今日之御気色御見廻、御使菱刈久右衛門・
鎌田左京殿ニ而申渡候、

同廿三日
一新納又左衛門殿今日登足ニ付、御国元若き衆犬追物

稽古可被仕候、主取島津大膳殿・種子島三郎次郎殿
被仰付候、島津安芸殿(久雄)・鎌田筑後殿(正勝)茂可被為見廻之
由、平田藤右衛門ニ而被仰出候、此等之旨鎌田源左

衛門殿より手紙二而承候、

一新納右衛門殿・町田勘解由殿へ御藏入方・軍役方別
而可被入念候、今度御能二付過分之御銀子入候間、
於御国元少成共可有省略儀ともハ無用捨可被申付候
旨、御直書を以可被仰下之由、右同人二而被仰出候
通、鎌田源左衛門殿より手紙二而承候、

同廿五日(悪直)

一山内修理太夫殿御出明ノ晚彼方へ被成御出儀、弥無
御相違被待入候、御時分之儀ハ明日可被仰入由候、
御城より直二但馬守殿へ御出候二付、取次上村茂兵
衛承置候、

同廿六日

一被仰出候ハ、御暇御給候通以飛札是枝喜右衛門可申
下候、御供立之帳も為持可申候、左候而、右飛脚御
国へ差下、東目御下向之通可申遣由候、御使平山久
馬、

同廿七日

一税所小兵衛納殿役御侘之事、右同人可被達 尊聞之
由申候、

同廿八日

一東郷源五左衛門・猪俣閑之介・川野五右衛門・帖佐
(相良頼玄)
主右衛門、右道中御備之御供也、

同日

一丹西申上候訴訟之儀、先日入御耳候、落着之御返事
無御坐候二付、丹西へも未申聞候、御打立も近々ニ
罷成候間、就夫又々申上候、御国元へ老体之親共御
坐候、此度御供二而罷下、親二見參仕、追付罷上二
而候、御供仕罷上二而も 御意次第可仕と申上候、
前二相良主税御使二而、医者為御扶持切米廿石之内
拾四石被下候、残六石者、医道仕習候ハ、次第二可
被下候由承候、我々存候ハ、何れ茂医者並ニシテ扶
持六石(増九)加僧被仰付、合廿石被下候而ハ如何可有御坐
候之哉奉得御意候、以上、

卯月廿八日

一御発足来月十三日御日取被遊、伊東三左衛門二而被
仰出候、

明曆三年西十月朔日同至廿九日迄

中務久茂

在江戸中案文帳抜書

尚以昨晚ハ島但馬守殿へ參候而酖醉仕候故、御報不申、今日御国へ飛脚下り申候ニ付、少し隙入申候、仕廻候而參上可仕候間、遅クつかるゝ事も可有御坐候ハ、取合頼存候、

夜前者御手紙得其意候、然者今日〔綱貫〕虎寿様昌庵所へ

被遊御光儀候ニ付、私儀も御供可仕候由、綱久様御意之由奉得其意候、以上、

十月一日

阿多六郎右衛門殿御報

任幸便申入候、然者 太守様御機嫌能被遊御発足、急度可為御參府と奉待事ニ付、貴殿定御供候ハんと存候、隨而御並之御衆当地江御參勤之刻、 上使御受被成候、御往上屋敷へ御作被成候ニ付、此方も其〔櫛力〕覚悟ニ申付候、太守様ハ新屋しきへ御柄可被成候間、彼方へ上使御往作可申と存候へとも、前ニ貴殿御内

証被申上候刻、御着之時分御作事可被仰付候由候と承候、其上御並之衆上屋敷へ御造営有之候儘、如右之候得被成候事ニ而候へとも、新屋敷之御殿一月と今分ニ而可被成御坐体ニ而無之候、何事も此方より申越候之儀とも遅々仕、いたしにくきのミニ候、尚近日期面上候、恐々、

十月朔日

長谷場伊角殿御宿所

尚々〔鳥津久達〕正三郎兄弟へも御意得可給候、急之故おら

ゆ・おつるへも状を不申候、御心得可給候、

去月二日之返札得其意候、先以其御地益無異之由珍重ニ候、於当地も無別条、我等親子息災罷居候間、可御心安候、但馬守殿方へ伝筆之通申達候、いつれとも彼方より返事可參候、細々可申候へとも、何ぞ替儀無之候条不詳候、恐々、

十月一日

〔久武〕鳥津新八郎殿

昨日者御見舞候之処、下屋敷へ罷在、不能面御残多候、然者自分金子入用ニ付、鳥羽屋三郎左衛門方へ内談申体ニ候、然処ニ御方へ申入可被相達之旨、御申之通三郎左衛門申来、別而大慶仕候、先以為御礼如此候、恐惶、

尚以委曲三郎左衛門方より申入へく候条不詳候、以上、

十月二日

吉田四郎兵へ様人々

今朝阿州様・万吉様御登城被成候処、(松平定忠)撰津守殿御跡

目無相違御給被成之由被仰出候ニ付、阿州様御親子様ハ直ニ御老中江御出被成候由、只今八右衛門申来候間、薩州様早々御祝儀御出被成可目出度候、此等之儀八右衛門参上仕筈ニ候へとも、御国へ申上候儀とも候ニ付召留申候、以上、

十月二日

村田藤兵衛殿参

鎌田左京療治廻かね申候間、別人江可申之由、今朝被仰達候、就夫何方にて候へハ有御坐哉と相談仕候へハ、玄徹か清庵能候ハんと申事ニ候、左様ニ候ハ、殿様兩人とも御近ニ而有間敷候条、伊勢兵庫殿より右兩人之内被頼候やうと可申入かと存候、

従 綱久様兵庫殿へ可被仰談候哉、又我等方より申入二ても候ハん哉、御内談ニ候、同ハ御意可得存候、乍去未御帰宅被遊ましく候条、此方より可申入候、御報可承候、以上、

十月二日

村田藤兵衛殿参

貴札致拜見候、然者如御佳例、松平薩摩守祈禱御修行被成、御札(巻数方)并御自分よりも御祈禱御札守巻枚被遣候、其旨申聞候処、別而見分被存事ニ候、将又到私御札守被懸御意忝次第ニ候、尚期後音之時候、恐惶、

十月三日

三輪山

先達御坊貴報

一筆致啓達候、然者松撰津守様御名跡万吉様被進御
安堵之旨、乍恐目出度奉存候、各御満足之程察存候、
猶期後喜之時不能詳候、恐惶、

十月三日

久松清左衛門様

尚以原金右衛門殿可被仰遣候、以上、

来ル十日御振舞之儀、弥御遊山一返御取置可然候、
御相客衆へ者今日御状被遣尤候、伊兵庫殿へハ万吉
様御祝儀御振舞ハ後日ニ可仕通、今日昌庵にて可申
入候、白濟ハ參候而可然候、是ハ杢右衛門殿可申越
候由受合ニ而候、又御料理何ぞ珍物一種用意尤候、
以上、

追而申候、久世宇右衛門者御一手之衆、十一日・

十二日之間御出候様ニ有度候と杢右衛門殿被申候、

御聞合有り候、以上、

十月四日

村田藤兵衛殿御報

先刻和尚へ使進上申候処、明朝致伺公候へと被仰聞
候、明日ハ不叶儀候条、明晩御隙候ハ、可致參上候、
御聞合頼存候、以上、

十月四日

南龍老

尚以昌庵手紙不及返答候、

来十日御時分之儀、相違之通者最早被仰入候事ニ候
間、無是非候、兵庫殿江者御断被仰尤候、料理師之
儀御献立、金右殿へ御頼候而此方之衆ニ御申付可然
候、乍去河州様得 公儀衆被召寄候ハ、此方も誰
可被召寄候、定而金右殿弟子ニ御坐候、罷出候人有
之候ハんと存候、以上、

十月四日

村田藤兵衛殿御報

虎寿様御事、万吉様へ御祝儀御出候而可被仰之由御

尤二候、御前様御意次第にこそ可有御坐候、御進物ハ御樽肴ニ而候ハん哉、六郎右殿へ能相談尤候、以上、

十月六日

村田藤兵衛殿

鎌田左京殿只今被相果候、貴殿事、御近所へ御奉公候之間、野辺へ見舞ハ無用二候、此やしき迄御越候而悔被仰尤二候、以上、

十月五日

伊地知主膳殿(重頼)

御同名左京殿永々被為煩候二付、諏方左右衛門殿へ致相談、色々療治仕候得共、無其甲斐昨夜遠行被成、笑止之至不及是非候、貴老御愁傷之程察存候、恐惶、

十月六日

鎌田源左衛門様

松河内守様御来儀刻、原金右衛門指合候二付、御献

立彼方へ御頼候而此方之衆料理可然と申候へとも、左様二候共料理能も御座有ましき由尤二候、殊二河州様御宿ニ而候、御内之衆料理之様二見得之候由候条、此方之衆ニ而こそ可有御坐候、又久世宇右衛門殿御出候儀、亦柳生殿御差出候哉、得其意候、以上、

十月六日

村田藤兵衛殿

尚以御肩より之状見届申候、以上、

明日之儀、先刻村尾三右衛門ニて申候、上々方よりも御遠慮ハ入さうにもなく候間、御差出候而可目出候、乍次而申候、私儀明日致伺公候へといつれも申候へとも、左京丸得見舞申候儘遠慮可仕候、尤、野辺へ参たるニてハなく候へとも、先明日ハ虚病可仕候、以上、

十月六日

村田藤兵衛殿

明日田町へ御光儀候二付、某儀可致伺之旨上意候哉、

畏奉承知候、以上、

十月六日

平田九郎右衛門殿

塩田守三より、来ル十日兵庫殿御出被成度由申来候
哉、押掛ニ御出候之儀無御隔心御尋之儀ニ候間、御
同道被成候様ニと被仰可然候、若相撲御座候ハ、
万吉様も御出可被成候、左も候ハ、桑名御安堵之
御祝儀之様ニ成立可申候由尤ニ候、乍然其段ハ伊兵
庫殿へ御内証申置候御何^{本ノママ}御存候、万吉様御出候
ハ、御心次第被成可然候、御祝言御振舞ハ後日可
被成候間、守三なども被存知候様ニ御心得有へく、
以上、

十月八日

村田藤兵衛殿御報

一相撲之儀、当分寄衆無之候間、十組程可有之と申候
哉、其式ニ而者些少ニ候、乍去日も短候間能候ハん
かと存候、其内壹兩人珍敷衆懇望仕候様ニ若松へ御

申付尤ニ候、

一万吉様御徙移ニ付、薩州様より御小袖三重、大馬
代可然哉之由尤ニ候、先御使ニて被仰入、重而御出
之時分可然存候、乍去月余之衆御聞合候而御使ニ而
御祝物被遣候ハ、可為其弁候、以上、

十月九日

村田藤兵衛殿參

一御供衆宿賦之儀、御油断ハ有間敷候へとも、村三右
衛門殿へ御熟談尤ニ候、
一摂津守殿御座所之儀、御近習衆番所之儀昨日申談候
様、弥急度可被仰付候、
一女房衆部屋、昨日上つほね被申候所計ニ而ハ達間敷
候哉、於其儀ハ御末之内一間被相加、御末之道具等
土藏ニ被入置候様ニも候ハん哉、^{久保之昌}旁平内へ御相談候
而尤ニ候、以上、

十月十二日

村田藤兵衛殿參

尚以仁礼藤左衛門も被參候様可被仰渡候、以上、

手紙にて申候、宿賦之儀二付、今日芝御屋敷へ參候間、今度出来候小屋之間數書付候而、芝へ可有御持參候、普請方付衆之内、右小屋之儀能被存候人可被召列候、以上、

十月十三日

鎌田太郎右衛門殿參

手紙にて申入候、今日御国家老衆より兎玉作左衛門被差越候、其便申来候、太守様弥其元へ可被成御坐候、御供衆宿廻り候ハ、犬之馬場へ二重三重二小屋懸可仕候由、御意候通承来候、委曲明日御相談之上にて可致決断候、内々御思慮も可有候間如此候、以上、

十月十四日

村田藤兵衛殿

諏方左右衛門殿

九月十日・同十三日・同十八日之芳翰令披、然者其

地無異之由珍重二候、当地二而も無別条候間、可御心易候、

一具足調二付銀子之儀申越候処、三百目余鎌田四郎右衛門殿便慥相届候、

一新納次郎四郎殿懷より加筆之旨、將又大龍寺気色之

通得其意候、

(鳥津久文)

一長龜へ脇指遣候、相届候而満足之通致承達候、

一佐次右衛門事、本復候へとも道遠行候事不罷成由、

其式二候ハ、迎も余候共用達間敷候之条見合候而、

後日御登せ尤候、

一貴殿具足、野中市兵衛殿二頼候而被指遣候由意得申

候、尚期後音之時候、恐惶、

十月十六日 鎌田四郎右衛門便遣候、

鳥津新八郎殿

去月十三日之御札令得其意候、然者其御地益御無異御坐候旨珍重存候、当地二而も別条無御坐候間、可御心易候、世悴共所息災罷在候由被仰聞、満足此事二候、尚期後音時候、恐惶、

十月十六日 同便二遣候、

種子島三郎次郎様御報

去月十五日之御札披見仕候、然者御番所御宿之儀、御自分御事新屋敷申付候、右衛門殿御宿、芝南之平屋申付候、得御指図如此候、恐惶、

十月十六日 発飛脚二而中途迄遣候、

鎌田筑後殿人々

一 太守様芝へ御棲被成候ハ、御膳道具其外色々御入用之物も可有御座候間、久保平内方へ内々御談合にて可被召置候、

一 当御屋敷新御門未開初も無之由候間、護摩所へ被仰談、吉日を以開初可被仰付候、

一 右同新御殿ニ而未御祈祷無御座候、敷物相調候ハ、御祈祷可然候、是も護摩所へ御相談ニ而尤候、以上、

十月廿二日

村尾三右衛門殿

明日 虎寿様御誕生御祝ニ付、可致伺公之旨奉得其意候、朝御膳ニ而候由、是又承達仕候、以上、

十月廿三日

郷田源右衛門殿御報

一 明後日御能ニ付、御登城之刻伊勢兵庫殿御同道被遊候而ハ如何可有御坐候哉、尤、綱久様御並之御札御座ニ寄付ハ被成間敷候へとも、左も候而御談有事も候ハん哉と存候、乍去旗元衆へ不被為公儀候ハ、申事なく候、

一 明後日各御着合之御座にて、大隅守様御発足日限之儀、又何比御着候哉と御尋も可有御坐候哉、御奉書御受ニも今日初御立候之旨書申候、日限ハ不申入候、尤、御着候之儀者、唯今ハ海上順風無之候間、来月末ニこそ御着可被成と申事ニ候、此段者可被達貴聞哉、為御心得候、以上、

十月廿四日

村田藤兵衛殿

諏方左右衛門殿

夜前も御切紙願候処ニ、又々海江田仲左衛門狀被遣

候間、懇意至極存候、今晚夜入前ニ可伺公仕かと存

候、若又昼時分御着候而御老中へ御見廻迄早御隙明

候ハ、七ツ下刻ニ可罷出かと存候、以上、

十月廿七日

村田藤兵衛殿

昨日御能殊ニ御振舞御給候ニ付、從少將様為御礼

中途より御使御進上之筈ニ候間、御船中迄御步行衆

壹人今明日中差上申度候、此方ハ無人ニ候条、其方

之衆一人御申付可給候、以上、

十月廿七日

諏方左右衛門殿

村田藤兵衛殿

来月六日 綱久様御成ニ付、何ぞ御挨拶もの被召寄

可然候、左候ハ、切付屋之河内と申もの可然存候、

内々江庵へ内談候而約束被成置尤ニ候、以上、

十月廿七日

鎌田太郎右衛門殿參

伊東大和守殿・宗〔裕久〕对馬守殿御息方へ御悔之儀、安藤

对馬守殿も御近付ニて無御座候へとも、御使被遣候

近例有之候間、日廻次第可被仰入候、以上、

十月廿八日

村田藤兵衛殿

四元八郎兵衛被申出通致承達候、自是桜木殿迄可申

入候、以上、

十月廿九日

諏方左右衛門殿

村田藤兵衛殿御報

七月廿四日

一伊東〔裕定〕五右衛門殿へ行、他出、二階堂城之介〔信行〕殿江行、

五右衛門殿も彼方江入来候而閑話、

一〔島津久通〕函書殿吉野へ御越候ニ就參事候、是ハ此方屋敷地御

覽し被在置候、我等罷越見可申由候、方々致御供見申事候、左候而、御屋敷へ御出候、北郷(忠愍)又次郎殿来儀二而夜入帰宅、

一 愛宕江代参、勝軍院へ頼遣候事、

同廿五日

一 伊東五右衛門殿より所用之由申来候条、彼方へ参事候、二堀之介(城方)殿歌三首被送候、其歌詮儀いたす道をす、むるの志親切之余り也、

○ 竹内吉右衛門殿来儀、一 弓場へ出る、

○ 川崎主計殿来儀、

一 夜入候而島津(久基)民部殿へ行、明日為御使江戸江被為立候故暇乞也、

○ 諏左右衛門殿へ参候、泷二郎左殿・高四郎兵殿な

と二而閑話、

七月廿六日

一 夜入高橋大学殿来儀、

同廿七日

一 川上彦右衛門殿来儀、○ 弓場へ出る、一 諏方へ致参詣事、

同廿八日 少雨、晴、東風、

一 種子三郎次郎殿腫物氣之由候条事々、

森七次右衛門為使罷上候条捧一翰候、其御地御静謐、貴僧益御勇建可被成御座奉存候、仍而愚拙道号之儀以赤松諸兵衛申上候処、被遊可被下通難有仕合奉存候、就其之事可申上由被仰下候条、書付致遣上之候、某申拜和尚喝云得否、某申云得、和尚云得底、却テ不得也、某又云得、和尚至茲免入処如此覚申候、此趣ヲ以御約束之道号被遊可被下儀所希候、誠恐誠惶、

八月二日

島津新八郎

別働和尚

一 弓場へ出る、

七月廿九日 晴、時雨、

一 伊勢内記殿来儀、○島津但馬殿より 〔細貴〕 又三郎様御目

見得之為御祝儀御使被指越候、拙子事も承候条、彼方へ參事候、御返事申候、使者酒匂源左衛門殿、

一夜入伊東五右衛門殿へ行、土平左殿・協助左衛門殿・宅半左殿也、

二、兎角遅引罷成、非本意存候、尚期後音時候、恐惶謹言、

八月二日 島津新八郎

意柏老、今日本マ、古森喜右衛門殿便、

一 弓場へ出る、

七月晦日

八月朔日

一 龍護院へ參致登城・鎌藏人殿・喜入撰津介殿・島津盛〔久元〕太夫殿・川上〔久因〕因幡殿・島民部殿、凶書殿江參事候、

一 書令啓候、春之時分者於伏見懸御目大慶候、其後不申通候、仍而着物以注介〔仲介カ〕頼入候、如其被仰付可給

左候而、霜月之末者必下り合候様二頼入存候、折々

御無心無申計、恐々謹言、

八月二日 島津新八郎

長谷川道茂老

同二日

一 筆令啓達候、其後者不申通候、仍而春之時分者於

其地相煩敷二、每度預御見舞忝存候、御療治故追付

致快氣、大慶此事二候、早速此等之御礼可申入候処

一 浦川七兵衛殿・相良少兵衛・森甚介殿・伊東吉左衛

門殿来儀、就而八ツ半より弓場へ行云々、

一夜入江戸より飛脚到来、六七殿先月十五日之朝御遠

行被成之由候、則三の丸へ罷出御帳ニ付事、

八月三日 時雨、晴、

一 西八兵衛殿来儀、

同七日

一 土持平左衛門殿御坐候、若松十左殿来儀、

一 城之上へ屋敷見〔島津久茂〕中書御出被成候条被參事候、○伊

東五右衛門殿来儀、

同十日 雨天、

一 今度六七殿御左右二付、弓場無御坐候、今暮よりの

有之事候、下方ハ三日先よりと聞得候、

同十二日 晴、

一 中日龍護院へ參上、弓場へ出、

一 前川三左・山之内友右衛門来儀、

同十五日 晴、

一 龍護院へ參上、酒匂半右衛門殿・肥後藏之丞殿来儀、

○ 九尾駒夜前曳来候由二而、今朝凶書殿より御走り

を被成、さめ色によりて馬形も能有之候へとも、御
厩へ上可申由申、血良〔皿カ〕善左衛門殿ヲ頼遣候、

同十九日 晴、

一 今曉伊東吉左衛門殿所而別久左殿・川市左殿・浦七

郎兵殿・若十左殿・関為左殿・伊大藏殿・森甚介

殿・税弥左殿・三郎二郎殿拘〔ママ〕袷候、坂向〔坂迎カ〕之由候而被

振舞候、拙子も可參候由候条參事候、川野伊兵殿・

平小左衛門殿・中神忠〔右カ〕左衛門殿也、

同廿四日

一 愛岩〔愛行カ〕へ參上、土平左衛門殿・伊東五右衛門殿へ行、

御厩より返馬として吉野栗毛被遣候事、

一 一夜入時分、森甚介殿同道候而種子三郎二郎殿へ行、

今晚ハ先日わかき衆坂田殿返報之由候、野越市左衛

門殿・川野伊兵衛殿・若松十左衛門殿・伊地知大藏

殿・別府久左衛門殿・竹之内宇右衛門殿・関五左衛

門殿・平田小左衛門殿・中神忠左衛門殿・税所弥左

衛門殿・伊東吉左衛門殿也、

同廿七日 曇、

九月七日

一 川崎主計殿・別木源右衛門殿来儀、
一 国分仲七左衛門殿・伊東五右衛門殿へ行、弓場へ行、
○ 北条二郎右衛門殿御坐候、高崎四郎兵衛殿被寄候
故也、

同廿八日

一 弓場へ出る、七ツ過ニ上方へ火事致出来候故、弓場
よりいそぎ火本二行、坂元与左衛門殿所より火おこ
り、別府助右衛門殿・五代舍人殿三ヶ所焼失候、下
手之町屋へ行、家ニ上る、夜入浦川七郎兵へ行、

同廿九日

一 但馬殿より為御使杵・主馬殿被為越候、今朝来儀候、
仮屋へ見舞他出、弓場へ出、

九月六日

一 浦川七郎兵衛殿・中神仲右衛門殿・森来儀候、
一 伊東五右衛門殿へ行、

一 今日者 綱久様、吉野島津図書殿屋敷へ被遊御光儀

二 付罷越候、夜入四ツ時分ニ帰る、

一 致登 城事、鎌藏人殿・島又作殿・島三郎右衛門

殿・島筑前殿・島民部殿へ参事候、(島津久頼) 図書殿・入来院

石見殿・島又介殿・種子三郎次郎殿・土平左衛門殿

へ参事候、夜入浜へ出る、

同十八日

一 森甚介殿来儀、

一 書致啓上候、仍而其以後者以書中不得御意、御無

音背本意奉存候、其御地御静謐、貴様御無事ニ可被

成御坐奉存候、爰元相替儀無御座候、尚期後音時候、

恐惶謹言、

九月廿四日

島津新八郎

伊兵部様

右、税所弥左衛門殿便、

十月二日

一 中書老今日志布志へ御越之筈にて候処、夕へ夜半ニ江戸より飛脚到来候、今度 公方様御誕生ニ付、為御使中書老御上洛可被成之由候ニ付、志布志江者我等早速罷越之筈ニ極候事、夜森甚介殿・別府久左衛門殿・種子三郎次郎殿御座候事、

十月七日鹿兒島立云々、同九日志布志へ着云々、略ス、

十月十一日

一 筆令啓候、仍而昨日者至遠路預御見舞忝存候、以參可申謝処ニ、如御存之御普請方最中取籠候故、不能其儀候、先為御礼用一翰候、夜前始良方より中神内藏丞方より状到来候、殿様去九日、鹿兒島被遊御出船候、山川へ六七日者御滞留可有之哉之由候、是又為御心得候、於相替儀者たかひに可得御意候、恐惶謹言、

尚以川上与右衛門殿へも昨日者御尋忝候、其段被仰置可給候、何偏御用之事可承候、

十月十一日

島津新八郎

長谷場右京様

一 預貴札忝令拜見候、扱者一昨日其元へ御越被成候哉、御大儀可存候、然者 殿様九日ニ如山川被成御越之由得意(御脱力)、拙者儀者中務上洛被仰付候付、三日前爰許へ罷越候、万端可得御意旨、中務申聞様ニ御入魂所希候、此辺も時分柄御尤候ま、させる御慰も御坐(有脱力)間敷哉と存候、何様従是可申入候、恐惶、尚以至遠路飛脚忝候、

十月十一日

島津新八郎

新納又左衛門様御報

右、新納又左衛門殿高山より飛脚到来返書、

一 伊地知主膳殿大崎より飛脚到来返書、

一 御飛札忝拜見候、仍而其元へ御越之由御大儀ニ存候、

拙者儀も三日前当地へ罷越居候、殿様九日ニ如山

川罷成御越之旨被仰聞得其意候、五日者御湯治へ可

有之哉之様ニ伝承候、此辺へ者廿日比ニも可為御光

着哉と存候、折角御仕舞御尤ニ候、於相替者たかひ

に可得御意候、恐惶、

尚以是より可申候処ニ日限ニ罷成者迷惑候、何偏

御用等可被仰聞候、

十月十一日

伊地知主膳様

諏方甚兵衛様御報

昨日者預御使札忝奉存候、定而其方ハもはや御仕舞

可被成と存候、当地御かりや普請未致出来候而、折

角肝煎申事候、将又志布志境日菱田河御渡之刻ハ、

其方より御馳走御申候様ニ内々承候、弥其通ニ御坐

候哉、是又承度候、万端於相替儀者互可申通候、恐

惶謹言、

十月十二日

島津新八郎

伊地知主膳様

諏方甚兵衛様

同月十三日 晴、

一今朝申良島東市正殿へ以飛札申入候事、以飛札致啓

上候、仍今度殿様就御光着ニ其元へ御越被成候旨、

御大儀ニ奉存候、拙者儀も中務上洛被仰付候付、当

地へ罷越様ニ候、相替於御左右者被仰知御存候、尚

追々可得貴意候、恐惶、

十月十三日

新納新八郎

島東市正様参人々御中

同十四日 晴、

預御飛札忝拜見仕候、先以

殿様昨日佐多へ被遊御渡海、御機嫌能被成御坐候旨

被仰知、目出度奉存候、当地江者廿日・廿一日之比

ニ可為御光着候哉、随分待上可申候、爰元御飯屋普

請も折角申付候、両日中二者必成就可仕と存候事ニ

候、然者貴様御宿之儀被仰聞候、内々御定宿之由承

及候条、如御望愛甲諸兵衛所へ申付置候、吉田了淵

宿も大慈寺門前へ可申付由、相心得申候、尚於相替

儀二ハ被仰知可被下候、万端奉頼候、恐惶謹言、

尚以大慈寺へ之御状則相届候、御返書門前ニ持せ

上候、以上、

十月十四日

鳥津新八郎

佐多にて
鎌藏人様

一 松山御通筋為見舞出る、うつら狩いたし候、鎌田藏

人殿より書中到来候、則令帰宅返書相調候事、吉田

了淵宿大慈寺門前ニ申付候事、

一 長谷場右京殿より状到来、鳩三ツ被送候、

一 御飛札得其意候、

殿様昨日佐多へ被遊御渡海、今日・明日関狩被仰付

候旨、昨日高山新納又左衛門殿より申来候、

一 鎌田藏人殿より被仰知候、此辺へ者来ル廿日・廿一

日之比ニ可為御光着由候、右之御左右是より可申処

二 預御使候条如此候、尚於相替儀者追々可申進候条

可安御心候、恐惶、

尚如仰、先日者預御尋候へ共婦候折節二て、し

か〳〵御咄不申候、期御面候、

十月十四日

鳥津新八郎

長谷場右京様

同十六日 晴、

一 鶉かりに出、〇夜入鎌田藏人殿より状到来、

一 貴札拜見仕候、仍而佐多御狩相濟、小根占・高山御

一 宿二而、明後十八日ニハ此元へ可被成御光着之旨、

得御意奉存候、何様可奉待候、御注進力遂忝候、恐惶謹

言、

尚以大慈寺返書指上候、以上、

十月十六日

鳥津新八郎

鎌田藏人様貴報

十月十七日 晴、

態用飛札候、仍而 殿様昨日小根占へ被遊御渡海御

一宿、今日高山江御着御一宿二而、明十八日二当地

へ可為御光着之旨、夜前鎌田藏人殿より被仰知候、

爰元江者、三日者御滞留可有御坐哉と存事二候、右

之義二候条、御左右申進候、恐惶謹言、

十月十七日

島津新八郎

長谷場右京様人々(御中力)存候

一 明日爰元へ可被遊 御光着之旨、夜前鎌田藏人殿よ

り被仰知候、右之義二候条貴所御事、早速御越待人

存候、伊東孫兵衛殿江も以別紙可申入候へとも、取

籠候故不能其儀候、右之段被仰可給候、恐惶謹言、

尚以則刻御打立御尤候、

十月十七日

島新八郎

中神内藏丞殿

今度御供之由御大儀ニ存候、明日者当地へ可被遊御

光着之由候、折角奉待上候、尤、明晩者御膳進上可

致覚悟二候、御献立ヲ申成可給万々頼入存候、雖不

及申、番前之御料理衆早々被參候様ニ被仰付可給候、
恐惶謹言、

尚以無御隙察入候へとも頼入候、細々期御面候、

十月十七日

島津新八郎

佐多六郎兵衛様

態以使札致啓上候、定而 殿様御機嫌能、昨日小根

占へ被遊御渡海候ハんと奉存候、明日ハ当地へ可為

御光着候旨被仰聞候間、折角申付待上申様二候、弥

不相替明日可被遊御光着候哉、為可奉窺如此ニ御坐

候、恐惶、

十月十七日

島津新八郎

鎌田藏人様參人々御中

御使札得其意、如仰明当地(目脱力)へ可有御光着之御到来候

而、ふためき御推察可被成候、併御普請等者すき

くと致成就候ま、心安く存候、其元よりハ佐多御

狩ニ罷立候由、御無人たるへくと御噂申事二候、就

其肴之事被仰聞候、内々是より可致近入覚悟二候処(進力)

二、預御使二則もたせ申候、扱者塩雁御用意候哉、此方へ折角申付候へ共、たんそく不罷成候、必々申付度候、

殿様当地へ御滞留候ハ、かろく御見舞二御越候へかし、万々可得御意候、恐惶謹言、

十月十七日

鳥津新八郎

伊地知主膳様

御飛札拜見仕候、然者小根占へ御滞留御坐候旨、爰元へ八明後十九日可被遊 御光着候旨、得其意奉存候、御注進忝候、余者今朝以使札申上候儘不能詳、恐惶、

十月十七日

鳥津新八郎

鎌藏人様貴報

一松山伊地知主膳殿より飛札到来候事、

今朝御飛札得其意候、如仰明日御着之筈卜承、致其覚悟候、然処ニ唯今鎌田藏人殿より被仰知、小根占

へ御滞留御坐候二付、当地へ者十九日ニ可為御着之

由候、左様御心得可被成候、然者看之事御申越候、内々はより可致御合力候覚悟ニ候、此方も多く山無

之候故、少々候へとも二三種進之候、扱者塩雁御用意候哉、此方ニても折角申付候へ共、たんそく不罷

成スリキレ懸御意候旨スリ切レスリキレ〳〵持せ可被下候、早々可致御限スリ切レ存候〳〵諸事、恐惶、

尚以爰元御普請も昨日申付候すき〳〵と致成就、

今日者ひるねの気顕にて罷有候、御方者佐多御狩ニ罷立、無人ニ而いせき被成候由御尤候、随分ニ

いたり可被成候、人数御事欠ニ候ハ、五百程者可致御加勢候、

殿様御滞留中ニかろく御見舞候へかし、万々可得

御意候、

十月十七日

鳥津新八郎

伊地知主膳様御報

万治元戊戌歳十月中より抜書

十月十五日

致 登城、九ツ時帰宅、○夜入種子三郎次郎殿御座候、

同廿日

一 諏右京殿下国之由候而来儀、夜入宅半左衛門殿致同道、新又左衛門殿へ行、

十一月二日

一 島又介殿当年鎗流馬之射手被為籠候見舞候、吉野へ参候、

同廿六日

一 北条次郎右衛門殿へ行、芳安老へ行、

同五日

一 島津又介殿へ参事候、入来院石見殿へ行、○夜入高
大学殿来儀、

霜月十八日

一 藏人殿葬送於市成有之候二付、今日より彼地へ可罷
越覚悟二候処、日和悪敷によりて無其儀候、

同六日

一 種子三郎次郎殿へ行、○国諸兵殿・川六兵殿御坐候、

同十九日

一 今日も日和悪敷間陸路を行、七ツ時分鹿兒島立、浜
の市へ休、夜入時分市成二着、本田甚次殿来儀、

同十八日

一 夜前島又五郎殿奥御盤生候条参事候、入石見殿へ行、
他出、高大学殿へ寄咄、○森喜右衛門殿へ行、

同廿日

一 今朝〔夜明カ〕夜時葬送有之事、○四ツ前彼地立、神牟礼へ行、

同廿三日

一 今日五ツ過神牟札打立、福山へ着、風強ニより夜入時分乗船、森喜右衛門殿・大野正右衛門殿も今日帰ニて候、致同船、九ツ時鹿兎島着、

閏十二月朔日

一 籠護院へ參上、○図書殿へ參上、島又六殿初鹿為被射ニ付、矢開として被召寄候、島又五郎殿同道ニ而日入時分帰る、

同二日

一 島又六殿へ昨日之御礼參、○昨日長鶴殿元服ニ而候、為祝儀三郎次郎殿へ行、種子伊兵衛殿來儀、此日気色悪故、不懸御目候、

同廿六日

夜入若松十左衛門・川上五次右衛門殿・諏方右京殿・関五左衛門殿・伊地知大藏殿・浦川七兵衛殿御酒もたせ御坐候、肝付半三郎殿・高橋大学殿・弟同小左衛門殿・川野六兵衛殿來儀候、

同廿九日

一 佐多三次殿御坐、諏李右衛門殿御坐候、○吉野へ參上、島津民部殿御坐候、○土持平左衛門殿來儀候、

閏十二月晦日

一 入來院石見殿御坐、川上芳安老へ行、此中馬乘方致相伝候、鎌倉流秘事不殘由候而免之被為出候、今日預事、○島盛太夫殿・喜入摂津介殿・山弥九郎殿・肝付半三郎殿・図書殿・入來院石見殿〔重頼〕・北郷〔久精〕作左衛門殿・種子三郎次郎殿・高大学殿・島久次郎殿へ參事、

万治二丙子歲島津新八郎日帳拔書〔三庚方〕

七月廿一日

一 今日 二之丸へ罷出、弓可仕候旨御触承候条、島又五郎殿同道いたし八ツ過參上、光久様御指出被成御の有之、夜入御庭ニて御料理被

下、頓而御飯被下候事、勝負の二て六十錢射取候事、

同六日

同廿二日

一 下町踊有之、致見物、○弓場へ出、

一 柴権兵衛殿御使として三日前下着之由候而来儀、○伊集院正右衛門殿明日江戸へ御使上洛之由候而来儀、

同廿五日

一 弓場へ出、喜撰津介殿被為出、三の仕候事、

一 今日種子三郎二郎殿下着之由候ニ付、水上迎出候事、

同廿八日

一 今朝琉球中城王子御目見得有之ニ付、詰衆ニ罷出候、
島津又五郎殿へ行、

一 諏方仲左衛門殿上洛暇乞ニ行、下弓場へ出る、三原
仲兵老・伊東左門老・宮内左老同道、

八朔

一 致登城事、島民部殿・図書殿・種子島三郎殿へ行、

同廿七日

一 今朝於 二之丸ニ、御犬稽古有之候条可罷出之由、
島津又五郎殿同道候而出る、相延之由候而又五郎殿
へ行、弓共射、七ツ過ニ歸る、

同二日

一 長崎兵左衛門殿・谷山大学殿・三原仲兵衛殿・森甚
介殿来儀、矢細工いたす事、弓場へ出候、

同廿八日

一 今日可致登 城由候、罷出、喜入五郎兵衛へ会候、
御犬稽古ニ付神文被仰付候、三日致精進、於護摩所

二可仕候、前かた御坐候、而可被仰出之由候、種子三郎二郎殿へ行、

十月朔日

一興国寺へ出、龍護屋〔院九〕へ参上、種子三郎二郎殿へ行、同道弓場へ出、夜入三仲兵衛殿・浦七兵衛殿・有内藏殿・中仲右衛門殿来儀、

霜月五日

一此中図書殿・島筑前殿・島又五郎殿・種子三郎二郎殿、毎々預御尋候、其外御尋之衆多々有之、被懸御目衆江不及居候、新納主膳殿〔忠盛〕・土岐新兵衛殿・北郷作左衛門殿・入来院石見殿・折田左殿・伊東五右衛門殿・伊東千右衛門殿宿所へ見舞候、三日図書殿出被遣候、

同廿三日

一北条次郎右衛門殿来儀、○今度相煩候二付、立願文預候衆多々有之記之、柳元喜左衛門殿・南郷仲兵衛

殿・立元二兵衛殿・西八兵衛殿・伊東利右衛門殿・長田長三郎殿、右六人銘々、

薬丸権右衛門殿・岡本千右衛門殿、○伊東千右衛門殿・同名少右衛門殿・山下三右衛門殿・徳永善左衛門殿・丸田幸兵衛殿・川村正左衛門殿・川田兵左衛門殿・松田〔ママ〕四大右衛門殿・豎元喜兵衛殿・松田貞介殿・日高市左衛門殿・松元与一郎殿、○伊勢内記殿・高橋大学殿・北郷半右衛門殿・国分諸兵衛殿・同名二郎右衛門殿・伊勢久右衛門殿・国分弥七郎殿・新納順右衛門殿・中西貢殿、○平山久馬殿・長田吉左衛門殿・国分仲七左衛門殿・川野伊兵衛殿・伊東五右衛門殿・二階堂城之介殿、○別木仲兵衛殿、○浦川七郎兵衛殿・奥山吉兵衛殿・三原次左殿・愛甲次左殿・伊地知大藏殿・川越市左衛門殿・鎌田弥右衛門殿・肝付市左衛門殿・河崎主計殿・関五左衛門殿・森甚介殿・別府久左衛門殿・木之上弥太郎殿・中神仲右衛門殿・市来軍介殿・後醍院喜左衛門殿・伊東弥右衛門殿・川野伊右衛門殿・諏方右京殿、○相良千兵衛殿・伊東左門殿・川

野伊兵へ殿・長崎吉左衛門殿・谷山大学殿・三原仲兵衛殿・森喜右衛門殿・新納茂左衛門殿・同名四郎右衛門殿・同名吉兵衛殿・皿良権左衛門殿・宅間半左衛門殿・調所内記殿・伊東新右衛門殿・折田仁左衛門殿・家村清兵衛殿・竹之内助市殿・谷山角左衛門殿・有村碗右衛門殿、

同廿七日

一山下三右衛門殿来儀、

無常

誰か代にか夢おは人に教置て

今のうつゝをしらすや有らん

同廿八日

一今日者、中書御方へ島休二郎殿・入石見殿・諏采女殿・伊五右衛門・新主膳殿・有喜左衛門殿など御坐候、振舞候事、

霜月廿九日

一夜入諏方左衛門殿へ駕にて行、未世上二不罷出候へとも、遮而法話いたし度事有之二付而なり、必夢知之儀落着、帰る、

雪月二日

一今日夜入時分、種子島より〔善人忠政宅〕遍照院殿先月十六日に御

他界之由到来有之、此晚より〔日忌カ〕火忌候也、

同九日

一兩日前歌よみ候而諏左右衛門殿へ遣、

無常

夢となく現とわかれて住るよに

またもやきかん入相のかね

あはれしれ日影に匂ふ権の

花に先たつ今朝の白露

春の花秋の紅葉も人の世も

いつれあたしとゑやはわくへき

詠むれはむなしき空に雲消て

なきこそついの住家ならまし

恋

涙川さらハ淵とハ成もせて

沈ははてぬ我おもひ哉

懷旧友

諸共に詠めし宿のまとの月

めくれは人の老と成ける

同十二日

一内之丸へ鉄砲うち二行、新筒ためし候へとも曾而不

中、いつれも下り候事、

同十四日

一見仲老・雲才老へ病中療治候為礼參事候、島民部殿

江行、菊千代殿〔島津久矩〕明日元服ニ付而也、すくに三郎次郎

殿へ行、今日北郷作左衛門殿夫婦御坐候ニ付而也、

夜入ニ而四ツ前帰、

同十五日

一致登城、今日菊千代殿元服ニ見舞候、島津長七郎

と名被下候事候、

同十六日

一伊東五右衛門殿より状到来、今日之雪の歌とて、

めつらしき庭の初雪見るからに

おもひそ出る越のく山

我等も其返し事ニ書付遣候、

初雪のふることまでもおもひ出る

むかしにかわる我心哉

同十八日

一病中御見舞之衆島津〔久松〕又六殿・喜入撰津守殿・北郷又

作殿、夫より下方多人数之故不記候、吉松諸兵衛殿

江行、

万治三年子中務久茂案文帳抜書

夜廻衆無人ニ付、横目・奉行衆より人数被書出候哉

見届申候、早々被仰渡尤二御坐候、御慰〔マツ〕二被仰聞
其段忝候、以上、

三月十八日

町田勘解由殿御報

一筆申入候、然者其地へ御渡海以後御無音二罷過候、
弥可為御勇健と察存候、於当地無別条候間、可易御
心候、随而〔破損〕方二付演断之儀、鎌田太郎右衛門殿頼
入候〔破損〕不相達残念之至二候、委曲四郎左衛門可被申
入候間、不及細筆候、将又御出船前、被申候島中百
姓之家法并用木仕立之儀、横目衆へ致見聞候様二可
被仰付候、夫仕候事も前二いか、相定候、其筋于今
無中絶候哉、若猥二罷成候も可有之候条、是又百姓
共二問届候様二可被仰渡、恐惶、

三月廿日 久茂 美座四郎左衛門便二遣也、

種子島三郎次郎様人々

〔表紙〕

群書合輯

目錄

- 一 御儉約掛久保平内左衛門吟味書^{〔之正〕}
- 一 久保氏駿台雜話正成篇之弁^{〔之美〕}
- 一 竹迫藤四郎宿許狀

此節御儉約掛被 仰付可致精勤旨、

御沙汰之趣具に承知仕、私式存付之儀有之候申上候儀、誠ニ憚多奉存候得とも、当極御難渋之砌に候得者、御規定に相掛事連も可申上旨分而被仰渡、然処存慮差扣候而者却て御奉公之不本意と奉存、若御吟味之端にも可相成哉と存付之儀難黙止、左条に申上候、

一 治世久敷漸々質朴之風驕侈之世振と変し、於

御国家も御所帯百年以来連々御手広に罷成、就中近年臨時色々之御物入事等相重ミ、年中之万御所務高まてにて者不被相達、専ら御借銀を以被相仕廻候処より年々御利払増長いたし、邂逅近年利下等まで被仰付連も壹ヶ年之御利払及大分之由、然る処是迄御儉約毎に極々せり詰、重出銀米までも為被相掛上之事に候得者、格別なる御省略無之候而者目立候御出かた者有之間敷歟、左候得者御規定に相掛る事までも御減少被仰付、入を量て出すと候得者、何れにも御産物料を本に取立、右之御払にて往々御取償ひ出来候様、御所帯之大根本を不被召居候而者、御立直之期決而有御座ましく、此儀当御儉約に付御吟味題

目なる儀と奉存候、

一 下々江迷惑筋不相成様可遂吟味旨被仰出、

御趣意承知仕難有奉存候、然処万一御所帯之大根を不被召居、枝葉間に合を專御仕送を可被相重と及御吟味、御国産御買円等被仰付候は、自然と下々利を奪ひ候向に成立、下々益困窮いたし、仮令ひ当座之難有被相凌候とも、却て往年差障に可罷成候間、枝葉間に合之御吟味先被相止、往年も御治定之吟味有御座度奉存候、

一 御所帯連々御手広に罷成候処より、御高不相応之御費用并御扶持人等格別為相重筋に候、おのつから古今之御斟酌者可有御座候得とも、前に御産物料を被為統候御、御扶持人并諸御入価を的にして、かた〳御省略不被仰付候而者、御出方并御仕登せ米等決而相重申間敷、然処諸御入価者何分にも可被相少候得とも、御扶持人御減少二付て者深く御勤弁御座あり度、子細者持高にて茂相応所持いたし候者者、御扶持米に被相離候とも兎哉角可相凌候得とも、無縁困窮之士、御扶持米而已を以漸く妻子をやしな

ひ、御扶持米を離れ候者^{〔得脱カ〕}、即より飢体におよふ士幾

百人可罷居哉、何れ捨置かたき事候得者、又程なく本々之通りにも被仰付可被難最通、依て御扶持米に相離れ候とも兎哉角致渡世候やう、不容易事に者候得とも、近在之内へ^{抱敷}拔地自作高にても被成下敷、何れにも御吟味有之、先様御扶持米に相離れ候とも、渡世之出来候様御取扱之上二付、御減少被仰付度無考候而者、一統之人気までも相禿可申候得者、御手厚御吟味有御座度奉存候、

一 先年来買売山御手山等諸所被召入、山々伐かたく候処より田地用水別而相減し、年々干損等相重ミ百姓勞れ入候、諸在余多有之候故を以、伐難候得者地氣うすく、大雨之砌雨水一所に円り流れ候勢に、伐跡^{根敷}古枯洗拔、田地ハ勿論、川に砂入川底高く相成、洪水毎に井手溝洗崩し田地砂入、人少之在内存分除方も不相調、地位連々相劣り候処より田畠見掛并休地等年々相重ミ、又門割に付而茂田畠成等に過分下り高有之、往々如何計り御損失におよふべき哉、然処大坂材木屋調文等にて御手山等被召入候而^{〔は、カ〕}、干損地

并公役等相重ミ、勞れ百姓とも益禿人、殊ニ近年浦船過分減少いたし候上、船材木等迄も相減たる由に候処、最寄之山床并に並木等伐難く候は、田地利水支配罷成而已ならず、以來

御國中用弁無之、船材木等却て他国より買入候やうとも成立候而者、別而御費なる事候ニ付、御吟味御座あり度奉存候、

一御国之儀、琉球・三島召抱へられ、専ら大坂江御仕送り有之事候得者、浦大船減少いたし候而者御仕送り相滞り、別而御不勝手に可罷成、然る処浦方近年大船夥しく相減し候由、畢竟先年砂糖惣御買入又者其以後御買重等被仰付候故、船頭・水主とも自分交易うすく、且ツ先年荷かた船御造立、彼是に付而も浦々いたつて差禿れ、船造立等之余勢も無之、たま〳〵所帯から相応之者とも、船造立いたし候ても、余沢無之ところより新造立存たち候ものも無之人氣に相聞得、今なり解船而已相重ミ候而者、往々者信州表海不所持山国同前不自由に成立、御國中可禿入候、何れ御國中余沢有之、浦々迄も

延ひ立不申候而者、大船等決而可相増儀者無之、当分よりもなほ連々之御差支と可罷成候間、かた〳〵御吟味御座あり度、且ツ此節屋久島・七島諸浦鰹節等御買円めにて、御仕送等相重ミ候様之御吟味に候得とも、仮令ひ迷惑不相成やう御買入に候とも、御物と候得者目付等掛被仰付、直付等いたし、かた〳〵事煩敷かた之向に可成立候得者、浦人とも決而染付不申、却て狐かた取止候氣向に罷成、国産往々可相減、殊に御国に有少き練綿・塩・大豆・諸反物等之儀者、何れ他国より不入來候て不叶品に候処、右鰹節・国分煙草等之品々を以交易之差繰いたし候ても、前文品物料に者引足申ましく哉、左候得者当分之通石品々ハ、売人-handに不相渡置候而者商路相絶之、御國中ハ勿論、琉球島々までも別而之差支へと可罷成候得者、鰹節并国分煙草等御買ひ円め之儀、今一往御吟味有御座度奉存候、

一百姓潤立居候得者出来糶相増し、御仕送り米も可相重候処、近年諸郷百姓別而相勞れ、御救ひ部下り・門割等過分之村数におよび、其上上見等年々相重ミ

候、尤、^{〔去秋カ〕}春秋之儀万災殃茂之なく豊年之年からに候得とも、畢竟人少之村内地勢のミにして人事不相届ゆへを以て、定代不引足上見願出、上見高八万三千石余引入、現米大概壹万三千石余におよひ候、且ツ去る子年より去ル辰年まで五ヶ年之間上見高相しらべ候処、凡そ四拾四万石余引入、現米七万式千石余二およひ、其外田畠見掛并休地等相込候ハ、猶大分におよひ可申、且ツ右五ヶ年之間門割二付下り高相しらへ候処、式千六百石余に及ひ候、又当分部下り被仰付置候村数五拾壹ヶ村有之、去ル辰年、壹ヶ年分之現下り米相調候処、式千式百石余に及ひ候、皆とも極々差勞れ候上之御救に候得者、大形八部八ヶ年之御救に者、かた／＼取合候得者夥しき次第、其上当分部下り・門割り并上見等、追々相重ミ可申候得者果も無之次第、依て去ル子年、諸郷百姓とも潤ひ立候やう可遂吟味旨被仰付趣有之、廻勤之上潤ひ立候儀并勞れ之来由くわしく取しらべ、再条得御差図置通二候、百姓者国之大本に候処、今形連々々れ入候て者、

御国家衰頽之基に候条、明暮及心痛罷在候、一百姓差当り難洩かり候者御藏上納之柘目に候、近年不法に相重ミ候故を以て、何卒往古御規通之柘目に相改られ度旨、何方におひても愁訴いたし候、柘目之儀惣御引並之砌、^{〔法脱カ〕}憲之御規を以相定められ置、于今門割并上見之砌、郡方におひて其定に候得者、聊も御規之柘目相乱すましく之処、高居候以前之通被召置、上納柘目而已相重められ候、依て先寛延年間被定置候柘目を本にして重柘目相しらへ候而も、大概田高六拾万石にして壹ヶ年分之現重米式万六千石余、作人自分作得米之内より差足し上納いたし候、尤、右重米高居候より余計之重ミ候得者、勞れ百姓とも高地借を以差償上納いたし、果ハ牛馬之具を相払、身壳賃取と罷成、妻子離散におよひ候儀、不便なる次第に候、上納柘目相改められず候得者、仮令ひ門割・部下り等御救被仰付とも、当極難をしはらく相解と申まで二而難詮立、往々に相成候而者いか計り之御損失に候哉、乍去騎士御救筋を以藏役等被仰付事に候得者、往古御規通り之柘目にハ俄に改め

られかたく候半敷、何れにも御根本相痛候て者御所務も夫丈け相相減(行カ)、畢竟

御国家之為不相成、専ら御損失におよふ事候二付、

重ミ枘目等岐(屹カ)と相改め候様御吟味有御座度奉存候、

一 肥後熊本領、御国より御少高も年々拾万石余之御仕

送米有之由候得者、御国より者表向其余も御仕送

相調筋にも相見得可申候得とも、肥後者 御国全体

田賦之向相違いたし候、

御国者往古訳有之、粃九斗六升を高壺石に引結ひ有

之、(他国カ)石ハ何方も納米壺石を高壺石に引結ひ有之、

左候得者 御朱印高七拾五万石を肥後同様納米壺石

之高に引結ひ候得者、纔三拾五万石之御高頭にて、

肥後よりハ却て内実御少高に候、左様なる訳を以て

往古より諸事別而御手細く之御吟味有之たる哉、左

候得者何れにも御高相応之御取縮め、又者前文にも

申上候第一御所務不捨やう之御取扱無之候而者、御

仕登せ等之余米決而相見得申問しく、然る処

御国之儀、専ら三島砂糖御仕登せを以て 御国用被

相仕廻第一之御産物に候得者、若不相応之御買重等

被仰付、島人迷惑いたし候而者、作職不染付やう成

立、却て御不益之基に候間、往々人氣相競ひ、末永

く上納相納め候やう御手厚く御吟味有御座度奉存候、

一 御所帯御難渋に付、御抛なく重出銀米まで多年被相

掛、或は御仕送り物等せり詰られ

御国中一統勞れにおよひ候処、此上御仕送り御買円

め諸事極々せり詰候は、成程少々当座之御出かた

ハ相見得、御年限中其しるし可有御座敷、去ながら

数年を経候は、又当分よりも勞れ重り、其時に至

り候而者前後之御差続きも出来かね、何様之御難題

御到来も計らひかたく、左候得者当分之御出かた却

て後年差障り之基と可罷成、依而此節 御所帯之基

を被召居、是非御産物料を以、往々被為続候やう御

治定之御吟味有御座度、然処太分之御利払に候得者、

御続残りを以て江戸・上方表御利払までも済せられ

候やう二ハ、御取縮め俄に出来かね候半敷、左候得

者御本意に者不奉存、誠に容易ならざる事に候得と

も、

御国家之為不被為得止事無余儀次第に候得者、無御

抛一往御年限を以、江戸・上方表御利払御断被仰入候て者いかゞ可有御座哉、万一御手伝等不時御金用之御、御差支可罷成哉之御心遣ひも可有御座候得とも、屹と御所帯御治定之上者、壹ヶ年之御利払御断金之内、大半御余計相見得候やう何卒御省略有之、右を年々つとひ置れ五七年分過候は、仮令御手伝等被仰付とも、御難題之儀者有御座ましく哉、尤、此涯何卒御手伝御逃れ候やう之御取計も可有之哉、万一其内御金用之儀有之とも御所帯之地盤相居候上候得者、諸人も安堵いたし、快く切羽・鰯なりとも相はづし、御用弁相勤度氣受に可罷成、尤、銀主ともにも今形に候得者、終二御本濟之期不相見得、依て太儀には可存候得とも、年限を待候得者屹と本濟相調との趣、御内定之儀を本にして実々申含め候は、当座者迷惑ながら後年を相考、随分心得いたすべき事に候、去ながら銀主之内当日難渋之者江者、又御救筋之御吟味も可有御座、左候而、重出銀米多年相掛られ一統之人氣禿入御に候得者、寛厚之御吟味有之、重出銀米一往御免被仰付、

御國中富饒に罷成、人氣相競ひ候様之御取扱、御国家永久之基にて可有御座、御國中を御物御藏と被為

思召被貯置候は、不時御用之節者何時にても可差上事に候、然るに当座之難のミを被相凌とて、枝葉或ハ当座間に合之御吟味を以て国中之油をしほり、かきりある御産物を以ていつかきりなき御利払ひ等有之候て者 御國中益枯果、以来何やう之変事御到来候半も計らひかたく大切なる御に候間、何卒御国家永久之儀を当御儉約之機念と賦を不被取失、御吟味肝要なる儀恐ながら奉存、

右者、受持御役場之儀のミならず、御規格并他役場に相掛る事も有之候得とも、かた／＼御吟味之端にも可罷成哉と存付、大意申上候、尤、江戸・上方表御利払御断り之儀、誠に容易ならざる御取扱、且ツ御断り之上ハ御規式ハ勿論、不時御用とても容易に者出銀いたすましく候得とも、公辺御動向等にて、万一御差支に及はせらるへき哉も計らひかたく、依而卒〔爾力〕所に者勿論御手も可被難被

付、去ながら今形極難題に及はせられ候由來者、御所帶御手広に罷成り候処より追々御費用相重、并臨時御物入事に付ても江戸・上方表御借銀増長、右之御利払より被為追候ゆへに候得者、御費用屹と被相省、御所帶之大根相居候上者、何れ之筋右江御手を不被為付候而者、御所帶御立直り之期も有御座ましく哉、勿論之 御所帶之地盤不被召居候得者、右之御余勢も難詮立、左候得者此儀容易に者申上かたく御座候得とも、誠に無余儀御時節候に付御吟味御座あり度、且ツ前文申上候通り御所帶御難渋之病根、御費用并御利払相重ミ候兩條に候得者、先余事を被差置、幾度も右之病根より御吟味有之候儀、当御儉約之御急務と奉存候、

巳正月十六日

御儉約掛

郡奉行

久保平内左衛門

近年百姓とも漸々相勞れ如何之次第に候、百姓困窮

いたし候而者、御所帶被為立直候期とて者無之、別て大切なる事に候、仍而今般當御役被仰付候に付而者、百姓撫育之儀を題目に存し、産業を勵し、御国用相弁候様熟談致すべく候、尤、田方之儀、急に者難相分向も可有之候得とも、百姓撫育之儀に付而者相心掛候は、随分其詮可有之賦に候、専ら永久之儀を吟味いたし、御為宜敷やう可致精勤旨、去ル二日、高田猛太夫江御口達を以て被仰渡趣承知仕候、御趣意之通、百姓之儀 御国之大本に候得者、往々潤立候様不罷成候て者不相叶儀に候処、近年日々困窮におよび、当節別而難渋之砌に御座候、仍而先件御趣意之趣を以、此涯精々吟味を尽し、以來之詮有之候様仕度奉存候、然処手広き 御領国中之儀ニ御座候得者、善惡とも聞得之趣と実事と相違いたし候儀のミ有之、聞及之成にて者吟味もいたしかたく、尤、所役とも江仮令御趣意逐一申渡候とも有來事之様存し、下々まで相通し其詮有之候やう取扱之儀覚束なく、殊ニ海辺と山田舎と風土之相違ニ応し、産業之向も相替賦に候得者、居なからかた

押並に取扱いたし候て者、却て農人之差障に相成候儀到來可致候も難計御座候、依之申上候私とも、一人ツ、二手に相分り回働〔諸郷脱カ〕いたし候やう被仰渡度奉存候、左候は、榮勞之基を茂相糺し、是まで百姓とも

内々にて迷惑およひ居候儀可有之も難計、且ツ地面之親疎、農人之多少有之、一統不相弁候而者、おのつから百姓とも連々可及困窮賦候ニ付、右式之儀までも細密〔密カ〕に承合、実意相分り候上にて御趣意之趣得と申聞せ、耕作者勿論、向々江産業相勧め、往々

御国益之大本相立候やう仕度奉存候、右之通被仰付儀に御座候ハ、御時節からに者御座候得とも、書役者人ツ、被召付度奉存候、左候は、諸郷江回働いたし、追々吟味之趣申上候様可仕候、前文田地之儀、別而大切なる事に候処、居ながら取扱、万一不束之始末も有之候而者不可然儀と吟味仕、此段奉得御差図候、以上、

十一月

鎌田四郎左衛門

久保平内左衛門

駿台雑話楠正成篇之弁

予嘗室直清カ著駿台雑話ヲ読、間々義理ヲ失ヘル説有、就中楠正成ヲ論テ功名科中ノ人也ト云、義理ヲ失ヘルノ大ナリ、豈正成ヲ知ル者トセンヤ、正成ハ忠臣也、其功業本朝ノ一人也、人王八十二代太上天皇〔後鳥羽也〕承久中、北条義時ト云者有、右大将頼朝ノ臣ナリ、頼朝ノ朝恩ヲ以家起、忽其大恩ヲ忘レ、頼朝并其子頼家・実朝ヲ幽殺シ、已専ニ天下ノ権ヲ奪ヒ王威ヲ蔑シ、万民ヲ困メ四海ヲ掌握ス、其惡逆天地ニ容サル罪人也、故ニ後鳥羽帝・順徳帝王道ヲ興復シ、本朝ノ武士ニ道義ヲ示シ、帝位ヲ尊シメ、万民ノ困苦ヲ救ヒ玉シカ為、親ラ北条義時父子征伐シ玉フ、雖然天命未帰セス、是以義時 後鳥羽・順徳ノ二帝ヲ奉生捕、 後鳥羽帝ヲ隱岐ノ国ニ流シ、順徳帝ヲ佐渡ノ国ニ流シ奉ル、一天ノ主不毛ノ遠島ニ籠居座シ、人皇八十二代ニ至テ 王道既ニ絶ント

欲、噫哀哉、故ニ二帝心苦ニ堪玉ハス、終ニ於是崩御矣、北条一天ノ主ヲ幽殺ス、惡逆不道ノ者於吾朝古今未嘗聞所也、然ルニ当世義兵ヲ挙テ北条一族ヲ欲誅戮者有コトヲ聞ユ、嗚呼哀哉、道廢タルコト、於是義時・泰時カ、高時天下ヲ嘗握シ益奮逆威、義時九代ノ後孫北条高時ト云者祖先ノ孫ヲ統、益盛逆威、其ノ天子後鳥羽帝ヨリ十三代 後醍醐帝、英明ノ君ナルカ故ニ誅北条、安 二帝ノ神靈、欲興復王道玉ヒ、寢苦枕于不興共天下、然テ補佐天下草創スル良臣ヲ求玉フコト親切也、是カ為ニ宸襟ヲ勞シ玉フコト爰ニ有年故、天地鬼神モ其至誠ニ感シテ、靈夢ニ楠正成ト云人有コトヲ以示シ玉フ、故ニ勅使ヲ以正成ヲ召玉ヒ、天下草創ノ事ヲ以勅定ニ有、正成ハ固王臣也、故ニ王道ノ哀頹ヲ骨體ニ徹シテ無念ニ思ケルカ故ニ、則勅命ニ從テ宸襟ヲ休メ奉ヘキヲ以勅答ス、因茲勅ヲ奉ルノ日ヨリ、正成寢テモ席ヲ不易、食シテモ味ヲ不甘、天下草創ヲ以己カ任トス、而為興復王道ノ為ニ、殺逆ノ賊北条高時カ一族ヲ誅戮セント云、河州千劍屋ニ義兵ヲ起ス、因是北条高時屬己權

威、以数万之大軍是ヲ攻ム、正成ハ義ニ枝テ凜乎トシテ不屈、威風不動コト泰山ノ如シ、天下未如此ノ英傑・豪傑〔石室秘稿より補〕之士有ル事ヲ聞ス、是カ為ニ四海漂動シテ正成ノ忠義ニ感發シ△慨然トシテ欲存忠義之正道ノ武士四方ニ興起ス、新田義貞鎌倉ニ起テ高時及彼一族ヲ誅殺シ、足利尊氏六波羅ヲ攻亡テ、長時〔仲時カ〕時益カ輩ヲ誅戮シ、逆賊一時ニ滅亡シ、後醍醐帝再帝位ヲ踐玉ヒテ、天下王道ニ一統シテ四海太平也、於是天下数代武家ノ為メニ道義ヲ当惑スルノ士、再欲蒙王化其功業ノ急ナリ是時ヨリ盛ナルハナシ、是皆正成ノ忠誠精確惻怛ヨリイツル所ナリ、抑本朝自古名臣アリトイヘドモ、王道盛ニシテ万民樂太平哉、其忠誠節義之分不明スシテ止ヌ、武家天下ノ權ヲ奪ノ後、英雄・豪傑ノ忠臣正成一人也、夫草創シテ天下ヲ並スル忠臣・良將有ト云ヘハ、守文之功ハ上人君ノ一心ニ有カユヘニ古今難シトスルトコロナリ、惜ヒ哉、後鳥羽帝是ヲ察シ玉ハス、政道良臣ニ委玉ハサルユヘニ上下壅蔽ス、故ニ公家ニハ藤ノ藤房、武家ニハ楠正成君ノ非心ヲ格シ、致身直諫スルコト

數也トイエトモ、讒ネイ前ニサヘキツテ終ニ是ヲ用
ヒ玉ハス、此天下傾覆ノモトヒ也、天哉、命哉、信
ニ難シテモ猶余有ト云ツヘシ、道ヲ以テ使ヘ不可ナ
ル時ハ、去ノ義有天命ノ然ヲ知テ、藤房ハ山中ニ隱
レ、正成ハ湊川ニ討死ス、微子ハ去、比干ハ諫テ死
ノ義ヲ尽乎、子曰、不知命無以為君子也、此二人ハ
所謂非君子乎、正成於桜井宿、子息正成(行カ)ニ遺訓スル、
見ツヘシ、精忠日ヲ貫ニ非スハ何ノ如是至誠ナラン
ヤ、是カ為鬼神モ感動スヘシ、況正行・正儀ニ於ル
ヲヤ、故ニ正行・正儀兄弟君父ノ遺誡ヲ荷ヒ、其身
忠孝ニ死ス、始終南朝ニ事テ志ヲ変セス、其忠義金
石ノ如シ、今數百歳後ト云ヘトモ、其義氣ヲ感慨歎
息奮諫シテ誰カ涙ヲ流サ、ルヘキ、所謂無求生以害
仁、殺身以有成仁ノ士也、殷ノ伯夷叔齊・三仁ノ輩
ト類同シ、爾ヨリ以来忠臣・義士ノ道ニ志ノ士、正
成ヲ師トシ仰貴サルハナシ、所謂百世師也、然ニ如
何ソ独直清、正成ヲ論シテ功名科中ノ人ト云哉、其
身徳川家ニ臣タリ、直清不知哉、徳川家ハ北条・足
利・織田・羽柴等カ逆賊ニ習テ權ヲ天下ニ振ヒ、王

道ヲ蔑ニスル徒也、豈正成ノ論ナラスヤ、然ニ是ニ
臣トシ使テ不恥、然ル耳ニ非ス、直清ハ初加賀家ノ
祿ヲ食ム、然後徳川家ニ仕フ、不仁(任カ)ニ君ノ大義既ニ
失ヘリ、然ニ己カ分ヲ不顧、至誠天地ヲ動ス、正成
ノ忠正ヲ毀シテ本朝武將ノ正鶴ヲ暗迷ス、直清ハ王
道ヲ乱スノ逆臣也、彼カ徒是ヲ不察シテ又從和之愚
也、○駿台雜話楠正成篇ニ云、正成ヲ世ノ尚論スル
人推尊テ諸葛孔明ニ比ス、然ルニ孔明臥龍、正成ハ
功名科中、其出処孔明トハ大ニ異也ト云々、孔明ハ
固天下ノ人、正成ハ王臣也、其出処不同、又宜ナラ
スヤ、正成ハ王臣故ニ 後醍醐帝ノ詔ニ応シテ出テ
仕へ、孔明ハ臥龍故ニ劉備ノ三顧ニ遇テ出仕ス、其
趣一也、直清出処ノ義ニ暗シテ論ス、誤也、○同篇
ニ曰、孔明ハ一朝闕趙カ上ニ立テ君臣水魚ノコトク、
正成ハ尊氏・義貞ノ下ニ列テ專ニ任用セス、孔明ヲ
以擬也ハ恐其論ニ非スト云々、愚哉、直清カ論、子
貢曰、死生有命、富貴有天、天下草創ノ大切誰カ正
成ニ比論スヘキ、尊氏・義貞豪傑ノ士トイヘトモ、
正成トハ一日ノ論ニ非ス、雖然君其君ニ非ス、是以

專任用セス、是天命也、○同篇曰、其兵ヲ用ルモ正〔孔明ハ脱カ〕

大ニシテ奇計ヲ用ル〔スカ〕、正成カ兵ヲ用ル韓信ニ似タリ

ト云、正成ハ天下興復ノ為ニ兵ヲ興ス、身是カ為ニ

死シ、家はカ為ニ亡ス、其兵ヲ用ル公平正大ナル可

知、韓信カ類ニ非ス、○同篇曰、正成カクノコトク、

絶倫ノ材ヲ以聖賢ノ道ヲ不学シテ、孫呉カ術ヲノミ

崇シハ遺恨ト云ヘシト云々、正成ハ文武ノ徳有テ天

下ヲ草創シ、至誠惻怛ニシテ其身忠義ニ死ス、至誠

ニシテ仁ヲ成ノ外ニ聖賢ノ道有ヤ、学者求誠耳矣、

孔明申、韓ヲ学トイヘトモ、漢室ヲ興復シ天下ヲ平

治スルニ忠有〔志カ〕、故ニ先儒有儒者氣象云云、然ニ直清、

論シテ正成聖賢ノ道ヲ不学、遺恨ト云ヘルハ不知道

カ故也、○同篇曰、正成湊川ニテ自殺スルト弟正季〔テ脱カ〕

ト最後ノ一念ヲ語コト甚陋ト云々、愚哉、直清カ論

子曰、不怨天、不咎人、下学而上達ス、知我者聖人〔其天乎脱カ〕

トニアラスンハ、雖顔孟難スルトコロ也、況於正成

哉、故聖域ノ君子ニ非レハ、此地意窺ヒ不能知也、

然ニ直清、己カ不知分ヲ以正成ヲ陋ンス道ヲ知者ト
センヤ、正成ハ竭力迫逼困窮ニシテ死ニ非ス、所謂

行法以俟命ノ人也、孟子曰、尽信書則不如無書ト云、

直清是ヲ察セス、慢ニ精確忠正ノ正成ヲ譏ル、大ニ

義ヲ失ヘリ矣、○古人正成ヲ尚論シテ孔明ニ比ス可

也、正成・孔明共ニ精確惻怛ノ中ヨリ興テ君ヲ相ケ、

正成ハ天下ヲ草創シテ王道ヲ興復シ、孔明ハ漢室ヲ

興シ天下ヲ平治セント欲ス、而正成・孔明父子共國

難ニ死シ、且家ヲ亡ス、曾子曰、可以託六尺之孤、

可以寄百里之命、臨大節而不可奪也、君子之人乎、

君子之人也、正成・孔明所謂非君子哉、其材徳功業

ノ体段、暗ニ府ヲ合セタルカ如シ、故ニ古人其体段

ヲ以尚論ス捩無ニ非ス、然ニ直清、其根源ヲ捨テ其

枝葉ヲ以テ弁論シテ、正成ハ孔明ノ論ニ非ス、大ニ

異ト云、何ソ如若識見テ無歟、我幼ヨリ志ヲ楠子ニ

立テ、正成ヲ望ムコト切ナリ、室直清カ正成ヲ功名

科中ノ人ト論スルヲ見テ、遺恨骨ニ徹ス、夫直清ハ〔狭カ〕

尚記誦習詩文徒、有聲聞人也、是ヲ比較スルコト較

ト云ン乎、雖然幼学ノ士直清カ論ニ惑テ、本朝士道

ノ体段ヲ失ハセンコトヲ恐ルユヘニ、至愚ヲ不顧、
予カ見ル所ヲ以明弁スルモノ也、本朝士道ノ体段ニ

志有ノ士君子、予カ不足ヲ補ハ千万幸甚、

于時天明七年春 久保先兄書之、

〔朱書〕

任幸便態と送一簡候、先々祖母様御康寧奉欣然候、

次ニ其方喜寿珍重候、我等勇猛致勤仕候、

一 祖母様御事、朝夕御側へ付添、随分力を尽し御叮嚀に被致、御好之品不如意無之様相調へ進上可被致候、

一 大四郎事ハ、朝六ツ時分より起、手習学文出精いたし、

中にも兵法稽古無油断可相心掛候、学文・武芸

ハ武士の家職ニ而候間、命を捨て候而修行無之候而者、誠之武士と者難申、却而町人・百姓ニもおとれる儀ニ而ハ士の恥辱是より外無御座候、昔より名を

今に残候名譽の武士は、如何成訳を以名高ク申伝候哉、能々分別可有之候、乍慮外茂東郷肥前守重位公

ハ、生年七才之御時より兵法の道に御心を入れ、

天正之比 義久公致御供、京都江勤仕之折も昼夜お

こたらず修行有之候処、同気相求同声相応し、天寧

寺四世閑翁善吉和尚江得出会、示現流の道を習、其

以後下国之砌、隅州国府江被成住居、家屋之後に柿

の木有しを、昼は終日飢を忍び、夜は終夜眠を押へて無油断修行ありしとかや、殊ニ風雨の折ハ笠笠（蓑カ）を

着し寒暑風雨をいとほす、八年程之功積りて終ニ示

現流の奥儀を究め、三ヶ国ハ本より於日本国も、四

拾八度之立合に肥前公の太刀先に向ふものなし、東

郷長左衛門重高公ハ隅州加治木に住居し、幼少より射芸に心を入れ、鹿兎島に差越、玉川伊予守殿江入

門いたし、毎日加治木より関屋・白金の險路を凌ぎ、

一日も懈怠なし（^{クカ}カ）五里の道を往来して、終に弓法の妙

を得られ候となり、何れ家職を心掛、一度誠の武士と可成事をおもひ立候ハ、右通かんなん辛苦をいたし、一命を捨候而修行無之候得者、人並より拔越

などいふ儀者無事（^{ツ腕カ}カ）に候、右両人は本より生質器量拔群の人にて候得共、右通修行ニ而有之候、然るに其

身や我々こときの不器量の生質にては、一寸一分の隙を惜ミ、人拾度する時ハ我れハ百度千度の功を重

ね、寝ても覚ても我家職の芸術に心を入、人に勝れ

ね、寝ても覚ても我家職の芸術に心を入、人に勝れ

て其修行をせんとせされは、其芸術人に勝るといふ

儀者無御座候、唐土の虎ハ生れて三日にして牛を喰

ふの志有といふなり、其方最早今年拾七歳、殊二万

物の霊長人間と生れ、忝も武門の数ニ備りぬれる、

物の善悪相わかる儀候間、一度ハ誠の武士と可成程

の志なくては、彼の畜類にも都而劣れる儀に候間、

能々其心得肝要の事ニ候、此等の儀者、最早其方事

ハ能弁へ居られ候得とも、親となり式拾五里之道を

相隔候得者、余りこゝろ遣ニ存候故、取あへす申越

候、能々分別いたし、堅く相守可被成候、

一 毎朝卯之刻より起、鉄炮・差刀・兵法・木刀ならひ

に具足箱に至るまで、能々ふき拭ひいたし、一点の

ちりも掛さる様始末可有之候、かよふの道具にちり

ほこりをかけ穢し候へ者、其方の心穢候処より起る

儀ニ候間、武士の第一の恥辱と可申候、

一 頼の鉄砲・火繩・矢竿、帰宅之御持帰可申候、

一 留守番火事用心第一、且又火付強盗と相見得候者屋

敷江踏込候者、一言にも不及、早々切捨可被成候、
物の勝負者至て速成儀ニ候得者、少シ後れ候而者危

き事に候、歌に、

得たりとて油断ハしする物毎に

敵より討ハ危かりけり

降とみハ積らぬ先に打払へ

風有まつに雪折はなし

此歌能々工夫肝要に候、油断ハ名人の上さへ危き事

もあれハ、ましてや未熟の者ハ、たんできも心ゆる

み候而ハ、後れを取の第一に候、昔東照宮諸臣下向

ひ、油断大敵と四ヶ条文を呉々御咄有之候事を、誠

に感するに堪入候、勝負合ハ言にや及、天下万事に

付而も油断無之候へは、物の後れハ無之儀ニ候間、

是又能々分別可有之候、

一 早朝より鬢櫛けつり、齒白くみかき、着物正敷、帯

しつかと結び、脇差真横ニ差込、只々事あらハ人よ

り先ニと相心掛尤ニ候、

一人に逢候而は、いつも礼法正敷、何事も慇懃に相交

り、能知たる儀者知り候通、不知儀者不知通、さつ

ハリと嘶可申候、なましりの儀逆も物知り顔にもて
なし候儀、夢々有之間敷候、縦能知り候儀も不知ふ

り致し候方、却而見能き物二候、〔島津忠良〕 日新公御詠歌に、

流通すと貴人や君か物語り

初て聞ける顔持そよき

一 中途にて傍輩ハ本より、物荷ひ牛馬とも引候者に行逢ひ候砌者、此方より道の脇ニよけ通り可申由、挨拶いたし右之者通り候跡にて、此方ハ過通可申候、〔右カ〕 左通此方より懇懃に辞儀いたし候上、無礼無辞儀をも相働罷通る者有之候ハ、一言にも不及打果可申候、武士の出会、下人類のものよふ口論・はり合・つかみ合と申儀者無之候、常々我か身を嗜ミ礼法正敷、何事懇懃ニいたし候上にて、自然向より無礼を仕掛候者一言にも不及儀二候間、此儀も能々工夫可有候、

一 夫人間たるものハ、何事にも不依、もの、大本を知る事第一二候、猿といふ、川うそといふ獣さへ能ク本を忘れず、魚取得ても先其元江手向まつりて後魚をくひ、鳥といふ鳥は我か巢の内に居て親の養ひを受ける程之恩を忘れず、巢を出て後食を求め而親鳥にくわせ其恩を返すと也、然者彼之鳥類・畜類の浅ま

しきものさへ其本を知る儀に候得は、人間に生れ其本を心付ざるは、我れ誠に禽獸におとりてあさましき儀二候間、幼少の折より深く弁へされハ誠の人間とは難成、後は不忠・不孝之輩となりて人の悪を受、主君の刑罰ニ逢て悪名を千歳ニ残したるもの世に多し、是を其方の鏡といたされ、よくく物を大切にいたし候儀肝要二候、其本といふハ先祖也、先祖を大切にする者ハ親に孝あり、親に孝ある者ハ君に忠あり、君に忠ある者ハ兄弟の間むつましく、兄弟の間むつましきものは子に慈悲あり、子に慈悲ある者ハ他の交り親し、他人に親きものは何国に行候とも通さる事なし、何国にても通るものを誠の人と云ふ、〔誠に脱カ〕 誠の人とならん事を願ハ、本を敬び先祖を敬めふ事肝要二候、夫先祖を敬ふといふハさまくあれと、正直にいたし二六時中亀末無之様ニいたし候儀、第一二候、常々申付置候通に、御先祖の神殿毎朝ふき拭ひいたし、何色によらす新敷花の露置こほれたるを手向、朝夕香の煙不堪、〔絶カ〕 灯明神前を照し、奠茶靈前生る人に奉るがごとく、かりにも塵抹ニ無之様

皆々可心掛候、

日新公御詠歌に、

めぐりてハ我身にこそはつかへけれ

先祖のまつり忠孝の道

一人に約束いたし候儀、かりにも無首尾いたす間敷、

自然無抛故障致到来候ハ、其訳委細相断、毛頭間

違無之様肝要ニ候、何方にても出会可致段申合候

ハ、朝五ツ時と申談候儀ハ六ツ半より出、四ツ時

と申談候儀者五ツ半より出、いつも人より先を心掛

手ぬるひ男と見得さる様心掛肝要ニ候、自然御用杯

被仰渡候御ハ、五ツ時よりと有之候ハ、六ツ時より

出、四ツ時と有之候ハ、五ツ時に^出、いつにても一

時前と心掛候ハ、後れ候儀者無之候、尤、学文・

武芸其外諸稽古之場江出候時も人より真先に出て、

帰る時は人より跡に帰る様ニ可相心掛候、我々如き

無器量之者者、諸稽古之場江出るを見候に出る時は

人より跡に出、帰る時は人より先に帰る、如斯者の

芸を成就したる事ハ昔より一円なき事ニ候、右体之

儀者我等ふつと嫌ひニ而候、戰場杯ニ而者人先に進

むを一番鑑といひ、人跡に帰るを殿の手柄と相見得

候、一番鑑・殿と申者戦場の事はかり存候様なれと

も、我等者左様ニハ不存候、治世の時も右体の場に

出る時ハ、人より先に出るを一番鑑と存申候、人に

後れて帰るを殿の手柄と存候、宇治川や藤戸杯の先

陣を只昔のこと、存へからず、今日の事何事も先陣

を心掛、人に後れさる儀肝要ニ候、昔平家没落の時、

摂州一之谷に退き、西の宮・天ヶ崎の辺にて義経公

の軍をふせかれ候時、源氏の勢は潮の湧にひとしけ

れは、平家の諸将も恐れてむかはんといふものなし、

其時能登守進ミ出し、よき所は御働被成候方多く御

座候、しにくき所はいつにも可被仰付(て脱力)といわれし事、

誠に感心いたし候、誠に遊興見物ハ我先に出るもの

多し、金銀米銭は我一番に取もの多候得共、屋籠

り・はなし打・せり合、合戦程は皆人の跡に付候儀、

臆病の至、語るもいと恥敷、能々慎ミ可被成候、

一おミわ事ハ、早朝より起、常々の通り家の内隅々よ

り塵ほこりを者ハき出し、やふれ畳・くされ柱・戸

障子・床・棚に至るまで、一点の塵ほこりも無之様

に払ひ拭ひ可致候、尤、折敷・盆・皿・茶碗之類ハ本より、井炉囲之内能相さらへ、火箸こまさらへの立所まで行儀正敷直し、着物の置所、帯掛所も能心掛、戸口出入之時ははきもの能く踏揃へ、仮にも乱にいたす間敷候、かよふの纒の所より心掛不心掛之程頭れ、心の奥迄人より見拔れ、残念第一之事ニ可心掛候、

一 衣類等之物数奇有之間敷候、兼而申付置候通、家内女之儀者衣服龜相にいたし、やふれほこれなく、少々にてもよこれさる様洗す、き、いつも身持清淨にいたし、金良米錢衣服之善悪、男女の善悪、其外食物・呑物等之咄一切いたす間敷候、いつも人に逢候而者、花車風流なる花や紅葉之咄とも可致候、
一 家内朝夕諸篇儉約を相用、大四郎何方江出るとき見苦敷無之様覺護肝要二候、

一 武士の家内は町家之者二者相替り、家居・諸道具・着物・食物何様見苦敷有之候而も、武道具に於而者一品も事欠無之様ニ覺護いたし、一点の塵も不懸、朝夕みかき切て、何時ニ而も人先に可出心掛肝要ニ

候、家居を結講にかさり仕、道く物数奇いたし、着物・食物華美々取揃、花を作り庭を作り、夫を愈勢にいたすよふなる者、皆町人の振舞、武士の家にハ大禁物ニ而候、左様之望とも一切心頭に懸被申間敷候、

一 武士の家に生る、者者、たとへ女たりと雖も鬢の結ひよふ、足袋のはきよふ、不案内・無調法有之候而も恥辱ニ而ハ無之候、鎧の着様、甲の着様、袖の掛様、忍ひの緒の結び様、籠手のしめよふ、すねあてのしめよふ、褰の掛様、着物之着様、上帯占様、うつほ・ゑひらひの付やう、さい手懸カ拭の付様、甲之高ひも掛受様、足袋・草鞋のはきやう、其外鎧甲の名所まで能く存知罷居を肝要二候間、日々せんさくをいたし、大四郎江も昼夜の分ちなく細かに咄可被聞候、幼少之時より右様之儀くせニならされハ、程長け候てハ何程異見加へ候ても身に付ものにては無之、彼之五穀の類さへ苗のうちに手入能くせされハ、熟して実のり悪敷、人間も幼少之砌より教能せされハ、年長けて物の用に不立儀二候、花の内に住

む鳥ハ花を付され者舌おのつから香敷、麻之中にた^は
つ蓬ハためさるに自ら直し、人間も親人行儀よけれ
ハ其子おのつから正敷、義と不義とは生れ質にては
無之候、親人義理を以て教へされハ其子不義になる、
子たる者の善悪ハ親の善悪より起る儀ニ候得者、親
之心掛肝要ニ候、夢々油断有之間敷候、

一 毎朝手水鉢能く拵へ、水こほたる様にたゝへ置、四
壁廻り山能くつミ、屋敷内并小路等之払除塵抹無之
様ニ、下人三右衛門江可被申付候、此等之其方事ハ^{段脱カ}
我等よりも能弁へ被居候得共、留守中之儀余り心つ
かひニ候ま、存寄之程申越候、其方被知候通、我等
無学文才、^{不脱カ}其上悪筆ニ而相認候故、文章之次第前後
のミ可有之候間、万事推読可被致候、猶期後音候、
不具、

九月朔日

同藤四郎

竹迫大四郎殿

群書合輯

目録

- 一天保比水戸軍役手当聞書
- 一雜録○荷厄殿戰記翻訳本○略什囑爾征伐之事清国ヨリ琉球二報知書○船砲新篇目録○米国船浦買入港之事聞合書
- 一千八百五十五年頃外国風説書
- 一井伊家新令外に黒田嘉兵衛家之事
- 一寺社奉行水野〔忠精〕左近將監様江御家来塩谷甲蔵〔世弘〕より上書
- 一公卿方存慮

一浦上切支丹宗教徒取扱一件

一両御旗本

一久光公御建白書

一御使節一件

天保十一年庚子三月十二日

水戸中納言様御国元二而 御宮御 參詣御軍役

御行列付

御書院番頭 惣御旗奉行 騎馬

但、具足小荷駄除、

御旗御中間老人 御旗御中間老人

金數同心具足 御先手同心三拾人

警固何れ茂弓砲所持、

右同断

但、具足持

大御番頭 御長柄奉行騎馬

但、具足持小荷駄除、

御長柄奉行騎馬

供連御軍役之通、

杖突御中間老人

手替老人

青地二ツ引籠 御旗御旗

昇・具足、

御旗之者式人

御旗御旗

同断

御旗御旗

同断

御旗御旗

同断

御旗御旗

同断

御旗御旗

同断

御旗御旗

同断

御旗御旗

同断

御旗御旗

同断

御旗御旗

同断

御旗御旗

同断

御旗御旗

同断

御旗御旗

同断

御旗御旗

同断

御旗御旗

同断

御旗御旗

同断

御旗御旗

右同断 同断 右同断 同上 右同断 同断

大番頭騎馬 佐藤凶書

大御番拾三人 口取老人・鎧持老人ツ、 与力三騎 口取老人・鎧持老人ツ、

御目付騎馬 佐藤凶書 御目付騎馬 供連軍役通、得道具勝手次第、

金鞍同心具足 右同断 御目付同心老人 右同断

右同断

御使番騎馬 押之者老人

白地御紋 御纏 御纏 昇・具足、御纏之者三人

御目付同心老人

右同断

青地ニツ引金輪貫 昇・具足、御馬標之者三人 総御馬標吉本

尾花指物 御徒目付老人

御鉦揃 着込羽織、持人式人宛 御太鞍

試策

文武兼備。然後道義可明。政教並行。然後風俗可正。而文武之易レ岐、政教之難拳。道義未明風俗未正。是寡人所日夜腐レ心焦レ思也。汝輩妙幹俊秀。其於下所ニ以易レ岐者上能合難レ拳者悉レ之。道心当レ有レ所レ見。盍下各吐ニ露胸臆一以助中寡人之不逮上寡人將ニ虚レ心聽レ之。

庚子仲春。閱ニ五隊親兵之武技一。既而試ニ其文

事一。席上賦以示焉。

德沢毫無レ露ニ士林一。何堪汝輩愛レ吾深。更期文武研精後。尽是熊罷不二心。

文好む木の下陰にやすらひて

ともにかたらむ武士の道

忠孝ハ誰々もしる事ながら、今日の心得如何いたしさむらふて忠孝にかなひ可申や、学文・武芸、如何様いたし武士の道にかなひ、戦場の用に立可申哉、

右、水戸侯御作、

大戸氏より来候書面之写

天保十一庚子三月十一日、水戸中納言様御甲冑にて東照宮御廟江御拜有之、御家中之面々并御領分神主・山伏・郷士類まで、甲冑ニ而 御目見被仰付候由、

一 中納言様御出立ハ、御甲冑の上に葵の御紋ちらしの御直垂、御甲ハ御持せ、引立烏帽子被為召候由、

一同月廿二日、千束原ニ而惣甲冑追鳥狩有之、小子ニも同道ニ而見物ニ罷越申候、当朝五時前、水城大手

前江馳付候処、大鞍ニ而御人数繰出しの所ニ御座候、御旗・御長柄・鉄砲・弓・騎、二行ニ押申候、尤、

一手くゝに轡ニ而駄馬壹疋ツ、是ハ幕に申を付折、長持是ハ蓑衣を多く入候、一二組も御座候、上下都而腰兵糧ニ御座候、真先ハ笈助太夫備と奉存候得共、碓と覚不申候、夫より引統数隊御繰出し、誠ニ大勢之隊ニ御座候、朝四ツ時過と存候節、中納言様御出馬と相成申候、御具足ハ萌黄威、御甲ハ筋鍬形金の半月、御前立物金の龍頭かと相見得候、虎虎皮カ彼の尻鞆の御太刀・毛沓をも被為召候、御馬ハ青毛、水府第一之駿足ニ候由、皆具紅ニ而至極美々敷御粧、大將軍と相見得申候、御先ニ武功之旧家之由ニ而、朝賀孫九郎と申人御馬より三四間先ニ騎馬ニ而御供、其外御馬廻り、御床机廻り之面々、歩ニ而鎗・鉄砲を持せ供奉いたし候、夫より御跡備も余程有之、殿備は山野辺父子ニ而御座候、兼而貴君御話之左源太・右源太御先ニ騎馬、御跡より大石田勝八騎馬ニ而御供御座候、都而御人数出立外備より宜様相見得申候、一 小子杯ハ、右山野辺御人数御跡より千束原ニ罷越申

候、尤、大手より二里計も有之、笠間よりハ七里程も御座候、

一 惣人数四万人程と申候得共、空積一万余程と被存候、一 右之内目立ニ御座候得共、多勢之儀御座候得者、中々記憶いたし兼候付、覚候分申進候、戸田銀次郎殿父子共ニ騎馬、嫡子いまた十三四歳と相見得、前髪立御座候、髪を撫付ニいたし、白き切れニ而鉢巻、甲ハ馬脇ニ為持、太刀を負脊申候、具足も立派ニ相見得、指物ハ白布ニ、進思尽忠と御座候、銀次郎殿甲冑美麗、水戸様より拝領之由承候、白羽の征矢被負、重藤の弓・采配を被指候、笠章白き帛ニ、公候干城と御座候、父子共天晴之見分ニ而御坐候、其相知不申候、其外様々出立ニ而御坐候得とも、記憶いたし不申候、

一 熊之尻鞆かけ候太刀帯候而、鉄砲相見得、母衣武者相見得申候、

一 引立烏帽子を着し、甲を従者ニ為持候人も多く御座候、

一 騎士之分、歩行ニ而出候者茂有之、是ハ鞭を為持候

付、馬なし二而も騎士とハ察申候、

一 乘馬之内、農馬も交り相見得申候、

一 中納言様御馬上抔拜見之前二而止り、口ニ含候小キ

笛を中納言様永く二声御吹被成候、何之御合図御坐

候哉相分り不申候、是ハ押陣之節御坐候、

一 押陣途中も御使番ハ跡先ニ乗廻り、命令を相伝候様

子ニ見受申候、何れ茂馬乗り達者之様子ニ御座候、

一 右ハ大荒増覚候分を少シ計申進候、扱亦右之一拳裏

貶色々申合候得共、何も珍敷事見物ニハ無此上候、

近日猪狩ハ後れ推出し、船軍の操陣御座候由風聞御

座候、

一 追鳥狩之次第、別紙ニ申進候草案之通御座候得者、

定而御分り兼候儀共可有之候、何分御推覽可被下候、

一 右之次第、——氏ニ御序之節、此書面為御見可被下

候、尤、外々江者堅く御断申上候、以上、

四月三日

右者、図之通所々陣取いたし士卒腰兵糧遣ひ畢、諸

備より甲士・歩卒共次第ニ練替、御本陣前ニ如図環

列いたし、大筒二発、追鳥狩始り申候、尤、大軍故

か又ハ不慣故歟、右之次第書面ニ認取様ハ無御座候
と相見得申候、

一 右初り、前備より壹騎位宛御本陣ニ乗付、御本陣よ

りも御使番・御小姓頭之類度々乗出申候、尤、中納

言様も右之列ニ入、御乗出し御座候様子、跡ニ而承

申候、

一 惣御人数万計と相見得、備数七ツ、御旗本共八備ニ

相成申候、

一 騎士七百計も惣体ニ而可有之哉、

一 壹貫目新張大筒五挺、行軍之節者、牛三疋ニ而一挺

を牽、

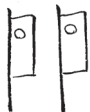
一 脊旗騎歩共一陣一樣、



金輪
御印

姓名かな書も御座候、

一 弓銃手脊旗同断、



一 御使番黄母衣、御目付猩々緋陣羽織、御小姓頭紅白

母衣、

一 御先手、笥助太夫殿・山野辺兵庫殿・包丸殿、

一兵庫殿ハ桃色頭母衣御掛被成候、製作外と違ひ母衣
胄無之、原ニ而御乗切、縦横指図御伝之由風入丸く、
御武者振一涯勇々數相見得申候、

右者荒増且遠目故、間違之事も可有之候間、御信
用ニ相成間敷候、

子四月

某氏ニ來候書面

去月廿一日、水戸城ニ而追鳥狩有之候処、同日雨天
ニ付、翌廿二日御座候、何れも甲胄御人数も大勢ニ
御坐候、尤、場所ハ千束原と申所、同所下町より江
戸街道老里程南之方軍備立、軍師ハ山国喜八郎と申
者之由、武田流之由ニ候、何れ茂備立、夫より原中
ニ而雉子を放し、數百疋一番より三番有之、夫々拜
領物御座候由、御本陣之様子且備立美々敷、言語難
申尽、御人数ハ一万人余りと申事御座候、

同前

三月廿二日追鳥狩有之、備押実ニ目を驚申候、五陣
ニ相分り、五色之旗五本ツ、一備ニ相分り候様子御

座候、騎馬五百と申事御座候、各指物をさし、或は
所々幕を打廻し申候、旗ニ刀鎗白日ニ輝き、甲胄
をも奇羅星の如し、其中を御使番又ハ御目付など大
指物ニ而乗廻候様、実々希有之壯觀御座候、大砲五
挺牛車運送、大銃を相凶に諸陣小銃を放し、御本陣
ニおひてハ大鞍を打初、諸方より押掛、雉子并兔を
放ち申候所を、諸士争候而打取申候、鐘ニ而開き、
鞍ニ而合ひ、幾度か試有之様子、其後御酒被下、十
八樽鏡を抜き、各柄杓ニ而飲之、又行伍を正し御本
陣ニ引申候、夜ニ成、下町ニ而者家々篝火をたき申候
由、御城中ニも鈴木石見守其外甲胄ニ而御留守いた
し候由なり、郷士・神主・山伏迄甲胄ニ而御供御座
候、山野辺殿ハ御跡備、侍百人惣勢五百人と申事御
座候、甲胄ハ各思ひく之出立ニ而言語ニ難尽候、

守国氏江來候手紙写

水戸中納言様追鳥狩之次第、委細ニ者相知れ不申候、
荒増申進候、第一兵ニ手、二之手、三之手追々御線
出し、都合七備一手切、二幅位之大昇四本ツ、押立、

大將之馬印其跡二行ニ並ひ、各指物豎三尺幅二尺位上之方ニ御印、○下三手宛之相印ニ片脇ニ銘々姓名仮名書ニ而認、是ハ諸士已上、又御物頭以上ハ勝手次第、思ひくゝの指物にて美々敷御座候、其内大將分ハ采配所持、御軍師山国紀八郎殿と申人ハ金之采配所持御座候、上之御先鉄炮四拾挺二行、弓四拾張二行、長柄二十本同斷、又御後鉄炮四拾挺、長柄二十本、其外武者幾押と云数を不知、前後引統繰出しニ相成、末々ニ至り郷士・修驗・神職何れも甲冑ニ而騎馬相交り、都合百人余と相見得、夫より二三町引下り、山野辺殿父子一手備として百騎位押出し申候、上之御装束ハ萌黄緘之御冑、天晴大將軍と相見得申候、御帰陣之節ハ緋緘之御冑御召替と申事御座候、拜見之人々エイトウく、千束原に群集を成申候、此原凡壹里位も可有之哉、廻り松山ニ而至極平ニ少々小高キ御陣所を嚴重ニ相備、廻りニ遙ニ七ヶ所幕打廻シ、大幟押立、馬印・指物等きらめかし候形勢、さなから昔の様子思ひ出られて候、夫より段々押出し、中程陣を詰寄せ候、組中頭ニ四五本木

を立置、其所ニ而采を合せて後、雉兔を放申候、其已前ニ而大筒四挺御持參、是を段々ニ打、諸軍小筒を打て右之采を合、鷹を放ち雉出し候、是を見付て鷹蹴落候所を打寄せ押へ、御使番騎馬ニ而駈付、其姓名を聞届、御陣所江注進いたし候様子ニ御座候、其外御使番・御目付・御小姓頭出られ、前後左右駈歩キ候様子、誠ニ勇々敷相見得申候、兎付放候も右之振合と申事御座候、右を漸三四度拜見いたし候、而引取申候、

右広原ニ立錐之地も無之數万人相集申候、御勢四万人相見得、十万人余と申評判御座候、尤、虚実相分り不申候得とも、側衛御祭礼數百人相集候得共、夫已後ニハ拾倍と相定兼候程之人之由、水戸人之噂御座候、何卒御行列帳を内々借受度候得共、いまた手ニ入不申候、中々存外之大造立派之事ニ而、難演言語難尽筆紙、日光之結構ニ同様之次第御座候、穴賢、

長谷川より來翰

扱今度甲冑ニ而追鳥狩有之候、御宮御參詣ハ一手ニ

而三千人程候処、此度ハ五千の御人数故、壹万五千
余人と申事、并御先手ハ頭者十二人出、三十人ツ、
組、鉄砲者三百六十挺と見受申候、壹貫目之大筒四
挺出、二挺牛二而牽申候、二挺者人足二而牽候様子、
実ニ驚目申候、難尽筆紙、御推察可被下候得と相考
候得ハ、御後備共ニ六手之様子御座候、雑兵共二者
四万騎とも申事御座候、実数相分不申候、山野辺殿
も御供四騎、父子共六騎と相見得申候、

此一冊并図二枚ハ、笠間之御藩中より御同藩江申
来候書簡之由、或人之秘書を乞て写之畢、

天保十一年庚子七月書写者也、

〔綱介カ〕
綱介申越候状之内抄書

此節、箕作師翻譯之荷厄岨戦記差上申候、此原本ハ
当春海隔ニテ参候中、涅埜児蘭コマガセイント申名
号ノ本ニテ、一冊之事ヲ記載イタシ、巻数五卷ニテ
御座候、此中ヨリ抄出シ書ニテ、至テ珍敷御座候間
差上申候、箕作師余り珍敷故急卒ニ抄書イタシ、与

意収^{〔マコ〕}候ト被申事御座候、其上和写方モ倉卒ニ御座
候間、御推覧可被下候、

右綱介トハ高岡ノ人黒江綱介旨ニテ、多年江戸箕
作ノ門ニ入りシ者也、

荷厄岨戦記

カーブ、ラ、ハヲグユエ海戦

英吉利王ヤコツブユス二世ハ英吉利ヨリ逐出サレケ
レハ、仏蘭西人百万ニ策ヲメグラシ、再ヒ其位ヲ復
セシメント欲ス、是ニ於テ「ヤコツブ王ハ、自ラ仏
蘭西・英吉利・思格齊亜ノ人衆二万人ヲ卒テ、大貌^{〔率カ〕}
利答尼亜ニ攻入り、ウイルレム王ヲ逐出サント計リ
タリ、仏蘭西王ハ此企ヲ早ク成就セント欲シ、軍艦
二十四艘ヲ「ブレスト」ニ聚メ、嘉楽撫^{名官}トウルフ
イルレヲシテ之カ將師^{〔將帥カ〕}タラシム、涅埜児蘭土ヨリハ
軍艦三十六艘ヲ發シ、「ロイテナント、アドミラー
ル」ファン、アルモンデ」之二將タリ、英吉利ハ四
拾艘許ノ船隻ヲ發シ、「アドミラール」リュススル
之ヲ帥フ、涅埜児蘭土軍艦ハ英吉利ノ兵船ト一手ニ

ナラント思ヘトモ、風便アシクシテ兵船ヲ合スルコト能ハス、仏蘭西王ハ之ヲ見テ総大将ニ命シテ、涅埜児蘭土ノ兵未タ英吉利ニ合セサルニ乗シテ、先ツ英吉利ヲ討シム、然ルニ風吹東ニ転シケルヲ以テ、「トウルファイル」ハ王命ノ如ク速ニ之ヲ伐ツコト能ハス、涅埜児蘭土人ハ風便ヲ得テ峽門ノ方へ船ヲ進メ、兼テ望ミシ如、英吉利ノ兵ト一手ニナリタリ、一千六百九十二年四月廿五日、両国ノ軍艘ハ英吉利ノ「アドミラル」ノ号令ニ従テ、聖意勒納ノ海港ヨリ一斉ニ海上ニ乗出シ、速ニ敵船ノ所在ヲ覓メケルガ、次日ノ暁、バルフレウル岬ヲ距ルコト六里許ノ処ニ於テ敵船ヲ見懸タリ、仏蘭西軍艘ノ前隊ハ白旗隊、船ニシテ其数十四艘、ワツケレン、マルキースドアムフレアイルレ之ヲ帥フ、其中隊ハ白旗・青旗船隊ナリ、其数十七隻、嘉樂撫「トウルファイル」之二將タリ、其後隊ハ青旗ヲ立ツ、勇壯人^(超カ)ニ起タル「スコート、ベイ、ナクト」ノ官ニ任シタル「ガバレット」之ヲ率フ、両国ノ軍艘ニハ「アドミラル」「ファン、アルモンデ」涅埜児蘭土ノ兵ヲ率テ前隊

ニ將タリ、中隊ハ「アドミラル」「リュスセル」之ヲ統領シ赤旗ヲ建ツ、其後隊ハ青旗号ニシテ「アドミラル」「アスベイ」之ヲ率フ、両軍相迫テ速ニ戦ヲナサント支度シタリ、然レトモ南西ノ風「トツプ、セイルス、クールテ」^{候風旗ナリ}ヲ颯カシ居タリシガ、風勢次第ニ落ケルユへ、両軍ノ船直ニ相近クコト能ハス、十時十一時^{此邦ノ昼四時四半時頃}ノ後、戦鬪漸ク始マリケル、

カクテ「フィーセ、アドミラル」「ゲラルドカルレン、ベルグ」カ統帥セル一隊船、一番ニ仏蘭西ノ真先ニ進タル船ト戦ヲ初メタリ、戦鬪極テ猛勇ニシテ never given ノ間、敵味方力ヲ振テ打合シガ、敵方ノ船散々ニ洞射セラレ、其内一船ハ遂ニ海ニ打沈メラレシカハ、敵軍終ニ敗走ス、涅埜児蘭土之大将ハ此光景ヲ見テ、味方ヲ援ケテ十分ニ敵兵ヲ打破リ、且其遁ル、者ヲ究追セント思ヘトモ、風勢恬靜ニシテ掛引自由ナラス、目前ニ敵ヲ逃シタルヲ悔ミ居タリ、

太丘^(マ)同時ノ頃、敵方ノ大将「トウルファイル」カ大

將艦隊ハ、涅埜児蘭土船隊ノ後及ヒ「アドミラール」「リュスセル」カ統帥セル英吉利隊船ノ將艦ニ向テ戦ヲ挑ム、兩軍ノ戦鬪^{〔極脱カ〕}テ甚シク、暫時ノ間ニ火煙立覆ヒ、「カーベルレント」ノ間ハ物ノ文ヲ見分ケサル程ニ打合ヒタリ、此戦凡ソ四小時ノ間止マサリシニ、仏蘭西ノ「アドミラール」ハ大ニ勇戦セシカ、

^{〔Grote Raak〕}船ノ帆樑上ニ在テ帆ヲ架シ自由ニ回旋スル大ニ長キ棹ノ名ノ上ノ方ヲ打折ラ

レケレハ、力ナク戦ヲ止テ退カントスレトモ、風弱クシテ船進ムコト能ハス、「スルフペン」^{小船}ニ拽セテ退キケル、

「アドミラール」「トウルファイル」ハ武勇絶倫ニシテ、衆人皆敬崇セシ人物ナリシガ、上ノ戦ニ利ヲ失ヒ引退ケレハ、余兵之ヲ見テ皆其隊船ヲ旋ラシテ、後ニ続テ逃去リケル、是ニ於テ星散シタル隊船ヲ一所ニ屯シ、晡後六時ノ頃、風吹東ニ転シタルヲ見テ、急ニ其一隊ヲ以テ英吉利ノ青旗隊ヲ撃ツ、兩軍血戦シテ、夜十一時^{我四半時}ニ至リ仏蘭西ノ兵戦破レ、隊伍已ニ乱レテ引退カントスル光景アルヲ見テ、英吉利ノ兵隊横ニ其陣ヲ撃ツ、此レニ由テ仏蘭西ノ兵船ハ

甚タ損傷シ、三艘ハ火砲ニ中テ粉蓋ト為テ氣中ニ飛散シタリ、此夜海上深霧冥濛ト立重ナリ、夜色昏闇咫尺ヲ弁セサリシカバ、究追セスシメ兵ヲ収ム、仏蘭西ノ勢ハ尚靜マリカヘリテ兵ヲ返サス、五月三十日ニ届リシカ、此日東北風吹出シタリ、兩國ノ船隊ハ「ラホグユエ岬」ノ沖ニ在リシカ、仏蘭西船ヲ見掛タリ、其間僅ニ二里許ニ過サリケレハ、急ニ駛船ヲ發シテ之ヲ偵ハシム、然ルニ風又靜リケレハ、敵味方ノ船互ニ近寄進ムコト能ハス、是ニ於テ錨ヲ下シテ、風浪ヲ鎮シテ敵ニ近寄ラス、宵十一時ニ及テ急ニ錨ヲ引揚ケ帆ヲ高ク揚ケテ、夜ニ乗テ務テ風ニ隨テ進ミケル、

次日、仏蘭西兵船一隊ハ「アルデルナイ」^{地ノ名} ^{アラビヤ語}、ニ引入リ、余隊ハ風ニ乗シテ帆ヲ張り、岬ヲ云フ、

西ニ向テ進ミテ後船ヲ泊セント急キタリ、「リツトル」^{官名}「ヨハン、アスベイ」ハ白旗ノ「アドミラール」タリ、之ヲ見テ錨ヲ引揚、敵ノ拳劔ヲ見テ、時節好クバ打テカ、ラント進タリ、此時驀先ニ進タル船隊及ヒ涅埜児蘭土ノ兵船モ、同シク錨ヲ揚テ兵ヲ

進ム、朝八時^{我五時}「アドミラール」「リユスセル」ハ

堤ノ内ニ二艘ノ敵船アルヲ見テ速ニ錨ヲ揚ケ、己

カ手船ニ暗号ヲ為シテ己レニ続カシメ、敵船強キ風

浪ニ因テ、「アルデルナアイ岬ヲ去テ他処ニ船ヲ泊

セント^{漕カ}艘出ス者ヲ追討セント進タリ、「リユスセル」

ハ己カ副將軍^{フイセ、ア}「リツトル」官名「デ、ラ、

フアルレ」ヲ後ニ遺シテ、「ゲルボウルグ」ノ港内ニ

居ル敵船ニ備ヘシム、然ルニ「デ、ラ、フアルレ」

ハ徑ニ駛船ヲ以テ「ラ、ホグユヘ」港ニ泊処ヲ求シ

トスル敵船ヲ偵ハシム、

六月初一日、「リツトル」「アスベイ」ハ、再ヒアド

ミラール「リユスセル」カ船隊ニ合シ、敵方ヨリ奪

取リタル焼船ヲ致シタリ、但シ、其敵船ハ「アルデ

ルナイ島」「イヘルンセイ島・クユルンセイ島ノ巖礁

ノ方ニ遁レ去リシカハ、終ニ之ヲ引戻スコト能ハス、

止ダ其焼船ノミヲ奪タリトゾ、爰ニ又「リツトル」

「テ、ラ、フアルレ」ハ兼テ企シ如ク、幸ニ大勝利

ヲゾ得タリケル、去程ニ「デ、ラ、フアルレ」ハ白

旗ヲ建タル「スルーブ」^小船ヲ陸ノ方ヘ遺シテ言ヒケ

ルハ、英吉利ノ兵船ノ内ニ仏蘭西ノ破損シタル船隻

數艘アリ、其方ヨリ引取りニ来ラルベシト申遣リケ

レトモ、敵方ヨリハ返答モナク居タリケル、是ヲ以

テ仏蘭西ノ全船隊ノ内、極テ美ナル船隻三艘ヲ火ヲ

注テ焼尽シタリ、其内「レ、ソレイル」・「ロイア

ル」ハ莫大ノ費用ヲ厭ハズ打建タル大船ニテ、千門

ノ銅砲ヲ備ヘ、「トウルファイル」自ラ其艦ニ駕シ

テ將艦ト為シタリシカ、乍チ「デ、ラ、フアルレ」

カ為ニ焼夷シ尽サレタリ、

「トウルファイル」カ將艦ノ外、「ベヘルヘツブル」^官

デ、ベアウエウキス」カ駕シタル「ル、アドミラブ

レ」ト云ル百門ヲ備ヘタル戦艦、「デ、ラ、ロウゲ

レ」カ統帥セル七十門ノ大艦「レ、フォルト」ト名

号シタル者モ、皆火砲ニ中テ焼夷セリ、仏蘭西ノ軍

艦ハ所々ニ散乱セシカ、兩國ノ軍船隊ヲ分テ何国マ

テモト追蒐タリ、同月初二日「リツトル」アスベイ」

同官デ、ラ、フアルレ」、涅埵兒蘭土ノ甲必丹數名

「ラホクユエノ傍ニ錨ヲ下シ、皆來テ「アドミラー

ル」「リユスセル」ニ見ユ、此ノ涅埵兒蘭土ノ諸加比

丹毛嚮ノ戰ニ功ヲ建ルコト少カラス、扱又今度船掛
リシタル「ラホグユエ」ハ、初メ船ヲ繫キタル「ア
ルデルナイ」岩礁多クシテ好港脚ニ非ルヲ以テ、其
地ヨリ此岬内ニ避ケ入タルナリ、「アドミラール」
ハ諸將ノ捷報ヲ得テ勇氣十位シ、「スコウト、ベイ、
ナクト」官名ローケ」ニ命シ、第三等・四等ノ船二三
隻焼、舸六隻「バルケン」・「スルーベン」俱二小船ノ名數十
艘ヲ帥ヒテ敵ニ駈ケ向ヒ、大ニ敵船ヲ打破ラシム、
晚六時比、各個ノ船隻ヲ帥ヒテ陸地ニ向ヒ、大ニ火
ヲ發シテ其地ノ城郭・船隻ヲ焼捨ントス、然レトモ
焼舸ハ十分ニ近寄ベカラサリシカバ、「スルーブ」
數艘ニ焼料ヲ積ミ入レ、鱗ヲ盪シテ近寄進ント計ヲ
定ム、然ルニ俄ニ其策略ヲ變シ、善ク甲タル兵士ヲ
「スルーブ」數隻ニ載セテ、敵船ニ間近ク進マシム、
其宵九時^{我五}半時許リニ漸ク敵船ニ近ツキ得、中夜ニ及
ハントスル前更ニ六隻ノ大船ヲ焼捨タリ、其中ニハ
五隻ノ *diademakers* アリタリトソ、若此ヲ甜々ト打
勝ケレハ、其光景ハ実ニ胆ヲ寒シ、毛髮ヲ豎起セシ
ムベクゾミヘタリケル、然レトモ打勝タル將卒ニハ

晃耀陸離トシテ、是ヨリモ喜フヘキ火光ハ無カリケ
ル、然ルニ將卒ノ勇猛ハ只此^{脱カ}レミナラス、其「ス
ルーブ」ヲ縦横ニ乘廻シ益々進テ、明朝ニ及シテ更
ニ又敵船十船ヲ焼キタリケル、其内四艘ハ四十門・
五十門ノ大砲ヲ備へ、其余ハ七十・八十乃至百門ヲ
備ヘタル船ナリケル、此怖ロシキ厄難ニテ上ニ云ヘ
ル船隻ノ外、夥多ノ商船及ヒ小船モ一時ニ火燼トナ
リニケル、此ク壯麗^ナ疑此間脱幾何字トモナキ船隻ノ
外百艘トモナキ船隻一時ニ烏有トナリタルハ、古今
人ノ觀ルコト稀ナル所タリ、カク^{無漸カ}無漸ノ所為ナレト
モ、軍陣ノ間ニハ比類ナキ武勇ノ拳動ヲ、二万人ノ
大將帥タル「ヤコツプユス」王ノ眼前ニテ上覽ニ供
スル、後「スコウト、ベイ、ナクト」「ローケ」ハ
「スルーブ」一隻ヲモ失ハス、皆引連テ再ヒ諸船隊
ノ中ニ歸リシカハ、「リユスセル」モ大ニ其功勳ヲ
感シケル、

扱モ此大戦ハ二三百年ノ門^{間カ}諭ヘ稀ナル振舞ナレバ、
覽者更ニ其戦ノ結果ヲ見玉フベシ、敵方ニハ此クノ
如ク巨大ノ損耗アリケルニ、味方ニハ些子ノ傷害モ

惹カサリケル、仏蘭西方ノ全兵船ノ中、国ニ返ル船
 隻ハ僅ニ三十隻ノミニシテ、其余ハ燒捨ラレ、或ハ
 火炮ニ中テ空中ニ飛散リ、或ハ岩礁ニ^(衝カ)二触、海岸ニ
 冲衝シテ、皆損傷シタリケル、其死人ノ數ハ殊ニ夥
 シク、味方ノ兵ノ損セザルハ中々比例スベクモアラ
 ス、殆ト意外ニ出タリケル、

〔訳文雜書〕より補

涅埵児蘭土ノ軍艦ハ一隻モ失フコトナカリシカ、

「エフエルト、デ、リーフデ」カ帥タル「セーフユン、

プロヒンション」^七州ト△名号シタル船ハ大砲ニテ甚

タ傷ツケラレ、已ムコトヲ得ス、「ボルツモウト」

ニ還シヤルニ至リ、「コルネリス、ファンデルサー

ン」カ統領セル「アムステダム」ト名号シタル船ハ、

十四処ヲ洞射セラレタリ、其死人ノ數ハ、涅埵児蘭

土総兵船ヲ通シテ僅ニ五十九人、創傷ヲ蒙ル者七十

五人、英吉利ニテモ一隻船ヲモ失ハス、傷損ヲ受タ

ル船幾艘アルノミナリ、其士卒ヲ失フコトモ僅々ニ

シテ數十人ニハ過キサリケル、但、悼傷スベキハ、

青旗ノ「スコウト、ベイ、ナクト」「カルテル」カ討

死ナリ、此人ハ剛勇ノ天資ニテ処々ノ戰ニ屢々勇名

ヲ顯シ、士卒尽ク崇敬シ、其大将ノ覚モ善カリケル、

又甲必丹「ハスチンクス」モ勇戦セシ人ナリシガ、

今度ノ戰ニ銃丸ニ中テ死タリケルコソ傷マシケレ、

此クノ如ク兩國ノ軍勢ノ十分ニ討勝タルハ、仏蘭西

人モ己カ敗績ヲ文飾セス、実ニ云フ所ノ如シト云ヘ

リ、此レ仏蘭西ノ総船尽ク駆斥セラレ、或ハ敗北シ、

彼ノ敵船ヲハ少モ打取り得サルヲ目ノアタリ親睹セ

シカ故ニ、国ノ恥ト雖トモ之ヲ掩フコト能ハサルナ

リケリ、殊ニ仏蘭西ノ人ハ二国ノ軍勢都合八拾艘ニ

シメ、^(テカ)勇力絶倫ナリシカ故ニ、軍ニ敗北シタリト唱

フ、然レトモ當時ノ大将タル「アドミラール」リユ

ススル」カ自ラ云シ所ニ据レハ、船隻ハ五拾艘ニハ

及ハスト云ヒ、又仏蘭西ノ史氏ノ記スル所ニ据レハ、

其船四拾五艘ニ過キスト書載タリ、之ヲ要スルニ、

兩國ノ兵勢ノ勇猛ヲ誇称セス、又仏蘭西ノ兵力ヲ蔑

如スルコトナク、平心ニ之ヲ考フルニ、兩國ノ総勢

尽ク力ヲ戮シテ仏蘭西ヲ破ルニハ非ス、其内ノ小勢

ニ撃タレテ此ク敗績シタルコト明カナリ、何トナレ

ノ船些子許ト涅埵児蘭土ノ船モ亦些子許ト、纔ニ相合シテ敵ヲ撃ツコトヲ得タルノミ、若シ天風便ヲ仮シテ総軍相合シテ之ヲ掩撃スルアラシメハ、敵船恐クハ一艘モ遺サス燬焼シ尽サル、コトアランカ、

清国征伐之功成シ路ヲ琉球ヘ知ラセニ成リシ由聞ヒシ故、写シモライ置候、大合戦之次第、委細之訳ハ有之間敷哉ト承合候得共、不相渡由ニハ本文ニ有之候、喀什噶爾ハ西域ノ地ニテ、当分清国之内之新疆ニテハ西域ヲ伐ノ開カレ候由ニテ、殊外疆域広大ニ相成居候由、

恩詔写

喀什噶爾

西域聞見録ヲ見ルニ、此国ハ乾隆二十三年ニ清ニ服従スト云ヘリ、聞見録ハ乾隆四十二年ノ著述也、

奉

天承運

皇帝詔曰、朕誕膺

景祚寅紹丕基、勅命於惟時惟幾、迪

光於無荒無怠、惟期垓埏訖暨遐邇謐清、昭久安長治之

麻、臻累洽重熙之盛、鴻勳既集、慶典宜申、張格

爾者、頑梗兇渠、逋逃遺孽、昔

高廟蕩平、伊始未忍淨其根株、維国家休養、歷年、綏

未加之搜捕、凶殘有種已邀寬大之恩、苞孽空存、

敢外生成之化、而乃妄生逆焰、狡起戎心、肆厥披

猖、遂擾莎車之四鎮、變由倉卒、且困疏勒之孤軍、

特遣元戎、恭行

天討、銅符飛遞、爰蒐健銳之師、桐鼓交鳴、並發索倫

之旅、飛黃合隊、軍令嚴申、太白懸旂、材官率職、

当大兵之未集、敵壘先摧、逮精騎之方攻、重圍立

潰、兼之番酋效順、伯克輸忱、奮借作以前驅、矢

同仇而敵愾、遂以四城克復、三捷全取、進圍瓦特

之莊、直搗河凶之穴、屢攻屢下、象直等於剝虜、

弥入弥深、寇已窮於游釜、策善善後、且撫且攻、

兵貴乘虛、以防以捕、時值歲除既屆、元日初臨、

家伝爆竹之春声、地声〔響力〕都曇之臘鼓、飛蛾投火自踏

危機、妖鳥失林仍掃密網、在彼欲収余燼、具有深

謀、誰知、軫戰爭光〔先力〕、已不旋踵、六師共奮、真堪

鉅鹿頽沙、万隊齊呼、務期樓蘭对簿、至困不能鬪、

先零之氣已衰、而窮且仍追、南越之纓遂繫、是役

也、始自丙戌之夏迄乎戊子之春、雖地極辺陲、興

師实逾万里、而功成神速、載事甫閱兩年、挽芻粟

以常充、士皆夙飽、蠲賦租而屢詔、民不知勞、余

一人宵旰单心、諸將士馳驅用命、仰賴

上蒼眷佑、

列聖貽謀、迅奏膚功、績成戎績、威揚沙漠、

十全之

駿烈光昭、喜洽寰区、九塞之烽煙戡靖、乃申報於

園丘・

方沢、祇告於

聖祖・

神宗、礼展

橋山、望崇嶽瀆、行受俘之典、拳飲至之儀、鐫碑鉄蓋

之山、紀績紫光之閣、第勲懋賞、錫爵酬庸、凡武

功遠震於遐方、皆

慈福溥敷於闔寓、同申忭悃、敬上

徽称、謹告

天

地・

宗廟・

社稷、於道光八年十一月初八日、率王公・文武群臣、

恭捧

冊

宝、加上

聖母恭慈康予皇太后徽号、曰

恭慈康予安成皇太后、

安貞協吉、敦仁錫厚載之休、

成裕延釐、順德垂永綏之慶、用光大典特沛恩施、所有

應行事宜、開列於後、

一五嶽四瀆、應遣官致祭、著照例奉行、

一歷代帝王陵寢、應遣官致祭、著照例奉行、

一先師孔子闕里、應遣官致祭、著照例奉行、

一凡嶽鎮海瀆廟宇及歷代帝王陵寢、該督撫查看有

應行修葺者、動項報銷、

一 內外文武大小各官、俱著照現在職銜給與封贈、

一 軍營自將軍・參贊至將弁等、其勞績懋、著者、(マ、ウ)

所有革職降留處分、概予開復、其無出衆勞績而
曾身經戰陣、所有降級留任處分、亦著加恩寬免、

一 國子監貢・監生及各學教習、俱免監期一月、

一 在京滿洲・蒙古・漢軍馬步・兵丁、但著加恩賞
給一月錢糧、(俱九)

一 京城巡捕三營兵丁、著加恩賞給一月錢糧、

一 大兵所過州縣、除侵盜錢糧及貽誤軍需外、一切

降罰處分、事在恩詔以前者、概從寬免、

一 喀什噶爾軍營前後所調各處馬步・兵丁、借丈行(支九)

裝銀兩、例應於餉銀內分扣還項者、著加恩展限

三年、

一 滿州兵丁披甲、隨征効力、被傷不能披甲、及年

老有疾退間者、俱加賞賚、

一 傷病回營兵丁、不能充伍者、該管將弁查明、本

家如有子弟・至戚、可以教練差操、即令頂食名

糧、免致失所、

一 在京刑部及各直省軍流以下人犯、並著加恩、概

予減等發落、

一 凡流徒人犯、在流徒處所身故、其妻子情願回籍
者、該地方官報明該部、准其各回原籍、(流徒九)

一 滿洲兵跟役脫逃、如無偷竊軍械・馬匹等項情事、

著照乾隆年間寬免余丁成案、交部一体覈擬發遣、

一 各省要路橋梁間有損壞者、地方官查勘應修之處、
詳報督撫奏明修理、

一 各所養濟院、所有鰥寡孤獨及殘廢無告之人、有

司留心、以時養贍、毋致失所、

於戲錫極斂平康之福、合九有以揚

徽、緝照(昭九)著定之功、奉三無而覃沢、布告天下、咸使

聞知、

道光八年十一月初九日

舶砲新編卷一

總旨

火藥

消石 炭 磺黃

火藥焚熱シテ元質分離ス、

各果能力 各味分量 火藥製方

藥樽藥櫃 船用火藥ノ量

藥室 藥囊蓄儲 火藥護方

火藥運送

卷二之上

銃砲

銃砲區別 舶砲定數 葛農

喀爾論 模爾底 訶烏微 釐合

葛農銃孔長短 葛農銃身厚薄

葛農諸部及寸法 青銅製葛農

喀爾論製造之理及寸法

卷二之下

銃砲

模爾底寸法 訶烏微寸法

銃砲記章 銃砲重 陸用砲

鑄砲料 鑄砲方 銃砲収庫方

檢查銃砲方 舶中護砲方 通論

卷三之上

銃車篇

總論 葛農車 喀爾論車

模爾底架 ダヲトイヒス」

ドンドルビユス」之半頭

葛農車寸法 葛農車俯仰說

葛農車修補考說 シヤツプマン之葛農車

昆業列之葛農車 マルシヤル之葛農車

葛農車載訶烏微

卷三之下

銃車篇

喀爾論車寸法 昆業列之喀爾論車

模爾底架寸法 ダライイビユス之半頭

撰材鉄方 銃車収庫方 檢查銃車方

銃車補理之備 陸用銃車

卷四

彈子篇

實彈專論大鉄彈

小鉄彈 鉛彈

鉄棍弾 ボムメン 柘榴彈 穀彈

電彈 葛葡萄彈 陸用彈 通論

此書、浦賀与力中島清司ト申人ヨリ聞書仕、且ツ同所詰通事堀辰之助ヨリ、或人聞書イタシ候書ヲ合一仕候モノナリ、

米里幹船浦賀へ渡来ノ記

此書ハ黒江綱介ヨリ遣ス所也、

北亜墨利加バチトンネウヨルク

或ハ「ケントン」ノ船トモ云フ、儒謹按ニ、

「バチトン」ハ北亜墨利加「カロリナ」ノ内ノ

地ニシテ、「ネウヨルク」ノ地名ニアラス、然

ハ「ネウヨルク」ハ誤ナルヘシ、「バチトンカ

ロリナ」ナルベシ、「ケレトン」ハ charleston

ノ促呼、南「カロリナ」ノ内ニアリ、「バチト

ン」ハ原語 bothtonh ナリ、

ノ軍艦二隻弘化三丙午閏五月廿七日^(マ) 相州浦賀
野比沖壱里許之處へ着船ノ記

大艦ノ名「コロンビユス」或曰「ダライイトン」、孰カ是ナルヲ知ラス、長四拾二間半、幅九間二分、深サ六間八分、中檣二百尺余、舳檣二百尺、艫檣百七十尺余、大砲八十三門ヲ艦ノ両側三段ニ備フ、下ヨリ一二段十五門ツ、三段目十一門・十二門、左右不同アリ、小銃八百挺、劍短筒壱人一挺ツ、乗組八百人、和蘭人一人、将官「エームスビツテレ^(ツ)」、齡七拾歳、副将「チャールスフランセンス」齡三十歳、士五十人、士役三人、医者三人、部屋守二人、水夫頭一人、酒食役四人、石火矢掛二十人、大工四人、帆縫師四人、桶師一人、髮剃一人、仕立師一人、画師一人、沓師一人、音楽方八人、兵卒八十人、鍛冶一人、残人数水夫、小艦之名「ウインセンス」、長さ二十間一分、幅五間九分、深四間四分、中檣百五十二尺余、舳檣百四十二尺、艫檣百三十六尺余、左右一行二大砲二十四門ヲ備フ、小銃二百挺、劍短筒每人一挺ツ、二百挺、将官姓名「ハイレムポール」

齡四十六歲、副將一人或ハ日副將ニハナラス、士二十五人、士

役五人、医者二人、部屋守二人、水夫頭一人、石火

矢掛十五人、酒食役四人、大工三人、帆縫師一人、

和蘭人一人、南京人六人或ハ日三人、殘人數水夫、都合

二百人、右二艘ノ船外ニ類船ナク、本国ハ昨巳四月

北アメリカ曆六月四日出帆、唐国広東同曆十一月二十九日月五日着

当午四月三日出帆、ニンボ唐音へ三十一日滞留、夫

ヨリ閏五月二十七日当表へ着之由、同二十八日之朝、

横文字願書一通・和解同意通指出申候、横文字文ハ

「アメリカ」語ニテ通曉シカタク、和解文モ字形ハ

宜敷御座候得トモ、語意一向不通ヨシ、艦中日本語

稽古イタシ候人有之候テ、字形ハ出来候へトモ文句

綴立候へハ相分ラス、「カヒタン」部屋ノ前入口ニ

部屋守二人、常ニ劍銃ヲ提ケ守衛イタシ居候、総体

之武備ハ兩船トモニ去々年長崎へ来リシ和蘭使節船

ト同シ、大船将官「ビツテレ」ハ元来大船ノ大将代カニ

ハ無之処、大将其広東へ参リ病氣有之候故、此人伐

リニ大将ヲ撰シ参候旨、船中乗組之清人左之文字認

メ日本人へ与フ、

大清国花其国日本国

我到日本好去不好去貨

右二艘乗組兵士・水手、何レモ屈竟ノ骨柄ニテ、二

十歳ヨリ四拾歳迄ノ人物ヲ扱ビ、一人モ不用立者無

之候、小艦将官或日ノ話シニ、仏蘭西船ハ当四月比、

琉球へ参候様子ニテ広東ニテ話シ承候旨、マ、マ、当五月

公儀ヨリ被渡交易御免無之、出帆可致旨之処、六日

風アシク逗留、七日之朝開帆仕候、四五日之比ニヤ、

本船ヨリ小舸ヲ下シ亜墨利加人三兩輩打乘、何角申

上度存意ニヤ、小舸ヲ漕出シ、浦人奉行支配ノ船へ

参候積ニテ川越侯番船へ漕寄候処、其舟ニ乗居申候

侍殊之外早マリ候ヤ、既ニ刀ヲ抜カケ候へハ異人驚

キ退去候由、右ニ付、本船ニテモ何カ騒々敷用意イ

タシ候様子故、浦賀役人取鎮方心配イタシ候旨、巷

説有之由御座候、

異国船渡来ニ付御固人衆

三崎村 大久保加賀守殿忠愍 五百余人

松輪村 同 三百余人

津久井村 松平大和守殿齊典 五百余人

長沢村 大久保加賀守殿 五百余人

鶴崎平根山 浦賀奉行 大久保因幡守殿
(忠豐)
一柳市太郎殿 (忠方)

平根山 米倉丹後守殿 三百余人
(昌秀)

同灯明堂 保科能登守殿 五百余人
(正五)

野比村 大久保加賀守殿 三百余人

栗野村 酒井安芸守殿 三百余人
(忠嗣)

海一固 松平下総守殿 二千五百余人
(忠國)

旗山 松平大和守殿 一千五百余人

観音崎 同 一千余人

大津浦 同 同

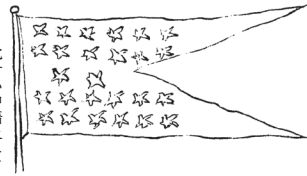
此外、海上四方、千石以上之大船十七艘、外二小

船七八百艘、乗組人数浦賀奉行・与力・同心其外

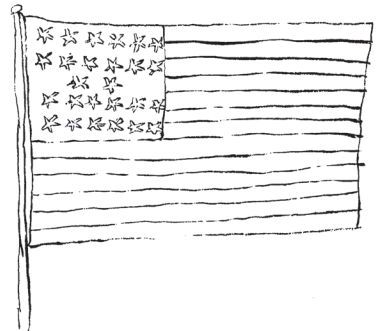
加勢人衆六千人、海陸都合一万五六千人ト相見へ

申候、

〔北亜墨利加カ〕
北亜仏利加「バチトン」旗号



此号ハ中櫓上ニアリ、



〔松平齊典〕
亜墨利加船将官川越侯同船ニ来リ騷働之記

弘化三年丙午(此年号ナ) 閏五月廿七日、(騷働カ)
〔衆脱カ〕
国願書ニ此字ヲ用ユ、(ルヘシ) 国字ヨリ軍船浦賀表野比浜一里程

冲へ来着、交易願書指出シ、清国ニテハ既ニ交易之

通御免有之候故、最早国朝へ右国願指出シ之外他用

無御座候、何卒同様交易御免御座候様致度旨、然処

六月五日比幕府ヨリ御達シニハ、吾国ハ古来ヨリ通

商致来候国之外交易無之、早々出帆イタスベク旨、

幾度来リ願トモ同シ事ナリト被仰渡有之旨、
〔衆脱カ〕
亜墨里

加船將へ御達シ有之候処、船將「ヤーメスビドレ」
 歳七十余ニテ至テ剛悍屈強之人物ニテ、平生国中此
 人アリト申様之氣象ニテ、此人ヲ蔑如ニイタシ候故、
 願不相叶旨御達有之候ハ、若シクハ忿怒シ兵争ト
 ヲ始メ申ヘキカモアラストテ、兼テ千石以上ノ船江
 戸湊内へ荷物積入參候ヲ十七艘御雇物ニ相成、川
 越〔忍向候カ〕・恩〔忍向候カ〕両候ノ人数ヲ乗セ、幕打マハシ御家々ノ船
 印・纏・鎗ナト立ナラベ、士ハ皆小具足ニテ身ヲカ
 タム、扱右之船ニテ順々ニ番船ノ外手ヲ固メ、其第
 一番之所へハ浦賀奉行ヨリノ使、野装束ニテ右御達
 書持參、異船へ乗移リ、以〔通詞カ〕通詞文意為致承知上ハ、
 御請書相認メ、右十七艘ノ頭ニ居候奉行ノ船へ大将
 分之者持參可致旨申置候、浦賀奉行ヨリノ使ハ罷帰
 リ候へトモ、其節同心某ハ画図方ニテ、異船ノ図写
 取之為殘シ置候、暫時有之、御請書相認、大将「ド
 ビレ」自分持參ノ積ニテ小船ヲ卸テ夫ニ打乗シ処ニ、
 徘徊イタシ間違ノ様子ニテ、川越候ノ固ノ大船小笠
 原某ト中人ノ乗タル船へ漕ヨセ、其船へ乗入ラント
 セシガ、奉行ノ船ヨリモ間違ニテ川越候ノ固ノ船へ

乗候テ、武備ノ客子〔客子カ〕モ、窮見、都合不宜トテ急ニ小
 船ヲ引戻サセント急カシテ漕出候間、大将「トビ
 レ」ハ無理ニ川越ノ船ニ乗入ラントセシヲ船中ノ人
 制シケレトモ、耳ニモ聞入サル客子ナレハ、乗合候
 士立出向「トヒレ」止メ、或ハ刀ヲ拔懸ケ已ニ切ラ
 ントセシ内、一人立向「トヒレ」ヲ強ク突キ飛シケ
 レバ、「トヒレ」ハ自分ノ小船ノ内へ突落サレ仰ム
 ケニ倒タリ、「トビレ」ハ怒氣衝衡シ、直ニ小船漕
 戻ス、異船ニテハ兼テ、日本カ様子カネテ武具ヲ藏
 シ不意ニ迫リテ戦ヲ始シモハカリカタシ、且大将ノ
 始終イカ、ト船中ヨリ望遠鏡ニテ眺メ候シカ、急ニ
 大将ノ突倒シヲ見ルヤ、況ヤ急ニ大砲ヲ打手第三層
 ノ炮ノ方へ遣シ備、相図次第数拾人ヲ打立ント構居
 タリ、「トビレ」ハ元船へ帰り、第二層ノ炮口〔マム〕
 丸ヲ入込メサセ、己ヲ突卸シタル船ヲ焼〔マム〕打ニセン
 トヒシメク内、浦賀奉行ノ使者ニ三人參リ、其方間
 違ニテ他船へ參タリシ故、不慮ノ事出来タレト、何
 分大将タル貴キ人ヲ、カクアラ／＼シク取扱ヒ候事
 ハ幾重ニモ赦免アレガシト丁寧ニ詫ケレトモ、「ト

ビレ」ハ不承引、目前ニ拾七艘ノ船焼打ニセンカ、
將タ此度ハ本国ニ恥ヲシノビテカヘリ、新ニ兵ヲ舉
テ日本ヲ討タンカ望次第ナリト訴リ、且日本ニテハ、
異船ハ浦賀ヨリ中へ入ル事ハナラストモ申セトモ、
我若シ乘入タラハ何ノ策カ防禦スルナト口ニ信セテ
罵リテ、和好ノ事耳ニモ入聞サリシカバ、浦賀ノ使
モ口借シク思ヒ、ヲモヒ切タル氣シキニテ立帰ラン
トセシニ、異船通詞南京人使者ヲ抱キ留メ、大将ヲ
モ兔〔角脱カ〕ニナタメタリシカ、大将申ケルハ、異国ノ貴人
ヲ無礼セシハ、日本ニテハ其人ヲ罪スルヤ罪セサル
ヤト聞ク、使者首ヲ切ル真似シテ見セシカハ、大将
少シ心解サルケシキナリシニ、又免々申ナダメ、且
大将ハ器物ニ好シキ本邦ノ漆器〔マ〕件贈リ賜ハラハ、
イヨ〔マ〕怒氣〔マ〕ナント申セシカハ、使者モ憤怒ノ胸
ヲコラヘ、右之事婦リテ奉行へ訴へ、則被下モノ、
外ニ、二朱金一袋・漆器數品ヲ贈リ〔マ〕リケレハ、大
將心初テ解テ初ノ請書ヲ捧ケ、七日ノ日浦賀ヲ出帆
シタリケル、浦賀ノ使者ハ浦賀奉行与力筆頭中馬清
司トテ、都テ浦賀奉行ノ事ヲ官轄〔管轄カ〕シ、専ラ政務ニ參

スル人ニテ勇略モスクレタル人物ナリ、
右〔マ〕筆口親談奉希候ハ、
〔マ〕

〔第那瑪爾加カ〕
第那〔マ〕爾加〔マ〕ヨリ差出シ候横文字和解

デネマルカ国〔マ〕州〔マ〕之内王ノカラテヤト申軍船ニテ、地
理ヲ精密ニ相学候為ニ地球ヲ周リ申候、就テハ江戸
湊へモ罷越度奉存候、尤、両三日之中帰帆可仕候、

曆数一千八百四拾六年八月二十日

ステーンビルレ

第那〔マ〕爾加船浦賀へ渡来ノ一件中島父子話シ

六月廿八日〔マ〕是又弘化三年ノ夜九ツ時分、異国船渡来ノ

旨注進有之、暁六ツ時漸ナガラ仕舞出来、中島清司

男〔三郎助カ、水胤〕三百介、一番船ニテ異船へ乗付申候、然処異国人

モ出向ヒ相互ニ礼拜イタシ候ハ、此方ヨリ一通ノ礼

イタシ候処、向ヨリハ深ク礼儀イタシ候間、不思議

ニ思ヒ居申候、然ル処時第那〔マ〕爾加人、一小舟ヲ出

シ見セ候処、本邦三人相互ニ礼ヲイイタシ居候〔圖カ〕閣有

之、大ニ驚キ些下赤面イタシ候〔マ〕後者深ク礼儀〔マ〕申

候、外ニモ富士山之閣有之候処、少モ富士ニ違ハス、
 迎モ日本人ノ相及モノニテ無之、イマダケ様ノ閣ハ
 目触不申、始テ一見イタシ候、長崎ノ図モ有之候処、
 第那 爾加人指ヲ以テ図面ヲ指シ、ナカサキくト
 申教候、其外ニモ本邦ノ図有之候由候、左候テ、菓
 子・酒ノ類ヲ出シ馳走イタシ候、シカルニ此節当表
 へ渡来ハ同様ノ儀ニテ来候ヤ相糺申候処、何ノ子細
 モ無之、差図出帆イタシ候処、風アシク当表へ参り
 候趣申出候、実ハ〔測量方〕側量ト相見得申候、第那 爾加人
 申候ハ、先達テ垂墨利加船当表へ参り候処、今ニ滞
 船イタシ候哉相尋候ニ付、最早出帆イタシ候旨返答
 イタシ候処、左候ハ、米里〔マヰリ〕滞船之所へ船繋り仕度
 申事故、其通決断仕居申候、然ル処浦賀船跡ヨリ来
 り候処、組ノ者ハ一人モ本船へ乗移ラセ不申、只三
 百介ト通事堀辰之助・同心国沢〔クニヅメ〕次郎三人乗居申候
 ノミ御座候、然ル時第那 爾加人申候ハ、米里幹滞
 船ノ処へハ至ラス、是ヨリ早々本国へ帰帆イタスベ
 キトノ旨申、大砲三発相放シ申候処、近辺ノ漁船等
 ハ相恐、皆々逃去申候、三百介抔モ其漁舟ニ乗り移

リ、罷帰度折角相招キ候得トモ、跡越ヲモ見ス早々
 逃去候、夫故第那 爾加人之小舟ヲ以テ〔ママ〕へ卸シ
 呉候趣申候ヘトモ、一向卸シ候気色モ無之候間三人
 申談、海中へ飛入游キ候モノカ、又ハ第那 爾加人
 迄至り候モノカ、二条ニ決断イタシ居候処、六番船
 大砲ヲ発シ候事モ不知、跡ヨリ乗付候故、其舟ニ乗
 リ罷帰り候、舟中武備ハ大抵〔大抵方〕垂墨利加船ニ異ラス、
 只馬式正居候ノミ御座候、日本ノ小間下駄細工仕居
 申候由、誠ニ立派ニ出来、少モ日本製ニ異ナルコト
 ナク感心ノ至ニ御座候ト直話承申候、

第那 爾加人ト中島三百介劍術仕相〔仕合方〕イタシ候話
 シ

三百介事、第那 爾加舟へ乗ウツリ、上段ヨリ中段
 へ至り候処、士官之者トモ相見得ス、船方類ノ者ト
 相見得候者三百介へ向ヒ、木刀様ノモノヲ持、三百
 介帯候太刀ヲ出シ候様手様イタシ候間、得ト何ノ考
 モ無之、鞘ナカラ引抜き差出シ申候処、第那 爾加
 人右木刀ヲ以テ、上ヨリ刀ノ鞘ヲ暗ニ一打候ニ付、

別段風説(書脫カ)

和蘭国

早々引取申候、然ル処身自持候木刀ヲ三百介ニアタへ、又別ノ木刀ヲ取り持チ、一本仕度趣手様イタシ候故、無抛立合候処、第那 爾加人ハセヒガンニ取申候、勿論三百介モ一刀流ニテ相互ニセイガンニテ仕様イタシ候処、初メ三本程統ケ向フノ腕ヲウチ、其後ハ余リ強ク打候テモ如何ト存、只打候太刀ヲ凌候事仕居申候処、第那 爾加人面色赤ク相成、手ノ

挙ヲ目当ツキ込ミ来リ候ヲ木刀ヲ以テマキ落シ、些立腹ノ模様相見得申候テ、夫ヨリ手ヲ振り頭ヲ振り候処、彼ノ異人モ合点イタシ取止ム、其後ウチ合ハイタサス候由、三百介手ノ挙ニ少ノ疵アリ、先ツ是ノミニテ面部へ疵ヲ付ラレ不申、而大ニ仕合之至、万一面部杯へ疵ヲ付ケラレ候ハ、自身ノ面目ハ申スニ不及、国家ノ恥辱相成可申之処、右之仕合ニテ多幸至極ニ御座候、士官ノ者ニ至リ候ハ、ケ様ニ容易十分ニ仕遂ケ候事ハ申間敷奉存候ニ付、三百介直咄ニ御座候、

一和蘭王国、当年茂連々国中静謐、諸国と和親し、商法航海之儀ハ弥致繁昌候、

一千八百五十五年去卯年の初、和蘭国と亞墨利加合衆国

と条約取極、和蘭所屬緊要之港々ニ彼国のコンシユ

ル官名を置候儀取極申候、

(石乙)一后同様の条約、仏蘭西国及ベルギー国共取究申候、

一千八百五十五年第六月去卯年五月比の末、和蘭国王の嫡

子オランエーのプリンス名地地中海ニ向ケ出船、カテ

イキスホルトカル国の地名并マルタ名地に來り、其末第十月廿三

日去卯年九月十三日、和蘭国に帰着致し候、

一同人儀、此行程中に姓名を嚴敷隠ニ罷在候、

一千八百五十五年の末、ホルトカル国王和蘭国ニ參り、

結構の府街を巡見致候、

和蘭領印度ノ属地

一第五月廿日去卯年四月二日、咬啗吧に和蘭領印度の惣督ケ

フバヒット到着いたし候、

一前の惣督「トイマルファンテイウキスト」儀、同月

廿二日去卯年四月七日、和蘭領印度の諸用新惣督に引渡候上、同廿二日去卯年四月十一日前惣督并其妻室一同、和蘭船頭フイス名人ロツトルダム号船に乗船、本国ニ向ケ出帆いたし候、

一 前惣督并其妻室、第九月朔日去卯年七月七日より第十月廿六日去卯年九月十六日迄モリツク島遍歴いたし候、

一 奉行所のセケレタール名官アプリンス名人儀、国王の命ニ依、和蘭領印度のラト名官被申付候、

一 千八百五十年第六月四日去卯年四月廿日、瓜哇ジャワの室クーブロー名人第五世致死去候、其バンケラン・アドヒ兄弟脱カ

パテイマ名ンクローブロー名人儀、第七月五日去卯年五月廿六日跡職ニ登り、其段吹聴有之候、

一 当年瓜哇其外屬地中の人民、壮健の様体所希候、尤コレラ病マチン名麻疹并疫病専流行いたし候外、アンポイナ

地其辺の諸島ニ於て疱瘡流布し、死去多有之候、

一 昨年別段風説申上候末、就中烈敷異変有之、千八百五十五年第七月去卯年五月六月比、ニルナーテ地名の地震ニ有之、

右ニ付、五万ギユル錢テン名の損亡有之候、且又第三月去卯年正月の初旬、コロートサンギール島の△火

山破裂カ破烈し、数多の国々殊ニ、タフカカン地名破壊いたし、死亡四千人有之由候、

一 和蘭海軍、印度海辺海賊探索とて航海いたし候、

一 和蘭海軍、海賊を召捕、且又奴僕ニ落人居候者を其群より免し候儀出来申候、

一 右之外、和蘭領印度中物静ニ有之候、

一 昨年中、パレムバンク地名を不絶騷シカ之候一揆ラテイヤテイランアラム一揆自稱、終に和蘭政府に従伏いたし、

其地寧静相成申候、

一 昨年別段風説を以申上候通、イラワツテイ山名嶽名の傍に見出候石炭脈ハ、長サエゲレス里数ニ而十余里有之、其表面迄迄石炭沢山出産可有之候、

一 千八百五十五年の初去寅年の末より卯年初比、唐国におひて貌利太泥亞國の奉行脱カヤンボウリング名シヤム王とカ国有之商法筋取究申候、

一 カルキユツタ地名よりエケレス里数にて二百里相隔有之候ベルハンボリ地名に於テ、千八百五十五年の末一

揆起り、其土人より貌利太泥亞人数多殺害被致候、

右土人ハ、アルリーエポリ并ケイラリレ各地に三千

人程相集申候、

〔頭注〕「木ノ字右旁黒点本ノ通り」

一カルキユツタ地名より差出候欧羅巴の軍兵、一揆の張

本を降伏するの術計有之候、然るに其後一揆の騒

擾相止申候、千八百五十六年第三月当辰年正二月比、貌利

太泥亜領印度の北東に於て静謐ニ復申候、

一貌利太泥亜領印度辺、即シンガボン

カープデクーデホープ アウスタラリー

此辺物静ニ有之候、

〔幕末外國係文書〕より補
一アウスタラリー地名において金坑の利潤沢山有之候、

支那

一千八百五十五年第七月去卯年五月比、町家の模様先安穩

の体に有之候、広東に於てハ外國の安寧全ク先々之

通ニ相成申候、

一此國南方の騒乱治り候様相見得申候、右者全く徒党

の面々を逸ニ召捕、〔刑戮カ〕嚴敷列戒致し候、

一國中に相通來候河川は不要害ニ有之候、〔東諸カ〕東諸辺并ニ

ンコン〔近傍カ〕には啖咭剛并亜墨利軍船積〔頭カ〕ニ海賊征討致

〔七カ〕
候いへとも、未おびた、敷巢居いたし候、

一近比の風説ニ而ハ、上海安寧ニ有之、商売再繁昌い

たし候、一揆擾亂の折節、〔毀却カ〕毀脚致候府街一分も家居

建揃、トキーン地名并コイセン地名の商売數多其地に帰

住致候、

大貌利太泥亜并イールラント

一千八百五十五年第四月十六日去卯年二月三十日より同廿一日三月五

迄、仏朗西國帝并其妻室一同啖咭利國女王を訪、

滞在いたし候、

一同年第八月去卯年六月比、ホルトカル國王并オポルト地名の

ヘルトグ名爵、英吉利國に來るよし、猶同年十一月

去卯年九月比の末、サルテイニー國王同國ニ來申候、

一昨年別段風説ニ申上候バラクラール地名ハフエルナ地名

との海中ニ、テレカラフ相設候儀、既に四月廿四

日去卯年三月八日、首尾能成就いたし候、

一亜墨利加合衆國并アウスタラリー地名に移住の人数、

千八百五十五年去卯年中ハ千八百五十四年去々寅年よりハ

少ク相成申候、

一ベルギー國王、千八百五十六年の初秋〔頃カ〕去卯年より當辰年に至ル

一千八百五十五年十一月去卯年九月十月比、カルリストン党の一揆一度二庄伏いたし、其頭人共官軍の手ニ落入、被砲殺候、

一千八百五十五年去卯年、ヒリツペイン諸島マニラ地

所屬のホイリー港并シユアル港・サントーンカ港ハ交易の為相開、〔出入カ〕在入運上の役所を取立申候、

ポルトカル国

一千八百五十五年第九月去卯年七月八月比、リスサボン地名ニ於

て、第五世若年のホルトカル王ドンペトロ名人即位之儀式有之候、

一此国不相替平和二有之候、

一独国王即位の後、外国へ旅行有之候、

〔幕末外国関係文書〕より補
▽伊太利亚国△

一千八百五十五年第五月中去卯年三月四月比、火山フェシフイ

ユスの地中震動すへき徴有之、新二坑口八ヶ所出来、ラーフアー火坑より流出する一種ノ物是より流出て、八日の間長短数条の火川出来申候、

ギリークンラント国名

一此国不相替賊盜有之候由之風説御座候、

一千八百五十五年第十月去卯年八月九月比、政事向改革有之候、

都児格国

〔千八百五十五年の初頃去寅カ〕
一千八百年の西江去寅年未よ、一〔千八百五十五年の初頃去寅カ〕重細亜都児格内のフリユ

スサ府名地震の破懐いたし、石造の家屋は一軒も無恙

事不能、山々の岩石馳出、破壊の府中ニ落掛申候、

一亜細亜中破損の地ハ勿論、欧羅巴の東方に於ても地

震〔難決カ〕に難瑞いたし候、

一千八百五十五年第七月去卯年五月六月比、又々地震有之候、

一レゲントスカツプ都児格レケンテイリポリ地に於て、

千八百五十五年第七月去卯年五月六月比、一揆起り申候、パ

ガト官名都児格兵を将ひ一揆に行合候、接戦二日ニ及

ひ、都児格兵敗北いたし候ハ〔幕末外国関係文書〕より補▽或ハ打死或ハ△囚ニ

相成申候、

一都児格王、先度の風説二而ハ、テイリホリト地名の一

揆敗し候由ニ御座候、

一エゲイプテ地名に於てハ、オンドルコーニング官名の心

配にてインケニ巧カユール山川を開き或ハ石炭坑等の業を司るものの業、必用之

国々より其功の者を呼集め、紅海と地中海との間シ

ユエス峽を切通し、両海の通路を得候為、其業の用

意為致申候、

一和蘭政府より彼地に差越候インゲニユール訳前ニ有之の者、国々より来り候インゲニユールの最上席に被撰、エゲイブ地のオントルコーニンゲ名官より別段の達を請、印度海と歐羅巴海との通路を得へき此大事之業を重立取扱申候、

魯西亞国并都兎格国

一此両国并西方の国々と和談有之候儀、先肝要之申上事ニ御座候、

一当第三月三十日当辰年二月廿四日、バレイス仏朗西に於て、諸国人の眼前ニ而和談の書面調印有之、砲發を以國中ニ其儀相達申候、右取極の重立候旨趣ハ未タ表向不相達候ニ付、此事聊も相知不申候、

一先度之別段風説ニ申上候以後之儀、左ニ申上候儀ニ而相知レ可申候、セバステポルロシアの地の南手ハ、千八百五十五年第九月八日去卯年七月廿七日、同盟方より押領せられ候由ニ而御座候、

一先度の別段風説書ニ申上候通、千八百五十五年第四月去卯年二月三月比、同盟方の海軍新ニ東海并白海江向ケ出

船いたし、右両海の港を絶切申候、尤、於同所ハ格別事変候儀無御座候、

一東海のポターニー江二脱カ有之候フレイスタット名府ハ、空丸を以て相崩シ、且又スワーホルグ岩ハ、千八百五十五年〔幕末外国關係文書〕より補十二月去卯年十一月頃、同盟方之軍艦十六艘を以、空丸打掛申候、

一千八百五十五年△第十月去卯年八月比、彼両海の備を再び

引揚、同盟方海軍、追々啖咭喇国并仏朗西国江帰帆致候、

一魯西亞国の南方ハ接戦不絶有之候、一キリム地名の仏朗西軍将ケネラール名官カンロヘルト名、千八百五十五年去卯年半比病有之、ケネラール名官ヘリス名シール名と其儘交代致候、

一千八百五十五年第五月去卯年三月比、サルテイニー名の兵壹万五千人バラツクラファ地名に到着致し、数度の接戦ニ利を得申候、

一千八百五十五年第五月下旬去卯年四月中旬、同盟方差越候一手、ケルツ地名并イーニカール地名に至り候、此地ハ〔近寄カ〕同盟方を寄候節、魯西亞立退候而、右差越候蒸気船

焼打(いたしか)ハられ候、其節諸穀庫焼失(物脱カ)いたし、凡大砲百門

奪取候、此時魯西亜方破懷致候通、同盟方も魯西亜

蒸氣(軍艦カ)寧艦四艘・運送船二百四十艘討取、其後同盟方

海軍(アソフ海カ)アソフカニ備申候、右ニ付、此海辺ニ於て魯西

亜の商売損害せられ、魯西亜軍勢兼而其辺より取寄

来候食糧運送に妨を請け、今ニフレレコツプ(名地)の地

峽を経て漸く食物を調候様ニ而、甚以難渋之儀有之

候、

一 テキリム(名地)北東に当るゲニツツエ街も其則引続同盟

方より弾丸散発被致候、

一 其已来戦争無絶有之候、

一 千八百五十五年六月六日(去卯年四月廿二日)、仏朗西人ヤバ

スト(名地)ポルの弾丸散発を再ひ催し、第六月七日(去卯年四月廿三日)烈敷戦ひ候上ニ而、所謂青岬マメロン(名地)フユルト

名并カルフアート(名港)ハーフエンの両砦を押領致し、

啖咭喇人は此時他所ニ而敵營を討取り、同盟方の滅

亡此闘争中(三千カ)人有之候、右岬はフミコフトーレン(名塔)

の東方ニ当り、此塔(七カ)ハ七ハストホル(名峯)の取有之、同

月十八日(去卯年五月五日)、同盟方より劫襲致候へとも、魯

西亜人討散し申候、

一 千八百五十五年六月廿八日(去卯年五月十五日)、テキリム(名地)の

啖咭喇勢惣督ロルトカ格蘭(名人)病ニ而無程死去致し、

右代りとしてケネラール(名官)シンブソン(名)、千八百五

十五年(去卯年)末シルウコドリ(名)ンクト(名)と交代致し跡

職相動候、此時コレラ(名病)烈敷テキリム(名地)に流行致し、

サルテイニー勢ニ死亡多有之、啖咭喇及仏朗西勢の

死亡は夫程(迄カ)近ニ無之候、

一 第六月十八日(去卯年五月五日)、マラコフトーレン(名塔)に同盟方

無答(無答カ)の劫襲後、第七月十五日・十六日(去卯年六月三日)の夜、

魯西亜人烈敷逆寄致し候へとも、同盟方より討散し

申候、

一 第八月十六日(去卯年七月四日)、魯西亜人チエリナヤ(名地)同盟方

の要害を剛強の軍勢を以攻討候へとも、烈敷討散さ

れ、其節サルテイニー勢は威勢を顕し申候、第八月

十七日(去卯年七月七日)より同盟方は打続セバストホル(名地)の要

害を攻、第九月五日より八日迄(去卯年七月廿四日)度度(格別カ)

物勉強攻寄、終ニは第九月八日(去卯年七月廿七日)の昼、セバ

ストポルを打取申候、今攻口要害第一の場所、所謂

マラコフトーレン塔^名ハ勇猛防戦の後、仏朗西人より
押領被致候、

一 暎咭喇人ハ外屈竟の營に共功^(無カ)の攻をなし、残の者僅
砦を陥り加勢致し候、

一 魯西亜人マラコフ地の要害滅亡したるを見、直に火
薬の方便ニ因テ第一砦倉廩を可成丈破烈せしめ、街
に投火してセハストボル南方の地を全く引払候、港
内のソーニー船も委^(悉カ)く焼払候、初発黒海ニ備しソー
ニー船十九艘、フレガツト船十二艘、スクーネル船
并フリツキ船十艘、蒸気船三十艘、乗組惣勢貳万人
を以て組立たりしも、少も残りなき程に有之、斯て
魯西亜人は次第を立、無恙引退候、儀之僅の損亡有
之候、

一 同盟方の死亡壹万人、魯西亜人の死亡壹万二千人ニ
有之候、

一 都児格国のシユルタン^名官、其節デギリム^名地にある仏
朗西の惣督ニ、フェルトマールシカルク^名官の官名を
授け、二十万フランケン^名錢の役料相格^(与カ)申候、

一 魯西亜人より取囲たるに亜細亜^(小亜細亜カ)のカルス砦に於て、

千八百五十五年九月廿九日^{去卯年八月十九日}、都児格人の
烈敷逆寄にて、魯西亜方四千人、都児格方千人、此^(死守之候脱カ)
後魯西亜人は此砦を見留^(以前カ)より嚴敷取かこみ申候、

一 都児格人ハ、エリセリユム地名より来る援兵を憑被
致御互、魯西亜人右援兵を襲ひ候模様有之、其儀相
叶不申候、

一 無程カルス砦ニ於て食糧尽き、軍勢の内死亡夥敷、
千八百五十五年第廿八日^{十一月脱カ去卯年十月十九日}、衛兵魯西亜人ニ
降り候、

一 セバストボル^名地南方を討取候以来、魯西亜不絶北方
砦ニ於て防禦いたし、屢々同盟方ニ強勢の投火を侍^(仕掛カ)
掛申候、同盟方ハ我規陣營を築き、此放火手強防申
候、

一 セハストボルの内、討取候所二者全く同盟方ニ而平
らけ、船留場ハ破脚致候、

一 右之時間ニ、デドニーブル^名川於て同盟方海軍よりキ
ンピユルン街へ向け弾丸放発いたし、此街速ニ同盟
方ニ陥り申候、

一 千八百五十五年第一月^(五十六カ)去卯年十一月比よりオーステンレイ

キ国は、仏蘭西国・暎咭喇国相談し、東方争論平和取結候事ニ成り候様頼りニ勉強致し、此儀魯西亜国と談判をよひ申候、

一右ニ付、オーステンレイキ国より魯西亜国ニ差送候〔書面カ〕事別風説ニ而ハ左之通りニ有之候、

第一

魯西亜国は、諸候領〔諸侯カ〕デトナウ川〔名〕通守護差配引渡、其前之政事改正可致事、

第二

ヘスアラビー地〔名〕の一分引渡之事、

第三

黒海は不倚中立にして、此海渚ニ魯西亜の砦及ヒ武器所有間敷、何国軍艦たり共此辺ニ泛間敷事、尤デドナウ口にかきり、水上守の防として小軍艦の居所可有之事、

第四

テホルテ地〔名〕天主教の者一統守護之事、〔を互に脱カ〕

一西方勢、右箇条ニ、黒海の港ニコンシユル官〔名〕を差置候廉并ニ以後ともアルランツ諸島ニ要害構申間敷旨、

魯西亜国約諾付属致し候哉ニ無存候、〔被カ〕

一右ニ付、魯西亜国は一流の希望ニ応する儀ニ辞退之返答差越申候、

一右者、ヘスアラビー地〔名〕にて魯西亜領地分別の規定ニ〔抑シカ〕物之取極并西方勢の格別なる約条之廉を相背、其地の規定を黒海不倚中立等之廉ニは承諾致し、同盟方備を致居候土地引払候様希望有之候、魯西亜国は、砦カルス〔砦〕魯西亜勢相備居候土地差送返し可有之との儀ニ有之候、〔其外脱カ〕

一自然〔在併カ〕オーステンレイキ政府は此儀承諾不致、オーステンレイキ国より差越候通之存意、第一月十八日〔去〕年十二月十一日、魯西亜国ニ於て取用不申候、〔ハ、脱カ〕カラーフ官〔名〕エストルハセイ〔名〕人、シントヘートルス〔魯西亜国〕ピールク〔都府〕の都府を退去可致旨申立候、

一第一月十七日〔去卯年十〕二月十日、魯西亜国右之廉々定約なし〔く脱カ〕て納得せし旨告知いたし候、

一第二月一日〔去卯年十二〕月廿五日、談判書ウエーネ地〔名〕に於て名判致候、バレイスの都府〔名〕に於て平和談判取格致候為、〔可カ〕集會一致相格候、

一 第二月廿五日^{〔当辰年正月廿日〕}ハレイス^{〔都府西〕}に集会を開き候、此集会、魯西亜国・都兎格国・仏朗西国・暎咭喇国・サルデイニー国・オーステンレイキ国并ブルイス国も追而出会致候、

一 右二付、三月末比迄接戦事止ニ相成可申候、第二月廿八日^{〔当辰年正月廿三日〕}、右取格相成候右事止之儀、デキリム^{〔地名〕}に告知致し、此地ニ於て翌日同盟方惣督魯西亜ケネラル^{〔官名〕}ル名集会致、敵対猶予ニ成り候、

一 不取教^{〔敢カ〕}バレイス^{〔都府西〕}に於て、尋常ならざる儀式を以集会有之、既ニ初発申述通、引統第三月三十日^{〔当辰年二月廿四日〕}、和親の条約名判致候、

一 爰ニ尚一事を書越^{〔敢カ〕}致し筆を止り、右同盟方海軍一手、去年ベトロパウロウス^{〔地名〕}名へ無功の攻を致し候事、先度の別段風説江相見得候^{〔勉カ〕}半、千八百五十五年第五月^{〔前年三月〕}、又々右岩ニ至り候節、打捨有^{〔脱カ〕}之間見受、四月^{〔去卯年三月〕}の比、

亜墨利加州

一 カリフォルニー^{〔地名〕}名よりの告知、就中金坑ニ拘ヒ候事、至極宜敷有之趣ニ候、千八百五十五年^{〔去卯年〕}、カ

リフォルニー^{〔地名〕}地金属發明以來、一箇^{〔饒カ〕}の豊^{〔饒カ〕}暎年々有之候、メキシコ^{〔地名〕}名の告知ハ右様幸ニ無之、惣国大概一揆騒動有之候、

一 コスターソカー^{〔地名〕}に於て許多の石炭坑・金坑發明致し、右金坑之内一ヶ所は出産富饒ニ有之候、尤、銅坑は至極肝要ニ有之候、既良善の趣向を以て相發^{〔開カ〕}へ申候、

海軍

一 先度之告知を以ては、唐国并^{〔東印度カ〕}唐印度海備、歐羅巴海軍左之船々ニ有之候、

船名	旗記	筒数	船長の名
バルラコウタ	暎咭喇	六夜 ^{〔提カ〕}	フヨルステキユー
ビツトルス	同	十二丁	バーテ
コウリユス	同	十四丁	ルオンキンス
コロマンドル	同		ヲカララガン
ヘルキユレス	同		
ホルネット	同	十七丁	フウセイト
シントル	同		エルレスマストル
ナンキン	同		ホンステワルト

ビキユー	同	三十六丁	シルニコルソン
ラセホルセ	同	十四丁	ビユナルト
セイヒルレ	同	四十丁	小惣督エルリヲツト
ウキンセストル	同	五十丁	惣督格セクモウル
シハイルレ	同	五十丁	船将 ウイルソン
フィルキニ	同	五十丁	船将マイソンニユーフェ
トンヤースエールスト	ホルトガル二十丁		惣督格ギユーソン船将 小惣督ロラスフラス
ヨルゲユオル	イスハニヤ四丁		同官アクウキイルレ

一 唐国并東印度海備、和蘭海軍は左之通船々二有之候、

フリンスワレチリツキ	フレカツト	スハンヤールト	名人 船将
テルネートルランテン			
バラムバンク	同	ウヲウトルス	名人 同官
ホレアス	コルフエツト	ケルセン	名人 第一等 士官
フリンスウキルレム	タランスホルト	デヒイトル	同 同官
フレグレットキ			
デハーイ	ブリツキ	テケルトル	同 同官
ベイラテス	アトフイース	ケレイネ	名人 第一等 士官
レンバンク	ブリツキ	ファンナムメン	同 同官
セイルフ	同	ピラール	同 同官
サハルトラ	同	ムート	同 同官

船号 種類 船長の名

ハンダ	同	モツトルマン	同 同官
ランシール	同	ストルー	同 同官
ハタン	同	フウレン	同 第二等海 方士官
アンバン	同	フツンウエイケ	同 同官
エクモント	同	トハーメコウルト	同 第一等同
カノネールホート	ルイ	ヨルレク	名人 第二等海 方士官
メテユサ	ストームコ ルフエツト	ベクルホイス	同 船将次官
アムストルダム	スキツフ	デフリース	同 同官
ハダーフィヤ	同	ツァンセントル ファンレイン	同 同官
モンタラート	スクルーフ スクーネル	アンタラー	同 第一等海 方士官
フエシフィユス	スキツフ	ユーレン ペーキ	同 同官
エトナー	同	カラルキソン	同 同官
サマランク	同	ピンケス	同 同官
セレハス	同	テマン	同 同官
ホルネヲ	同	ストルト	同 同官
ランリユスト	同	アフラス	〔同 同官カ〕
シユリナーソ	同	テフリーセ	同 第二等海 方士官
アトミラール ア キンスベルゲン	同	フベンネカム	同 同官

一 唐国并東印度海備、此^(北カ)亞墨利加海軍は左之船々二有

之候、

船号 記旗 筒数 船長の名

レホント 重墨利加 十八丁 スミット名

右之通、和解差上申候、以上、

辰七月

通詞名前略ス、

井伊家新令 正本 種子島家書留より写

近世ノ物ニトシルベシ
井伊家新令

外ニ黒田嘉兵衛家之事
旧伝集ノ内ニ入ルベシ

〔名越時敏史料八〕四六頁文書「井伊家新令并御詠歌」に同じ、本文略〕

一新納忠元は大永六戊年ニ誕生、慶長十五年八拾三歳

ニ而死去被成候、秀吉当国江下向之節ハ大口之城ニ

被成御座候、天堂か尾ニ而対面御盃之時、細川幽斎(藤孝)

御前ニ罷居候而、おわひけをちんちろいとひねり

上てと被申懸候得ハ、不取敢も、鼻のあたりに鈴虫

そ鳴と答ける、又秀吉被申ニハ、弓を引かと被問候

処、主之義久思立候ハ、唯今ニ而も弓を引へしと

答けれハ、秀吉も感し、義久よき臣を持しと被仰候

と也、其節忠元へ胴服厚板之様ナル黒地ニ、肩の廻

りに獅子の織出シ幾ツも有之、軍扇ハ金地ニ菊絵有

之、龍伯公(義久)より名ヲ為舟と被仰付候、以前ニ拙斎と

言、朝鮮御渡海之時御見送りニ被捧し歌に、

あちきなや唐土までも後れしと

思ひし事も昔也けり

惟新公御返しニ、

もろこしや大和を懸て心のミ

通ふ思ひを深きとはしれ

忠元は 惟新公へ十の年増ニ而候よし、

一黒田嘉兵衛(頼清)は右馬頭殿之捨子也、其故ハ、典厩の女

ヲ町人の黒田六郎左衛門へ被下、彼之家ニて誕生故

黒田と名乗候、嘉兵衛武功多く候、陳羽織ニ

惟新公御筆ニ而、

迎もまいらハ清水ニ花の都を見おろして面白や

于今子孫江格護、紋所ニ猿桃食姿之よし、

ノ式百拾三枚

寺社奉行水野左近將監様江御家来塩谷甲蔵より

上書

一 〔直魁〕 井伊様ニ而討留相成候浪人共、懷中へ 〔徳川齊昭〕 水戸老公之御

自筆もの有之、今度之手当として金拾五兩遣候と有之由風説仕候得共、是は水戸老公を御悪く申者作り候言ニ而、決して信用不相成儀と奉存候、此度之事若老公御存ニ御座候得者、水戸家御安危ニ相掛り候訳者、三ツ子ニ而も分り候理ニ御座候、凡十七人之者共討死と覚悟可有之ハ勿論ニ候間、尸骸之内より右様之書付出候而者、主家之滅亡ニも至り候事者百も承知ニ可有之、就而者、証拠ニ相成候書付類懷中仕候事者、必定無之事と被存候、且又十七人之内者、八代洲河岸ニ而自殺之者式人、〔安毛〕脇坂様ニ而深手ニ而相果候もの壹人有之候処、其懷中より老公御手当金

之書付出候事ハ不及承、井伊様ニ而討留之尸骸之中而已有之と申候事、不審ニ御座候、老公之御書付を大切に存し肌身を不離位候者、銘々懷中可致事ニ御座候、且亦老公も書付を添て給り、後日之証拠ニ成程之事共、万々被成間敷筈ニ御座候、一体其場之傷死人総而檢使を不申受、直ニ屋敷江引取、其後懷中より書付出候杯申触候者、彦根役人重々不埒至極ニ御座候間、〔是等ハ九〕此処嚴敷御詮議可被為在儀と奉存候、

一 〔同志力〕 十七人之者共乱妨と者乍申、内八人尋常ニ自訴仕、同意之者之姓名迄申上、御大法を相破候程之者ニ而候間、其外水戸表ニ罷在候同志之者共、或者上より被申付候哉杯之御吟味者御無用之儀と奉存候、敷をせ、つて蛇を出すと世話ニ申候通、余計之御吟味有之時者水戸ニ残居候勇士忠臣之氣を動し、却而事を生し候様ニ茂相成可申、扱右之御仕置ニ至り候而者、尋常ニ自訴仕候廉を以、磔刑に可被行を獄門と申位ニ御慰を被為加、罪一等を被減、出格之御仁慈を被為示候様有之度奉存候事者、少々相違仕候得共、赤穂四十六人御預中一度も評定所御吟味無之、畢竟自

訴致し御大法を相破候者共ニ候得者、固より其事明

白ニ相分り候始末ニ付、御吟味不及故と奉恐察候、

切腹之節者、陪臣之切腹ニ者檢使不被為付御定法之

処、御直參同様ニ御徒目付被下候者不届と者乍申、

其主人に忠義を尽し候処を以、御定法に御斟酌付候

御儀と奉存候、晋之謝安か事を陶侃称美して、謝公

者法外之意を得たりと申候、総而法に拘泥致し候者、

凡俗之役人ニ御座候、〔法外之力〕法之外者心持を以、刑人之情

実を察し処置を付候処、誠に仁義を尽すと可申候、

此度之一件茂法外之心持を以御処置無之候而者、水

戸御一家而已ニ無之、天下之士氣を損し、終に御武

運損し候様ニ相成可申哉と奉存候、

一 去ル二月廿二日、水戸様より出奔御届出ニ、高橋多

一郎・林忠右衛門等外人数者三日之事ニも加り不申、

〔徳川慶篤〕当中納言様ニ者相背キ候得共、御国を厚く思候処ハ

忠憤之者共ニ可有之候間、召捕ニ相成、刑法ニ被行

候而者惜キ者共ニ御座候、外夷御氣遣最中之世之中、

右等之者共被為助、非常之節被相用候者拔群勇戦可

仕者共ニ御座候間、最早嚴敷御穿鑿者被為止候様有

之度奉存候、

一 〔慶喜〕橋様を御養君に被為遊候様有之度と企望仕候者、

外夷之事御心配之折柄、御年長ニ而御英明被為在候

御方様、何卒将軍家ニ御備り被遊候様有御座度と仰

望仕候、就而者、〔慶喜〕刑部卿様兼而聡明ニ而、御家門様

方之御中ニ而御年長ニも被為在候付、世上人望之帰

候事者七八年以前より之事ニ御座候、 当公方様御

養君被仰出候後、刑部卿様を御入れ申度と謀候もの

不届ニ御座候得共、其以前より企望仕候者ニおゐて

ハ、更ニ悪意ニ者無御座候と奉存候、〔松平慶水〕福井候ニ者、

〔正弘〕阿部伊勢守様御勤役中より、其事類ニ被仰上候由者

分明ニ御座候、然者 公辺江奉対、何茂御不忠之御

心底ニ者毛頭無御座と奉存候、人之不仁ナル、悪之

已甚、乱也、と聖語ニ有之通、不仁之人ニ而茂甚敷

是を惡ミ候時者、窮鼠却而猫を嚙之道理ニ而禍乱を

生し申候、まして不仁ニも無之ものを嚴敷取扱候時

者、禍乱を好て求候事ニ相成申候、〔徳川慶勝〕尾州前中納言様

御隠居被仰付、〔徳川茂徳〕摂津守様御本家御相統被仰付候節、

御対面ニ不及と被 仰出候杯者、乍恐御父子之被成

御定候御間を、台命を以御隔被成候様相聞へ、御

政体におゐて恐入候事と奉存候、依之一橋様御始、

水戸前中納言様・尾張中納言様・松平越前守様一同

御慎御免被仰出候様有御座度奉存候、

一家懸権現様者、上杉家浪人車丹波、上を覘候者二候而茂、

露頭之後一命御助ケ被成候而已二無之、乞食之頭二

被仰付候、是等者格別之御大量二而凡庸之所及二非

すと申候得共、火付・盜賊類之極悪人と違ひ、其主

人二者忠義二有之候者候得者、法外之意二而御手心

為有之儀と奉存候、扱水戸様御家来安島信立帯刀・茅根

伊予助、越前様御家来橋本細紀左内等八世上二称し候程

之者二而、其主人二者忠義二相違無之候間、御大法

二而御仕置被仰付候二も、御斟酌之御手心可被為在

儀と奉存候、然処帯刀者切腹被仰付候と申条、牢屋

二而非人首を打候由二御座候得者、打首同様之御刑

戮二相成候由、元来御仕置付者三御奉行様より御伺

二相成候上、御老中様より二三等も軽めに御差凶御

座候由承及申候、然処カ就而者帯刀等御仕置二限り、御奉

行様より御伺相成候上二、二三等宛も重めに御差凶

御座候由、右様私意を以御法を御枉被成候而者、人

心不服之筈二御座候、依之帯刀等始御仕置一件二付、

遠島・追放・押込等二相成候者者、二三等宛も御有

免相成候様有之度奉存候、

一今度之一件二付、御役人様方御用心被遊、御供を被

為増候儀、御無益之事と奉存候、専権第一之御方を

社目掛候儀二而、既二本望を達し候上ハ、何程狂妄

之者と申候而も、外御役人様へ対し乱妨に及候儀者

努々有之間敷、警者人を斬、留を刺、喉を突候上者、

手之脈所、腹の急処、足の脈処迄も留を刺候馬鹿者

決して無御座候、まして御役人様方之御中、少二而

も水戸より怨を御受被成候御覚不被為在御方様者、

猶更之儀二御座候、若御役人様方江不殘狼藉二及候

節者、公義を御恨申上候二当り申候間、水戸家之

安危二掛り候道理ハ的面二御座候、乍恐掃部頭様を

御怨申候事数多可有之、外御役人様方二者、努々御

氣遣不被為在儀と奉存候、

一掃部頭様御黜ケ被成候方者、板倉周防守様・大久保

右近将監様・鵜殿長鏡民部少輔様・土岐丹波守カ頼摂津守様・浅野

備前守様・佐々木信濃守様・木村敬藏様〔勝教〕・永井玄蕃〔尚志〕

頭様・岩瀬肥後守様〔忠義〕・川路左衛門尉様〔聖謨〕・黒川嘉兵衛〔雅歌〕

様等始、皆世間評判之宜敷御方々様ニ御座候、就中

板倉様ニ者御家政向御拔群ニ而、中国辺ニ而有志者

者御称美不仕者無御座候由、然処水戸様を御悪ミ被

成候より〔暖味力〕酸味之ケ条を以御退役被仰付、其外太田道

醇様御始、少し異論を御立被成候方者御黜ケ被成候

儀、乍恐御私意無之とハ被申間敷、御私意ニ而人を

御黜ケ被成候而者衆怨之集ル筈ニ御座候、

一掃部頭様御事、

禁廷を御軽蔑被成、天子之御舍弟様御始、近衛様

等大臣方、公方様より御位之重キ御方々を塵芥を

吹く如く御取除キ被成、右ニ付而者、一昨年刑戮〔采脱力〕

相成候五六十人之内、天下有名之学者も有之、一藩

ニ而忠臣と被呼候も有之、多くハ濫刑を蒙り申候、

依而天下有志之者に於てハ尽く齒を喰切り、憤怒罷

在候、水戸侍茂此所を第一二憤り、此度之事ニ及候

事情と相見得申候、凡

王朝之御盛之時者不申及、太平之御世ニ而右様罪人

之影敷出候事ハ 権現様以来無御座候、古語に、人

盛なれば天に勝、天定亦能人に勝と申候、掃部頭様

御盛之時ハ暴虐を縦に被成、人盛二天に勝〔シテ脱力〕之勢ニ御

座候処、有心之者何れ天定而人に勝之時可有之と

内々申居候処、此度ニ至り漸く天之勝か、りニ相成

申候、大分三日之事を承り、水戸之勇士快事を致し

候と喜ひ候もの余多有之候、右様怨恨之集り候者掃

部頭様御一人ニ止り候間、外御役人様方者努々御用

心ニ不及儀と奉存候、

一天保之時者、鄙賤之者御役人を怨ミ申候迄ニ御座候

間、御敗れ被成候時石擲〔逆力〕ニ止申候、此度之儀者有志

之士憤怒ニ不堪候間、刃傷ニ及申候、怨甚敷時者怒

ニ至ると申候者、此度之儀ニ御座候、然るに、此節

水戸表より御府内江御家中出候事者、殊之外六ヶ敷

被仰達候、彦根より武器・人数等出候事者、夥敷事

ニ御座候得共、一向御構無之候、如御偏頗之様ニ有

心志トモ者者存申候、大学に、之其所哀矜而辟焉、之其所

賤悪而辟焉と有之候通、水戸様之方ニハ、其賤悪す

る処へ於て辟するの御気味有之候、此度之事御処置

次第二而者、治乱之界とも可相成候間、公明正大無偏無頗之御沙汰ニ及候様、所仰望ニ御座候、以上、

右申上候内、道路之流言等相交へ、事実相違之儀も可有御座候得共、下情之処 御聴ニ奉達度 思召茂不相顧、乍恐言上仕候、以上、

公卿方存慮

〔貼紙朱書〕
〔公卿方存慮
糺合相濟否不分〕

〔「斉彬公史料 第三卷」六二号の「近衛左大臣忠熙」以下十一名の建言に同じ、本文略〕

浦上切支丹宗教徒取扱一件

以書状致啓達候、貴様方弥御堅固可被成御奉職珍重存候、然者長崎表近傍浦上村之者共、長崎居留外国教師共窃ニ勧誘せし様子ニ而、切支丹宗を信仰いたし、追々多人数および外暴戻之挙動不少、右者別紙始末書之趣ニ而委細御承知可被成、彼宗旨ニ迷候浦

上村宗民共其儘差置候而ハ民政紊乱し、是か為め外国之御交際ニも差響可申儀ニ付、事実不被得已、今般又々移住之御処置を被遊候義之処、英国公使、〔を初脱力〕最初ハ異論ニ候得共追々事情分解、終ニ御主意ニ服從いたし、夫々本国江其旨可申達段申立義ニ有之、畢竟宗門ニ差響候義ニ付、御地ニ於而も定而種々之評〔相起脱力〕説、日本之声聞を汚し可申も難計、深致心配候、就而ハ貴様方於而も其地ニ而、前件之旨被差含可然御尽身、政府之御主意弥貫徹いたし候様御取計可被成、右者時宜ニ依り仏蘭西之外諸州江被相達候様、新聞紙ニ而も布告いたし候而ハ如何哉、其辺も御勘考之上、是亦可然御取計可被成、依之別紙相添、此段申進候、以上、

十二月廿二日筆 外務大少丞

連名

公務弁理職

コント・デ・モンブラン殿

前田弘庵殿〔正名〕

日本国民之中、切支丹耶蘇教信仰之者処置振并各
国公使江談判始末左之通、

一長崎近傍浦上村之者共、外国教師之勸ニ迷ひ切支丹
教信仰いたし、男女惣計三千人余ニ至り追々不法之
所為ニおよび、遂ニ政府之命に背叛いたし打捨置兼
候間、明治二巳年十一月十九日西洋十二月廿二日、政府より
長崎県官員ニ命を下し、右切支丹宗ニ迷候人民をし
て、九州及ヒ中国辺等之内、或は藩々ニ之を分配せ
しめむとす、

一右長崎江下命之後、宗徒転移之前、偶然英国公使
ハークス同所ニ趣キ、右一件ニ付同所官員と之の接
概略左之通、

十二月二日・三日西洋一月三日四日、兩日応接、ハークスより、
宗民共住所を離れ所々江散乱せしめ候者、如何ニも
不便之事ニ付、見合呉候様申聞候間、決而左様之訳
ニハ無之、全教諭之為メ住所を移し候事ニ而、都而
穩便ニ取扱候旨相答候処、ハークス猶又申聞候ニハ、
兎ニ角東京ニ而談判相決候迄猶予いたし呉候様と之
義ニ有之、此方ニ而者政府之命故其求ニハ難応旨及

決答、同所ニ於而之の応接者右迄ニ而、ハークスニハ
其後同港退帆、同月十五日西洋一月十六日、横浜江帰着いた
し候、

一右処置振ニ付、我十二月六日西洋一月七日、各国公使江其
段書翰ヲ以申達候処、同十日西洋一月十一日前後、英・
仏・米・独乙四ヶ国公使より大同小異之書簡差出、
其趣意者、浦上村切支丹宗信仰之者共諸藩江引渡可
申旨、東京より下命之由ニ而、無罪之者切支丹宗徒
七百人余、遠境江差送方専ら用意有之趣、且差送之
日限等延引之義、長崎在留各国コンシユル等より願
出候得共、右も模通不申、遂ニ重大之事件(トカ)之相成候
間、全右御処置ハ苛酷と存候間、同僚集会之上可及
談判旨等云々申越候、右ニ付、夫々以返簡来示之趣
ハ承知いたし候、一体切支丹宗之儀ハ、我国従来嚴
禁之事ハ御承知之通ニ候処、昨年来各国公使と度々
文書之往復も有之、寛宥之処置可及旨御約束および
置候ニ付、右宗旨徒(之脱カ)ハ其儘郷里ニ差置、改心為致候
様手を尽し教諭を加候得共、却而我神社を侮辱し村
中不和之事等、種々国法ニ背キ候事件等不少ニ付、

此儘差置候而者民政難被行候ニ付嚴科ニ可所処(処所カ)、右

者寛典ニ処し可申旨、兼而書翰ヲ以申進候趣も有之候間、惣而是を廢し、只住所を移し而教諭いたし、

必良民ニ復度、右之趣(評議之上腕カ)長崎県江申遣し為取計候処、

貴翰之趣ニ而ハ、我政府ニ於而何等苛酷之所置を施し候様被申越、事實致相違歎息之至ニ候、我政府ニ

於而八十分心を用ひ、是ニ勝りたる寛宥之所置ハ無之候ニ付、右未夕委細ニ御了解不相成義と存候間、

御面悟之上詳ニ可申述候得共、不取敢(御報カ)御復およひ候

旨返書差遣し、同月十八日(西洋一月十九日)、三条右大臣閣

下其外外務卿ハ勿論、納言・參議右四ヶ国公使江対談左之通、

一 抑先年大坂表ニ而、各公使江約束之趣も有之切支丹

宗旨之徒処置振之義、苛酷之扱ハ決而無之、元々外

国交際を重んじ候より寛大之処置ニおよび候義ニ而、

右処置(行カ)ニ候及候訳者、切支丹宗信仰之者と其宗旨ニ

不入者との間ニ屢不和を生し、若打捨置候時ハ往々

争乱之基とも可相成勢ニ而何分難差置、就而ハ宗旨

之正邪を論し候訳ニ者無之、我用法ニ背キ候所置不

少候間、昨年以來宗徒を他村江移來候処、国内事務

多端ニ付一時之を廢絶し、然ルニ右宗徒益暴戾之挙

動有之、不得已今般再挙ニ及、住所を移して

度々教諭いたし申度、併我政府ニ而ハ格別寛大ニ処

置を施し候処、各公使等猶異論有之由故更ニ論談い

たし度、右論定いたし候迄ハ移し方可見合旨、長崎

江申遣候様(積カ)ニ有之段被申述候処、公使等左之通申出

候、

一 昨年中移民之御処置有之、其後廢絶いたし候間、此

儀ハ最早無之事と存候処、又々再挙ニおよび甚驚人

候、且婦女子迄同様追放いたし候者、第一罪之有無

をも不糾筋ニ而難得其意、此度之御所置ハ兼而之約

束ニ致相違候間、外国人共痛心不致程之御所置有之

度旨ニ付、此方論弁左之通り、

一 右建論之処、此方之主意をハ大ニ致齟齬、抑切支丹

宗之儀は日本之人情、たとへバ千人之内九百九十九

人(行カ)人迄ハ皆之を忌ミ嫌ひ、若此宗旨ニ入時ハ重キ刑

科ニ処し來候処、各国交際之上深心を用、兼而之約

束を固守し、格別寛大を以而典刑外之処置を施し候

処、異論ニ而ハ甚以愕然ニ而、切支丹宗之邪教なら

ざる段ハ疾心得居候得共、元来之規則も有之、死刑

ニも処し可申候得共、左候而ハ外国ニ対し懇親之意

ニ致齟齬候間、右ハ全ク外之処置ニ有之、宗旨信仰

いたし別段悪事無之候ハ、強而差構申間敷哉にも

候得共、^{〔奸力〕}奸民共種々之暴戾を企、終ニ束縛免れんか

ため彼宗旨を信するを名とし、右宗徒ニ加り潜伏い

たし候者共有之候ニ付、左候而者諸般之政令不被行、

不得已住居を移し教諭為致候外無之、右悪事と申ハ

其一二を申入候得者、盜等いたし其後切支丹宗徒ニ

加り居候間、是を召捕んとする時ハ宗徒共一同之を

拒ミ候事杯有之、或ハ其宗ニ入さる者ハ村中交際を

なさず用水杯を与へず、第一我 天皇陛下之祖宗

天照大神ハ、我日本国民上下之別なく承拜致し候所、

切支丹宗徒ニハ之を不拜而已ならず或ハ之を侮辱し、

是等ハ最以難打捨置事ニ付、前件之通り処置いたし

候より外無之旨等反復^{〔論弁力〕}論闘及び候処、至底^{〔到力〕}各国公使

ニハ疑慮氷解いたし、我政府之所置異論無之、尤之

旨被申聞、其段本國政府江夫々より書送致し候旨ニ

有之候、

一十二月廿日、西洋一月廿一日、長崎表より一便到来、

耶蘇宗民惣計式千八百拾人、我高知藩外拾八藩江転

移せしめ、右者いつれも飲食其他旅費等厚致手当^{〔遣候旨力〕}

間申越候ニ付、同日以書簡四ヶ國公使江右之趣報知

および置候事、

付言

其前ニモ度々内応接アリ、公使等内情ヲ陳テ曰、日

本ニ切支丹宗ヲ弘ムルヲ宜シカラストスルコトハ、

度々述ヘタマヘル趣ニテ能了解イタシ、各本國ヘモ

委曲申シ送ルヘシ、併シ本國ニ在ル衆人ハ日本ノ内

情ヲ知ラサレハ、何故ニ此切支丹正教ヲ左程嚴シク

禁セラル、ニヤ、イカニモ分ラヌ日本人ナリ、イツ

マテモ分ラヌモノナラハ、押付テモ分ラスルヨウニ

セネハナラヌナト暴論ヲ吐テ、其政府ニ迫ルモノ多

ケレハ、政府モ止ムヲ得ス衆民ノ多評ニ従フヘキコ

トニナリ至ルヘシ、コ、ニ至リテハ公使ノ力ニモ防

キ難シト云、実ニ我國ノ人彼國ノ情ヲ知ラサルト同、

一般彼モ亦我内情ハ知レス、然レトモ彼ヨリハ我ニ

来ツテ法ヲ弘メント云フ、我ハ我地ニ在テ之ヲ否ム

ナリ、彼ニ於テハ損益ナク、我ニ於テハ大ニ損アリ、此処ヲ外国ノ人モ能ク推察アルヘシ、彼国ノ宗旨日本ニ弘マラストモ彼国ヲ亡スニ至ラス、我國ニ（官脱之）此宗弘マルトキハ我政府即日ヨリ立行ス、続イテ外国交際モ成リ難シ、多年前ヨリ欧（羅カ）皿タバ諸州ニテ宗旨ノ戦争多ク、今ニ於テモヤハリ此事ニ付テハ衆心悖リ易キヲ以テ知ルベシ、其諸州ニテ二百余年モ生キナガラヘタル人モアラバ、我國方今ノ情ヲ親シク知ルベケレトモ、右ハ得ガタケレハ、歴史ニテ古今頑癖ノ深淺ヲ推察スルニ至ルベシ、此事ハ重大ニシテ、是ヨリ我政府ノ命スルノ教立サレハ、外国ノ交際モ破ル、カ不破ノ境ナレハ、十分尽力アツテ速ニ欧皿タバ諸州ニテ我政府并国民ノ情ニ従フノ周旋アランヲ望ム、

明治三年庚午正月念六日写之、

右之内、

銃薬三拾九斤三合七勺四才

但、扨切、

御城下守衛

一銃薬三百四拾三斤六合式勺

右之内、

銃薬九拾四斤七合壹勺式才

但、扨切、

祇園洲御台場

一銃薬式千八百五拾六斤七合三勺七才

右之内、

銃薬六百四斤七合五勺

但、扨捨り、

新波戸御台場

一銃薬六千式百六拾七斤九合七勺四才

右之内、

銃薬九百六拾四斤六合八勺七才

但、扨捨り、

白炮御台場

両御旗本

一銃薬五百三拾斤四合三勺七才

一 銃藥百三拾五斤

右 右老行、惣而返納、

弁天波戸御台場

一 銃藥四千六百拾八斤壹合五勺六才

右之内、

銃藥五百四拾三斤壹合六勺七才

但、打捨り、

大門口御台場

一 銃藥千四百八拾四斤八合五勺六才

右之内、

銃藥百四拾三斤貳合六勺九才

但、打捨り、

訓練場

一 銃藥貳千貳拾七斤六合八勺六才

右之内、

銃藥三百六斤四合六勺貳才

但、打捨り、

水軍隊

一 銃藥千三百貳拾八斤六合貳勺五才

右之内、

銃藥八拾三斤

但、打捨り、

一 銃藥貳百斤

右 右老行、野村彦兵衛方江相払、

一 銃藥三百九拾八斤

右 右老行、集成館江出入を以払出相成燃捨り、

一 銃藥貳百五拾四斤八合七勺五才

右 右老行、諸郷之人数江相渡候得共惣而返納、

一 銃藥五拾斤

右 右老行、御兵具所江樽入付ニ而差出候得共返納、

メ銃藥貳万五百拾七斤九合六勺六才

右之内、

銃藥三千三百九拾九斤四合壹勺六才

但、打捨り又者払切、

差引

壹万七千百拾八斤五合五勺

但、返本、

外二、

銃薬四百斤余

内、

三百斤余火薬庫ニ而燃捨り、

右、桜島詰所於御台場ニ相捨り、

一 上製銃薬拾四万八千斤余

一 中製右同四万五千七百斤余

一 右式行、当分御当地御在合斤数

只令也

以下亦戦争之折払すたり之由也、

一 四勿紙囊壹万七千貳拾叁

一 右同鉛玉壹万七千貳拾

一 八勿紙囊七千七百六拾叁

一 右同鉛玉七千七百六拾

一 二封度紙囊三拾五

一 二十四封度木綿囊五拾七

一 二十拇白炮右同貳拾五

一 八十封度右同三十

一 五拾封度右同六叁

一 三十六封度右同百七拾

一百五拾封度右同三拾

一 二十拇忽砲右同拾

一 三十封度右同貳拾

一 十八封度右同三拾

一 三十封度紙囊拾

一 七百日右同百五拾八

一 六封度右同四拾

一 百日右同百六拾

一 自在砲右同六拾

一 八封度右同百五拾

一 急火管貳千六拾五

一 急火繩貳百貳拾五本

一 二十四封度木管百三拾本

一 八十封度右同九拾六本

一 一百五拾封度右同百五拾五本

一 三十六封度右同五百本

一 三十封度右同六拾本

一 五拾封度右同七拾五本

一 銅管百六拾六

明治八年^(七年戌十月カ)多四月左大臣從二位久光公御献白

〔玉里島津家史料八〕二四四八号・「同七」二〇六五号に同じ、本文略〕

明治十年四月 御使節事件 糺合濟

一 丁丑擾乱ノ際、

從三位公 從二位公ヨリ

天氣御伺旁トシテ御使節ノ始末

一 丁丑擾乱ノ際、

從三位公 從二位公ヨリノ

御建言書

一 丁丑擾乱ノ際、山本・内田両子ヨリ県庁へ依頼シ、

西郷ノ本營ニ送ルノ書翰

一 内田政風氏ノ記録要目抜抄

〔玉里島津家史料八〕二七七八二号に同じ、本文略〕

同六日、鹿児島県行扶桑丸へ便船ヲ乞ヒ乗艦ノ処、

陸軍省用物積入急埒イタサズ、翌七日七時三十分同

港出艦、鹿児島港へ八日六時スキ頃着ノ処、賊ハ

追々鹿児島へ馳セ帰リ、陸軍ヨリ同所諸所へ陣取自

火スルノ勢ヒニ付、御両邸トモニ桜島横山村へ

御迦シノ赴キヲ拝承シ、艦將へ相談シ同所近辺へ寄

船ノ上バツテイラヨリ上陸、則チ御両公御機嫌相

伺ヒ、此一書ノ首尾申上候事、

御建言書

〔玉里島津家史料八〕二七七六号に同じ、本文略〕

見込上申手扣

〔旧記雜録追録八〕一二五〇の一号・「玉里島津家史料

八〕二七七八号に同じ、本文略〕

丁丑四月一日

西郷隆盛以下暗殺云々、内務卿大久保利通・大警視

川路利良ヨリ中原尚雄始メ内命ヲ受ケ、追々当県へ

下着、ヒソカニ計議スル処ノ事発覚シ、捕縛セラレ

糾弾ノ上、各其実ヲ吐露スルニ因リ口供ニ拇印セシ

メ、而シテ是ヲ名義トシ政府へ訊問ノ筋有之ト称シ、同盟大凡ソ二万人、兵器ヲ携へ国境ヲ越へ肥後へ押入ルノ処、鎮台ニオヒテ之ヲ押シ留メ戦端ヲヒラク、其濫觴素ヨリ職掌ニオヒテアルマシキ挙動、且ツ臣道ヲ失シ征討ヲ免レサルハ、大義名分ニオヒテ判然タルモノナリ、然リトイヘドモ政府一往ノ糾弾モナク口供ヲシテ無根ノ妄説トシ、之ヲ天下ニ布達セラレ、此時ニ当テ 朝廷 勅使ヲ島津久光公御父子へ被下、ユヘニ柳原前光へ妄説ノ疑惑御演説ノ処、

前光之ヲ至当トシ、帰京ノ上

奏聞セラルベキ旨ヲ答ヘラル、続テ 御父子ヨリ右ノ御礼且ツ

天氣御伺ヒ等トシテ、御子弟島津珍彦君・島津忠欽君ヲ正使トシ、

行在所へ御差立、柳原氏へ御演舌ノ末ヲ追ヒ御建言有之候処、政府ステニ裁判ノ事ハ着手廟決シ、島津家ノ建言ハ暗合スルモノナル由ヲ、大政大臣（太政大臣カ）三条実美公御直達、大政大臣大書記官中村弘毅ヲシテ席詰タラシム、実ニ明治十年第四月廿六日ナリ、僕輩モ

副使タルヲ以テ同席ニ伺公シ、ヒトシク之ヲ拝承シ、御着手ノ次第ヲ具サニ窺ヒ奉ルノ処、大臣公ノ御意ニ、西郷同盟ノ中捕縛人取糺シタルモノ未ダ存命スルモノアランカ、果シテ然ラハ則チ之ヲ引拔キ裁判ニ参坐セシメントス、故ニ鹿児島県令岩村通俊へ巨細相達シ、赴任ノ上ハ速カニ着手スヘキ旨ヲモ命シ置キタリト、依レ之翌々廿八日西京ヲ発シ、当月八日鹿児島へ入港ノ処、豈ニ料ラン、スデニ既ニ戦地（衍カ）トナリ、

久光公御父子桜島横山村へ 御迦シノ事ヲ承知シ、直サマ渡海、右ノ首尾ヲ上申シ、同十日県庁へ出頭、県令岩村氏へ面会、大臣公御直達ノ旨ヲ演へ、着手ノ如何ンヲ尋ヌルノ処、此至難ノ際、殊ニ着県日浅ク、イマダ確タル見込ミモ相立タズ、去リナガラ牧民ノ任、日夜此大憂ヲノゾキ人民塗炭ノ苦ヲ救済セシコトヲ苦慮スルノ外、更ニ一毫ノ余念無之、故ニ先不取敢西郷へ向ケ、見込ミ并ニ裁判ノ事ヲ合テ三回申送ルトイヘドモ未ダ否ヤノ回答ナシト、故ニ僕輩ノ愚見ヲモ参考ノ為メ述ルノ処聞置キニ付、県出

仕鈴木壮七へ引合置ケリ、尤モ政府御着手ノ次第、柳原氏・木戸等ヨリ依レ尋、裁判ノ事件天下ニ明々白々タルニアラザレバ、人民政府ノ御処分ヲ疑ヒ、将来政令行ハレガタキヲ久光公御父子御苦慮ノ上御建言相成リタル旨、将タ着手ノ愚存モ申演オクノ処、大臣公ノ御達シ分毫モ違ハズ、実ニ国家ノ為メ喜悅、因テ此情状ノ実ヲ足下等へモ信告ス、乞フ、憂国ノ至誠ヲ以テ速カニ西郷始メへ通知シ、谷口某及ヒ捕縛人取糺シノ族四五名以下ヲ撰定シ、随テ中原尚雄以下所持シタル処ノ暗号及ヒ手帳、確証トナル書類ヒ悉皆取りマトメ撰出ノ人へ付下シ、県庁へ火急差遣ハサレ候ハ、県令直チニ之ヲ東京へ護送スル、僕輩ニオヒテ誓フテ疑ハザル処ナリ、冀クハ此信書ヲシテ西郷へ通知アランコトヲ、

明治十年第五月

山本孫九郎

内田政風

此一書ハ県庁へ依頼シ、西郷等ノ内執レニテモ、

此党ノ本営ニ達センコトヲ以テ遣ハストイヘトモ

如何ナリシヤ、何等ノ報知モ聞クコト能ハス、実ニ遺憾ニ堪ヘズトイヘドモ、非常ノ混雜ノ刻ミニテ之ヲ糺スノ違マアラス、如何ニセン、タトヒ違スルトモ、今日ト成リ、是ニ依頼心ヲ惹起スベキニモアラザルベシ、実ニ時節到来是非ナシトヤ謂ハン、

從五位藤原朝臣内田政風

内田政風氏記録ノ要目抜抄

前文ハ政風氏祖先来ノ刀劍丁丑ノ兵火ニ焼亡ノ事歴ヲ記シタル故ニ略ス、明治十年ノ戦争ニ因リ家屋・家財トモニ悉皆焼尽ス、其濫觴ノ大略ヲ記サンニ、西郷隆盛・桐野利秋・篠原国幹・村田新八等ヲ巨魁トシ、私学校ヲ旧御厩趾ニ初メテ設立ス、

(明治六年七月、征韓ノ議起リ和戦ノ両議廟堂ニ

一決セス、当時西郷隆盛陸軍大将ヲ以テ參議ヲ兼、

正三位タリ、専ラ征韓ノ議ヲ主張シ、其任ニ当ラ

ンコトヲ乞フトイヘトモ用ヒラレス、決然職ヲ退

辞シ、命ヲ俟タズ鹿兒島ニ帰ルニ望ミ、同県士ニ

シテ

朝廷へ奉職セシ 勅奏判任官及ヒ下士卒ニイタル
マテ、予テ西郷ヲ信ズル輩ヲ官ヲ辞シ、命ヲ俟タ
ズ跡ヲ追ヒ、郷里ニ帰り熟議シテ此校ヲ設立シタ
ルモノナリ、)

而シテ其目的トスル、偏ニ士氣ヲ振起シ外寇ノ凌辱
ヲ防キ、自今国家事アルニ臨ンテ、斃レテ止ムノ外
ナキヲ以テ交リヲ結ヒ、頻リニ文ヲ修メ武ヲ磨キ、
傍ラ土地ヲ開墾スル常務トスルノ外、更ニ他事ナカ
リシニ、肥後ニ敬神党、肥前ニ江藤・島ノ党、長門
ニ前原ノ党、事ヲ拳ケテ悉ク斃レタル末ニテ、独リ
西郷カ輩ヲ残リタルニヤ、明治八九年コロヨリ天下
ノ人何トナク此党ノ挙動ヲ属目シ、朝野之ヲ毀誉シ、
頗ル囂マスシ、^(脱カ)終ニ江湖ニ伝播シ、朝議モ啻ナラ
ストイヘドモ、確証ナキヲ以テ密カニ探偵者ヲ出シ、
剩ヘ旧藩代製造ニ係ル彈藥、陸軍省所轄トナリシ梟
下瀧ノ上等ノ藏庫ニ畜ヘアルヲ、赤龍丸ヨリ輸送ノ
命ヲ下ス、此彈藥タルヤ、旧主ノ手ニ成リタルモノ
タルヲ以テ、内外事アルノ際ハ^(脱カ)巴カ有ト予テ見做シ

タル要品ナルヲ以テ、大ヒニ失望ノ念ヲ生シ、朝
議ノ真意ヲ顧ル遑マナク、壯士一凶ノ熱心ヨリ思慮
ナク輕忽ニモ積出ノ前夜、大勢相催シ押入り之ヲ掠
奪ス、其騒動筆舌ノヨク及フ所ニアラス、

此際西郷ハ高山辺へ差越シ不在、此挙動ヲ聞キ神
速帰斃シ、大ヒニ責怒シタリト云フ、サモアルヘ
キコトナラン、

加之ナラズ当時専ラ西郷ヲ暗殺スルノ命ヲ受ケ、
下県シタル輩ヲアルノ流言アルニ由リ、イヨク
怒氣ヲ増加シ、疑ハシキ者ヲ数人捕縛シ糺彈ノ口
供ヲ造リ、之ヲ証拠トシ政府へ訊問ノ赴キ有之ト
テ、^(脱カ)頻リ兵器・彈藥ヲ充分用意シ、專使数十名ヲ
九州・中国各県ニ派遣シ、断然不逞ノ色ヲアラハ
シ、予テ同盟スル薩隅日三州ノ士民ヲ鹿兒島旧御
厩跡私学校へ募集シ、其人数凡ソ二万人余ノ着到
ナリシト曰ヘリ、而シテ同十年二月二日ヨリ同シ
五日マテ、人数割リヲ定メ兵器ヲ携帯シ、公然御
用ノ名義ヲ以テ人馬ヲ徵集シ、西目筋并大口筋ヲ
人吉ニ出テ川ヲ下リ、二手ニ分レクリ出シ、国境

ヲ越へ肥後国熊本鎮台ヲ志シ発向ス、其勢ヒ実ニ
 粲然トシテ、前ニ敵ナク後ニ恐れヘキ憂ヒナキモ
 ノ、如シ、

予テ私学校党ニアラサルモノハ此挙ニ加入スルコ
 ト能ハサルトノ勢ヒナルカユへ、事ノ理解セサル
 族ニ至リテハ此勢ヒヲ目前ニ視、俄カニ此校ニ加
 入セントシテ、ソノ狼狽イハン方ナシ、最モ婦女
 子・奴婢ニイタルマテ、出軍セサル丁年輩ヲ視レ
 ハ腰拔ノ評ヲ下シ、宛然カモ男子ノ眼色ナキカ如
 キ勢ヒナルヲ以テ此挙ヲ賛成シ、加入ヲ乞ハザル
 ハ稀ナリ、故ニ予テ敵視セラレタルモノハ種々ノ
 惨害ヲ受ケ、甚タシキニ至リテ殺害セラレタルモ
 有之処、漸次勢ヒ挫ケ萎靡スルノ姿ヲ呈出セシヨ
 リ、始メノ義勢ニ引カヘ却テ出軍督促ノタメ人ヲ
 撰ミ、之ヲ遠近各郷へ出シ出軍ヲ乞ヒ、或ハ暴威
 脅迫ヲ以テ募ルトイヘトモ、固ヨリ烏合ノ輩ヲ兵
 器モナク、故ニ回復ノ力ラナク、日ニ増シ兵勢衰
 ルニイタレリ、後人順逆ノ道ヲ守リ、大義ノ存ス
 ル廉ヲ明ラカニスヘキ事ニコソ、

然リ而シテ熊本到着、鎮台へ使節ヲ遣ハシ官軍ニ抗
 シ戦端ヲ開ク、

朝廷ニハ予テ斯克アランコトヲ察シ、用意アルヲ以
 テ則チ征討ノ令ヲ発シ、大兵ヲ陸海ヨリ追々繰出サ
 レ、有栖川熾仁親王ヲシテ征討総督ノ

勅命ヲ下サレ、錦ノ御旗ヲ相渡サレ 御下向、二月
 ヨリ九月ニ至リ、同国各所ニオヒテ合戦絶間ナク、
 勝敗タカヒニシテ牛角ノ勢ヒ、人々耳目ヲ驚カセリ、

世評ニ、薩軍ノ勝七部、官軍ノ勝三部ト云ヘリ、
 鹿児島前海ヘモ兵艦ヲ差廻サル、付、薩軍モ根拠ヲ
 破ラレシト防禦ノ人数ヲ分チ、是又五月二日ヨリ開
 戦、各所ノ戦ヒ止ムトキナク、為メニ城下士民老若
 男女、資財雜具ヲ持テ運ヒ、老ヲ助ケ幼ヲ背負ヒ、
 或ハ病者ヲ保護シ、近村近郷へ逃ケ迷フ形勢、(衍カ)マ実
 ニ目モ当ラレス、人馬ヲ雇フモノノ価ヒ非常ニ貪リ、
 或ハ變ニ乗シ窃盜スルモアリ、或ハ暫時ハ絶食ノ輩
 ラモ多シト云フ、ソノ惨毒実ニ名状スベカラズ、官
 軍ハ日ニ各鎮台ハ勿論、近衛兵・巡査或ハ新タニ拔
 刀隊ト号シ兵ヲ募リ、数ヲ尽シ九州へ下向シ各所ニ

戦ヒ初リ、就レ中肥後川尻ノ戦ヒニ薩軍利ヲ失ヒ、不日官軍熊本城ニ聯落セシヨリ薩軍漸ク兵勢衰へ、随テ彈藥・糧食トモニ尽キ、支ユルコト能ハス、兵ヲ日向表へ引挙ルトイヘトモ、將校以下屈指ノ英士、戦死・手負ヒ或ハ捕縛、或ハ追イ詰メラレ忍フニ道ナク降人トナルモアリ、人氣紛々擾々シキ戦ヒニ不至、此形勢ヲ洞察シ、生残リタル必死純粹ノ輩ヲ隆盛初メ六七百名、意ヲ決シ鹿児島ニ立帰ル策ヲ定メ、俄然重圍ヲ切リスケ、日向筋ヨリ溝辺、蒲生、帖佐、吉田ヨリ吉野路ノ間道ヲ経、昼夜兼行、九月一日午前七時前、旧城下ニ駆ツケ、折カラ鹿児島在陣ノ官軍無勢ニシテ、出テ防禦スルヲ得ズ、薩軍意ノ如ク勝利ヲ得テ私学校ヲ乘リ戻シ、城山ニ楯籠ル処、日肥ノ間ニ在ル官軍此報ヲ聞キ、追々ニ跡ヲ逐フテ鹿児島へ進入シ、城山ヲ四方ヨリ取巻クトイヘドモ、勢ヒニ恐レテヤ漫リニ攻メ登ラス、徒ニ砲戦ニ日ヲ暮スコト殆ント二十余日ニ至ル、落城ノ日、薩軍戦没ワツカニ二三百人ニ出スト曰ヘリ、

世話ニ曰ク、城山ヨリ目下旧里ヲ見卸シ、流石必

死純粹ノ輩ヲモ頼リニ父母妻子ノ身ノ行末ヲ思ヒ、恩愛ノ至情ニ迫リ、密カニ城山ヲ抜ケ出、再ヒ帰山セザルモ多カリシト、和漢洋其例シ多シ、項羽ヲ欺ク勇者トイヘトモ、張良カ謀リシ楚笛ノ声モ奮ナラス、況ンヤ旧里ヲ眼下ニ見ルノミナラス、主君ナキノ私戦ニシテ賊兵遁レガタシ、人情切迫実ニ察スベキナリ、故ニ古今人タランモノハ、常ニ大義名分ヲ重ンシ、節義ヲ慎マサルベケンヤ、諺ニ、軍ハ旧里ヲ放レ、国家亦ハ主家社稷ノ為メ、士卒ヲシテ死地ニ陥シ入ル、ヲ以テ上策トスト、後世ノ龜鑑等閑ニ看過スヘキコトニアラス、故ニ官軍モ之ヲ探知シ評議ヲ決シ、同二十三日総責メノ令ヲ伝へ、終ニ同日落城、隆盛以下戦没シ城山ノ朝ノ露ト消エ果タルハ、流石ハ旧里ノ友、真ニ憫ムベシ、実ニ非凡ノ人物ニシテ維新大一等偉功ヲ奏シ、一端ノ激心ヲ抑ユルコト能ハス、大義名分ヲ過ル、千万歳之遺憾ナリ、隆盛之ヲ知ラサル人ニアラス、嗚呼、此ノ情状ヲ世人察セハ、誰カハ袂ヲ絞ラザラン、

落城ノ際、官軍ノ將校以下夫卒マテ総勢合セテ十
六万余人ナリシト聞ケリ、又十八万人ナリトモ、
右通り、俄然立帰リノ前晚、此ノ形勢ヲ県庁又ハ官
軍本営ヨリモ山下

御邸へ注進有之、此通知政風へモ知ラセ之レアリ、
取敢ズ山下

御邸ニ出頭、評議ヲツクシ、明晩マテノ内ニ一端磯

御邸へ残ラズ被レ為_レ入、夫ヨリ再ヒ桜島へ 御

渡海ノ御事ニ御取極メ相成リ、同夜十時コロ磯

御邸へ馳セ行ク途中、官軍ノ固メ諸所ニ有レ之、漸

ク申断リ十一時スキ參 邸、形行上申、一同申談

シ手当イタシ待上ノ処、一日未明、

正二位公・悦之助公・真之助公・珍彦殿・英之進殿

御越シ、其他御供ノ男女ノ追々残ラス来着、政風家

族モ滞リナク

御邸へ来ル、其内

御家従迫水伊之丞妻、旧金藏辺ニオヒテ流丸ニアタ

リ死ス、無残ノ至リナリ、外ニモ両三名アリ、

如レ此ノ勢ヒナルカ故、金藏辺ヨリ築地 御下邸ニ

掛ケテ、同日午前七時コロヨリ戦争ノ衝タトナリ、

砲声雷ノ轟クカ如ク砲丸雨ノゴトク、家内トモニモ

漸クニシテ活道ヲ得テ遁レ来ル為_レ体ナリケレハ、

氏神・先祖ノ靈位ノ外ニ必用ナル軽品ヲ携へ来リタ

ルマテニテ、此御本書ハ勿論、筑前表ニオヒテ御働

キノ大小刀、其他伝来ノ刀ヲ始メ、衣類・書籍及ヒ

調度残ラス灰燼トナリ、実ニ末代マテノ遺憾、記ニ

モ忍ヒガタシト云々、略ス、鎮定後、

御本家 御分家共

御帰邸ノ上、我宅地ノ焼跡ヲ一覽スルニ、氏神社ノ

ミ存在シ云々、略ス、

鹿兒島ニ官軍初メテ進入ノ時ハ、政風

島津珍彦殿

旧重富ノ領主 忠義公ノ御三弟

島津忠欽殿

旧今和泉ノ領主 忠義公ノ御四弟

聖上西京御注輦中ニテ、

勅使下向、

是西南戦争ノ事ニ因テナリ、

勅使柳原前光殿下向ナリ、

西郷隆盛等方向ヲ立タル義ニ付、

御両殿様思召ノ詔被レ為レ

在、右之両公子ヲ正使トシ、政風・山本孫九郎山下御方

御家扶ナリ、兩人ヲ副使トシ、同年四月一日上京ヲ

命セラレ、旅行中新秀院宅地五月四日兵燹ニ罹リ焼

亡スト云々、略ス、

明治十六年第十二月十五日

当家七代之孫

従五位内田政風

嫡男

正八位内田政彦

此末筆ニ焼亡ノ刀剣名等數十ヶ条アリ、略ス、戦
争事件ト御使節ノ部ノミヲ謄写スル者ナリ、

糺合済

〔表紙〕

<p>群書合輯</p>	<p>一三位様御不例二付瑞聖 寺江被為人との事二付 御先例札 一信証院様御事蹟参考 一蒲生谷口旧記</p>	<p>編輯方</p>
-------------	---	------------

天保四年巳
一〇此節 〔重要〕 三位様御不例、御万歳之御後者、白金瑞聖寺へ被為人候様奉承知候二付、御先例相糾候処、右 〔左カ〕 之通御坐候間、御内々奉入御覽置候、
〔忠久〕 一御元祖様御事、嘉録三年於鎌倉御遊去被遊候処、御尊体御国許江御引越之上、本立寺江御葬送二候、其時分鎌倉御時勢、諸大名様參勤 〔交代カ〕 更代等も被為在、至極之繁栄、当時御当代同前之御振合歟と奉察候処、

彼地江御納も不為在、〔被脱カ〕 遥二御国元迄御下被遊候儀、深御訳合も被為在候御事と乍恐奉存候、

但、御元祖様御事、頼朝公御子様二も被御坐候 〔成脱カ〕 処、就中彼地江御納も可被為在哉二候得共、其儀も無之、御国元迄御下被遊候儀、決而御訳合も被為在候筋奉存候、

一御三代久経公御事、異賊為御警固、筑前国箱崎御役所江御在勤被遊候処、於彼地御病氣被為 発、終二御遊去被遊候、然処是亦御国元江御引越之上、本立寺江御葬送被為在候、

但、此異賊と申ハ蒙古日本を侵候時之事二而、拾万人之勢兵を以攻寄候処、神風大ニ吹起り、船覆り賊兵都而溺死シ、兵生還り得候者終二三人と明史等之内江相見得候、

一 〔義弘〕 惟新様御嫡子又市郎久保公御事、惟新様御同道二而朝鮮江御渡海被遊候処、文録二年御逝去被遊候得ハ、御尊体御帰朝之上、御国元福昌寺江御葬送被為在候、

一 〔光久〕 寛陽院様御嫡子泰清院様御事、寛文十三年於御当地

御逝去被遊候処、御国元江御引越之上、福昌寺江御
葬送被為在候、

一 御二十代大玄院様〔綱貫〕・御二十四代円徳院様御儀も、御
当地二而御逝去被遊候得共、是亦御国元江御引越之
上、福昌寺江御葬送被為在候、

一 宥邦院様後之御夫人浄岸院様御事、御当地二而御逝
去被遊候処、御夫人様之御事候得共、格別成御方様
被成御坐候二付、外之御夫人様とハ被為替、御国元
江御引越之上、福昌寺江御葬送被為在候、最、浄岸
院様御事、目黒祐天寺開山祐天僧正儀、別而之御婦
依僧二而、御法脈等も被為受、阿弥陀堂其外二王門
等御建立、御万歳之御後ハ彼寺江可被為入旨、屹と
御書付を以為被仰達置由候得共、御逝去後三位様よ
り被仰出候ハ、御臨終前以御寢所江被為召、浄岸院
様被仰出候ハ、右之通祐天寺江御納之筋御約束迄も
被成置候へ共、思召之御訳合有之、御逝去之上ハ御
国元江御下り可被遊旨、御沙汰御承知被遊候との御
事二而、遂ニ御国元江御引越被為在候、勿論其節浄
岸院様御娘真含院様〔菊姫〕よりは非御当地江御納被為在候

様、分而被仰達由候へ共、三位様より之御返詞、御
女性之御事故御愛借〔借九〕彼是左も思召筈候へ共、此儀二
付而ハ御訳合も有之候故、其意ニ難被応と之御事二
而、御国元江御帰葬之筋伝承仕候、畢竟右通被仰出
候儀も深キ御賢慮之趣被為在候御事と古老之者共申
伝、今ニ奉感服候儀ニ御坐候、右之通御正統様事、
其外格別成御方々様於他国御逝去被遊候而も、都而
御国許江御帰葬被為在、是迄御一霊様迎も他国江御
納被遊候儀、御家例も無御坐候、畢竟右通都而御帰
葬被為在候も、国家泰平之時分ハ御礼彼是御仏詣等、
何も御如在不被遊御坐御事候得共、天命人心向付又
ハ如何様之御異変御到来も難計、其期ニ至候而ハ御
領国之儀遙ニ遠国之儀ニ候得ハ、何様後悔仕候而も
不相及、夫故深御賢慮之趣被為在、上古より右通御
計方御坐候半と乍憚奉存候二付而ハ、今般瑞聖寺江
被為入候儀、是迄御家例も無之、誠以不容易御事、
おのつから上々様御賢慮も可被為在奉存候得共、
万々一狐疑猶予之御模様共被為在候節ハ、乍恐御当
之御事歟と奉存候間、浄岸院様祐天寺御例を以、
〔マヤ〕

御前より思召を以被仰出候筋、御計ニ而無御坐候得ハ相叶申間敷と奉存候、此儀我式誠ニ以恐至極奉存候得共、於御国家上もなき御太切之御事故、不得止事御家例等取しらへ、御内々申上置候、何分ニも得と御賢考被遊可被下候、

右之通相認、当分詰合之御記録奉行相良新太夫より巳正月七日、伊集院中二殿江相頼、極御内々ニ而白金様江被差上候由、

昨朝承知仕候 大玄院様後御夫人 信証院様御生前御名之儀、段々書籍見合申候得共、俄ニ糺当り不申、御残多次第御座候、余之御事ハ御見合ニ茂成間敷候得共、昨今見合為申旧記等ニ而参考為仕愚按誤耳可有之乍存、左之通御座候、

一大玄院様最初御夫人常照院様御事ハ、松平左兵衛督信平様御女ニ而、寛文十三丑正月御卒去、其翌年延宝二寅四月 御參勤之節、〔吉貴〕 浄国院様御母堂蘭室院様御事、二階堂十左衛門宣行女御於重方ニ而江戸江被為

越候得共、其翌三年卯二月、式度目之御夫人〔上杉綱憲義光〕心空院様御事、実ハ吉良氏御女ニ而上杉家より御婚姻被為整候付、同年六月、蘭室院様ニ者御国之様被為下、

其秋九月、 浄国院様於御国御誕生、同八年申八月、御二男菊次郎様迄 茂御同腹ニ御出生被遊候処、同年十一月、心空院様御事ハ御離別ニ而、吉良家之様被為引取候由、然者蘭室院様御事、 浄国院様御母堂ニて御本妻ニ茂可被為立御内序茂候敷、天和二戌二月 御參勤之節、又江戸ニ被為登候処、翌三年亥二月、御年三拾一二而御卒去、其已後 本御前様暫不被遊御座候、然処貞享二丑十二月四日より加世田表江御光越ニ而、同廿七日御帰城為被遊事有之、其砌之事候哉、信証院様御父江田五兵衛国重者御中間ニ而、田布施ニ居住候処、別而貧窮幽成草庵へ被成御坐、折柄 大玄院様御鷹野先キより御喉被為乾、右之庵江被為馳入、御湯被召上度御意被遊候処、折節信証院様御湯被為沸度柴薪為被焚立時分ニ而、決而殿様ニ而茂可有御座と被察上、座中江茶碗茂為有之者御覽乍被為在、賤人口沢之恐茂被為思召付、茅壁

二差有之候新敷竹柄〔柄杓カ〕を御取、清浄ニ被為濯、被為盛之候而被奉捧候得者、どくくと御加減能被召上、今一ツと御柄搦被為出候処、其被召上間ニ薪弥燃立、最前之御湯より熱く煖居、猶御加減能御静ニ被召上、又今一ツと被為望候由、其時者火茂盛盛ニ相燃、夫長ケ御湯茂熱く相沸居、御口目被為吹寒為被召上之由、右様 御鷹場より御喉至極被為乾候折柄、御都合能御湯被奉献候次第、別而御腹合ニ被為叶、就中不凶之 御成、俄之 御意ニ、乍竹柄搦新敷器物を以為被差上御心入、臨時之御氣転旁 御感賞被為在、殊更其年之御光越ニ無誤候得者、 信証院様者寛文四甲辰年之御誕生ニ而、貞享二丑年者御年式拾式之時ニ被為当、御容姿不常、大玄院様時御年三拾六、彼是御直ニ御覽被為届、則被為及御沙汰為被召出と之趣、於田布施古老申伝候由、 信証院様御姉和和田六郎左衛門一族之者迎和田寿三次と申ものより承置、年月等之儀ハ阿多六太夫日記ニ考合愚按仕候、左候而、翌三年寅二月 御參勤之頃、江戸ニ被為越候歟、其翌四年卯二月十三日、於江戸右御腹ニ

周防久備殿花岡御出生被遊、其御御舎兄江田五郎左衛門国次茂御臈肝煎ニ而江戸へ相詰居、其年九月十七日、御城下士ニ被召成、同十月廿八日、仁礼覚左衛門景代奏者ニ而 御目見被仰付、六人御賦被成下候由、旁前件御光越已後之事ニ和田より承候伝聞茂符合仕候、左候而、五郎左衛門事ハ罷下候而茂田布施江中宿ニ而、多年御仮屋守相勤候由、其子五兵衛差出写ニ御座候、其御迄者御下国等之節御質人様江可被為備、 本御前様迎者不被遊御座候付、御遠慮茂被為在候歟、 信証院様御事、大久保加賀守様江被仰入、御一門様江茂被仰達置、 御前様御取持ニて引続右御腹之御子様虎安殿垂水之玄蕃殿・龜姫様近衛家久御籙中・凶書方殿久なと御出生有之、元禄七戌五月三日、御家中ニ茂御前様と唱可申旨被仰渡候由、其後茂称寝仙十郎殿小松家・於菟様後於榮様と申上、子州松山城主松平飛騨守定英様御室ニ而、御一男被為在御離別、西田被成・権七殿久東・於〔余カ〕百殿藤次郎・於剛殿桂太七郎・於久音室 杯茂御出生為有之由、然処宝永元年申九月、大玄院様御逝去ニ付、其後ハ信証院様と奉称、同年十二月九日、高輪御屋敷へ被為移、同十三日、

淨国院様御事ハ高輪より芝御屋敷御移為被遊由、自
其拾貳年目正徳五年未七月、御願之上江戸御立、御
下国二而武御屋敷へ被成御座、宝暦六年子正月晦日、
御年九拾三才二而御卒去為被遊由候、

一右御父江田五兵衛国重入道道用、実祖父者田布施衆

中有馬主計助重昌と為申人二而、女老人・男子兩人

有之、嫡子者有馬盛右衛門と為申由、其子孫田布施

有之由、次男ハ有馬千右衛門と為申由、千右衛門幼

年之砌、父主計病死仕候、右姉智阿多衆中竹之下九

郎兵衛と申者方へ打掛り成長仕、老後ハ入道仕、用

波と為申由、其男子兩人乍有之、千右衛門事有馬二

男、殊更別而貧窮仕候故、嫡子後藤兵衛代相成、御

中間森元名字ニ御切米有之跡を買受、森元後藤兵衛

真盈〔頭注〕並宗節亡父森元高見茂、御願付ニ而御城下士ニ為被召出申、墓志ニ有之、

真盈と名乗為申由ニて子孫御座候由、二男者則右之

国重二而、父兄同様貧窮御座候故、是亦御中間江田

善兵衛御扶持御切米四石之跡を六百目ニ買受、右通

江田五兵衛国重と為名乗由、信証院様御簾入已後、

国重ハ元禄八亥十二月十六日、七十三ニて病死仕、
法名先照院殿無獄道用居士と為申由、然者元和九年

癸亥之生二而、寛文四年 信証院様御誕生之事ハ四

拾貳才之時ニ相当り、世二厄年と唱候年ニ男三人女

式人有之、嫡子ハ前件五郎左衛門国次二而、其差次

ハ和田六郎左衛門妻二而是亦田布施衆中之由、和田

源太兵衛助豪画名雪観と為申茂田布施二而出生仕、

九才計之時、信証院様御由緒之故を以 御城下へ

為被召出之由候得者、右六郎左衛門子ニて御甥之統

二茂可有御座、左様之誤茂候歟、寿国寺光嚴堂へ被

成御座候 信証院様并其御娘信解院様於榮様御事御肖像

茂雪観彫刻為被仕由、近キ比相果候源太兵衛者其孫

と存候、右六郎左衛門妻之差次則 信証院様二而、

其次之御舍弟ハ江田清左衛門と為申由、御城下士大

山茂左衛門智養子被仰付、大山後角右衛門貞長と改

名ニ而物頭御役并地頭職迄被仰付、代々小番被召入

候由、其次之御舍弟も御城下士宮之原筑兵衛重陳智

養子被仰付、宮之原甚太夫重行と改名ニ而御勘定奉

行迄被仰付、其子甚五兵衛通典者 信証院様御甥ニ

而寺社奉行、其子主膳殿直通代明和七年寅十一月、

思召を以寄合被仰付、其後御家老御役為被仰付由候、

右之通、世上写触候御女中様方御伝記并略御系図、清水次右衛門年中記・江田五兵衛書出・宮之原氏系図・諸家調拔書等二而考合為申成行二而御座候、信証院様御事、元禄七戊五月より御前様と奉称、宝永元申九月已来御院号二而唱上為申筋候得者、右元禄年以前之御通達留共ニハ其節御触茂写載せ可有御座、然^(マ)元禄九年御城回禄より三年前之事二而、其時分古帳、御記録所外之当御座方ニ相伝居候有無可有如何哉、併御勘定所御支配方之儀ハ右火難茂不及場所二て、彼御蔵内ニハ其比御通達留、又ハ貞享四年、江田五郎左衛門御城下士ニ為被召出御引付等二者相知候事も可有御座、且又貞享元子年并元禄四未年両度之札改帳坏茂、田布施地頭板屋ニ有之事も可有御座、其外横山慶左衛門長古日記・野村勘兵衛盛豊日記等ニも可有之歟、或ハ伊地知權左衛門重昶御台所代官日記之儀ハ、就中御女中様事、御産又者御子様方御素立方之事共書留為有之と覚罷在候間、右体旧記ニハ相知候事茂難計、勿論前件江田・和田・大山・宮之原家

等之跡、或ハ寿国寺古帳等二者決而何ぞ書留候物歟、言伝御座候半と乍存、速ニ遂借覽候事私式難及手、此段ハ不入長文御座候へ共、先粗考当候分書ちらし、如此御座候、万々一御考可成件於有御坐ハ、御書拔^(マ)被仰遣可被下候、以上、

已霜月廿八日

伊地知小十郎

高崎善兵衛様

外二、

一 藺田幽庵老者、当巳年九拾四歳ニ而、宝曆六年子正月 信証院様御卒去之年者拾七歳相成候人候間、田布施御中間江田五兵衛国重女より被召出、大玄院様後之御夫人ニ被為立候而、世俗ニハ田布施御前共申上、信証院様御俗名者何と申上候哉、御聞覚共ハ不被成候哉、直ニ尋遣候得共、全覚無之旨愚翰ニ張紙を以返答有之、何分ニ茂元禄七戊年御前様と唱上候而より世上ニ御俗名不申上茂、当巳年迄百四拾年^(マ)成、且又宝永元申年より御院号唱上来候茂、当年迄ハ百三拾年相成事御座候得者、右通之九拾四

翁茂不被聞伝候、然其前文御由緒有之跡ニ者語次等可有之歟、愚按裏書いたし、幽庵老張紙返答之愚翰茂相添、廿九日朝、善兵衛殿被見舞候間直ニ遣候事、其後左之通、

先日者度々預御見舞忝御礼申上候、扱御尋之一事最早御存知為被成筈ニ者御座候得共、世上之雜書ニ而所見之覚全無御座候ゆへ、本田仁左衛門殿相頼、相良甚太夫殿へ承候へハ、則愚朦を醒し申候、信証院様御事、梅かえと申上、夫よりおとよ又おとよ之御方と申上、夫より芝御前様と為申上由承得、夫々御座柄格別之御事、奉感仰事御坐候、疾ニ御聞為被成、跡更とハ乍存、此段早々以便申上候、以上、

巳十二月二日
伊地知小十郎
高崎善兵衛様

右、田尻氏へ頼遣、二日朝遣候也、

一從兄本田村右衛門江茂、孫九郎抔より承覚候事共ハ

無之哉、去ル廿七日尋越置候処、寿国寺隱居之秀峰和尚者当年八拾式才相成人ニ而、直ニ晦日及面談為承趣二日ニ申越候ハ、信証院様ハ江田五郎左衛門殿家より御上り為被遊人ニ而、江田氏ニ者御幼稚之御時より御一代之事委記候物有之由、御年九拾三歳迄御長寿ニ而其時迄御疱瘡不被遊候由、武御屋敷ニ被成御坐候、其後於千万様御屋敷ニ成、則当分島津市正殿被成御座候所之由、御幼少ニ而御上り為被遊比ハ、梅がへと為申上ニ而者無之哉、委細不存と為被申由、玄黙式拾五才之時開山ニシテ寿国寺ハ為被召立由、其頃之咄段々秀峰より承候趣、村右衛門より申遣候、且西田御屋敷為被成御座右御姫之信解院様茂玄黙御帰依ニ而、毎々參上ニ而、以後玄黙事流罪為被仰付由、右御像并玄黙像者雪觀ニ而候との事ハ母より承候段も被申遣候、右西田御屋敷ハ当分之赤松家ニ候由秀峰為申由、藪田幽庵も其通被覚居候、扱又九拾三歳迄御長寿と秀峰覚咄茂無誤候半、清水盛富年中記茂其通致符合候、明和三戌十二月、御記録奉行兎玉早之承殿被書調候御伝記ニ者、御卒去御

年九拾余と相見得、其砌ハ不被札当筋ニ被考候間、
為後証此段茂書加置也、

一 伊地知助右衛門重英御記録方過失之事、右御前様江
被為立候事ニ付、我等史官仕居候内ハ、御記録等ニ
書のせ申儀難相成と歎為被申故とやら、時之風説承
及事候、書付候物ニハ全所見無之候、重英者延宝八
申年より被仰付置、元禄六酉正月已来秩父・本田家
争ニ付段々自分家之事を被申募、同七戌五月三日
御前様と唱、ケ様為被仰渡砌も専被勤居、同八年之
頃迄ハ家争ニ付、数度押而申分等被致^(マ)上向無評判
ニ成立候由、然処同九年九月三日日帳ニ、伊地知助
右衛門事、此中役義之御断申上置候処、今日上井^五
郎左衛門殿御取次を以、願之通御免被遊之旨被仰渡
候事と有之由、然処徳之島へ文書改として為被遣ハ
同十四年之事歟と見覚候、翌十五年九月三日、四十
七才ニ而死去候由、右之間五六八年無役候半、其間
之事歟、落書一件之疑茂、相良清兵衛長英日記ニ為
有之書拔見覚候やうニも有之、且老父権左衛門入道^(伊地知重利)
増也より助右衛門江之異見状ニ、全体為人万事談合

等之節、坐中人々之慮見等茂得と不聞届、自己之見
せ立一座相談柱ニ可取持人抔有之候而茂、無遠慮ニ
每物一存ニ而被差究候事共毎々有之、何分ニ茂衆議
之宜を取、遂和談候事ハ難相調生質ニ候間、左様無
之やう、尤、役義等も最早御断被申可然向之事など
も為有之哉ニ見覚候間、旁我慢故自然と人望茂薄く、
次第ニ上向茂不都合成候ニ而ハ無之哉、究而直諫計
之事ニ茂有之間敷被考合せ候、是亦付置也、

一 又染川氏老母為被聞置嘶迎、和田秋郷より聞候ハ、
信証夫人そもく御誕生之時、其御懐別而御貧柄之
折なれハ、屋後の園にて不凶御産氣被相催、俄ニ手
伝之人茂無之、其辺ニ干置候蒸籠^{シキ}の藉を不取敢打敷、
其上に踞て御安産、御女子御誕生有之、其儘やう
く我身計屋之内ニ被人候得者、血上り不被覚様相
成、近所之人迄打寄り介抱、やうく一時余茂間有
之御蘇り為被成由、夫より皆々安喜いたし、扱赤子
ハ迎參見候得者、右しきの上ニ蟻群り付き、いと無
事ゆへ早速取養養育為申御方之由、然処其砌ある老
人、蒸籠ハ上の方ニ氣の登る用の器物なれ者、此女

子ハ高位に升りて世の人を多く蟻の如く円め敷けふ人ならんと判断せしに、果而其通之由、左候而、幼稚の比、貧き木屋内ニ而茂能々座敷を打掃き御座被成事、自然の持合ニ候由、又貝堀など或ハ大根類ニ而も堀被成時分ハ、必ず申類を清潔ニ紙などにて御巻き、其上を御掘り被成事、是亦御幼年より自然との御生得ニ候由、天性之貴相とも可申事也乙未二月廿八日追加

一 御仁徳の事、白尾氏賤男手巻ニあり、重而可写入なり、

張紙

一大奥に勤給ひし事ハ、田布施居住の御中間に嫁娶し給ひ、間もなく御夫死しけれハ、駈參にて御奉公をし給ふと云、其ころハよる方なき女は、かけまいりとして夜深く

御城下に参りゐ、御門の明るを待て願ぬれハ大奥に召仕ハれしと也、のちくハ其事偽りて多人数に及ひしにより召止られしといふ、御中間之役名、今ハ御口之者といふ、

一大奥に勤め給ふに火事ありて、女中不殘自分調

度・衣類を携逃けるに、風呂敷にて包たる物を持つ給ふを御覽し、人して尋問せ給へハ、亡夫の位牌なり、きとくなる女ちやと

御褒詞ましくけるか

御目のとまり給ふ始也けりといふ、

一 御旧名をしる人の少くなりしハ皆人かねて御人柄のよきになつきけれハ、御前様に御備りの後は仮りにも御旧名を申て「ママ」しめいふ事ハなかりし故とそ、後々武御屋敷の御簡所「間所カ」に、梅かへてふ名は御旧名ゆへ付給ハんとかけくいひしと、我幼き時彼御館に勤めける旧き女のかたりしなり、

覚

太守様江御統御忌掛り左之通ニ御座候、

一 御曾孫之御忌 信証院様

但、浄国院様御逝去之節、御嫡子定式之御服忌被成御受候、左候得者 信証院様御事、御曾孫定式之御服忌御受可被成儀と吟味仕候、

七月

本田七

安左

川上平

張紙

信証院様御事、 浄国院様御逝去之時者、御嫡子

御式之御服忌被成御請、 慈徳院様御逝去之時ハ、

御曾孫御定式被成御請候筋相見得候、 然者浄国院

様二者御実子御同様之御取持之儀、 御規定之趣御

座候半、

一 肝付省釣子息三郎兼包と云也、 省釣は (實心) 伯圀公の御

あね躰の由申伝也、 然者伊東殿と三郎殿ゑんてうを

くミ、 伊東を引つり船を百余そう揃へ、 鹿兒島の海

上より春日町に矢を被射、 向島を破、 脇本・瀧ケ水

を破り、 瀧ケ水にて合戦有之候事、

一 根占口にて度々合戦御座候事、

一 めくり口にて度々合戦御座候而、

伯圀公の御舎弟右馬頭忠将を打奉り戦死被成候、 夫

より御意恨(遺恨カ)に被 思召、 牛根の城に陣を付け被 ま

茶ゑんか尾の陳、 たうさきの陳、 さんくわん平の陳

三ツつけ、 牛根の城を責崩し被成候事、

一 飯肥飯カの城に伊東より陳を付け被責、 合戦度々御坐候

事、

一 庄内山之口・高城にて度々合戦御座候事、

一元龜三年壬申五月四日に伊東より飯野・加久藤へさ

し通り一戦仕候処に、 兵庫頭忠平様大將にて、 伊

東新次郎殿・同名加賀守殿を始として、 一家一門合

五百余騎被打取、 勝土氣を被成候事、

一 真幸・飯野口にて度々合戦候事、 度々伊東衆より一

戦被仕付、 天正四年丙子八月十九日、 諸勢を催し日

州高原之城に陳を付ケ責崩御取候而、 上原長門守を

地頭として、 衆中三百五十人被召付被召移候事、 其

後日向一國御知行被成候時、 飯肥領地頭上原長門守

へ被仰付候而、 大閣様御下向之刻より飯肥城伊東

殿江被給候事、

一天正五年丁丑十二月八日に野尻之城御取候、 野尻の

城主福永丹波守、 伊東三位入道へうらミのはしあり

て野心を被仕、兵庫頭忠平まを被申請御知行被成候、十二月十一日二 義久様諸勢拾万余騎被催、御発足被成、日向一国御取被成候事、三位入道ハ大友殿を頼候而豊後のごとく被落行候事、

一天正六年戊寅十一カ十二月、日州高城へ大友義鎮、豊後・豊前・筑後・筑前四ヶ国の諸勢を催し、数十の陳をつけ相垣を結責戦也、然処に御舍弟中務太輔家久籠城被成、被及大事之由其聞得あり、大隅・薩摩・日向三ヶ国の諸勢を催し、十二月十二日、数十の陣を切崩し、美々川迄七里の間、六万余騎被打取候事、左候而、天正七の春より佐土原へ中務太輔様御うつり被成候、諸外城江地頭相定、衆中被召移候事、一天正七年の冬より三ヶ国の御支配御座候而、同八年の春御知行給り候事、

一天正八年庚辰八月十九日、肥後の内芦北郡水俣の城に三ヶ国の人数を催し、陳を付られ、求摩・八代の人數七百有余籠城仕候を取巻、あひの垣を結被責候間、相良義日義勝より子息兄弟人質として被相渡候而御旗下に被參候、其上芦北七浦、城七ツ被指上候条、

御帰陣御座候事、

一其後相良義日より薩摩江被申入候者、御旗下に參申種々忝存候間、三船宗運カ、甲斐親直の宗雲方へ一戦仕可申候間、御檢者可被下由被申入候付、足輕衆少々被仰付被遣候、左候而、求摩・八代の諸軍催、三船・隈之庄之麓諸在郷打破り一戦被仕候処に、相良義日ハ、かたしたのひ、きの原に人数少々召列候而、衆たまりして被居候処に、うしろより宗雲の二男甲斐相模守親乗来て相良義日を打取也、時を不移八代家老衆より被申入者、義日戦死仕候て八代中ハあしうき申候、御番衆を被下頼入由新納武藏守忠元まで申来候間、則大口・羽月・曾木・馬越・山野・市山・平出水・本城・湯尾合九ヶ所之地頭・衆中、番衆として八代へ打入、八代両城・せきの城・谷山の城・樋脇の城・高つかの城被請取候事、其後八代衆中より被申入候様子ハ、薩摩より八代事ハ直に御知行可被成由被申上候、義久被仰出所ハ、義日戦死之跡ニ而候間、相良知行たるべき由 御意ニ而候得共、八代衆中より被申入者、八代事ハ昔宇都殿本領ニ而候間、彼方より心を

掛申候、又、三船の宗雲方よりも心を掛られねらわれ候間、薩摩より直に御覚悟奉頼之由重々被申上二付、直に御城に罷成、八代衆中本々の知行其儘被給候而忝由御祝言被申上候、八代地頭

兵庫頭様御給り被成候へ共御侘被成候間、平田美濃守へ被仰付美濃守侘被申、其後伊集院右衛門太夫地頭也、大閤様九州へ御下向之時分迄、右衛門太夫八代之地頭也、太閤様御下向之後者小西撰津守被給候事、

一天正十三乙酉の春より、八代の内小川・かいとう・

森山番衆被召置候、地頭代として松浦筑前守也、但し、三船の宗雲敵人二而候間、用心のためとして番処也、其後花の山の城をかたし田城の向陣として、木脇刑部左衛門地頭として召置候、番衆被召置候事ハ鎌田左京亮殿当番大将にて被罷居候処ニ、宗雲の二男相模守親乗大将にて阿蘇家を催し、八月十日に花山城を責崩し、番大将を始として当番衆并城主木脇刑部左衛門戦死也、夫付御意恨に被思召、兵庫頭義弘大将にて閏八月十一日、諸軍拾貳万余騎催候

而隈庄口にて貳百余騎打取被成候事、同十三日に、かうさ・かたし田両城責崩、同十五日、三船城・木山・津森打捨て候事、隈之庄城者下城して去渡し被申也、阿蘇殿ハ幼少之事にて、降参にて御旗下に被参候事、ともり・中山も御知行被成候也、かうし殿事ハ、吉松御陳の刻野心にて候由相知れ、召寄打果被成候事、

一山鹿のうとう殿・三池殿并小大殿も吉松御陳の刻降参にて、御旗下に被参候事、天正十二の九月廿四日の事也、

一天正十一年癸未、深江の城にて一戦御座候、新納刑部太輔・蓑田平馬允、六月十三日戦死也、

一天正十三年乙酉三月廿四日、島原にて一戦御座候、龍造寺隆信人数八万催し相かかり、薩摩衆三千余騎より遣合合戦なり、中務太輔家久息又七郎忠豊年拾四なり、凶書頭忠長・又四郎忠・河上上野守・平田美濃守・新納武蔵守・山田筑前守・鎌田出雲守・川田駿河守・川上左京允忠資合戦し、我もくと敵を打取也、隆信を被打立、勝土気御座候事、左候而、

戰場より隆信の頭佐敷へ御もたせなされ、義久様御覽候而、一日頭のとひにのせ諸軍兵に見せしらしめ被成、夫より築川當時の柳川歟、隆信の墓ハ肥後の高瀬に有りの様に被遣候、かいそへ奉行被相付候事、

一天正十四年丙戌七月七日に、ちくし上野守広門の城三ツ、たかとり・若山・かつ山を責崩被成、左候而、上野守ハ降参して、息女のとし拾三に罷成を質として指出、御旗下に被参候事、其時之御大将は凶書頭忠長并に御老中伊集院右衛門太夫忠棟、其外御一門衆・諸地頭・衆中御座候事、

一天正十四年七月廿七日に筑前之内岩屋の城責崩、宝万の城種美両城秋月殿江被給候、左候而、岩屋の城主高橋鎮種紹雲之頭一ツがふ木に掛候而、八ヶ国の諸軍兵に見せしらしめ被成候事、

一天正十四年八月吉日、肥後之内八代之城にて太平の御吐氣御座候、肥後・肥前・筑後・筑前・豊前合五ヶ国の大名・小名より、御祝言之馬・太刀進上被申候、并太平之御能九番御座候、大隅・薩摩・日向右合八ヶ国之人数揃候間、八代の正法寺を普請被成と

りかまへ、一わう太夫・ほけけ太夫江被仰付、御能九番御座候、左候而、義久様 義弘様・御一門衆・諸地頭皆々帰陳也、

一豊後入之御談合相濟候而、天正十四年之十月二日之日限御定被成候事、

一天正十四年丙戌九月、豊後入之御談合被成候、義久様御意被成候者、肥後表五ヶ国御取被成候二付、諸軍兵御重代の侍戦死仕、三ヶ国の百姓以下にいたるまでつかれ申候間、此節ハ先々豊後入差延、時分を以可被成由被 仰出候、御一門衆・諸地頭被申上候者、豊後の大友は日州高城へ豊後・豊前・筑後・筑前四ヶ国の諸勢を催し数十の陳を付、高城をとりまき、あひの垣を結責た、かふ、然処に 御舍弟中務太輔家久様籠城被成候間、三ヶ国之諸軍大友義鎮十一カを打果さんと進ける間、天正六年十二月十二日、数十の陣を切崩し、美々川迄七里の間、六万有余打取被成候、伊東には味方を仕り、島津殿には敵人と成候、其刻豊後へつけいれ候而豊後を責崩可申由候得共、手透無之付、今迄延引被成候、今度豊後入と何

れも右進申候間、天正十四月二日に日限を定、豊後入御座候事、日州あつさ口より中務太輔家久・北郷讚岐守其外御一門衆・一所衆・諸地頭・衆中、拾万之御賦也、南部口よりハ

兵庫頭義弘・右馬頭幸久、御一門衆・諸地頭・衆中、肥後表五ヶ国之大名・小名御旗下にて御加勢被申、拾万余騎之御賦也、豊後無異儀御知行被成候事、然処に豊後表に千石権兵衛〔仙石秀久〕・木食上人〔忘其〕・安国寺同心にて国分之由候而下向候処に、此方より国分之様子

義弘・家久被承合点無御座候付、一戦に罷成り、千石権兵衛衆を被打果被追払候事、豊後引陣天正十五年丁亥三月十一日より、伊集院美作守・白浜周坊〔周防守カ重政〕・平田新左衛門此三人戦死也、

一右之儀、太閤様御意恨にて御馬を被出、西目八軍衆拾六万余騎ニ而、天正十五の丁亥四月廿八日、川内大平寺江太閤様御着被成候、豊後あつさ口より羽柴美濃守〔秀長〕・備前中納言大将にて、毛利中納言〔輝元〕・吉川・小早川・長曾我部侍従〔元親〕・黒田甲斐守〔長政〕・小寺官兵衛〔黒田孝高〕・宮部法印〔繼潤〕せやう坊の事也、四国・中国之衆、桑

山修理介〔大夫カ重晴〕合軍兵拾貳万之由候、日州高城之数十之陣を付ケ、あひの垣を結、夜責・昼責申計も無之候、

其時高城之地頭山田〔有信〕越前守也、然処に大隅・薩摩・日向〔ま、ト有〕三ヶ諸軍の催せ、せしやう坊の陣切崩さんと我

もくと責戦候ひつれとも、大勢無勢不罷成候而引除被成候、左候而、伊集院右衛門太輔忠棟・平田太郎〔宗〕左衛門、羽柴美濃守・備前中納言殿御陳へ質人として被相渡候而、夫より高城も下城に罷成候、左候而、義久様 義弘様も丁亥五月二日、都於郡城を

御引除候而御帰陣被成、追付太平寺之御陣所にて義久様御目見得被成、御料仁様質として被相渡御上洛也、義久様も丁亥六月十五日に御打立被成、〔西藩田文録より補〕上洛被成候、はかたニ而太閤様へおんつき御同道にて△御出船也、御料仁〔ママ〕者モヨリさきに御出船之由候、

又一郎殿は鶴田より直ニ御質として御上洛候、太閤様御同道之由候、兵庫頭義弘様天正十六年五月廿六日に、飯野より御打立被成候而御上洛被成候、日州より御出船御座候事、

一天正十五年丁亥五月、鹿兒島を御打立、川内太平寺

御陳所より 太閤様御同道にて、御質として御上洛被成候而、其後御下りにて、文録四年乙未に御上洛御座候事、

四国之侍皆同 右同
島津兵庫頭義弘 右同
但、壹万騎之御賦、

一天正十八年庚寅正月、飯野御打立、小田原之北条殿責に 又一郎久保様人数三百人召列御立被成候、

同又一郎久保 右同
其外日限次第被相渡者也、

太閤様御意ニ而石田治部少輔之陳所へ可有御坐由候、左候而、御馬其外種々の御拝領御座候事、

日域之良将百余騎令渡海者也、
慶長三年戊戌

一天正十九年、細川幽齋(藤老)下向にて三ヶ国の寺社家の知行毀破被成候、左候而、代物さし上、寺社家には御

大明 高麗都に大明国より加勢之在陳衆

給候、其後勦落と被仰付、又々被召上候而、御藏入

大明 一はんらう屋人数廿五万
右同 一いくらう屋人数廿五万

ニ罷成候事、但、鹿兒島・国分・帖佐三方の御藏入二成也、

島津兵庫頭義弘
同又八郎忠恒(家久)

一文録元年壬辰三月より高麗入御座候事、

大明 陣所泗川口之請取衆

但、天正廿年より文録二成也、

高麗入先陣衆之事

大明 一もうらう屋人数五万
同 一とくらう屋人数五万
同 一とうつひん人数拾万

加藤主計頭清正 肥前名護屋より出船也、

小西撰津守行長 右同

右人数之内、三万八千七百余打取被成候事、

黒田甲斐守長政 右同

一小西撰津守行長

毛利右馬頭輝元 右同

陳所順天口請取衆

大明
一りうつひん人数六万

同
一ちんつひん人数八万

加藤主計頭清正

陳所うるさん口請取衆

一まつひん 人数六万

右人数合九拾万賦也、

慶長三年戊戌十月廿九日

伏見二而候事

一慶長三年戊戌十一月廿日前に 内大臣内大臣家康公

より 竜伯様へ御礼可被成由、近衛様より御注進

被成候、先以龍伯より 家康公へ御礼被成候而可然

由出合申二付、十一月廿日に御礼に御出被成候、御

進物者上々のとんす五拾たん、馬・太刀進上、幸侃

も御供にて、きやら壹斤被上候、昼の五ツ時より夜

の四ツ時迄に御帰宅也、其後 家康公 龍伯之屋形

へ礼に御越候、朝の五ツ時より昼の九ツ時に御帰宅

候、(将棋カ)将基を御さし為被成由申伝候、右之由、則石田

(正殿)・(前田玄以)徳善院より石田治部少輔へ注進之由候、治部

少高麗御引除二付、九州名島江罷下り被居候、島津

殿と松平殿御入魂之由被承候而、夫より此方者治部
少と仕合大方ニ御座候事、又幸侃も治部少の前あし
く候事、

一慶長五年庚子七月十九日に伏見城矢合御坐候而一戦

二罷成候、其刻

義弘城籠可被成之由、川上(久智)久右衛門を以被仰候得共、

鳥井彦右衛門殿無合点候付一戦ニ罷成候事、

一慶長五年八月朔日に伏見城落候事、

一同五年八月十五日に打立、東国へ御出馬にて一戦御

坐候事、

一慶長五年九月十五日に青野関原合戦被成候而、家康

様天下之將軍に御成候事、

一慶長五年関原より 義弘様御帰宅被成、同五年之十

月七日に帖佐へ御着被成候事亥日御祝有り、其刻日

州表へ稲津一揆二付、日向へ三日御滞留御座候事、

宰相様者三日前に帖佐へ御帰宅被成候事、

一慶長十八年癸丑六月廿四日に加治木を御打立被成、

惟新様御料仁御上洛被成、同年之十一月十六日江戸

へ御着候事、但、久見崎へ御滞留廿日にて、七月十

九日に御出船にて、うしふか迄拾三里御座候由申候、
一天正十四年八月吉日、肥後表五ヶ国之大名・小名御
旗下に被入候事、

相良義日

宇都殿

子息四郎太郎宮内太輔忠房、島津殿江忠と云字

を被申請候而如此候、四郎太郎、

城殿

甲斐宗雲

主計殿

合志殿

阿蘇殿

宇東殿

隈辺殿

矢崎殿

平戸法印

名島殿

日平殿

田尻殿

から津殿

はいつり殿

草野殿

蒲池殿

大津山殿

木山殿

津森殿

星野殿

赤星殿

原田殿

菊池殿

三池殿

松浦殿

やな川殿

肥後之内八代二居在被成候

有馬殿

龍造寺

隆信之子正家と云、

五島孫右衛門殿 島衆 天草殿 島衆

すもと殿

右同志起殿 右同

かうつら殿

かたかせ殿 右同

くるミ殿

筑紫殿 上野守広門と云、

秋月殿

高橋紹雲 但、岩屋之城主責崩相成打取勝土氣有之

長野殿

紀伊殿

小代殿

橘殿 左近太輔と云也、

以上、

右者、肥後・肥前・筑後・筑前・豊前合五ヶ国之大
名・小名、義久公 義弘公之御代之時、御旗下に
被參候事、豊後入者其後之事也、

肥後八代衆中

蓑田信濃守 八代之老中也、

東伊伯 本美濃守子息、ミつくまと云也、

東作左衛門 桑原図書

蓑田紹意 同名左衛門

同名平馬之允 右蓑田信濃守子也、

東たう拾余人有之、

蓑田たう拾余人有之、

西たう拾余人有之、

犬童たう拾余人有之、

合人数千五百余人有之由候、

八千町と申伝也、

八代の内、義日の御座所陣内と云也、城二ツ、外城

者関ノ城・谷山城・高塚城・樋脇城、合城数六ツ、

花ノ山・小川・小野・火川・かいとう、右六所番衆

被召置候事、地頭代として松浦筑前守被召置候、い

かやうの事にや候はん、走候而ミヤこにのほり、

太閤様へ被罷出、知行壹万石被給候由申伝候事、

右花ノ山地頭、木脇刑部左衛門也、

天正廿年より年替也、

文録元年三月より高麗御出陣、日域諸大名肥前名護

屋より出船、壹岐島に渡海にて対馬島に押わたり、

対馬より高麗ふさんかいのミなど、こもかひのミな

とに着津候而一戦有之、 文録元年 文録二年 文

録三年、文録四年十二月、 義弘公栗野より帖佐へ

御移被成候而、同十二月廿日帖佐を御打立、りくち

を登被成候而秋月殿にて御越年被成候、殊外大雪にて候、慶長元年に

義弘公御下向にて、其年者帖佐にて御越年也、慶長

二年二月 義弘公帖佐を御打立、高麗へ御渡り由候

而、 又八郎忠恒様者鹿兒島より御打立二而、川内

隈之城に御出合被成候而、りくちを御同道にて肥前

名護屋より御出船御座候、 慶長元年 同二年、同

三年高麗より御引陣被成、直に御上洛にて、 義弘

様京都江同三年十二月廿九日に参着御座候、高麗在

陣七ヶ年に御帰陣也、

一高麗入ハ、文録元年壬辰春より慶長三年戊戌年十一

月迄引陣也、合七ヶ年二高麗引陣有、

一文録元年壬辰より高麗入、承応元年壬辰迄六拾一年

二成る也、

但、慶安五年之八月より年号かハリ候而、承応元

年壬辰、

一天正四年丙子四月吉日、 近衛前久様薩摩江御下向

被成候時、鹿兒島にて御会釈として、御馬追・御連

歌・御歌会・御関狩・御鷹野・御犬追物・御華見・

御浜遊・御馬揃・川遊・瀬引、
御城之事、

一天正四年丙子より承応元年壬辰迄者七拾七年二成也、

一元龜三年壬申五月四日、木崎原一戦有之、承応元年

壬辰迄八拾壹年二成也、

一天正五年丁丑十二月八日、伊東三位入道豊後のごと

く被落行候間、日向一国を島津殿御知行被成候、承

応元年壬辰迄七拾六年二成也、

一天正十三年乙酉三月廿四日に龍造寺隆信打取被成候、

承応元年壬辰迄(六拾八カ)五拾三年二成也、

一慶長五年庚子九月十五日、関ヶ原一戦破候、承応元

年壬辰迄五拾三年二成也、

一文録元年壬辰之春より高麗人被成、日本之諸将百余

騎之賦也、承応元年壬辰迄六拾壹年二成也、

一元和元年乙卯、大坂の城にて秀頼と松平家康と一戦

有之、承応元年壬辰迄三拾八年二成也、

一天正十五年丁亥四月廿八日に

太閤様秀吉薩摩江下向、諸勢拾六万にて川内太平寺

御陣所御座候事、承応元年壬辰迄六拾六年二成也、

一日州高城(財部カ)・越辺城二者、羽柴美濃守・備前中納言殿

大将にて、諸勢十二万にて高城を取巻一戦有之、右

丁亥より承応元年壬辰迄六拾六年二成也、

承応元年壬辰

五月廿四日

谷口宮内左衛門(重時)



大隅国始羅郡蒲生院御祈願所弘生寺由来記

一蒲生美濃守義清息男為清と祁答院氏・菱刈氏、俱謀

以背於、太守貴久公事多年、因此茲弘治二年丙辰十二

月五日、構(七曲り・馬立兩所二御陣有之候、荒平・貝皿之陣と申候儀無之候)

義久公御本営馬立之地、十一月廿五日、構忠平公陣

営荒平之地、構右馬頭忠将之陳宮貝皿之地、築 貴

久公御本営新拵之地、其外諸将構陳営、丁于是時為

救蒲生氏、菱刈左馬権頭催多勢来、十二月廿二日、

陣構中嶽山と八幡山之交、且又祁答院氏陣中嶽之城

警衛不忘之、不能陥速御越年と云々、
(行間朱書)二月中旬、菱刈氏救蒲生氏、一陣を北村塚に結候由相見得申候、祁答院氏陣取候儀無之候

一弘治三年丁巳四月十五日、菱刈陣有不意之变易、則

乘其变卒忠将軍衆圍敵陣、諸将走来合力攻責甚急也、
(行間朱書)貴久公、義久公御大将、右馬頭忠将、左兵衛尉尚久副将と成、忠平公又一陣之、御大将三而御攻被成候儀、詳細記録二相記有之、菱刈陣不意

則日責落之、斬獲権頭已下数百之敵首、残党陥溺陣

變有之候事、又ハ殘党沼田ニ溺死之儀相見得不申候」
下之沼田以死者繁多也、

一 恐其猛威、同十八日、義清使矢神大膳・西俣出羽諸
〔行間朱書〕蒲生本城御攻可被遊御陣候、城內急難、城內致放火、
屬于 太守之旗下、則阿多但馬守・岩切三河守・本

向祁答院落退申候、此說相違申候」

田武藏守伝之、達諸將迨高聞心其求被看其罪訖、依

翌十九日退去城、於爰祁答院氏・菱刈氏又就宮原出

雲守降来云々、

一 貴久公 義久公 忠平公・忠將・歳久已下諸將、經

長谷口登城、御本丸着座被成巡見、堅固成御城也、

〔行間朱書〕前段朱書之通、蒲生城ハ籠潰致放火退去仕候得者、本丸ニ着可有之

外張中嶽山之城・松坂之城・山田之城・帖佐之城・

様無之候、此ヶ条都而信用不仕候」
建昌之城・岩劍之城・吉田之城共、以七ヶ所宜遮敵

路、当城後來可為御住城、然則荒平之地城裏可被食

加と上意之由也、次自御本丸至鬼門可寺建立地形、

追而祈願所可成建立旨御出合為有之由伝称候也、御

祝儀終而大手横尾口へ出御之由候、大手口より登城

可被成筈之処に、逆徒長谷口御登城候事、蒲生氏落

去之時長谷口退去、因茲取禁之如斯、老人口伝候、
依其例地頭代々被任旧伝事、

一 永録年間、於 御本丸鬼門、御祈願所建立為有之由

候、宰伊集院右衛門太夫忠棟代敷、棟札可実正其号、

〔西藩日文録〕より補
▽一 東光山 仏生寺 仙寿院 三宝院流 △

開山法印權大僧都海重和尚

〔土木力〕 出木之功成、則正条院住持海重法印開山として入院、

被寄付水田五町云々、知行所之事、蒲生久徳村津留

門、同所西裏村小川内之門、帖佐餅田門比良之門、
村敷

同所中津野村小屋敷、如斯候処二文録四年乙未、依

太閤殿下秀吉卿之台命、御領国へ細川幽齋老差下、

〔毀破勸落力〕 号寄破欠落、神社・仏閣・寺院等之知行悉以被取上、

〔緑地力〕 無縁地之寺罷成候事、

一 蒲生氏祈願所者号正条院御城内有、称外之城地、其

岩坂之上に為有之由也、住僧蒲生氏落去之節被明退

之故、海重法印住持職被仰付入院有之、其辺二侍六

人被召移候、町田氏・永田氏・二渡氏・松田氏・二

階堂氏・森氏等也、正条院寺地共に七ヶ所之由、天

正八年村田越前守経定地頭之時、城内日記見付候、

尤、此時分海重法印仙寿院入院故、寺地のミ有之

云々、

一 義弘公 久保公、文録元年壬辰春、応 殿下秀吉公

台命、為高麗国誅罪日本諸將共御渡海、於彼地軍務

之中、翌二年癸巳九月八日、久保主不幸短命而於唐島被成卒去、未有繼子、依之 忠恒主御跡相統之儀、新納旅庵齋〔長住〕をして自高麗國被相渡、義久公御相談之上、就石田治部少輔三成迨 秀吉卿台聽、無異儀御家督被仰出候事、

一文録四年日本國中御檢地有之、然者 義弘公応 秀吉卿之徵、同年五月被成帰朝、直大坂江着御、則御目見御仕合能、薩隅日御領地正経界、御朱印被成拝領、御帰国候事、

一慶長二年丁酉春、再 義弘公高麗國渡御、忠恒公又達御願御渡海、大坂御留滞之間、大和國長谷寺尊譽僧正江 忠恒主御守本尊被成御頼候事、

忠恒公者天正四年丙子十一月七日誕生二而候、委細之段被仰遣候之処二、則我山之本尊千手觀音可然之由二而被進之、御信仰且亦御旅御祈禱之儀御頼候、先以高麗國御陣所方々可為荒野新地候、荒神供可然之由被仰上、一七ヶ日御修行之由候、左様御座候而、首尾能御渡海候、御本尊之儀、帖佐御看経所へ安置被成候、然者高麗國御軍御勝利有之、唐人質召列、

慶長三年戊戌十二月廿四日、着御伏見、殿下依薨

御、謁見五大老、御越年、慶長四年之春、於伏見

忠恒主誅伊集院忠棟入道、追付御帰國被成候、義

弘公御事在伏見、慶長五年庚子九月十五日濃州青野

ヶ原御軍役、十月三日二帖佐 還御被成候、則蒲生

〔行間朱書〕四ヶ原御合戦相敗、惟新様御下圖以隆蒲生城御普請御仰付候儀者本

文之通二而本のまゝ御城取被仰付、至翌年夏堅固相調候、連々御住城二

可被成之由候、文録年中七百余人諸所衆中被召移置

候、於茲改本城被号新城訖、雖然 家康公被差捨御

遺恨、無異儀御無事二被成候事、

一慶長九年甲辰、般若寺住持実秀隱居之願被申上、如

願御免候、然則蒲生仙寿院住持職被仰付同年入寺、

其後至実秀被成上意候趣、仙寿院本尊之内二千手觀

音有之哉否、実秀御返答無之由被申上候、然者 少

將忠恒公御守本尊安置可被成之由被仰出拝領候、依

之為仏餉田地拾五石被成御寄付、外二高六石者実秀

買地、以上式拾壹石寺領二而候、至此時実秀被申上

候者、改院号之文字千手院度候、左様御坐候へ者、

山号寺号 〔西藩田文録より補〕院号共以奉合、觀世音菩薩盛徳之旨迨

御免地也、

〔行間朱書〕

「本行蒲生千手院由緒、相違之儀無之候哉、可相記旨被仰付候、依之相違之処朱書之通ニ而御座候、為後証奥書置候旨依御下知如件、

御記録奉行

川上平右衛門印

肥後二右衛門印〔盛香〕

田中五右衛門印〔國明〕

正徳四年午八月六日」

一元和六年庚申、高百石以上所持之人者四部壹被召上、高百石以下衆者三ヶ式被召上候、依之千手院知行又三ヶ式上地ニ罷成、持留高七石ニ而候、其後寛永十一年甲戌、御領國中御支配替有之、諸士知行四部一並雖被仰付之、寺院知行之儀返地無御座候故ニ、今持留七石ニて候事、

一蒲生氏落去之後、自弘治三四月至貞享年間、蒲生院地頭職次第事、

貴久公御代

比志島美濃守殿〔國守〕

御同代至 義久公御代哉

伊集院右衛門太夫殿

忠棟

義久公

村田越前守殿

御同代

伊地知備前守殿〔重秀〕

御同代

伊地知伯耆守殿〔忠實〕

義弘公御代

天正十三
年巳後

川上三河守殿〔忠實〕

御同代

伊勢平左衛門尉殿〔貞成〕

御同代至 家久
公御代

本田源右衛門尉殿〔親西〕

家久公御代

市來備前守殿〔家勢〕

御同代至 光久公御代
寛永十六

市來八左衛門尉殿〔宗友〕

光久公御代

寛永十六同
十七之間

阿多内膳正殿〔忠亮〕

御同代

自寛永十八年壬午巳九
至正保元年甲申八月

鎌田治部少輔殿〔政統〕

御同代

自正保元年甲申八月
至寛文三癸卯秀夏

鎌田藏人頭殿〔忠心〕
正勝

御同代

島津三郎右衛門尉殿〔忠心〕
正勝

御同代

川上将監殿〔久時〕

蒲生院地頭系図、自弘治三年丁巳夏至貞享元年甲子、太抵如件、依事考入儀有之故載之訖、右千手院由来之事、任御尋弘治巳来出物等〔非請物カ〕見合并老人口伝書付致進献候、我等祖父休意齋事〔赤塚貞賢〕、天文十一壬寅誕生、蒲生落城之時拾六才にて致供奉、殊更慶長六年之春、御城内御留守居被仰付罷移、十一年相務申候、同十

五年庚戌、心 公方家康公之台命、(城郭方) 城柳・門・矢

倉・石垣等解之、以御城裏之諸侍被相除之際、横尾

口下之城へ被召移、寛永十年癸酉八月十四日、九拾

二歳二而致死去、我等拾九歳迄側江罷在、委細咄申

候、粗承置候、且又明暦元年乙未夏、鎌田藏人正勝

奉

太守光久公高命、御領國中神社・仏閣・寺院札由

来・記録、被成編集被置藏公庫訖、其節蒲生宰代為

被書出帳面等雖有之不詳候、能々御勘弁之上編集被

成可有候、清書事專要御座候、以上、

赤塚源太左衛門尉

貞享元年甲子八月廿三日 藤原真勝印

日州御弓箭之内御奉公申上候事

一 野尻口高松と申を陣城に見申せの由 御意二而候間、

持原丹後守・元村筑前守、案内者湯前巻岐守同心申

候而見申候事、

一 野尻口石瀬戸を陣城に見申せの由被仰付候而、池口

对馬守・持原丹後守、案内者江平伝内左衛門同心申

候而見申候事、

一 戸崎とびやと陣城(をカ)に見申せの由

御意二而候間、逆瀬川豊前守、案内者江平伝内左衛

門同心を以見申候事、

一 紙屋町口くまのかくらと申を陣城に見申せの由 御

意二而候間、上原勘解由兵衛尉・逆瀬川豊前守・拔

水山之丸同心申候而見申候事、

一 御弓箭内に紙屋さし通り、道にはりふせ申候由 惟

新様御意二而候間、池口对馬守・はへの尾四郎左衛

門、案内者江平伝内左衛門・拔水山之丸同心申候而

ふせ置候処二、日州御手に参候刻、

惟新様御出馬被成候、然者先年ふせ置申候はりをお

こし申せ之由 御意二而候間、役者光明坊同道申候

而はりをおこし、則其場にて懸御目申候事、

一 嶽之米ら殿御奉公被申候へとの御使に、度々山く、

り申候、案内者須木衆、杉松豊前守同心申候事、

一 御弓箭内に求摩皆越之城忍申候、元村筑前守・池口

对馬守・持原丹波守、案内者深瀬肥後守・皆越大隅

守同心申、しのび申候事、

一 求摩御弓箭之内、宮崎監物と申人をからくり付、夫より木上之地頭窪田越後守をからくりの使、度々山く、り申候、八重尾四郎左衛門、案内者彦兵衛尉と申を同心申候事、

一 豊後衆筑後国黒木口よりさし出、はんとう寺と申所を陣に取申候、然者山下と申城を手に入、夫より築川陳を取なおし申候、其通路をめしきり可申哉、談合にてはんとう寺と申陳城見申せの由、

惟新様御意ニ而候間、坂之上伊賀守、案内者隈辺殿より被出候而見申候事、

一 豊後国菅之迫之城をかよりからくり付、人衆くり取申付、地頭志賀播磨守殿より一大事ニ罷成候間、人数可被下之由被頼存候間、相籠申せの由 惟新様御意ニ而候間、小林之衆中三拾人程同心申、罷籠り御奉公申上候事、

一 豊後より 惟新様御帰陣之時、清田衆通路を取切り申二付、手当可仕由被仰付候間、小林衆五十人程召列、としミつの河はたへ罷居候処、ミしは取切申候へ共無何事申閉目、其上敵も余多うて申候、左候而、

惟新様御通り被成候事、

一 京衆御下之時、 惟新様美濃守殿江御参会之刻人質と被仰候、左候得者愚息〔赤塚重政〕三右衛門拾七才ニ罷成候時、人質可出之由御意ニ而候間、高原へ桑山修理太夫殿御座候に出申候、左候而、日数四拾日被召置、京衆御引陳之時御返被成候、是八川上四郎兵衛殿御存知ニ而候事、

一 真幸・小林嘸、廿ケ年余仕り御奉公申上候事、

一 京都江 奥様御供いたし三年御奉公申上候事、

一 関ヶ原より 惟新様御下向被成候時、蒲生新城御こしらへ被成候、我等も御供申上罷下候得共、程なく新城へ御番申せの由被仰付候間、十ケ年罷居御奉公申上候事、

一 出水・高尾野地頭宮原〔景晴〕左近入道殿より可被召移之由御侘被申上候得共、蒲生新城へ被召置候間めし移され間敷之由候故、加増なども取後、于今無足仕候事、

正月廿七日

赤塚源太左入道



弘治元年蒲生二而、

一 貴久様御陣所、城ヶ崎之南方

貴久様 兵庫頭様御本陣、

一 同年荒平之御陣、 義久様

(島津尚久)
左兵衛様御大将、

一 同年馬立、元住吉之地之西平ニツ石共申候、右馬頭

殿 中務様御陣所、如右三ツ御陣所御座候得共、洪

谷・菱刈より加勢ニ依て遮而軍拵無之由申来候、然

とも弘治三年之四月十五日ニ菱刈陣被成御責之、米

丸口御大将 兵庫頭様、梅北宮内左衛門、北村口之

大将右馬頭様、樺山助太郎殿、右之御手を以、弘治

三年四月十五日責落被成候、樺山助太郎殿十八二而

其場ニ戦死、市来衆浜田右京戦死ニ而候、城主菱刈

(重懲)
権頭殿打取被成候、菱刈殿衆壹人も不残米丸牟田ニ

而打取由候、

大手
一 北村之かへり忠、向江吉左衛門山下名字之者ノ子を

御本陣へ人質として指上候、左候而、彼者子北村之

城を忍とり、御奉公可申由にて御案内者申、 貴久

様も 左兵衛様被成御同心、北村へ指懸り、たれの

口迄御かゝり被成候処ニ、城より稠敷切付申、難儀

ニ罷成処、弟子丸殿御跡を閉目、新留之城之下にて

戦死被成由候、 貴久様御馬に矢二筋当り申候、馬

者市来野大鹿ケと申馬にて候、左兵衛様も御手負被

成候而如吉田之被成御引候、高牧口を被成御出、

兵庫頭様御むかへ取被成候事、但、 兵庫頭様者蒲

生野久尾口之手当御大將軍之由、

一 弘治三年之四月十九日、蒲生本城下城、蒲生殿は洪

谷御頼被参候、北村之城も同前に候、

一 享録元年五月上旬より、加治木黒川崎江義久様御陣

候処ニ、北原か門葉洪谷兵庫頭と申者黒川江被罷出、

此 ま、北原か内白坂一党踊より申入られ候、此間ニ白

かねやせごらうニ御陣なされ星原三合戦、岩剣被責

落候由、

一 弘治元年四月二日ニ帖佐之城責落被成たる由候、然

とも蒲生殿ハ菱刈より加勢被仕によつて立籠り罷居

候を、弘治三年四月十五日ニ責落為被成由候、

一 弘治元年と三年との間、 御家より御陣御付被成、

度々合戦とも為有之由候、其内に北村之帰り忠杯も

可有之候、

義久様之御陣、忠平様之御陣、右馬頭殿・中務

殿・図書様・左衛門殿・御連枝衆之御陳、又誰人何

事二而手柄被仕候、又戰死被仕候通被聞召及候ハ、

子細ニ御書付次而次第被遣候而可被下候、若此辺御

越之儀候ハ、懸御目万端可申承候、以上、

卯十一月朔日

新納仲左衛門印

野村与右衛門様

蒲生落城已後被召移候人数

花牟礼 黒江 酒匂 嶺崎 向井

山元 土持 中村 黒川 山田

満尾 勝目 吉富 田代 渡辺

川崎

右拾六人之内、黒江・田代兩人者御城主取番頭被

仰付相勤候也、

弘治四年

一 真重

後改真賢、太郎二郎、源太左衛門、入道号斎於休

意、

天文十一年壬辰五月五日、於薩州加世田誕生、母滿

尾掃部兵衛尉藤原貞利女也、太守貴久公欲陷蒲生

氏之本城、而俾諸將於侵彼地者、自弘治二年丙辰季

春到同三年丁巳初夏矣、同四月十五日舍弟右馬頭忠

将当被陷於菱刈陳之時、真重拾六才二而初斬獲敵首

所以備実檢也、

永録四年辛酉夏、肝付河内守兼統入道省釣斎在隅之

廻之城、而為讐敵、同七月十二日合戰遂軍務得敵首

焉、且復謁 忠平公、則賜御鑓珍戴百拜、而貽子孫、

自大永年間至永録・天正年間、諸国兵乱無止時云々、

薩隅亦如斯、弘治二年丙辰、真重拾五歳二而致初陣

以借背於 太守者多矣、漸迨永録之末年責平逆徒所

以令為一統平均也、吾隨于 忠平主而臨諸所戰場而

遂軍務焉、雖有其戰功略于茲矣、

天正四年丙子仲秋廿三日、義久公及忠平主陷於高

原城則宰伊東新次郎出質、以同廿四日委於三山城、

且數ヶ所之陣畧退去也、故廿八日 義久公入三山而

唱泰平凱拜矣、

忠平主及歳久・家久・征久・北郷氏一雲（時久）以下諸將候于御前、於茲俾真重於補宰代且足輕大将、而有可

移三山城裏之命、雖固辞不能、応高命在于茲勤仕者廿ケ年ま、承高命、文録四年乙未冬遷居蒲生

城裏也、右自弘治二年丙辰至天正十五年丁亥、四拾

有四ケ年無安息間勞軍務、而天正五年丁丑極月、伊

東散位義祐退於日州遁豊後州則入御手裏、然後肥

筑豊前後六州入御手裏、軍勞不可勝言、右従于

（義弘）義珍主之軍列以発近国、則領壹百余人発遠国、則領

五拾余人為軍務矣、ま、被疵者十一ケ所微而免死也、

斬於敵者二十六人（ママ）有勇者獲數十首爾云、

寛永十年癸酉中秋十四日死去、享年九十二、法名木

学賢重居士、

濃州関ヶ原合戦破候刻、惟新様御供仕候衆之覚

顚（入米院重高）娃弥市郎 桂山城守（忠詮） 大野将監

大田吉兵衛 鎌田玄蕃助 本田源右衛門

伊勢平左衛門 山田弥九郎（有榮） 岩切雅楽助

吉田六郎右衛門 後醍院喜兵衛（宗重） 木脇形部左衛門（刑九、祐秀）

相良吉右衛門

矢野休次

本田吉藏

白坂七介（浜敷、本之儀）

指宿清左衛門

二階堂弥六

白坂大学坊

中馬大藏允

松岡平右衛門

曾木五兵衛

木原七郎左衛門

右同姓子熊允

鎌田右兵衛

帖佐彦左衛門

肥後舍人

右同姓弥次郎

須田善五郎

谷口六郎（重昌）

長正半六（異本之長山）

横山休右衛門

末田半右衛門

井尻弥五助

平山七介

榎並甚兵衛

宮牟礼十郎

健軍伊右衛門等、猛敵を切除、近

江・伊勢・伊賀嶮難を経迷、大和・河内之地、摂津

国至住吉也、

右、蒲生谷口家旧記二見得候、

鹿児島県史料編さん関係者

史料編さん 東京大学
顧問 史料編纂所所長 保谷 徹

九州大学名誉教授 安藤 保
志学館大学教授 原口 藤
委員 三木 靖 日隈 正 泉
丹羽 謙 治 佐藤 宏 守
丹羽 謙 治 佐藤 宏 守

堂 塩 満 幸 子
塩 満 郁 夫 尾口 義 男
塩 満 郁 夫 尾口 義 男

鹿児島県歴史・美術センター黎明館

館長 酒匂 司

副館長 赤間 広嗣

調査史料室 栗林 文夫

学芸専門員 市村 哲二
資料調査員 藤崎 光穂 春山 直人
資料調査員 藤崎 光穂 春山 直人

原田 紗代子 (向原 雅子)

鹿児島県史料

名越時敏史料十

令和3年3月12日発行

非売品

編集 鹿児島県歴史・美術センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷 株式会社 きょうせい

